

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 特定事業の選定

平成 30 年 8 月 15 日

須 崎 市

須崎市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき「須崎市公共下水道施設等運営事業」を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に基づき特定事業の選定に係る客観的な評価の結果を公表する。

平成 30 年 8 月 15 日

須崎市長 楠瀬 耕作

## 目 次

1	事業概要 .....	1
	(1) 事業名称 .....	1
	(2) 公共施設の管理者 .....	1
	(3) 事業目的 .....	1
	(4) 本事業の対象施設と概要 .....	1
	(5) 事業方式 .....	2
	(6) 事業期間 .....	2
	(7) 事業範囲 .....	3
	(8) 利用料金 .....	3
	(9) 費用負担 .....	3
2	事業の評価 .....	5
	(1) 評価の方法 .....	5
	(2) 定量的評価 .....	5
	(3) 定性的評価 .....	6
	(4) 総合評価 .....	6

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

須崎市公共下水道施設等運営事業

### (2) 公共施設の管理者

須崎市長 楠瀬 耕作

### (3) 事業目的

市の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区（5 処理区）を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成 22 年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成 25 年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成 28 年度に、国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業（B-DASH）」に応募し終末処理場のダウンサイジング事業に着手。平成 27 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

こうした中、市は、公共下水道等の運営事業について、P F I 法第 6 条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業（地方公共団体等による調査実施への補助）を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業（污水）の実施に当たっては、市は、P F I 法に基づいて公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

### (4) 本事業の対象施設と概要

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

- ①下水道管渠（污水）[約 10 k m（漁業集落排水施設の管渠は含まない）]
- ②終末処理場 [B-DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予定]  
[処理能力：500 m<sup>3</sup>/日、処理方式：生物膜ろ過併用 D H S ろ床法]

- ③雨水ポンプ場 [5 か所]
- ④下水道管渠 (雨水) [約 12 k m]
- ⑤漁業集落排水処理施設浄化槽 (池ノ浦、中ノ島) [5 か所]
- ⑥漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設
- ⑦クリーンセンター等 [クリーンセンター横浪、須崎市一般廃棄物最終処分場]

上記の①を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠 (汚水) を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記①に含まれるものとする。

また、②は、国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。(国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後 (平成36年度以降 (予定)) は、上記①と②を「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。)

### (5) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

#### ■対象事業の事業方式

対象事業		事業方式	
下水道	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理 (巡視・点検、清掃、修繕)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH実証実験施設含む)	経営、企画、維持管理 (維持、修繕)	【～平成35年度末】包括的民間委託 【平成36年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託 (仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理 (維持)	委託 (仕様発注)
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理 (維持、修繕)	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理 (維持、修繕)	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理 (維持)	包括的民間委託

### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日 (以下「本事業開始日」という。) より、下水道管渠 (汚水) に対して運営権の設定を受けた日 (以下「運営権設定日」という。) から 19 年を経過する日が属する事業年

度末までとする。

事業期間：平成 31 年 10 月 1 日～平成 51 年 3 月末日（予定）※ 1

※ 1 下水道（運営権設定対象）	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 51 年 3 月末日
下水道（運営権設定対象外）	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日
漁業集落排水施設	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日
クリーンセンター等	：平成 31 年 10 月 1 日～平成 36 年 3 月末日

## （7）事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

### ア 公共施設等運営事業

【平成 31 年度～平成 35 年度】経営、下水道管渠（污水）

【平成 36 年度～事業終了】経営、下水道管渠（污水）、終末処理場

イ 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

ウ 雨水ポンプ場の保守点検

エ 下水道管渠（雨水）の維持管理

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

カ クリーンセンター等の包括的民間委託

キ 附帯事業

ク 任意事業

## （8）利用料金

事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の使用者から収受する。

利用料金の額は、須崎市下水道条例の規定に基づく使用料等に対して、8割までの範囲内で市が定める割合に乗じた額に相当する額とする。

## （9）費用負担

本事業における費用負担は、以下のとおりである。

### ア 公共施設等運営事業

事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し、残りは市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

### イ 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、

優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### ウ 雨水ポンプ場の保守点検委託

雨水ポンプ場の保守点検委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### エ 下水道管渠（雨水）の維持管理委託

下水道管渠（雨水）の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

漁業集落排水処理施設の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### カ クリーンセンター等の包括的民間委託

クリーンセンター等の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### キ 附帯事業

事業者は、設置費、改築費、維持管理費等の費用を負担する。

#### ク 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては上記アからキまでの業務に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

## 2 事業の評価

### (1) 評価の方法

本事業のうち、附帯事業及び任意事業を除いたものを対象として、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものと、事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を現在価値に換算したものとを比較し、事業費総額の縮減が期待できることを選定の基準とした。

### (2) 定量的評価

#### ア 算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の予定事業費と、事業者が実施する場合の予定事業費との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

区分	市が自ら実施する場合	事業者が実施する場合
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業期間：19年6カ月 (包括的民間委託、委託(仕様発注)は4年6カ月)</li> <li>○割引率：2.0%</li> <li>○物価上昇率：見込んでいない</li> <li>○附帯事業、任意事業は見込んでいない</li> </ul>	
利用料金収入	○下水道使用料収入等	○下水道使用料収入等
管理運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営(計画・調査費等)</li> <li>○管渠(維持管理等)</li> <li>○終末処理場(運転保守、修繕等)</li> <li>○漁業集落排水(維持・修繕等)</li> <li>○クリーンセンター等(運転保守等)</li> <li>○雨水ポンプ場(保守点検等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画・調査(計画・調査費等)</li> <li>○管渠(維持管理等)</li> <li>○終末処理場(運転保守、修繕等)</li> <li>○漁業集落排水(維持・修繕等)</li> <li>○クリーンセンター等(運転保守等)</li> <li>○雨水ポンプ場(保守点検等)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費</li> <li>○支払利息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費</li> <li>○支払利息</li> <li>○モニタリング経費</li> <li>○租税公課 等</li> </ul>

※事業者が実施する場合には、業務の簡素化、効率化による効果、発注時期の創意工夫による最適化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用等によるコスト縮減が実現するものとして算定している。

#### イ 算定結果

上記アの前提条件を基に、市が自ら実施する場合の事業期間中の予定事業費総額と、公共施設等運営事業等として事業者が実施する場合の事業期間中の予定事業費総額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。



この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、事業者が実施する場合は、事業期間中の予定事業費総額が約5%程度の縮減が期待できることが確認された。

なお、事業者公募にあたっては、本算定結果も踏まえつつ、提案にあたっての上限価格を示すことを予定している。

### (3) 定性的評価

本事業を公共施設等運営事業等として実施することにより、次のような定性的な効果が期待できる。

#### ア 業務の一体化による効率化

本事業の各業務を事業者に一括して発注することにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や事業者による創意工夫を見込むことができ、より効率的かつ効果的な運営が期待できる。

#### イ 良質なサービスの提供

事業者の有する専門的な知識や技術、経営資源、創意工夫等を活用することにより、将来にわたる計画的かつ効率的なアセットマネジメントが実施され、持続可能な事業運営が期待できるとともに、高度な運転管理が実施され、水質保全等に係る良好な成果が期待できる。

#### ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市と事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

### (4) 総合評価

本事業は、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において、事業期間中の事業費総額を5%程度（現在価値換算後）縮減することが期待できる。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 募集要項

平成30年9月20日公表版

須 崎 市



## 目 次

はじめに	1
1 本公募の概要	2
(1) 公共施設等の管理者の名称	2
(2) 担当部署	2
(3) 募集要項等	2
2 本事業の概要	4
(1) 事業目的	4
(2) 本事業の対象施設と概要	4
(3) 運営権設定対象施設の立地	7
(4) 事業方式	8
(5) 事業範囲	9
(6) 事業期間	12
(7) 下水道事業における使用料及び利用料金	13
(8) 下水道事業における利用料金の設定及び収受	14
(9) 事業の費用負担	16
(10) 事業者が受領する権利・資産	17
(11) 市から事業者への職員の派遣	17
(12) 運営権対価	17
(13) サービス対価	17
3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	18
(1) 募集及び選定の方法	18
(2) 募集及び選定スケジュール	18
(3) 応募者の参加資格要件	19
(4) 公募手続き等	21
(5) 優先交渉権者の選定方法	24
(6) 優先交渉権者選定後の手続き	26
(7) 応募に関する留意事項	27
4 その他	29
(1) 議会の議決	29
(2) 情報提供	29
(3) その他	29



## はじめに

須崎市（以下「市」という。）は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者が選定された場合は、当該構成員全員の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者が設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定するとともに、須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、本事業を実施することを計画している。

本募集要項は、市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項は、公表日から実施契約の締結日までの期間において適用する。また、実施契約における当事者については、実施契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

平成 30 年 8 月 15 日

須崎市長 楠瀬 耕作

## 1 本公募の概要

### (1) 公共施設等の管理者の名称

須崎市長 楠瀬 耕作

### (2) 担当部署

須崎市役所 建設課 都市計画係 西村、谷脇、中平

住 所：〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電 話：0889-42-5193

F A X：0889-40-0118

E-mail：gesuidou@city.susaki.lg.jp

電子メール件名には、「【須崎 PFI】」を頭に付け、「提出者名」

を末尾に付けること（“PFI”は半角、「須崎」と「PFI」の間にスペースなし）

電子メール件名例：【須崎 PFI】 × ……(株)

### (3) 募集要項等

本募集要項及びその添付資料は、以下のア～ケまでの書類（これらに補足資料、須崎市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針に関する意見・質問への回答を含まない。）その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」と総称する。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。ア～クまでの書類は、審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件であり、ア～カまでの書類は、実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表する上記以外の補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も実施契約締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

ア 須崎市公共下水道施設等運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）

イ 須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約書（案）」という。）

ウ 須崎市公共下水道施設等運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）

エ 須崎市公共下水道施設等運営事業要求水準書（案）（以下「要求水準書（案）」という。）

オ 須崎市公共下水道施設等運営事業モニタリング基本計画（案）（以下「モニタリング基本計画（案）」という。）

カ 関連資料集

キ 須崎市公共下水道施設等運営事業優先交渉権者選定基準（以下「優先交渉権者選

定基準」という。)

ク 須崎市公共下水道施設等運営事業様式集及び記載要領(以下「様式集及び記載要領」という。)

ケ 参考資料集

なお、募集要項等と須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針(平成30年2月16日公表。以下「実施方針」という。)及び実施方針に関する意見・質問への回答に相違がある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。



## 2 本事業の概要

### (1) 事業目的

市の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区（5 処理区）を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成 22 年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成 25 年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成 28 年度に、国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業（B-DASH）」に応募し終末処理場のダウンサイジング事業に着手し、平成 27 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

こうした中、市は、公共下水道等の運営事業について、PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業（地方公共団体等による調査実施への補助）を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業（汚水）の実施に当たっては、市は、PFI 法に基づいて運営権を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

### (2) 本事業の対象施設と概要

#### ア 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

下水道管渠（汚水）

終末処理場〔B-DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予定〕

雨水ポンプ場

下水道管渠（雨水）

漁業集落排水処理施設浄化槽（池ノ浦、中ノ島）

漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設

クリーンセンター等

上記の を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記に含まれるものとする。

また、は、国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。(国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後(平成 36 年度以降(予定))は、上記 と を「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。)

イ 対象施設の概要

下水道管渠(汚水)

【供用区域の既設下水管渠】

- ・汚水管：約 10km (漁業集落排水処理施設の管渠は含まない)

終末処理場(B - DASH 実証実験施設は平成 35 年度末に国から市に所有権移転予定)

場所：須崎市潮田町

- ・ 供用開始：平成 7 年 10 月
- ・ 処理能力：500 m<sup>3</sup>/日 (日最大)
- ・ 処理方式：生物膜ろ過併用 D H S ろ床法
- ・ 汚泥処理方式
  - 濃縮方式：重力濃縮
  - 脱水方式：スクリーンプレス脱水

雨水ポンプ場

(1) 名称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部ポンプ場	処理場内ポンプ場	浜町ポンプ場	
(2) 位置	須崎市潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市潮田町	須崎市浜町一丁目	
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	
(4) 能力	計画時間最大汚水量 (m <sup>3</sup> /秒)	4.62	4.54	4.93	13.63	0.66
(5) 供用開始	昭和 48 年	昭和 51 年	昭和 48 年	昭和 51 年	平成 25 年	

下水道管渠(雨水)

- ・雨水管：約 12km

漁業集落排水施設浄化槽(池ノ浦、中ノ島)

a 池ノ浦漁業集落処理施設

- ・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					汚泥汲み取り
	人槽数 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	設置 年月日	放流水質(mg/ℓ以下)		
				BOD	SS	
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7	H12.3. 1	20	30	20m <sup>3</sup>

b 中ノ島漁業集落排水処理施設

・処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					備 考	
	人槽数 (人)	処理水 量 (m <sup>3</sup> /日)	設置 年月日	放流水質 (mg/ℓ以下)			汚泥 汲み取り
				BOD	SS		
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m <sup>3</sup>	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m <sup>3</sup>	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.2 5	20	30	20m <sup>3</sup>	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.2 5	20	30	-	海上 輸送 あり

クリーンセンター等

a クリーンセンター横浪

項 目	内 容
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選・手選別・圧縮・減容梱包・貯留
処理能力	6.2t/日(5H)
竣工年月	平成 16 年 3 月

b 須崎市一般廃棄物最終処分場

項目		内容
場所		須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
竣工年月		平成 15 年 3 月
埋立 処分場	埋立地面積	11,000m <sup>2</sup>
	埋立容積	91,000m <sup>3</sup>
	埋立方法	サンドイッチセル構造
	処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ
	埋立量	(平成 27 年度実績) 3,158m <sup>3</sup> /年(覆土含む) 697 トン/年(覆土含まない)
	施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体
閉鎖 処分場	閉鎖方法	地中連続壁 + 覆土 + 透気性防水シート
	面積	23,500m <sup>2</sup>
浸出水 処理施設	処理方法	【水処理】 前処理 + カルシウム除去 + 生物脱窒素処理(接触ばっ気法) + 凝集沈殿処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理 + キレート吸着処理 + 消毒 【汚泥処理】 濃縮処理 + 脱水処理 + 埋立処理
	処理能力	140m <sup>3</sup> /日(調整槽 8,000m <sup>3</sup> )
	計画水質	【処理水の水質】 pH: 5.8 ~ 8.6 BOD: 10mg/ SS: 10mg/ T - N: 10mg/ Ca <sup>2+</sup> : 100mg/ その他項目: 水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下

(3) 運営権設定対象施設の立地

本事業のうち、運営権設定対象とする施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

運営権対象施設	所在地
終末処理場 (平成 36 年度以降)	須崎市潮田町 3 - 13
下水道管渠(汚水)	下分甲の一部
	池ノ内の一部
	港町
	原町 1 丁目
	原町 2 丁目
	鍛冶町

	東糺町
	西糺町
	新町1丁目
	新町2丁目
	青木町
	東古市町
	西古市町
	浜町1丁目
	浜町2丁目
	南古市町
	横町
	栄町
	幸町
	中町1丁目
	中町2丁目
	西町1丁目
	西町2丁目
	泉町
	須崎
	多ノ郷甲の一部
	神田の一部
	押岡の一部
	大間西町
	山手町
	潮田町
	大間本町
	大間東町
	赤崎町
	緑町
	西崎町
	妙見町
	土崎町
	桐間西
	桐間東
	桐間南
	吾井郷乙の一部

#### (4) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

## 対象事業の事業方式

対象事業			事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理(巡視・ 点検、清掃、修繕)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH実証実験施設含 む)	経営、企画、維持管理(維持、 修繕)	【～平成35年度末】包括的民間委託 【平成36年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託(仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理(維持)	委託(仕様発注)
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理(維持)	包括的民間委託

### (5) 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、契約（公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む）に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書（案）、実施契約書（案）に示す。

#### ア 公共施設等運営事業

##### (ア) 経営に関する業務

- a 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画  
法事業計画)(都市計画決定)】
- b 終末処理場ストックマネジメント計画関連業務
- c 雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務
- d 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- e 雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- f 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】
- g 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】

##### (イ) 運営事業計画書の作成

##### (ウ) 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する業務

- a 計画的維持管理業務
- b 管路ストックマネジメント計画関連業務

##### (エ) 終末処理場の運転管理に関する業務（平成36年度以降）

- a 技術管理
- b リスク管理
- c 地域貢献
- d 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- e 処理場設備機器の運転操作及び記録
- f 水処理設備の保守運転
- g 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- h 水質等の監視
- i 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- j 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- k 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- l 法定水質分析
- m 沈砂、しさ、スカムの搬出、脱水ケーキの運搬、処分
- n 環境の保持
- o 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- p 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- q 場内の清掃、環境整備
- r 臭気、騒音等に関する巡視

イ 終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務（事業開始～平成35年度）

- (ア) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (イ) 終末処理場設備機器の運転操作及び記録
- (ウ) 水処理設備の保守運転
- (エ) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (オ) 水質等の監視
- (カ) 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (キ) 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (ク) 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (ケ) 法定水質分析
- (コ) 沈砂、しさ、スカムの搬出
- (サ) 環境の保持
- (シ) 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
- (ス) 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- (セ) 場内の清掃、環境整備
- (ソ) 臭気、騒音等に関する巡視

ウ 雨水ポンプ場保守点検業務

- (ア) 保守点検業務
- (イ) ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (ウ) 保全管理業務

- (工) 施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保全計画の策定及び設備関連台帳の作成及び管理
- (才) 物品管理業務
- (力) 設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

#### エ 下水道管渠（雨水）の維持管理業務

- (ア) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
  - ・維持管理計画策定業務
  - ・月間維持管理計画策定業務
- (イ) 計画的維持管理業務
  - ・巡視・点検・調査業務
  - ・清掃業務
  - ・修繕業務

#### オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託業務

- (ア) 浄化槽の維持管理
- (イ) 浄化槽への薬剤投入
- (ウ) 中継ポンプ場の維持管理
- (エ) 臨時点検

#### カ クリーンセンター等の包括的民間委託業務

- (ア) 受付等業務
- (イ) 運転等業務
- (ウ) 管理等業務
- (エ) その他業務

#### キ 附帯事業

附帯事業とは、公共施設等運営事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減、地域経済の活性化等の効用が発揮される事業のことをいう。

応募者が提案審査において附帯事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に提案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。市は提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

#### ク 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただ



し、任意事業の提案は必須ではなく、また事業期間中に事業者が提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、本事業の対象施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において必要と考える業務、特に地域振興に資する業務等を行うことができる。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に提案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。

なお、事業者が本事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本事業に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

区分	運営権	施設所有者	設置費・改築費負担	維持管理費負担
附帯事業	設定対象	市	市	事業者
任意事業	設定対象外	事業者	事業者	事業者

## (6) 事業期間

### ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）より、下水道管渠（污水）に対して運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

事業期間：平成 31 年 10 月 1 日～平成 51 年 3 月末日 1

- 1 下水道（運営権設定対象）：平成31年10月1日～平成51年3月末日
- 下水道（運営権設定対象外）：平成31年10月1日～平成36年3月末日
- 漁業集落排水処理施設：平成31年10月1日～平成36年3月末日
- クリーンセンター等：平成31年10月1日～平成36年3月末日

### イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

### ウ 運営権の設定等及び事業者貸与対象資産の貸与方法

3 に定める手続きによって選定され、市との間で基本協定（3（6）アに規定する基本協定をいう。以下同じ。）を締結した優先交渉権者は、本事業の遂行を目的とする特別目的会社（事業者）を設立する。

事業者は、市が管理する下水道管渠（污水）について運営権の設定を受けて、運営権を設定された運営権者となる。また、市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産を事業者に無償で貸与する。

事業者は、市との間で実施契約を締結し、これに定めるところにより、本事業を実施する。

#### エ 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりである。

##### a 運営権

運営権は本事業終了日に消滅する。

##### b 事業者の資産等

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

また、市又は市の指定する第三者は、事業者の所有する資産のうち、必要と認められたものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために事業者が所有する資産（市又は市の指定する第三者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、事業期間中において市の了解を得た上で改変や更新を行っている部分については、基本的には原状に復する必要はない。また、市又は市の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。

##### c 業務の引継ぎ

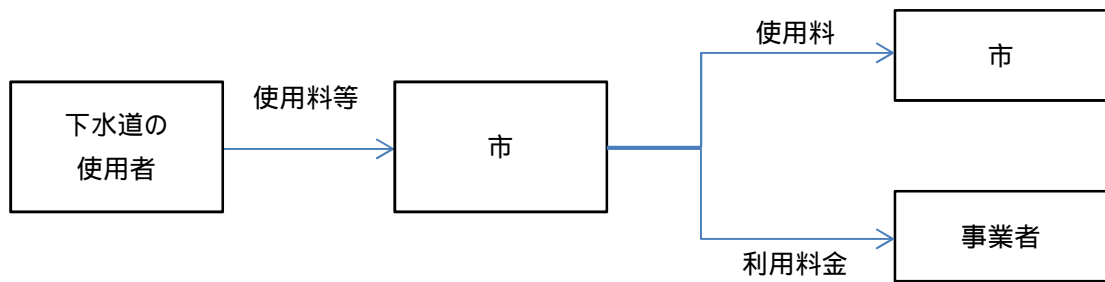
本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるよう適切な引継ぎを行わなければならない。

#### (7) 下水道事業における使用料及び利用料金

##### ア 使用料及び利用料金の定義

本事業期間中、本対象地域における下水道の使用者は、市に対する使用料と事業者に対する利用料金を支払うものとする。本募集要項では、本対象地域の下水道に係る使用料と利用料金を合わせたものを使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）と称する。

なお、使用料等の算出方法は、須崎市公共下水道条例の規定に基づくものとする。



#### イ 使用料等の改定

市は、須崎市公共下水道条例で定める使用料等の改定(以下「料金改定」という。)の必要性を計画的に検討し、必要に応じ改定を行う。

事業者は、5年に1回、料金改定に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合には、市と事業者は協議を行う。この場合、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うが、最終的な決定は市が行う。

### (8) 下水道事業における利用料金の設定及び収受

#### ア 利用料金の設定

事業者は、利用料金を本対象地域における下水道の使用者から収受する。

当該利用料金は、2(7)アに示す使用料等に対して、一定の割合(以下「利用料金設定割合」という。)を乗じて算定するものとする。市は、下水道事業につき当該事業の実施に必要な経費及び次のウに示す構成に基づき、利用料金設定割合を定める。利用料金設定割合は、須崎市公共下水道条例にその範囲を定めた上で、同条例施行規則において規定する。

なお、応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は8割とする。ただし、事業開始日までの間に市が料金改定を行う場合、市は事業者が収受する利用料金の見込額が提案時と変わらない額となるよう利用料金設定割合の変更を行う場合がある。

#### イ 利用料金設定割合の改定

##### (ア) 事業者の提案による利用料金設定割合の改定

事業者は、2(7)イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、5年に1回、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。この場合、2(7)イと同様に当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。

##### (イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定

直近の利用料金設定割合の設定(改定)時から3年以内に、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と事業者は設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書(案)に示す。

- a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が収受する利用料金が著しく増減し、さらに継続的に事業者の収入が増減することが予想される場合
- b 電力料金単価等が著しく変動し、さらに継続的に事業者の負担が増減することが予想される場合

(ウ) 法令等の変更又は市の計画変更に伴う利用料金設定割合の改定

法令等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、市と事業者は設定割合の改定について協議を行うことができる。法令等の変更又は市の計画変更とは、以下に示すものとし、詳細は実施契約書（案）に示す。

- a 法令等の変更は要求水準に影響し、事業者が負担する費用が著しく増減する場合
- b 当該事業に直接関係する税制等の変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合
- c 事業内容の変更等の市側の事由により計画が変わることで、事業者が負担する費用が著しく増減する場合

(エ) その他市が必要と認める場合

上記(ア)から(ウ)までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について、事業者に協議を申し入れることができる。

ウ 利用料金の構成内容

事業者が収受する利用料金の構成は下水道事業の公共施設等運営事業の経営に関する業務、下水道管渠（汚水）の企画・調整に関する業務、終末処理場の運転に関する業務（平成 36 年度以降）にかかる費用等の一部とする。

エ 利用料金収受代行業務

実施契約とは別に市と事業者が締結する契約に基づき、市は、事業者を代行して利用料金を市が受け取る使用料や水道料金とあわせて徴収する。市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。

オ 債権の担保のため利用料金の引き当て

要求水準違反金及び契約解除違約金について、市は、保管した利用料金を引き当てることができる。

カ 利用料金の未納者への対応

市の下水道使用者の未納者への支払いの催促等については、上記エに示した契約に基づき、市が事業者に代わって実施する。

ただし、未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより事業者が行う。この際、債権回収の時期等については、市と協議し行うものとする。

(9) 事業の費用負担

事業者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。

ア 公共施設等運営事業

事業者は、下水道事業の公共施設等運営事業に係る費用の一部を負担し、残りは市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

イ 終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）

終末処理場の包括的民間委託（事業開始～平成35年度）に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

ウ 雨水ポンプ場の保守点検委託

雨水ポンプ場の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

エ 下水道管渠（雨水）の維持管理委託

下水道管渠（雨水）の維持管理委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託

漁業集落排水処理施設の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

カ クリーンセンター等の包括的民間委託

クリーンセンター等の包括的民間委託に係る費用については市が負担する。なお、市が負担する費用はサービス対価として事業者へ支払うものとし、優先交渉権者選定時に民間事業者が提示した金額とする。

#### キ 附帯事業

市は、附帯事業に係る設置費、改築費を負担し、事業者は維持管理費等を負担する。

#### ク 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては上記アからキまでの業務に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、事業者の費用負担については、「別紙6 サービス対価の支払方法」に示す。

#### (10) 事業者が受領する権利・資産

運営事業開始日までに事業者が受領する主な権利・資産は以下のとおりである。なお、事業者が任意事業を実施する場合には、それに必要な権利を設定する予定である。

##### a 運営権

2(2)アで示した運営権設定対象施設【事業開始時】に設定される権利

(なお、公共施設等運営事業開始日以降に、国から市に B-DASH 実証実験施設の所有権が移転された後(平成36年度以降)は、運営権設定対象施設【所有権移転後】に設定される権利)

##### b 事業者貸与対象資産

事業運営に必要な事業者貸与対象資産。

#### (11) 市から事業者への職員の派遣

市は運営権設定対象施設における技術継承および技術者の育成を目的とし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)に基づき、必要に応じて特別目的会社へ市職員の退職派遣を行うことも検討する。

#### (12) 運営権対価

事業者は、下水道事業に係る運営権の設定に対する対価(以下「運営権対価」という。)を市に支払うものとする。運営権対価は0円以上とし、民間事業者の提案によるものとする。

#### (13) サービス対価

市は、事業者に対して、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる費用の一部をサービス対価として支払う。

提案時におけるサービス対価の上限金額は次のものとする。

提案時におけるサービス対価の上限金額

1,082,960,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

### 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### (1) 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式による。

#### (2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

なお、市は以下のスケジュールを変更することができる。

時期	内容
平成30年8月15日	募集要項等（要求水準書（案）優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）実施契約書（案）関連資料集等）の公表
平成30年8月16日～8月22日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年8月27日	説明会及び現地見学会の開催
平成30年8月27日～8月30日	募集要項等に関する質問の受付
平成30年9月13日	募集要項等に関する質問への回答
平成30年9月14日～9月21日	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
平成30年10月1日～10月5日	競争的対話（第1回）の実施
平成30年10月29日～11月2日	競争的対話（第2回）の実施
平成30年12月17日	提出書類（提案書）の受付
平成31年1月	優先交渉権者の選定
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年5月	運営権設定、契約の締結
平成31年10月	公共施設等運営事業開始

### (3) 応募者の参加資格要件

#### ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、2(5)に掲げる業務を実施する予定の単体企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (イ) 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業(以下「コンソーシアム構成員」という。)の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ウ) コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、事業者に出資して、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株式」という)の全ての割当てを受けるものとする。なお、コンソーシアムの場合は代表企業の議決権比率が最大とならなければならない。
- (オ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が2(3)イ及びウの参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。
- (カ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。また、参加資格審査書類の提出以降、応募企業若しくはコンソーシアム構成員を取りやめた後、他のコンソーシアム構成員となることも認めない。

#### イ 応募企業、コンソーシアム構成員全員に共通の参加資格

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 市の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等に関する告示(平成29年須崎市告示第31号から第33号まで)の規定により、平成30年度の競争入札参加資格者名簿(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入等(製造を含む))のいずれかに登載されている者。なお、コンソーシアムにあってはコンソーシアム構成員の1者がそれに該当している必要がある。
- (オ) 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、須崎市から指名停止等の措置を受けていない者であること。



(カ) 本事業のアドバイザー業務受託者及び当該アドバイザー業務において業務協力関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務受託者及び業務協力関係にある者は以下のとおりである。

みずほ総合研究所株式会社  
株式会社日水コン  
西村あさひ法律事務所

(キ) 2(5)アに規定する審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

(ク) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(ケ) 市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)若しくは委員又は市の水道事業及び下水道事業管理者が役員等となっている法人(主として市の公共施設等運営事業の業務、市の指定管理者の業務又は市の請負の業務を行うこととなるもの)に限り、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当しない者であること。

(コ) 上記(カ)から(ケ)までに定める者を本事業の応募にあたってのアドバイザーに起用していないこと。

#### ウ 応募企業、コンソーシアム構成員に求められる要件

応募企業又はコンソーシアム構成員は、以下の全ての資格要件を満たす必要がある。

##### (ア) 資格

コンソーシアム構成員のうち1社は、以下の資格要件を満たすこと。

高知県内に主たる営業所又は支店等(継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。)を有していること。

JISQ15001プライバシーマークまたはISQ27001・JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の資格及び認証を受けていること。

##### (イ) 実績

コンソーシアム構成員のうち1者は以下の実績を有すること。

過去5年間に於いて公共下水道事業に係る全体計画及び事業計画策定業務の実績を有すること

『ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)平成25年9月』に準拠した処理施設及び管路施設のストックマネジメント計画策定業務の実績を有すること

過去5年間に於いて終末処理場を有する公共下水道事業に係る固定資産調査及び企業会計移行に伴う支援業務の実績を有すること

過去5年間に於いて公共下水道事業に係る料金改定案の作成に関する業務（財政シミュレーションの実施を伴うもの）の実績を有すること

過去5年間に於いて公共下水道及び汚水処理事業（浄化槽等）に係る維持管理モニタリング業務の実績を有すること

#### (4) 公募手続き等

##### ア 募集要項等に関する説明会及び現地見学会の開催

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を、以下のとおり開催する。

##### (ア) 説明会

###### a 開催日時

平成30年8月27日（月）11時00分～12時00分

###### b 開催場所

須崎市役所

（住所：高知県須崎市山手町1番7号）

###### c 内容

募集要項等の概要、公募手続き等（予定）

###### d 留意事項

・会場の駐車場には限りがあるため、公共交通機関又は周辺の駐車場を利用すること。

・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。

・参加する者は、自ら募集要項等を持参すること。

・募集要項等に関する質問がある場合は、別途示す様式集の質問書により提出すること。

（会場での質問の受付及び質問への回答は行わない。）

・写真撮影、映像撮影は禁止する。

##### (イ) 現地見学会

###### a 開催日時

平成30年8月27日（月）13時30分～16時00分

###### b 集合場所

須崎市役所

（住所：高知県須崎市山手町1番7号）

###### c 内容

須崎市内の主要各施設の見学

###### d 留意事項

・現地までの交通機関は市でバスを手配する予定であり、かかる費用については、参加者全員での負担とすることを想定している。（各参加者の負担は参加人数により異なる。詳細は、参加申込後に通知する。）

・会場受付において参加申込書の原本を提出すること。

- ・現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。
- ・参加する者は、ヘルメットを持参すること。

#### (ウ) 申し込み

参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1者につき2名までとする。参加を希望する場合は、様式集及び記載要領に定める参加申込書を平成30年8月21日(火)午後5時までに、1(2)の担当部署へ電子メールにて送信の上、各会場において原本を提出すること。なお、当日、会場での申し込みは受け付けない。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、平成30年8月22日(水)午後5時までに電子メールで受付完了の返信を行う。

### イ 守秘義務対象の開示資料の貸与

#### (ア) 守秘義務対象開示資料

市は、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする関連資料及び参考資料集からなる開示資料(以下「守秘義務対象開示資料」という。)を貸与する。参加資格までに開示する守秘義務対象開示資料は、「別紙5 守秘義務対象の開示資料」に示す。また、参加資格審査以降、市は参加資格があるとされた者に対し、追加の守秘義務対象開示資料を開示する予定である。追加の守秘義務対象開示資料については、参加表明をする全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を全ての参加資格があるとされた者に開示する予定である。

#### (イ) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、守秘義務対象開示資料貸与申込書と守秘義務の遵守に関する誓約書を提出しなければならない。なお、守秘義務の遵守に関する誓約書には、参加資格審査以降で開示される資料の守秘義務を含むものとする。

受付期間：平成30年8月16日(木)午前10時から平成30年8月22日(水)午後5時まで

(必着)

提出方法：様式集及び記載要領に従って記入し、1(2)の担当部署まで電子メールにより送信した上で、提出期限までに郵送等で送付すること。

貸与方法：守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を1(2)の担当部署が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

第二次被開示者への開示方法：様式集及び記載要領に定める方法に従うこと。

#### (ウ) 貸与資料の破棄

守秘義務対象開示資料の貸与を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って破棄し、様式集及び記載要領に従って記入した破棄義務の遵守に関する報告書を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

## ウ 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

### (ア) 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。

受付期間：平成 30 年 8 月 27 日(月)午前 10 時から平成 30 年 8 月 30 日(木)午後 5 時まで（必着）

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を具体的かつ簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。提出先は、1（2）の担当部署とする。なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

### (イ) 回答の公表

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載などの方法により公表する。

なお、応募者が参加表明に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

また、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。回答公表予定日：平成 30 年 9 月 13 日(木)

## エ 資格審査

### (ア) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

審査に参加する応募者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、参加表明書及び参加資格確認申請書を作成し提出する。

受付期間：平成 30 年 9 月 14 日(金)午前 10 時から平成 30 年 9 月 21 日(金)午後 5 時まで（必着）

提出方法：参加表明書及び参加資格確認申請書は、1（2）の担当部署に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限まで に持参又は郵送等で送付すること。

参加資格の確認基準日：平成 30 年 9 月 21 日(金)とする。

### (イ) 審査結果の通知

市は、参加資格確認の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成 30 年 9 月 28 日(金)までに通知する。

## オ 競争的対話の実施

市は、参加資格があるとされた者に対し、本公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことなどの目的で、競争的対話を行う。市は、その結果を踏まえ、必要に応じて募集要項等の調整を行う。

なお、参加資格があるとされた者は、競争的対話の参加にあたって、事前に、要求水準書（案）で示している変更提案受付対象部分（赤枠）に対する変更提案、附帯事業に対する提案、任意事業に対する提案について、提案概要書を作成し、市に提出するものとする。

受付期間：平成 30 年 9 月 21 日(金)午前 10 時から平成 30 年 9 月 27 日(木)午後 5 時まで（必着）

提出方法：提案概要書は、1（2）の担当部署に対し、電子メールにより送信した上で、提出期限まで に持参又は郵送等で送付すること。

具体的な実施方法については、平成 30 年 9 月下旬に示す。

## カ 提案審査

### （ア） 提案書の受付

提案審査参加者は、様式集及び記載要領に定めるところにより、1（2）の担当部署に対し提案書を提出する。なお、市は、提案書の提出前に追加の質問を受け付けることがある。

なお、提案書提出後、提案審査参加者は、3(5)アに示す審査委員会において提案に係るプレゼンテーションを行うことを予定している。

受付期間：平成 30 年 12 月 10 日(月)午前 10 時から平成 30 年 12 月 17 日(月)午後 5 時まで（必着）

提出方法：提出期限までに持参すること。

なお、1 者以上の提案審査参加者から提案書の提出がなかった場合、市は特定事業の選定を取り消す。

### （イ） 提案審査結果の通知

市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、平成 31 年 1 月に通知する予定である。

### （ウ） 提案書の作成等に係る費用

提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

## (5) 優先交渉権者の選定方法

### ア 審査委員会の設置

市は、優先交渉権者等の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、須崎市公共下水道施設等運営事業の優先交渉権者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置した。審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき提案審査を行う。

審査委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、本事業に関連して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授
副委員長	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部 下水道経営企画課長
委員	片岡 裕明	高知県 土木部 公園下水道課 課長
委員	横畠 浩治	須崎市 副市長
委員	西森 茂幸	須崎市 環境保全課 課長
委員	岡村 茂	須崎市 建設課 課長

#### イ 審査委員会による意見の聴取

市は、資格審査及び提案審査（優先交渉権者等の選定）に当たり、審査委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、審査委員会は非公開とする。

#### ウ 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容からなる。

資格審査では、参加資格要件の充足を確認するため、書類審査を行う。

提案審査では、要求水準の充足が確認された応募者の提案書類を対象とする。審査委員会における審査では、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、ヒアリング等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う予定である。

市は、審査委員会の審査を受け、応募者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

#### エ 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、市のホームページへの掲載等の方法により公表する。

#### オ 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募がない、又は応募者のいずれの提案も事業費総額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

#### カ 競争的対話の実施

市は、資格審査通過者に対して、提案書類の提出までに競争的対話を行う。その結果を踏まえ、要求水準書（案）、基本協定書（案）及び実施契約書（案）を中心として募集要項等の調整を行うことがある。

応募者が、要求水準書（案）で示している変更提案受付対象部分（赤枠）に対する変更提案、附带事業に対する提案、任意事業に対する提案を行う場合は、参加資格審査終了後、提案概要書を市に提出し、競争的対話を実施すること。市は提案のあった内容について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

#### キ 提案書類の提出等

資格審査を通過し、競争的対話を行った応募者は、提案書類を提出することができる。なお、提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

### (6) 優先交渉権者選定後の手続き

#### ア 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

#### イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、特別目的会社として、会社法に規定する株式会社を須崎市内に速やかに設立しなければならない。

なお、本事業期間中は特別目的会社の本社所在地を須崎市外に移転させないものとする。

#### ウ 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、株式会社の設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

#### エ 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、事業者は、公共施設等運営権登録令に従って運営権の設定登録を行う。市と事業者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

(ア) 事業者との間の事業者貸与対象資産に係る物品無償貸付契約の締結

(イ) 事業者との間の事業用地等に係る市有財産貸付契約等の締結（民間事業者の提案によって必要となる場合）

オ 事業者貸与対象資産の貸与

事業者貸与対象資産リストは、市が貸与手続の開始前までに更新し、事業者に提示するものとする。

カ 事業の開始

事業者は、事業開始予定日に事業を開始する。

(7) 応募に関する留意事項

ア 応募の前提

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(イ) 費用負担等

本公募における全ての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(ウ) 書面主義

本公募に関して市に対して行う全ての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語も認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

(エ) 通貨及び単位

提案書類、質問・回答、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(オ) 本公募状況の取扱い

優先交渉権者の選定において客観性及び公平性を担保するため、参加資格審査の受付から審査結果の公表まで、本公募の状況については公表しない。

イ 応募者の提出する提案書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提案書類を作成する。

ウ 提案書類の取扱い

提案書類の取扱いは以下のとおりとする。



(ア) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案書類は返却しない。

(イ) 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じる責任は負わない。

(ウ) 提案書類の公開

市は、必要に応じて、提案書類の一部を公開する場合がある。

(エ) 提案内容の矛盾

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

(オ) 提案内容の履行義務

優先交渉権者が、提案審査において市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の事業提案内容に係る質問に関する回答についても同様に取り扱う。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本公募の検討以外の目的で使用することはできない。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

「3(3) 応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき

提案書類が不足しているとき

提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき

提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

市の許可なく、本事業の選定に関し、市職員に接触したとき

市の許可なく、本事業の選定に関し、審査委員会の委員に接触したとき

応募手続において不正な行為があったとき

提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

提案書類に虚偽の内容が記載されているとき

2 通以上の提案書類を提出したとき

その他募集要項等に定める条件に違反したとき

#### 4 その他

##### (1) 議会の議決

運営権の設定及び実施契約に関する議案を平成31年須崎市議会臨時会(5月開催予定)に提出予定である。

##### (2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

須崎市ホームページ：<http://www.city.susaki.lg.jp>

##### (3) その他

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、市は募集要項等を改正し修正版を公表する。

須崎市污水一般図  
掲載省略

須崎市雨水一般図  
掲載省略

### 別紙3 任意事業の条件

任意事業の実施にあたっては、須崎市財産規則に基づき実施するものとする。

（任意事業の実施にあたっては、参加資格審査後に、事前に提案概要書を市に提出し、競争的対話を行い、市の確認を受けること。）

別紙4 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性

PFI法並びに運営権ガイドラインにおける用語		実施方針における記載		本事業での整理	
運 営 等	運営		経営		事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理等の事業全体の管理
			維持 管理	維持	処理場・ポンプ場施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの
	修繕	修繕		所定の耐用年数内において機能を維持させるため、老朽化した設備又は故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること	
	維持 管理  資本的 支出		改築	更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備の全部を取り換えること
				長寿命化	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること
				附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
			併置 (自主改善)		運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること
	建設・改修		設置		任意事業の実施に必要な設備を導入すること
施設の新たな建設又は増築を実施すること					

## 別紙5 守秘義務対象の開示資料

### 1. 下水道計画に関する書類（平成30年7月現在最新）

- 資料1 須崎市公共下水道汚水処理基本構想図書
- 資料2 須崎市公共下水道全体計画図書
- 資料3 須崎市公共下水道事業計画図書
- 資料4 須崎都市計画下水道計画決定変更図書
- 資料5 須崎市都市計画法事業認可変更計画図書

### 2. 下水道経営に関する書類

- 資料1 須崎市公共下水道決算統計資料（過去5カ年分）
- 資料2 須崎市公共下水道の起債償還計画

### 3. 下水道管渠に関する書類

- 資料1 須崎市汚水管渠・人孔・取付管・管内調査結果
- 資料2 須崎市下水道管渠施設台帳（紙ベース）

### 4. 下水道処理場に関する書類

- 資料1 須崎市公共下水道長寿命化計画（一部、診断結果含む）
- 資料2 須崎市下水道処理施設台帳（紙ベース）
- 資料3 DHSシステム資料

## 別紙6 サービス対価の支払方法

### 1. 運営権事業におけるサービス対価（対価 A）

#### (1) 経営の対価（対価 A-1）

##### (1)-2 経営の対価（計画関連業務等）（対価 A-1-1）

#### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
計画関連業務費相当額	年度末一括	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には事業者の提案額とするが、国庫補助が得られなかった場合には、官民間で協議を行う。</li> <li>国庫補助が事業者の計画通りには得られなかった場合には、事業者は提案された業務内容を変更（中止を含む）することができ、市は事業者に対して対価の支払いを減額又は中止することができる。</li> <li>この場合、事業者は提案どおりの業務の履行を免じられる。</li> </ul>
終末処理場ストックマネジメント計画関連業務費相当額	年度末一括	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に同じ</li> </ul>
雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務費相当額	年度末一括	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に同じ</li> </ul>
汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務費相当額	年度末一括	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に同じ</li> </ul>
雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務費相当額	年度末一括	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に同じ</li> </ul>
会計関連業務費相当額	年度末一括	なし	-

#### イ 支払方法

##### (7) 支払スケジュール

市は、計画関連業務費相当額等については、運営期間にわたって、原則として年度末一括で、事業者に対して支払う。

事業者は、年度末において、本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。



**(イ) 1回あたりの支払額**

市は事業者からの請求書に基づき、年度末に一括して支払う。

ただし、モニタリング及び対価の減額等（「別紙 モニタリング基本計画（案）」）の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとする。

**(ウ) 対価の改定**

市は、国庫補助金の交付額が計画と異なった場合は、本対価について見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

## (1)-2 経営の対価（事務支援業務等）（対価 A-1-2）

### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
事務支援業務費相当額	毎月毎	あり (人件費指標)	-

### イ 支払方法

#### (7) 支払スケジュール

市は、事務支援業務費相当額については、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、事務支援業務費相当額については、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。また、事業者は、その他業務の相当額については、年度末において、本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

#### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事務支援業務費相当額については、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

事務支援業務以外のその他業務の相当額については、市は事業者からの請求書に基づき、年度末に一括して支払う。

ただし、モニタリング及び対価の減額等（「別紙 モニタリング基本計画（案）」）の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

#### (ウ) 対価の改定

本対価のうち、事務支援業務費相当額については、物価変動等があった場合は、見直しを行う。また、事務支援業務以外のその他業務の相当額については、国庫補助金の交付額が計画と異なった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

## (2) 汚水管渠運営の対価（対価 A-2）

### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務費相当額	毎月毎	あり (人件費指標)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的には事業者の提案額とするが、汚水管渠に係る条件が大きく異なることになった場合（例、延伸時）には、官民間で協議を行う。</li><li>・提案額が実態と整合していない場合には、両者の合意により、提案額を変更することができる。</li></ul>

### イ 支払方法

#### (7) 支払スケジュール

市は、本施設が運営権対象施設となって以降、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して支払う。

事業者は、施設が運営権対象施設となって以降、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

#### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、モニタリング及び対価の減額等（「別紙 モニタリング基本計画（案）」）の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

#### (ウ) 対価の改定

本対価については、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

### (3) 終末処理場運営の対価（対価 A-3）（平成 36 年度以降）

#### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務費相当額 （人件費相当額）	毎月毎	あり （人件費指標）	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的には事業者の提案額とするが、包括委託期間の実績や、事業者の提案内容を踏まえて、H34 年度に協議を行う。</li><li>・提案額が実態と整合していない場合には、両者の合意により、提案額を変更することができる。</li></ul>
維持管理運営業務費相当額 （物件費相当額）	毎月毎	あり （物件費指標）	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的には事業者の提案額とするが、包括委託期間の実績や、事業者の提案内容を踏まえて、H34 年度に協議を行う。提案額が実態と整合していない場合には、両者の合意により、提案額を変更することができる。</li><li>・なお、電力契約は市が行うものとし、子メーターを設置した上で、事業者は使用した電力料金の相当額を市に対して支払う。</li></ul>

#### イ 支払方法

##### (7) 支払スケジュール

市は、本施設が運営権対象施設となって以降、運営期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、施設が運営権対象施設となって以降、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

##### (4) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、モニタリング及び対価の減額等（「別紙 モニタリング基本計画（案）」）の規定に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

##### (4) 対価の改定

本対価については、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

##### (4) その他

運営権事業における各サービス対価の算定にあたっては、これらの業務の実施にあたって事業者において必要となる費用から、事業者が得る見込みの利用料金収入を控除した額を計上すること。

事業者公募における提案や、実施契約締結後における料金請求にあたっては、それが明確になるように算定すること。

また、本対価の改定に影響を与える補助制度の改正等があった場合には、市と事業者の間で協議し、合意した内容で変更することができる。

■運営権事業におけるサービス対価

費用		収入の区分
経営に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画関連業務費</li> <li>・終末処理場ストックマネジメント計画関連業務費</li> <li>・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務費</li> <li>・汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務費</li> <li>・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務費</li> <li>・雨水ポンプ場改築実施設計関連業務費相当額</li> <li>・会計関連業務費</li> <li>・事務支援業務費</li> </ul>	<p>経営の対価 (サービス対価A-1)</p>
	・事業者の負担分	・利用料金収入
汚水管渠運営に要する費用	・汚水管渠運営に要する費用	<p>汚水管渠運営の対価 (サービス対価A-2)</p>
		・利用料金収入
終末処理場運営に要する費用	・維持管理運営業務費に要する費用	<p>終末処理場運営の対価 (サービス対価A-3)</p>
		・利用料金収入

$$\text{サービス対価(A-1~3)} = \text{運営権事業に要する費用} - \text{利用料金収入}$$

## 2. 業務委託におけるサービス対価（対価 B）

### (1) 終末処理場（対価 B-1）

#### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務委託費	毎月毎	あり (高知県土木部公表単価)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、市が指定する積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）で費用を算出する。</li><li>人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。</li><li>毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。</li></ul>

#### イ 支払方法

##### (ア) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

##### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

##### (ウ) 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

## (2) 漁業集落排水処理施設（対価 B-2）

### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務委託費	毎月毎	あり (高知県土木部公表単価)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、市が指定する積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）で費用を算出する。</li><li>人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。</li><li>毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。</li></ul>

### イ 支払方法

#### (7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

#### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

#### (ウ) 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。



### (3) クリーンセンター等（対価 B-3）

#### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理運営業務委託費	毎月毎	あり (高知県土木部公表単価)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、市が指定する積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）で費用を算出する。</li><li>人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。</li><li>毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。</li></ul>

#### イ 支払方法

##### (7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

##### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

##### (ウ) 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

#### (4) 雨水ポンプ場（対価 B-4）

##### ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理業務委託費	毎月毎	あり (高知県土木部公表単価)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、市が指定する積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）で費用を算出する。</li><li>人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。</li><li>毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。</li></ul>

##### イ 支払方法

###### (7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

###### (イ) 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

###### (ウ) 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

(5) 下水道管渠（雨水）（対価 B-5）

ア 対価の内容

本対価は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	物価スライド	備考
維持管理業務委託費	毎月毎	あり (高知県土木部 公表単価)	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者は、市が指定する積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）で費用を算出する。</li><li>人件費単価は、原則として、高知県土木部が公表する単価を採用する。</li><li>毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。</li></ul>

イ 支払方法

(7) 支払スケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、事業者に対して本対価を支払う。

事業者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日（市が適正な請求書を受理した日）から 30 日以内に、事業者に対して本対価を支払う。

(イ) 1 回あたりの支払額

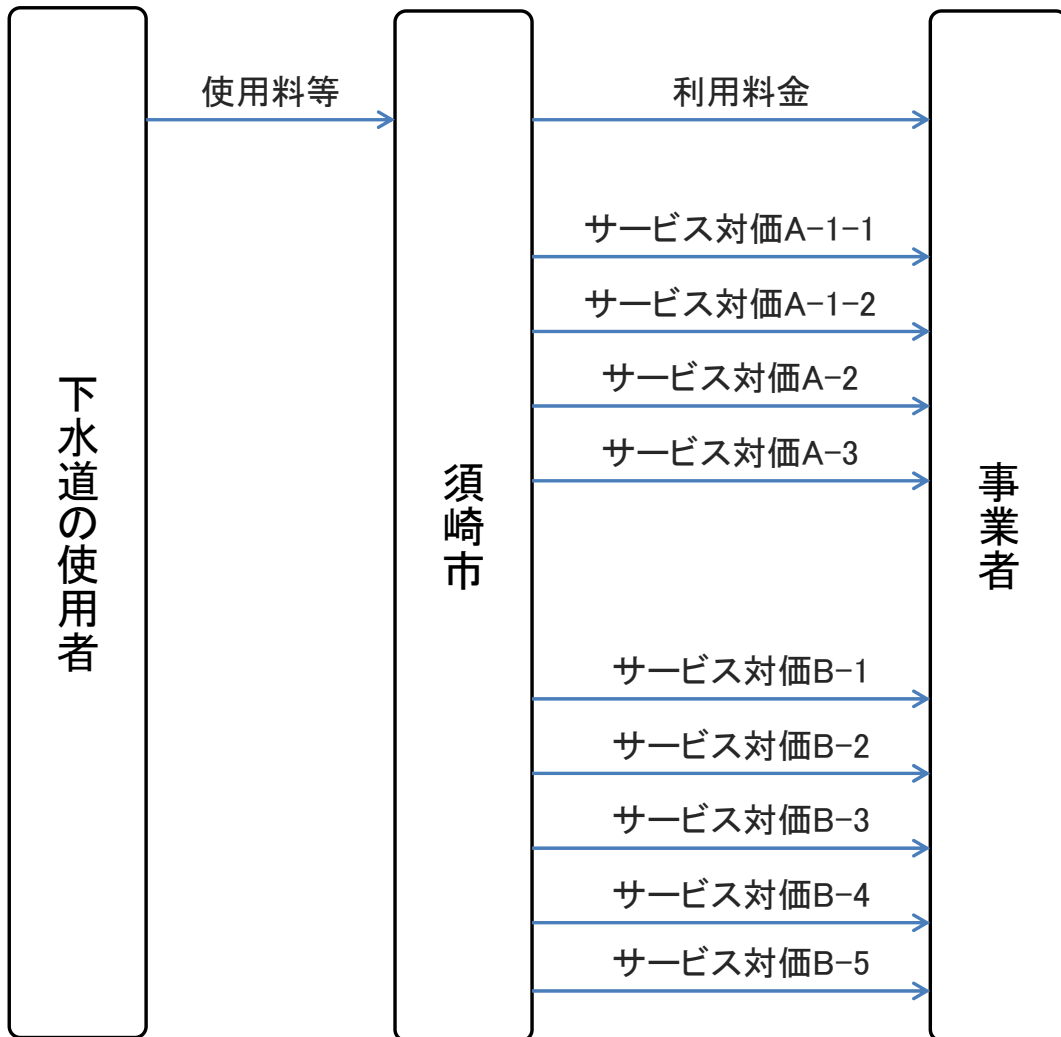
市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額（応募者が提案した事業年度ごとの支払額を、「別紙 サービス対価の改定」の規定によって改定した金額）を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

ただし、市の規定等に従い、本対価が減額される場合、これを減じたものとし、支払済金額との差額が生じた場合には、事業者は市に対して返金を行う。なお、次回の市の支払額と相殺することにより、それに代えることも認める。

(ウ) 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、見直しを行う。具体的な方法については、「別紙 サービス対価の改定」のとおりである。

■本事業の費用負担の関係



## 別紙7 サービス対価の改定

### 1. 運営権事業におけるサービス対価

#### (1) 対価の改定

##### ア 経営の対価（計画関連業務等）（対価 A-1-1）の改定

本対価については、当該業務に対する国庫補助が事業者の想定通りに得られなかった場合には、事業者は提案された業務内容を変更（中止を含む）することができ、それに伴って市は事業者に対して対価の支払いを減額又は中止することができる。

市と事業者の間の協議により、対象業務の実施年度の前々年度において業務内容と市が事業者に対して支払う相当額を仮決定し、国庫補助金の交付決定後に、業務内容と市が事業者に対して支払う相当額を決定する。

##### イ 経営の対価（事務支援業務等）（対価 A-1-2）の改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、人件費相当額の指標で見直しを行う。

##### ウ 汚水管渠運営の対価（対価 A-2）の改定

###### (ア) 物価変動等に伴う改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、人件費相当額の指標で見直しを行う。

##### エ 終末処理場運営の対価（対価 A-3）の改定

###### (ア) 物価変動等に伴う改定

本対価については、物価変動等があった場合は、後述するように、A-3-1（維持管理運営業務費相当額（人件費相当額））は人件費相当額の指標で、A-3-2（維持管理運営業務費相当額（物件費相当額））は物件費相当額の指標で見直しを行う。

###### (イ) 需要変動に伴う改定

本対価については、原則として汚水処理量の変動による改定は行わない。

ただし、市または事業者は、下水道事業に関する制度改正があったり、当初計画が実態と大きく異なったりした場合には、改定について協議を行うように相手方に対して求めることができる。

###### (2) 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合（平成 31 年 10 月 1 日に予定されている消費税及び地方消費税率の 8% から 10% への引上げが変更された場合を含む）市は、当該変更の内容（経過措置を含む。）に従い、対価の支払に係る消費税及び地方消費税分の改定を行うものとする。

### (3) 対価の減額等

市は、本事業の各業務に対してモニタリングを行い、各業務の実施内容が要求水準（要求水準を超える提案を含む。）を達していない、又は達しないおそれがあると判断した場合には、事業者に対し、改善指示を行うほか、対価の減額等の措置を講ずることができる。

詳細については、「別紙 モニタリング基本計画（案）」を参照すること。

## 2. 業務委託におけるサービス対価（対価 B-1～5）

### (1) 対価の改定

#### ア 物価変動等に伴う改定

事業者は、積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）により対価の内容を明示すること。

各対価については、毎年度、4月の高知県公表改定単価にて委託金額を改定する。

人件費については高知県土木部が公表している人件費単価で見直しを行う。

その他の費用については、高知県土木部が公表している単価を採用している場合には、当該単価で見直しを行う。また、同部の単価を採用していない場合には、市と事業者の間で協議を行い、改定内容を決定する。

事業者は、再計算が容易な形式で積算内訳表を作成するとともに、採用する単価の根拠（出典）を明示すること。

## 別紙 1 対価の改定方法（運営権事業におけるサービス対価）

### 1. 改定方法

改定にあたっては、2. の計算方法に基づき各年度 4 月 1 日以降の対価を改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

物価改定は 1 年に 1 回とする。

### 2. 平成 N 年度の改定方法

平成 N 年度の本対価は、平成 (N-1) 年 9 月の指標と平成 X 年 9 月に使用した指標とを比較して 1.5% 以上の変動があった場合、平成 (N-1) 年 9 月の指標と平成 X 年 9 月の指標に基づいて設定した改定率を乗じて改定する。

ただし、市または事業者は、供用開始の 5 年後、10 年後、15 年後において、市と事業者との間で 1.5% の改定ラインの見直しについて、協議を行うよう相手方に求めることができる。

計算式は、以下のとおりとする。

$$B_n' = B_n \times \text{Index } N-1 / \text{Index } X$$

ただし、 $|( \text{Index } N-1 / \text{Index } X ) - 1 | \geq 0.015$  となる場合に改定を行う。

$B_n'$  : 改定後の N 年度の対価

$B_n$  : 改定前の N 年度の対価

(改定が行われた場合は、前回改定時の対価)

(初回の改定が行われるまでは、事業契約締結時の対価)

Index N-1 : N-1 年 9 月の指標

Index X : 前回の対価改定時に使用した指標

(初回の改定が行われるまでは、契約締結日の属する年度の 9 月の指標)

Index N-1 / Index X は、小数点以下第 4 位を切り捨てる。

### 3. 使用する指標

本対価の改定にあたって使用する指標は次のとおりとする。

項目	対象費用	使用する指標
A-3-1	人件費相当額	毎月勤労統計調査・賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与（調査全産業、一般労働者 30 人以上）
A-3-2	物件費相当額	企業物価指数 ・国内企業物価指数 総平均

なお、使用する指標が廃止されたり、社会環境の変化等により適切でなくなった場合には、市と事業者の間において、指標の変更について協議することができる。



# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 優先交渉権者選定基準

平成30年8月

須 崎 市

## 目 次

1	総則	1
(1)	優先交渉権者選定の考え方	1
(2)	優先交渉権者の選定方法	1
(3)	審査の進め方	1
(4)	審査結果の公表	3
2	参加資格審査	3
3	競争的対話	3
4	提案審査	3
(1)	基礎審査	3
(2)	技術審査（技術評価点）	4
(3)	総合審査	4
(4)	最優秀提案者及び優先交渉権者の選定	4

## 1 総則

### (1) 優先交渉権者選定の考え方

須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業（污水）の実施に当たっては、須崎市（以下「市」という。）は、PFI法に基づいて公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

上記の目的を達成するため、本事業をより適切に実施されると見込まれる事業者を選定することとする。

### (2) 優先交渉権者の選定方法

本事業の実施においては、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものであり、特に公共施設等運営事業の実施においては、経営に関する業務も含めた運営全般に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者の選定に当たっては、事業方針の妥当性・確実性、公共施設等運営事業に関する提案内容、包括的民間委託に関する提案内容、附帯事業に関する提案、任意事業に関する提案、対価等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この「須崎市公共下水道施設等運営事業 優先交渉権者選定基準」（以下「本書」という。）は、市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための基準を示すものである。

### (3) 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

表 1 審査手順表

① 参加資格審査	参加資格の有無を確認する。
② 競争的対話	参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐこと等を目的に行う。
③ 提案審査	応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「技術審査」から構成される。
③-1 基礎審査	サービス対価及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。
③-2 技術審査	提案内容及び競争的対話で認められた要求水準を技術的な視点から評価する。
③-3 総合評価	上記の技術審査を総合的に価格も踏まえて評価する。

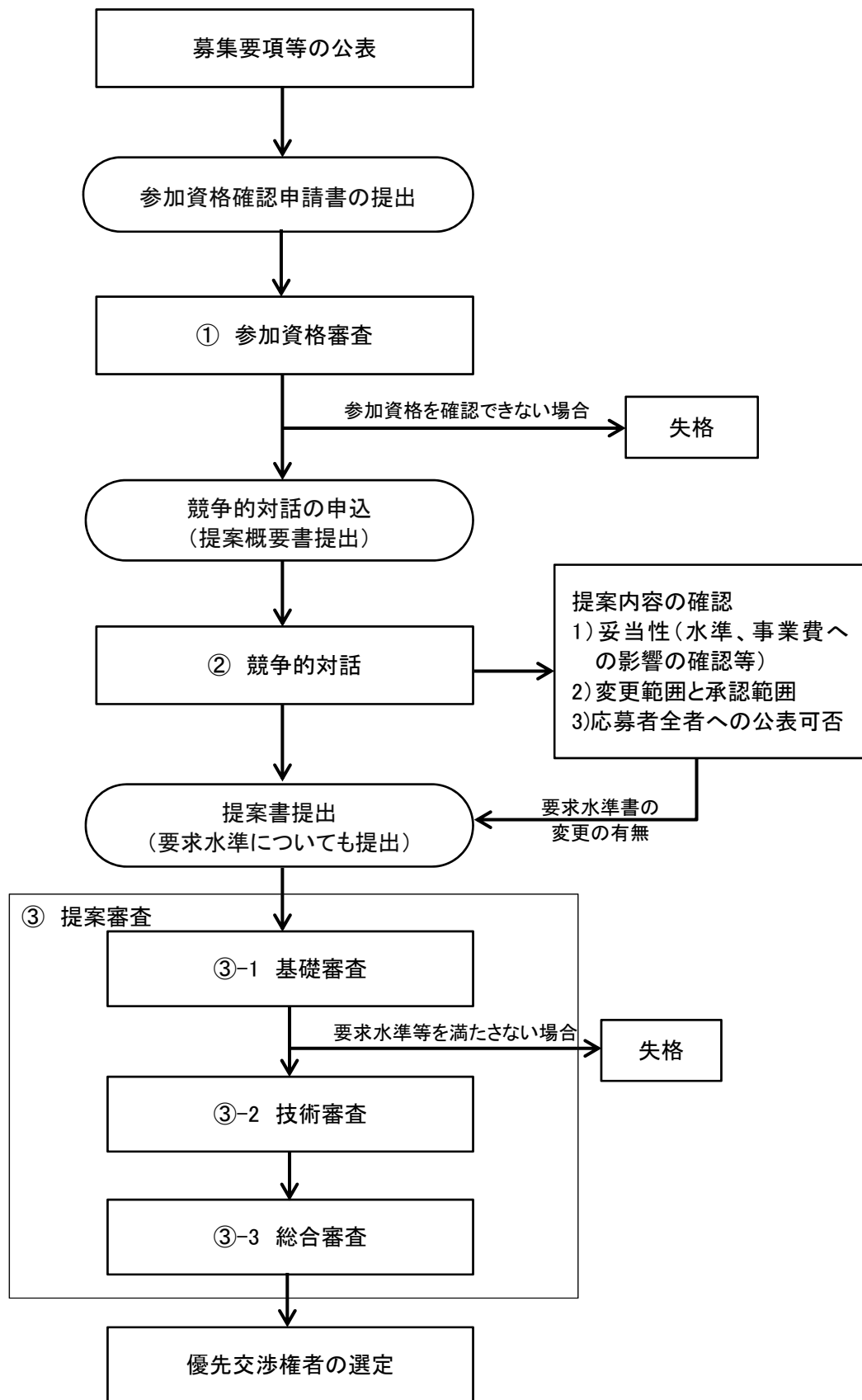


図1 審査の進め方

#### (4) 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

## 2 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。参加資格審査における確認内容は下表のとおりとする。

表 2 参加資格内容一覧表

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成	「募集要項 3(3)ア」の各項目	【様式 6】参加表明書 【様式 7】応募者の名称等
応募企業、コンソーシアム構成員全員に共通の参加資格	「募集要項 3(3)イ」の各項目	【様式 12】資格審査の添付書類チェックシート
応募企業、コンソーシアム構成員に求められる実績要件等	「募集要項 3(3)ウ」の各項目	【様式 10】参加資格確認申請書 【様式 11】実績を証する書類

## 3 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市の方針と応募者の理解との間に齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求水準未達成を防ぐこと、応募者からの提案（要求水準書の変更提案、附帯事業の提案、任意事業の提案等）の妥当性を確認すること等を目的として競争的対話を行う。

## 4 提案審査

### (1) 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを表 3に基づき確認する。基礎審査は市が実施し、表 3の確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

表 3 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に明らかな矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	【様式 15】 提案審査書類提出書  【様式 19】 提案書類様式集
特別目的会社の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が 100%であること。	
事業計画の妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件等が明確であること。 ⑧算出根拠が明示されていること。	

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

## (2) 技術審査（技術評価点）

技術審査は、別表 1 に示す評価項目に対し、提案内容及び競争的対話によって認められた要求水準の変更内容について実施する。

技術審査は、要求水準を上回る提案内容について、表 4 に示す 3 段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 4 提案内容の審査項目の得点化方法

評価	評価指標	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.50
C	優れている点が認められない（要求水準を満たす程度）	配点×0.00

技術審査及び審査は、須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）で実施する。審査委員会の委員は、募集要項等に示す。

なお、技術評価点が著しく低い場合には、最優秀提案者として決定しない場合もある。

## (3) 総合審査

総合審査は、技術審査に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と、応募者の提案したサービス対価及び運営権対価を基に、次の方法によって求めるものとする。

- ・ 標準点（100 点）に技術評価点を加えたものを、当該応募者の評価価格（消費税相当額を除いた額。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。
- ・ 評価値＝（標準点＋技術評価点）／評価価格×1,000,000,000（小数点第 5 位以下切り捨て）
- ・ 評価価格＝提案されたサービス対価－提案された運営権対価（0 円以上）

## (4) 最優秀提案者及び優先交渉権者の選定

最優秀提案者は、次の各号に該当する応募者のうち、評価値の最も高い者とする。

- ①サービス対価の上限金額の範囲内でもって行われた提案であること。
- ②その他、募集要項等において定めた参加資格等をすべて満たしていること。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その中で最低の価格で提案した者を最優秀提案者とする。

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者とし、それに次ぐ評価の者を次点交渉権者として決定する。

なお、応募者が1者であった場合、本事業における市のメリットを考慮して、160以上の評価値である場合に最優秀提案者として決定する。

別表1 評価項目と評価の視点及び配点

評価項目	評価の視点	配点
I. 運営権事業の基本方針に関する内容		
1.1 事業実施方針	SPCの経営方針について評価する	5
1.2 事業実施体制	SPC側における役割分担と、関係者間の連携・統括力について評価する	5
1.3 収支計画等の妥当性	下水道事業の安定化について収支計画の前提条件と収支内容の妥当性について評価する	10
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	経営上の主なリスクに対する認識と対応方針の妥当性について評価する	10
小計		30点
II. 運営権事業経営に関する内容		
2.1 経営目標達成に関する妥当性	経費回収率達成のための考え方について評価する(要求水準書 2.1)	10
2.2 計画関連業務等に関する実効性・実現性	要求水準書 2.2 に示す業務の実効性について評価する	10
小計		20点
III. 施設運営に関する内容		
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	要求水準書 4.2 に示す目標値達成のための考え方や工夫について評価する	10
3.2 終末処理場施設に関する運営の工夫	終末処理場の運転管理及び維持管理に関する工夫について評価する	5
小計		15点
IV. 附帯事業経営に関する内容		
4.1 附帯事業に関する有効性	収益増加及び支出減少に資する提案について評価する	10
小計		10点
V. 包括的民間委託業務に関する項目		
5.1 漁業集落排水処理施設	同種業務における実績について評価する	3
5.2 クリーンセンター等	同種業務における実績について評価する	2
小計		5点
VI. 競争的対話による提案項目		
6.1 要求水準の変更提案	低廉な事業計画と持続的運営の観点から要求水準書の修正提案の有無及び内容について評価する	10
小計		10点
VII. 地域貢献に関する項目		
7.1 下水道事業における地域貢献	下水道事業における、地元企業の関与等と地域に根差して本事業に対して取り組もうとする姿勢について評価する	4
7.2 任意事業における地域貢献	任意事業における、地域貢献に資する提案について評価する	4
7.3 クリーンセンター等における地域貢献	クリーンセンター等における、市への社会貢献と、地域経済への波及効果について評価する	2
小計		10点
合計		100点



# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 様式集及び記載要領

平成30年8月

須 崎 市

## 目 次

1	提出書類及び各様式の記載要領	1
(1)	説明会及び現地見学会参加申込時における提出書類	1
(2)	質問の受付時における提出書類	1
(3)	守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類	1
(4)	資格審査に係る審査様式集	2
(5)	競争的対話、参加辞退、コンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類	3
(6)	提案審査書類受付時における提出書類	3
2	作成上の留意点	5
(1)	提出書類の位置付け	5
(2)	企業名の記載	5
(3)	記載内容	5
(4)	書式等	5
(5)	提出方法	5
	<b>【説明会及び現地説明、質問に係る提出書類】</b>	7
	【様式1】募集要項等に関する説明会参加申込書	8
	【様式2】現地見学会参加申込書	9
	【様式3】質問書	10
	<b>【守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類】</b>	11
	【様式4-1】守秘義務対象開示資料貸与申込書	12
	【様式4-2】守秘義務の遵守に関する誓約書	13
	【様式4-3】第二次被開示者への資料開示通知書	16
	【様式5】破棄義務の遵守に関する報告書	17
	<b>【資格審査に係る審査書類様式集】</b>	18
	【様式6】参加表明書	19
	【様式7】応募者の名称等	20
	【様式8】市の競争入札参加資格がない場合の事前申請に必要となる書類	21
	【様式9】委任状	22
	【様式10】参加資格確認申請書	23
	【様式11】実績を証する書類	24
	【様式12】資格審査の添付書類チェックシート	25
	<b>【競争的対話、参加辞退、コンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類】</b>	26
	【様式13】競争的対話参加申込書	27
	【様式14】競争的対話の議題	28
	【様式15】辞退届	29

【様式 16】 参加資格喪失等通知書.....	30
【提案審査に係る審査書類様式集】 .....	31
【様式 17】 提案審査書類提出書.....	32
【様式 18】 委任状（コンソーシアム用） .....	33
【様式 19】 要求水準書に関する確認書.....	34
【様式 20】 提案概要書.....	35
【様式 21-1】 事業実施方針.....	36
【様式 21-2】 事業実施体制.....	37
【様式 21-3】 収支計画等の妥当性.....	38
【様式 21-4】 リスクに対する対応方針.....	39
【様式 21-5】 経営目標達成に関する妥当性.....	40
【様式 21-6】 計画関連業務等に関する実効性・実現性.....	41
【様式 21-7】 管渠施設に関する運営の工夫.....	42
【様式 21-8】 終末処理場施設に関する運営の工夫.....	43
【様式 21-9】 附帯事業に関する有効性.....	44
【様式 21-10】 漁業集落排水の実績.....	45
【様式 21-11】 クリーンセンターの実績.....	46
【様式 21-12】 要求水準の変更提案.....	47
【様式 21-13】 地域貢献に関する項目.....	48
【様式 21-14】 評価価格の内訳書.....	49

## 1 提出書類及び各様式の記載要領

### (1) 説明会及び現地見学会参加申込時における提出書類

様式 番号	書類名	部数	摘 要
1	募集要項等に関する説明会 参加申込書	1	募集要項等に関する説明会への参加を希望 する企業ごとに提出すること。
2	現地見学会参加申込書	1	現地見学会への参加を希望する企業ごとに 提出すること。

### (2) 質問の受付時における提出書類

様式 番号	書類名	部数	摘 要
3	質問書	1	募集要項 3 (4) ウの記載を確認の上、別途 提供する Microsoft Excel データに記入して 提出すること。

### (3) 守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類

様式 番号	書類名	部数	摘 要
4-1	守秘義務対象開示資料貸与 申込書	1	守秘義務対象開示資料の貸与を行う 企業は、守秘義務の遵守に関する誓約書(様 式 4-2)を添付し、記名捺印の上、提出するこ と。
4-2	守秘義務の遵守に関する誓 約書	1	様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印 の上、提出すること。
4-3	第二次被開示者への資料開 示通知書	1	守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企 業が、守秘義務の遵守に関する誓約書記載の 第二次被開示者に対して守秘義務対象開示 資料の全部又は一部を開示したときは、開示 後速やかに提出すること。
5	破棄義務の遵守に関する報 告書	1	守秘義務対象開示資料の貸与を受けた企 業及び当該企業から守秘義務対象開示資料 の開示を受けた第二次被開示者は、各々がそ の使用を終えた時点で、責任を持って同資料 を破棄し、様式に記名捺印の上、提出するこ と。

(4) 資格審査に係る審査様式集

様式 番号	書類名	部数	摘 要
6	参加表明書	1	代表者が記名捺印し、印鑑証明書を添付して提出すること。 なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
7	応募者の名称等	1	募集要項等に基づき、応募者の名称等を記載すること。 なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
● 添付書類			
—	① 会社概要（パンフレット等の使用も可）	1	原則として A4 サイズのものとするが、これと異なる既存の書類があるときは、その提出を認める。
—	② 登記簿謄本（直近3カ月以内の現在事項全部証明書）	1	
—	③ 印鑑証明書	1	
—	④ 法人税納税証明書	1	
—	⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書	1	
—	⑥ 法人住民税納税証明書（直近2か年分）	1	
—	⑦ 法人事業税納税証明書（直近2か年分）	1	
—	⑧ 有価証券報告書	1	
—	⑨ ⑧がない場合、直近2期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）	1	
—	⑩ JISQ15001 プライバシーマークまたは ISO27001・JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の資格及び認証の写し	1	
● 資格審査書類			
8	暴力団排除に関する誓約書	1	
9	委任状	1	コンソーシアムを構成する場合は、提出すること。
10	参加資格確認申請書	1	様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

			なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
11	実績を証する書類	1	募集要項 3 (3) ウ実績要件に掲げられた事項に係る実績を記載の上、当該実績を確認するための資料を添付して提出すること。 A3 サイズの資料を添付する場合には横長片面印刷とし、A4 サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。
12	資格審査の添付書類チェックシート	1	応募者が自ら附属資料を確認した後、必要書類を添付して提出すること。

(5) 競争的対話、参加辞退、コンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類  
資格審査書類の提出後、必要に応じ、提出することができる。

様式番号	書類名	部数	摘要
13	競争的対話参加申込書	1	競争的対話へ参加する場合に、代表企業とその他意見交換参加者を記載の上、提出すること。
14	競争的対話の議題	1	競争的対話で、主に市と協議したい議題について記載の上、提出すること。 また、議題にあわせて、具体的な内容がわかる提案概要書（様式は任意）を提出すること。
15	辞退届	1	提案審査への参加を辞退する場合に、代表者が記名捺印の上、提出すること。 なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
16	参加資格喪失等通知書	1	コンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、コンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。

(6) 提案審査書類受付時における提出書類

様式番号	書類名	部数	摘要
17	提案審査書類提出書	1	様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。 なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

18	委任状（コンソーシアム用）	1	コンソーシアムの場合、全構成員が記名捺印の上、提出すること。
19	要求水準書に関する確認書	1	様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、提出すること。 なお応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業以外のコンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
20	提案概要書	10	運営権事業、附帯事業及び任意事業について、その概要を記載すること。
21	提案書類		作成に当たっては、募集要項、要求水準書（案）、モニタリング基本計画（案）、優先交渉権者選定基準等を踏まえ、各様式に基づき必要事項を記載する。
21-1	事業実施方針について	10	S P Cの経営方針を評価する
21-2	事業実施体制について	10	S P Cの組織体制と具体的な役割を評価する
21-3	収支計画等の妥当性について	10	収支計画の妥当性と資金調達の考え方を評価する
21-4	リスクに対する対応方針	10	下水道事業の経営上の主なリスクに対する認識と対応方針の妥当性を評価する
21-5	経営目標達成に関する妥当性について	10	経費回収率達成のための考え方を評価する（要求水準書2.1）
21-6	計画関連業務等に関する実効性・実現性について	10	要求水準書2.2に示す業務の実効性を評価する
21-7	管渠施設に関する運営の工夫について	10	要求水準書4.2に示す目標値達成のための考え方や工夫を評価する
21-8	終末処理場施設に関する運営の工夫について	10	終末処理場の運転管理及び維持管理に関する工夫を評価する
21-9	附帯事業に関する有効性について	10	収益増加及び支出減少に資する提案を評価する
21-10	漁業集落排水処理施設の実績について	10	同種業務における実績を評価する
21-11	クリーンセンター等の実績について	10	同種業務における実績を評価する
21-12	要求水準の変更提案	10	低廉な事業計画と持続的運営の観点から要求水準書の修正提案の有無及び内容を評価する
21-13	地域貢献に関する項目	10	下水道事業における地元企業の関与等と地域に根差して本事業に対して取り組もうとする姿勢を評価する 任意事業における地域貢献に資する提案を評価する クリーンセンター等における市への社会貢献と地域経済への波及効果を評価する

## 2 作成上の留意点

### (1) 提出書類の位置付け

書類の作成に当たっては、募集要項、優先交渉権者選定基準等を熟読し作成するとともに、提案書類の審査上及び契約上の位置付けをよく理解すること。

なお、優先交渉権者として選定された場合、提案書類は事業契約の一部を構成するものとなるため、資格審査書類と提案審査書類との内容について齟齬又は矛盾がある場合には、事業契約締結までに調整するものとする。

### (2) 企業名の記載

提案書類（様式 21）では、社名、ロゴマーク等を記載してはならない。

ただし様式 21 を記す上で、企業の関連性が解るように様式 18 の構成員記号を用いて記載を行うこと。

### (3) 記載内容

各様式の作成については、平易な文章で具体的かつ明確に記述すること。また、具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記述すること。

なお、提案を分かり易く説明するための模式図やイラスト等による表現は可能とする。各様式において記述による説明が必要とされている事項（必須記載事項）については、必ず記述すること。記述のない場合は失格とすることがある。

なお、提案書類の記載事項に対する根拠資料は添付資料とし、添付資料に表紙及び一覧表を作成すること。A3 版の用紙を使用した場合には、A4 版の用紙の 2 枚分と見なす。

A4 版の用紙の縦使用を基本とするが、必要に応じ A3 版の用紙の横使用も可とする。いずれも横書きで記載する。

各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。

造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

他の様式や補足資料に関連する事項が記述されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記述すること。

### (4) 書式等

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は原則 S I 単位とすること。

使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4 サイズ縦長両面印刷とし、左側 2 点綴じ冊子とすること。

頁数に制限がある場合は、それを遵守すること。

図表等は適宜使用して構わないが、規定の頁数に含めること。

図面及び図表等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、特に指定のある場合を除き、左 20 mm、右 15 mm 程度の余白を設定すること。

会社概要及び実績を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。

なお、各提出書類はカラーで記載しても構わない。ただし、市は必要に応じて、提出される書類を白黒で複写する必要があることに留意すること。

### (5) 提出方法

資格審査書類については、様式 6～12 までを合冊とし、1 部提出すること。

提案審査書類については、様式 17～21 までを合冊とし、10 部（様式 17～19 については、



1部のみへの添付でよい) 提出すること。

各様式は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成すること。

資格審査書類及び提案審査書類の受付時における各提出書類については、各情報が保存されている CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体を 3 部提出すること。Microsoft Excel で提出を指定している書式についても、当該電子媒体により提出すること。なお、計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出のこと。

なお提出する電子媒体については、ウイルスチェックを信頼性の高いソフトを利用し行うこと。また電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日 (西暦表示)」を明記する。

**【説明会及び現地説明、質問に係る提出書類】**

# 【様式1】募集要項等に関する説明会参加申込書

平成 年 月 日

## 須崎市公共下水道施設等運営事業 募集要項等に関する説明会参加申込書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

「須崎市公共下水道施設等運営事業」に係る募集要項等に係る説明会への参加を申し込みます。

### ■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

### ■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇

- ※ 参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1社につき2名までとしてください。
- ※ 会場受付において参加申込書の原本を提出してください。
- ※ 当日は、募集要項等をご持参してください。
- ※ 募集要項等に関する質問は、募集要項等公表時にお示しする方法により提出してください。
- ※ 写真撮影、映像撮影は禁止とさせていただきます。
- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

## 【様式2】現地見学会参加申込書

平成 年 月 日

### 須崎市公共下水道施設等運営事業 現地見学会参加申込書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

「須崎市公共下水道施設等運営事業」に係る現地見学会への参加を申し込みます。

#### ■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

#### ■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課	〇〇	〇〇
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課	〇〇	〇〇

- ※ 参加者は本事業に参加を検討する民間企業等とし、1社につき2名までとしてください。
- ※ 現地までの移動については、募集要項で示します。
- ※ 会場受付において参加申込書の原本を提出してください。
- ※ 現地見学会中は、写真撮影、映像撮影を許可しますが、誘導する市職員の指示に従ってください。
- ※ 参加する方は、ヘルメットを持参してください。
- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

【様式3】 質問書

平成30年 月 日

募集要項等に関する質問書

「須崎市公共下水道施設等運営事業」の募集要項等について以下のとおり質問書を提出します。

企業名	
所在地	
所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

資料名	(記入例) 募集要項
-----	------------

No	タイトル	該当箇所							質問
		頁	ローマ	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	
例	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	ア	(ア)	a	〇〇〇〇
1									
2									
3									
4									
5									

- 注1 質問する資料ごとに本様式を作成してください。
- 注2 タイトル欄は該当資料の該当箇所のタイトルを記入してください。
- 注3 該当箇所欄の記入に当たっては、数値、記号は半角小文字で記入してください。
- 注4 行が不足する場合には、適宜増やしてください。
- 注5 Microsoft Excel(2010以前)で作成の上、電子メールで送付してください。
- 注6 募集要項等の該当箇所の順番に並べてください。

## 【守秘義務対象開示資料の貸与申込時における提出書類】

【様式 4-1】 守秘義務対象開示資料貸与申込書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
守秘義務対象開示資料貸与申込書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

平成 30 年 8 月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」の公募に関し、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、貸与を申し込みます。

担当者	
部 署	
資料送付先住所	〒
電話番号	

- ※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。
- ※ 守秘義務対象開示資料の使用を終えた時点で貸与資料を破棄し、破棄完了後、破棄義務の遵守に関する報告書（様式 5）を提出してください。

## 【様式 4-2】 守秘義務の遵守に関する誓約書

平成 年 月 日

### 須崎市公共下水道施設等運営事業 守秘義務の遵守に関する誓約書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

当社は、今般、須崎市（以下「市」といいます。）から、平成 30 年 8 月 ○ 日付で募集要項等の公表がありました須崎市公共下水道施設等運営事業に係る事業者選定（以下「本公募」といいます。）において、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に市から提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

#### 記

##### 第 1 条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、市に対して、様式集及び記載要領に示された様式 4-3 の様式により、事前の書面による通知を行ったうえで、構成企業（構成企業になろうとする者を含みます。以下同じ。）、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）、協力企業（本事業に関し、業務の委託若しくは請負等を受ける者を指します。）（協力会社になろうとする者を含みます。）（以下「第二次被開示者」と総称します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務



に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

- 5 当社は、守秘義務対象資料等の市から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

## 第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は市の事前の承諾ある場合のほか、第三者に対し開示しません。なお、当該市の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

## 第3条（善管注意義務）

当社は、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

## 第4条（個人情報への取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されることに従い適切な管理を行うことを約束します。

## 第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び優先交渉権者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

## 第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

## 第7条（書類の破棄）

- 1 市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合及び優先交渉権者として選定されなかった場合、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等とその写しを含めてすべて破棄することを約束します。
- 3 当社及び第二次被開示者は、前2項の規定に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、市に対し、その旨報告します。

## 第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本公募の募集要項等の定めるところによることとします。

以上

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

【様式 4-3】 第二次被開示者への資料開示通知書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
第二次被開示者への資料開示通知書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

平成 30 年 8 月 ○ 日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」の公募に関し、市から提供又は開示を受けた守秘義務対象開示資料について、以下の者に対して資料を開示しましたので通知します。

なお、これらの情報開示対象者は当社に対し、当社が市に対して制約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負うことを約束いたします。

■ 第二次被開示者

商号又は名称	
所在地	
代表者名	
申込者との関係	

商号又は名称	
所在地	
代表者名	
申込者との関係	

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

※ 第二次被開示者の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

【様式5】破棄義務の遵守に関する報告書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
破棄義務の遵守に関する報告書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

⑩

当社は、今般、須崎市から平成30年8月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」に係る運営権者の選定における応募提案を検討することを目的として、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料の開示を受けましたが、平成【 】年【 】月【 】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書(写)」第7条に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破棄方法	

以上

※ 代表者名及び印鑑は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。

## 【資格審査に係る審査書類様式集】

【様式6】参加表明書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
参加表明書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

平成 30 年 8 月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」の公募に参加することを表明します。

<添付書類>

1. 印鑑証明書

※ 代表者の印鑑は印鑑登録済みの代表者印を使用してください。

【様式7】 応募者の名称等

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
応募者の名称等

■ 応募企業

名 称				
所在地				
代表者名				
連絡先	担当者氏名		所 属	
	電話番号		F A X	
	メールアドレス			

※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加してください。また、不要な欄は適宜削除してください。

## 暴力団排除に関する誓約書

須崎市の須崎市公共下水道施設等運営事業のプロポーザル参加にあたり、下記事項について誓約します。  
また、須崎市が暴力団排除に必要な場合には、高知県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (5) 前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 2 暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。
- 3 須崎市との契約に関し、下請負人（下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）を使用する場合は、当該下請負人が上記1の各号に該当しないことを確認します。

平成 年 月 日

須崎市長 楠瀬 耕作 様

(誓約者)

本社所在地

商号又は名称

代 表 者

印



## 【様式9】委任状

平成 年 月 日

### 委任状

須崎市長 楠瀬 耕作 様

#### ■構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

私は、下記の企業をグループの代表企業とし、平成30年8月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」に関し、次の権限を委任します。

#### <委任事項>

1. 参加表明に関する件
2. 参加資格審査書類の提出に関する件
3. 辞退に関する件
4. 復代理人の選任及び解任に関する件

#### ■受任者（代表企業）

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

枚目 / 枚中

※：構成員ごとに別葉とすること。

【様式 10】参加資格確認申請書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
参加資格確認申請書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

印

平成 30 年 8 月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」に係る参加資格要件について、当社は、募集要項 3 (3)に定められた応募者に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、募集要項に定められた参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 3 (3)ウの実績要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類
2. 募集要項 3 (3)ウ(ア)、(イ)を証する書類 (写)

## 【様式 11】実績を証する書類

### ■ 募集要項 3 (3)ウ (イ)の実績要件に掲げられている事項に係る実績

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業方式		
事業の内容		

※ 上記実績について確認できる資料（契約書等の写等）は必ず添付してください。また、必要に応じて、事業や施設の概要が記載されている資料も添付することは可とします。

【様式 12】 資格審査の添付書類チェックシート

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
資格審査の附属資料提出確認書

商号又は名称			
本事業における役割			
附属資料		応募者 確認	市確認
①	会社概要（パンフレットでも可）		
②	登記簿謄本		
③	印鑑証明書		
④	法人税納税証明書		
⑤	消費税及び地方消費税納税証明書		
⑥	法人住民税納税証明書（直近 2 か年分）		
⑦	法人事業税納税証明書（直近 2 か年分）		
⑧	有価証券報告書 （ない場合、直近 2 期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結））		

※複数の企業にて当該業務を実施する場合には、会社ごとに本様式を作成すること。

※④、⑤は納税証明書（その 3 の 3 ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）一通にて提出することも可とします。

※支店等に委任事項のある場合については当該地に係るものも提出してください。

※各種証明書類は本様式提出日から 3 か月以内に発行されたもの（写し可）を添付してください。

※必要書類が揃っていることを確認したうえで「応募者確認」欄に「○」をつけてください。該当しない場合には「－」をつけてください。

※有価証券報告書を作成していない会社は、当該会社の株式を 50%以上保有する会社がある場合その会社名と保有割合を申告してください。

【競争的対話、参加辞退、コンソーシアム構成員の参加資格喪失等に関する提出書類】

【様式 13】 競争的対話参加申込書

平成 30 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
競争的対話参加申込書

須崎市長

「須崎市公共下水道施設等運営事業」に関する競争的対話への参加を次のとおり申し込みます。

応募グループ名	
代表企業	商号又は名称
	電話番号
	E-mail
	所属・役職
	担当者氏名
意見交換会 への参加者	商号又は名称
	所属・役職
	担当者氏名
	商号又は名称
	所属・役職
	担当者氏名
	商号又は名称
	所属・役職
	担当者氏名
	商号又は名称
	所属・役職
	担当者氏名

(注 1) 記入欄が足りない場合は適宜、追加してください。

(注 2) Microsoft Word で作成の上、電子メールで送付してください。

(注 3) 参加者人数の上限を設ける等の調整を後日行う可能性があります。

【様式 14】競争的対話の議題

平成30年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
競争的対話の議題

応募グループ名 \_\_\_\_\_

①要求水準書の変更提案受付対象部分（赤枠）に対する変更提案

議題内容	(1)
	(2)
	(3)

②附帯事業に対する提案

議題内容	(1)
	(2)
	(3)

③任意事業に対する提案

議題内容	(1)
	(2)
	(3)

④その他

議題内容	(1)
	(2)
	(3)

※上記議題にあわせて、具体的な内容がわかる提案概要書（様式は任意）を提出すること。

（注1）記入欄が足りない場合は適宜、追加してください。

（注2）主な確認事項は、趣旨を明確にした上で、簡潔にまとめてください。

（注3）主な確認事項は、優先順位の高いものから順に記載してください。

（注4）応募者が競争的対話で示した「②附帯事業の考え方」や「③任意事業の考え方」については、提案時の提出書類での提案内容を制約するものではありません。

【様式 15】 辞退届

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
辞退届

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

⑨

平成 30 年 8 月 ○ 日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」に関する参加資格審査通過者となりましたが、下記の理由により参加を辞退します。

辞退の理由：



## 【様式 16】参加資格喪失等通知書

平成 年 月 日

### 須崎市公共下水道施設等運営事業 参加資格喪失等通知書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

応募コンソーシアム  
名

代表企業 住所又  
は  
所在地  
商号又  
は  
名称  
代表者

印

平成 30 年 8 月 〇 日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」について、平成 年 月 日付で参加表明を行っていますが、下記の者に係る【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】について通知します。

記

#### ■コンソーシアム構成員

名称	
所在地	
代表者名	

#### ■通知事由

該当する事項	※①資格喪失、②コンソーシアム構成員を支配している者の変更、③コンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された事実より選択し記載すること
内容	※上記で選択した項目について、具体的に記載すること
該当年月日	平成 年 月 日

※【参加資格喪失・支配している者の変更・第三者により支配された事実】については、該当する事項を除き削除してください。

## 【提案審査に係る審査書類様式集】

【様式 17】 提案審査書類提出書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
提案審査書類提出書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

⑩

「須崎市公共下水道施設等運営事業 募集要項」に基づき、提案審査に係る審査書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

【様式 18】委任状（コンソーシアム用）

平成 年 月 日

委任状

須崎市長 楠瀬 耕作 様

■構成員 A

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

■構成員 B

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

■構成員 C

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

※記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること。また、不要な欄は適宜削除すること。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、平成 30 年 8 月〇日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」に関し、次の権限を委任します。

<委任事項>

1. 提案審査書類の提出に関する件

■受任者（代表企業）

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

【様式 19】 要求水準書に関する確認書

平成 年 月 日

須崎市公共下水道施設等運営事業  
要求水準に関する誓約書

須崎市長 楠瀬 耕作 様

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

⑨

平成 30 年 8 月 〇 日付で募集要項等の公表がありました「須崎市公共下水道施設等運営事業」の審査に係る提出書類の一式は、募集要項等に添付された「須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書（案）」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

**【様式 20】 提案概要書**

**須崎市公共下水道施設等運営事業 提案概要書**

※提案内容のうち、何が運営権事業、附帯事業、任意事業であるのかが分かるよう、記載してください。

**【様式 21-1】 事業実施方針**

以下の項目について具体的に記述願います。(A4 版 3 枚以内)

- ①須崎市下水道事業に対する認識
- ②須崎市下水道事業の経営方針
- ③須崎市下水道事業への運営権導入の意義と、それを実現するための主な方策

**【様式 21-2】 事業実施体制**

以下の項目について具体的に記述願います。(A4 版 3 枚以内)

- ① S P C の組織体制と役割分担
- ② 関係者間の連携・統括の方法



### 【様式 21-3】収支計画等の妥当性

以下の項目について具体的に記述願います。エクセルシートに入力されている数値が算定できるよう、金額設定の根拠を明確にして記述願います。(A4 版 4 枚以内)

#### ①収支計画の前提条件

(例えば、利用料金収入を計上する場合には、想定根拠を具体的に記述願います。また、人件費を計上する場合には、配置する職種・職階の人数、単価等を具体的に記述願います。他の様式で示されている人員配置計画と整合させるようにしてください。他の項目についても、同様に具体的に記述願います。)

#### ②資金調達方法

(例えば、資金調達先、時期、金額等を具体的に記述願います。)

#### ③事業収支の内容

(例えば、資金繰りの状況を示した上で、それに対する評価を記述願います。)

#### ④市の財政負担への影響

(例えば、サービス対価が市の財政負担に与える影響について記述願います。)

#### ※1 収支計画は様式 21-3-1 (Excel シート)

附帯事業と任意事業を提案する場合には、それらの事業を含めないものと、それらを含めたものを作成して提出してください。

#### ※2 サービス対価は様式 21-3-2~10 (Excel シート)

#### ※3 附帯事業、任意事業の収支計画は様式 21-3-11~12 (Excel シート)

**【様式 21-4】 リスクに対する対応方針**

以下の項目について具体的に記述願います。(A4 版 3 枚以内)

- ①資金収支不足の発生に対する対応
- ②構成員や業務受託者の履行能力の低下や経営破たん等への対応
- ③不可抗力発生時への対応
- ④コンプライアンスへの対応

**【様式 21-5】 経営目標達成に関する妥当性**

経費回収率達成のための考え方について、以下の観点から具体的に記述願います。(A4 版 3 枚以内及び収支計算表)

- ①建設改良費の見通し
- ②維持管理費の見通し
- ③増収に関する視点

**【様式 21-6】 計画関連業務等に関する実効性・実現性**

要求水準書 2.2 に示す業務の実効性の担保と実現性について、様式 21-3 で示す計画関連業務に対して、以下の観点から具体的に記述願います。(A4 版 4 枚以内)

- ①実現性の担保については、下水道事業経営が円滑に履行するための考慮した点
- ②実現性については、下水道事業を確実に履行出来るための実施内容

**【様式 21-7】 管渠施設に関する運営の工夫**

要求水準書 4.2 に示す目標値達成のための考え方や工夫について、以下の事項について具体的に記述願います。(A4 版 5 枚以内)

- ① 必須項目に対する計画的維持管理方法と不明水対策
- ② 目標項目として考えられる施策

**【様式 21-8】 終末処理場施設に関する運営の工夫**

終末処理場の運転管理及び維持管理に関する工夫について、以下の事項について具体的に記述願います。(A4 版 4 枚以内)

- ①運転管理
- ②維持管理
- ③エネルギー管理
- ④危機管理

**【様式 21-9】 附帯事業に関する有効性**

収益増加及び支出減少に資する提案について具体的に記述願います。(A4 版 4 枚以内)

**【様式 21-10】 漁業集落排水の実績**

同種、同類業務について、下表に（最大5件まで）記述願います。記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加願います。

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業の内容		

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業の内容		



**【様式 21-11】クリーンセンターの実績**

同種、同類業務について、下表に（最大5件まで）記述願います。記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加願います。

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業の内容		

項目		内容
事業名		
事業主体（発注者）		
事業期間		年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額		
応募企業名又は 応募コンソーシアム名		
応募企業 又は 代表企業	名称	※上記事業の契約時の名称を記載
	所在地	※上記事業の契約時の所在地を記載
	代表者名	※上記事業の契約時の代表者名を記載
	出資割合	※上記事業の契約時の代表企業の出資割合及び他のコンソーシアム構成員の出資割合を記載
事業の内容		

**【様式 21-12】 要求水準の変更提案**

低廉な事業計画と持続的運営の観点から、要求水準書の修正提案の有無、内容を記述願います。

(A4 版 3 枚以内)

なお、要求水準書の修正提案を行う場合には、事前に競争的対話において市との協議が必要です。

**【様式 21-13】 地域貢献に関する項目**

本事業を実施することによる地域貢献の内容に関して、以下の事項について具体的に記述願います。(A4 版 3 枚以内)

なお、要求水準書の修正提案を行う場合には、事前に競争的対話において市との協議が必要です。

- ①下水道事業における地域貢献
- ②任意事業における地域貢献
- ③クリーンセンターにおける地域貢献

【様式 21-14】 評価価格の内訳書

評価価格の内訳書

費目	金額
<b>評価価格 (①-②)</b>	<b>円</b>
①サービス対価 (合計)	円
サービス対価 A-1-1	円
サービス対価 A-1-2	円
サービス対価 A-2	円
サービス対価 A-3	円
サービス対価 B-1	円
サービス対価 B-2	円
サービス対価 B-3	円
サービス対価 B-4	円
サービス対価 B-5	円
②運営権対価	円

注1 各項目とも事業期間中の総額を記載してください。

注2 金額欄は消費税及び地方消費税を含めない金額を記載してください。

注3 関連する様式と整合させてください。

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

モニタリング基本計画書

20200604版

令和 2年 6月

高 知 県 須 崎 市

## 目次

第1章 総論	1
1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的	1
1.2 モニタリング実施計画	1
1.3 モニタリングの体制	1
(1) 運営権者によるセルフモニタリング	1
(2) 市によるモニタリング	1
(3) 紛争の調整	1
1.4 モニタリングの対象業務	2
1.5 モニタリングに要する費用負担	2
1.6 モニタリング実施計画書の変更	2
1.7 モニタリング結果の公表	2
第2章 モニタリングの実施方法	3
2.1 モニタリングの基本的な考え方	3
(1) 経営(財務状況等)のモニタリング	3
(2) 公共施設等運営事業のモニタリング	3
(3) 包括的民間委託等業務のモニタリング	3
2.2 モニタリング方法	3
(1) 書類による確認及び資料の閲覧	3
(2) 会議体による確認	8
(3) 現地における確認	8
第3章 契約内容未達時の措置	9
3.1 是正レベルの認定	9
3.2 契約内容未達時における措置	9
(1) 措置	9
(2) 契約内容未達違約金	11
(3) 契約解除	11
3.3 契約内容未達違約金の算定方法	13
(1) 違約金ポイントの計上と違約金への反映	13
(2) 違約金ポイントを計上しない場合	13
第4章 事業終了時のモニタリング	14
4.1 基本的な考え方	14
4.2 確認方法	14
(1) 書類による確認	14
(2) 会議体による確認	14
(3) 現地における確認	14
4.3 モニタリングの手順	14

## 第1章 総論

### 1.1 モニタリング基本計画の位置付けと目的

本モニタリング基本計画は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき選定された運営権者が、須崎市公共下水道施設等運営事業実施契約（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行し、かつ、須崎市公共下水道施設等運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準を安定的に充足すること（以下「実施契約等の履行」という。）を確認するため、須崎市（以下「市」という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示すものである。

### 1.2 モニタリング実施計画

市は、運営権者との実施契約締結後、運営権者との協議を踏まえ、以下の事項等を定めたモニタリング実施計画書を作成する。なお、モニタリング実施計画書は、経営、計画、維持管理等、対象業務別に以下の事項を整理する。

- (1) モニタリングを行う体制
- (2) モニタリングの方法
- (3) モニタリングを行う時期
- (4) モニタリングの内容

### 1.3 モニタリングの体制

モニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリングで構成される。市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された運営事業協議会（以下「運営協議会」という。）において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

#### (1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行うものである。

#### (2) 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、運営権者が作成した書類や会議体での報告を基にモニタリングを行う。市が必要と判断した場合は、市は現地の確認を行う場合がある。

#### (3) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、運営協議会において中立的第三者（専門家）が関与し、当該紛争の解決方法の調整を行う。

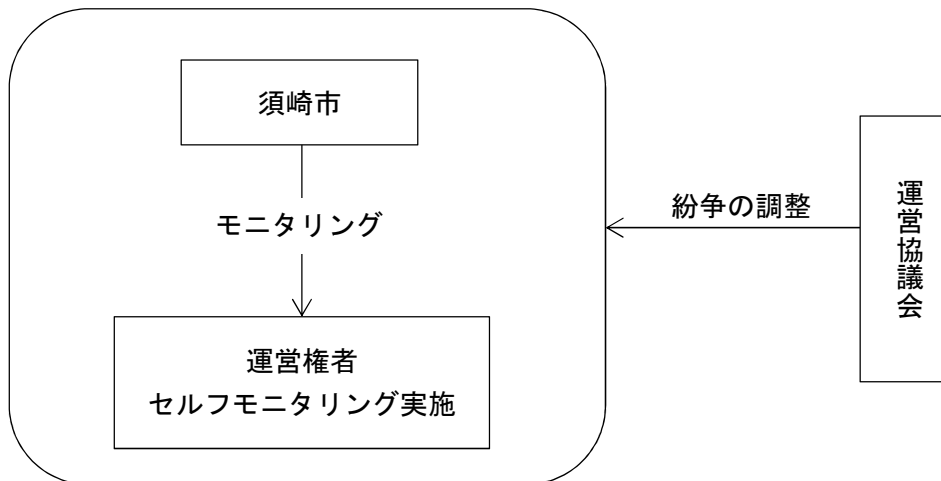


図 1-1 モニタリング体制

#### 1.4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の通りとする。

- (1) 経営に関する業務
- (2) 汚水管渠運営業務
- (3) 終末処理場運営業務
- (4) 包括的民間委託業務
- (5) 事業終了にあたっての資産引継ぎ業務

#### 1.5 モニタリングに要する費用負担

市が行うモニタリングに要する費用については、市が負担する。

運営権者が行うセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。運営協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。

#### 1.6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、事業実施契約後に、本モニタリング基本計画と運営権者のセルフモニタリングに関する提案等を踏まえて初版を作成するが、その後においては以下の事由により変更する。

- (1) 実施契約が変更された場合
- (2) 要求水準書が変更された場合
- (3) その他、業務内容の変更が特に必要と認められた場合

#### 1.7 モニタリング結果の公表

市が実施したモニタリングの結果について、必要に応じて市ホームページにおいて公表する場合もある。運営権者は、市の公表に協力するものとする。



## 第2章 モニタリングの実施方法

### 2.1 モニタリングの基本的な考え方

#### (1) 経営(財務状況等)のモニタリング

経営のモニタリングは、本事業において、運営権者の業務執行体制や財務を理由とするサービスの提供の停止や事業継続が困難になる等の事態を回避するために行うものである。

モニタリングは、運営権者がセルフモニタリングを行い、市が必要に応じてこの内容を閲覧可能な措置を講じるものとする。

市は、経営に関する事業運営に関して必要と認めた場合は現地確認を行う場合がある。

#### (2) 公共施設等運営事業のモニタリング

運営権者は、公共施設等運営業務のモニタリングとして、要求水準の確保を図るため、各業務が適切に実施されているかの確認を行う。運営権者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の維持管理状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、市が必要に応じてこの内容を閲覧可能な措置を講じるものとする。

また、市は、維持管理業務の品質確保のために必要と認めた場合は、維持管理状況の現地確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

なお、終末処理場の運営事業のモニタリングは2024年度以降の開始予定とする。

#### (3) 包括的民間委託等業務のモニタリング

包括的民間委託等業務のモニタリングは、その内容を要求水準書で明示しているため、業務の頻度、内容、条件などを満たして適切に実施されているかの確認を行う。

運営権者は、各業務の履行について業務計画書等に基づき確認を行うとともに、業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の維持管理状況を基に、要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、包括的民間委託業務確認結果の報告書を作成し、市が必要に応じてこの内容を閲覧可能な措置を講じるものとする。

また、市は、維持管理業務の品質確保のために必要と認めた場合は、維持管理状況の現地確認を行い、結果に応じた必要な措置を講じる。

### 2.2 モニタリング方法

#### (1) 書類による確認及び資料の閲覧

##### ①経営に関する業務のモニタリング

運営権者は、経営の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、次表に示す、市の確認が必要な書類は、これを提出して確認を受ける。また、状況報告に関する書類、セルフモニタリング結果報告書等の書類について、市が閲覧可能な措置を講じるものとする。

表 2-1 経営に関する業務のモニタリングに係る書類

	提出書類	頻度	市の行為
計画に関するもの	全体事業計画書（収支計画含む）	事業開始前、変更時	確認
	セルフモニタリング実施計画書	事業開始前、変更時	確認
	短期事業計画書（収支計画含む）	5年毎、変更時	確認
	単年度事業計画書（収支計画含む）	毎年度、変更時	確認
	事業継続計画書（BCP）	事業開始前、変更時	確認
	業務執行体制、有資格者名簿及び資格証明書類写し	変更時	確認
その他	計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表又は注記事項、その他運営権者による計算書類に基づいた財務分析の結果）	株主総会開催後	確認
	会計監査人による監査報告書	株主総会開催後	確認
	実施契約に規定する書類	事業開始前、変更時	確認
	その他市が必要とする書類	随時	確認

②汚水管きょ運営業務のモニタリング

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、次表に示す市の確認が必要な書類は、これを提出して確認を受ける。また、月間維持管理計画書・報告書、セルフモニタリング結果報告書等の書類について、市が閲覧可能な措置を講じるものとする。

③終末処理場運営業務のモニタリング

運営権者は、改築の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、次表に示す市の確認が必要な書類は、これを提出して確認を受ける。また、月間維持管理計画書・報告書、セルフモニタリング結果報告書等の書類について、市が閲覧可能な措置を講じるものとする。

表 2-2 汚水管きょ・終末処理場運営業務のモニタリングに係る書類

	提出書類	頻度	市の行為
	運転管理計画	5年毎、変更時	確認
	保全管理計画	5年毎、変更時	確認
	月間維持管理計画書	毎月、変更時	確認
	年間維持管理計画書	毎年度、変更時	確認
	月間維持管理報告書	毎月	確認
	年間維持管理報告書	毎年度	確認
	セルフモニタリング結果報告書	毎月、四半期、毎年度	確認
	故障事故報告書	随時	確認
	施設機能確認報告書	事業終了前	確認
	引継に必要な書類	事業終了前	確認
	その他市が必要とする書類	随時	確認

#### ④包括的民間委託業務のモニタリング

運営権者は、包括的民間委託業務の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、次表に示す市の確認が必要な書類は、これを提出して確認を受ける。また、維持管理計画書・報告書、セルフモニタリング結果報告書等の書類について、市が閲覧可能な措置を講じるものとする。

表 2-3 包括的民間委託業務のモニタリングに係る書類

提出書類	頻度	市の行為
月間維持管理計画書	実施前、変更時	確認
年間維持管理計画書	実施前、変更時	確認
月間維持管理報告書	毎月	確認
年間維持管理報告書	毎年度	確認
運転管理報告書	毎年度	確認
保存管理報告書	毎年度	確認
セルフモニタリング結果報告書	毎月、四半期、毎年度	確認
故障事故報告書	随時	確認
引継に必要な書類	事業終了前	確認
その他市が必要とする書類	随時	確認

#### ⑤仕様発注業務のモニタリング

仕様発注業務のモニタリングは、運営権者が、その業務の頻度、内容、条件等を満たして適切に実施されているかについて確認を行い、その結果について市が閲覧可能な措置を講じるものとする。

(2) モニタリングの実施フロー

以下に、運営権事業、包括的民間委託業務、仕様発注業務別のモニタリング実施フローを示した。

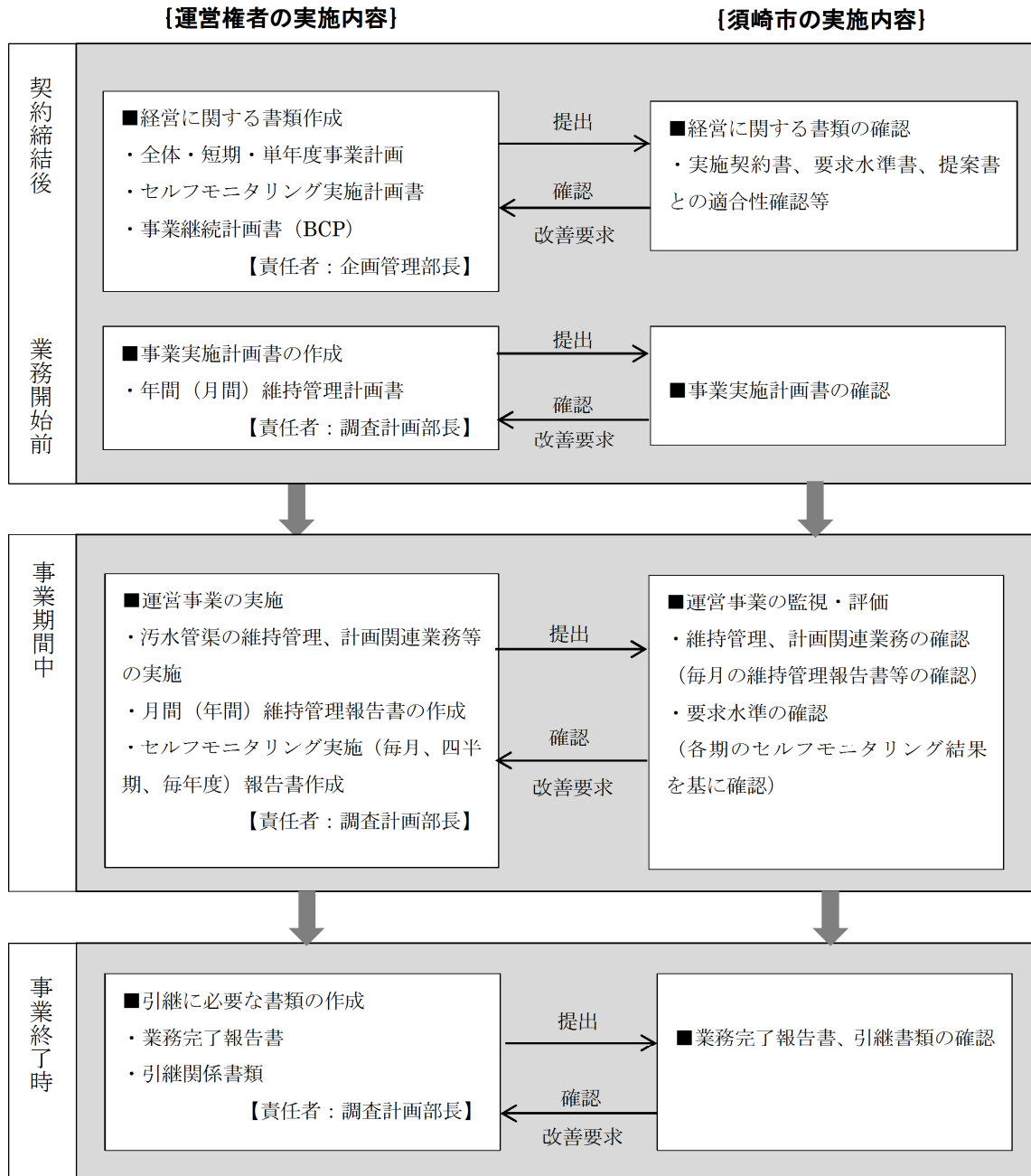


図 2-1 モニタリング実施フロー（運営権事業）

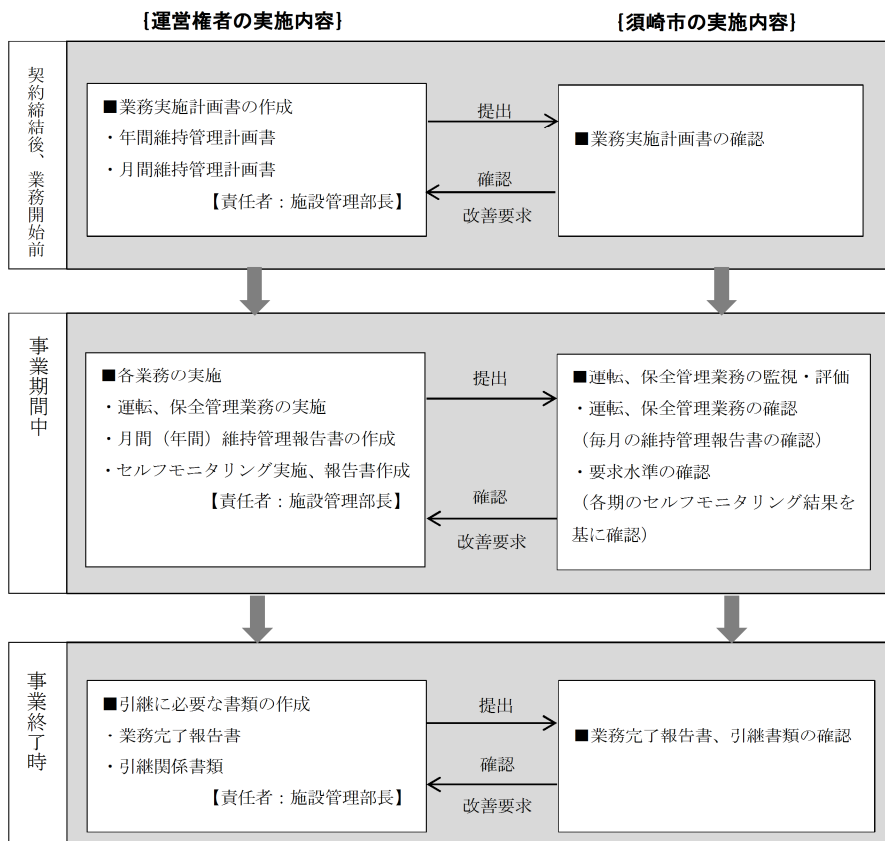


図 2-2 モニタリング実施フロー（包括的民間委託業務）

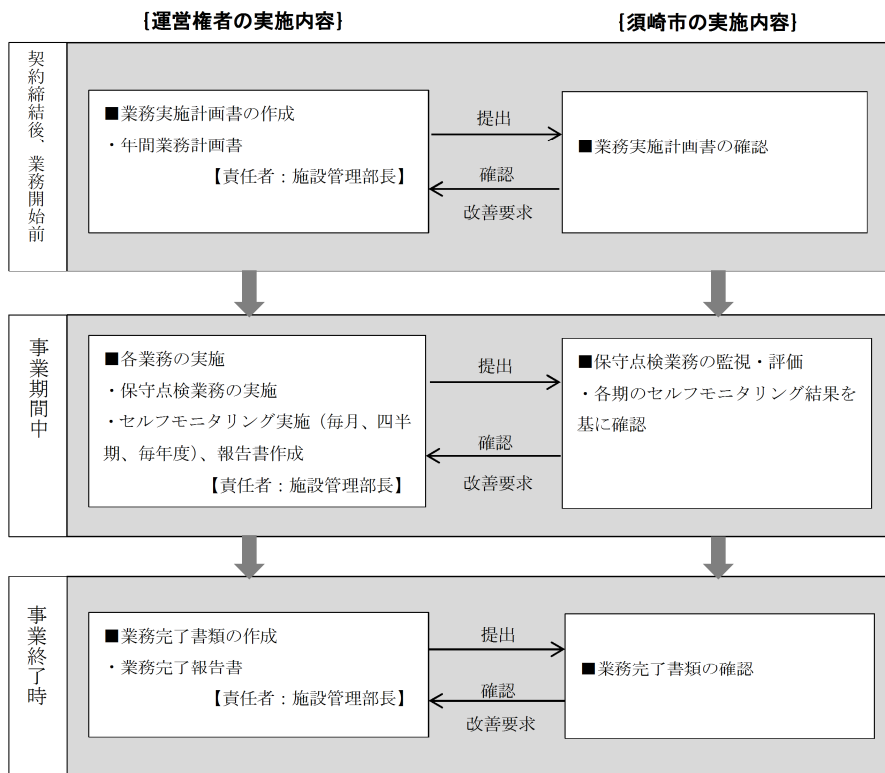


図 2-3 モニタリング実施フロー（仕様発注業務）

### (3) 会議体による確認

市と運営権者は、次表に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

運営権者は、当該会議体のほか、市議会や地元住民との協議会等において、市がモニタリングについての説明を行う場合、市に必要な協力を行うものとする。

表 2-4 会議体の設置

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認</li><li>・課題の確認</li><li>・次年度事業計画の確認</li></ul>	1回／年
四半期事業報告会	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認</li><li>・課題の確認</li></ul>	1回／四半期
定例会	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認</li><li>・課題の確認</li></ul>	1回／1ヶ月

### (4) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、又は運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。また、市は立会が必要とされている場合、その他事業の各段階で市が必要と認めるときは、現地における確認を行う。

なお、市が現地における確認を行う場合には、運営権者は立ち合うものとする。

### 第3章 契約内容未達時の措置

#### 3.1 是正レベルの認定

実施契約及び要求水準書で規定する内容を充足していないと判断される状態（以下、「契約内容未達」という）が発生した場合、市は、表 3-1 に従い是正レベルの認定を行い、運営権者に通知する。

表 3-1 市の是正レベルの認定基準

認定レベル	事象
レベル1 全業務対象	事故、法令違反につながる可能性が低く、かつ改善までに一定の時間が許容される事象。（軽微な不備） （事象例） ・書類、備品等の整理整頓不足 ・不衛生状態の放置 ・ユーティリティ備蓄の不足
レベル2 全業務対象	事故、法令違反につながる懸念があり、速やかな改善が求められる事象。（重大事故の発生、法令違反につながる恐れがある事象） （事象例） ・維持管理、運転管理の過失による事故発生（影響が対象施設内に留まるもの） ・必要な点検（法定点検を除く）の未実施 ・頻発する設備の故障の放置 ・合理的理由の無い工期遅延の発生
レベル3 運営権業務対象	契約内容未達の状態が継続し、又は繰り返し発生した場合等で、事故、法令違反が発生している事象。（故意、過失による市への信用失墜行為、法令違反、その他影響が第三者又は終末処理場外に及ぶもの） （事象例） ・維持管理、運転管理の過失による事故発生（影響が対象施設外に及ぶもの） ・不可抗力事象発生時※1を除く事故、火災等の発生 ・法定点検の未実施

※1：暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、津波、有毒ガス発生等の自然災害に属するもの並びに、騒乱、暴動、テロ行為等の人為災害によるもの。

#### 3.2 契約内容未達時における措置

##### (1) 措置

市は、第2章に定めるところに従って実施したモニタリングの結果、契約内容未達が確認できる場合、以下の措置を行うものとする。

##### ①注意

市は、契約内容未達レベル1に該当する恐れがある場合、運営権者に対して口頭にて、当該状況の是正を行うよう注意を与えるものとする。

運営権者は、市から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も

是正が見込まれない場合には、市は、文書にて嚴重注意を行うものとする。

#### ②是正指導

市は、契約内容未達がレベル 1 に該当すると認定した場合、運営権者に対して、当該状況の是正指導を行うものとする。

運営権者は、市から是正指導を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期間について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行うものとする。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来又は運営権者の是正指導の対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

#### ③是正勧告

市は、3.2 (1) ②の是正が行われていると認められない場合、又は契約内容未達がレベル 2 に該当すると認定した場合、運営権者に対して文書にて是正勧告を行う。

運営権者は、市から是正勧告を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期間について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は当該計画に基づき是正を行う。

市は当該計画に定めた是正期限の到来、又は運営権者の是正勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたかを確認する。なお、是正勧告については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

#### ④警告

市は、3.2 (1) ③の是正が行われていると認められない場合、運営権者に対して、文書で警告するものとする。

運営権者は、市から計画を受けた場合、市との協議を踏まえて是正対策と是正期間について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画に基づき是正を行う。

市は、当該計画に定めた是正期限の到来、又は運営権者の警告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、警告については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

#### ⑤命令（本事項以降については、運営権対象業務について実施する）

市は、3.2 (1) ④の是正が行われていると認められない場合、又は契約内容未達がレベル 3 に該当すると認定した場合、運営権者に対して文書にて命令するものとする。この場合、市は運営権者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

運営権者は、市の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び市との協議を踏まえて是正対策と是正期間について定めた是正計画を作成し、市の承諾を得て策定するものとする。運営権者は、当該計画の基づき是正を行う。なお、命令については、市が必要と判断した時、その内容を公表することができる。



## (2) 契約内容未達違約金

市は、3.2 (1) ⑤の是正が行われていると認められない場合、運営権者に対して、契約内容未達違約金を請求し、運営権者はこれを支払うものとする。この場合の違約金の額は、「3.3 契約内容未達違約金の額の算定方法」に定める。また、市は、3.2 (1) ⑤の是正計画に定めた是正期限とは別に期限を設け、運営権者に対して是正を行うことを命ずる。この場合、市は、当該期限の設定について、運営権者の意見を聞くことができる。市は契約内容未達違約金の請求についてその内容を公表する。

## (3) 契約解除

### ①是正未達による解除

3.2 (2) の措置にも拘らず、是正が行われていると認められない場合、市は運営権者に期日を通告して実施契約を解除することができる。

### ②故意による市への信用失墜行為による解除

上記に拘らず、故意による市への信用失墜行為として、市の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（例：水質検査結果の虚偽報告）や、本事業の運営に重大な影響を与える法令違反等（例：廃棄物の不法投棄）が認められた場合、市は運営権者に催告することなく実施契約を解除することができる。

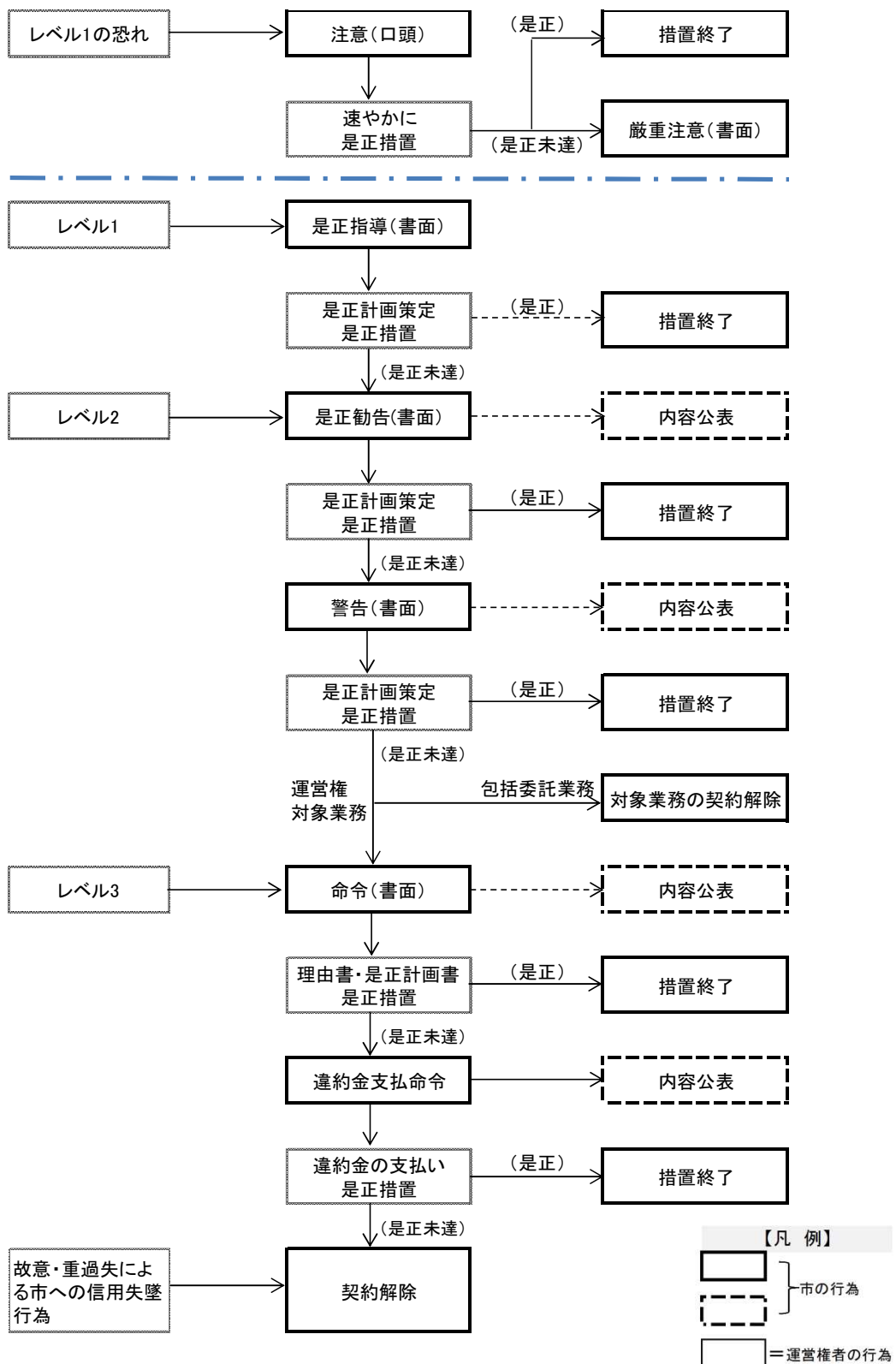


図 3-1 契約内容未達時における措置の概要

### 3.3 契約内容未達違約金の算定方法

#### (1) 違約金ポイントの計上と違約金への反映

市は、3.2 (1) ⑤の是正が行われていると認められない場合、運営権者に対して表 3-2 に示す違約金ポイントから計算される契約内容未達違約金を請求し、運営権者はこれを支払うものとする。

この場合、違約金の額は、当該支払命令を行った日の4半期ごとに計上されている全ての違約金ポイントに2万円を乗じた金額とする。また、四半期ごとに累計された違約金ポイントは清算され、翌期に繰り越されることはない。

表 3-2 具体的な事象と違約金ポイント

行為	想定される具体的な事象 (例)	違約金ポイント	
苦情の放置	悪臭等における苦情の放置	住民対応ならびに清掃等の現場対応を運営権者の責で実施することとなるため計上しない。*1	
法定水質試験の未実施	1項目/未実施 (3か月間)	15	
安全管理の過失による大規模な事故・火災の発生	水処理、汚泥処理の復旧に1週間以上要する大規模な事故・火災	50	
労働災害の発生	労働災害 (重体等)	事故の公表等により運営権者への社会的制裁が課されることと相殺し計上しない。	
維持管理・運転管理の過失	機器の故障による上流管渠からの溢水	清掃、補償等の現場対応を運営権者の責で実施することとなるため計上しない。*1	
	機器の故障による家屋内からの溢水		
	汚泥の処理場外への流出		
	放流水質目標値超過 (1回の試験において対象4項目のどれか超過)	1/6回 (3か月間)	10
		2/6回 (3か月間)	20
3/6回 (3か月間)		30	
	4/6回 (3か月間)	50	
	5/6、6/6回 (3か月間)	100	
法定計画図書作成における重大な過失	合理的理由のない工期遅延による事業期間の失効/法手続き関係図書のミスによる法的効力の失効	15	

\*1 但し、市職員による協力対応が発生した場合、運営権者は市からの請求により、違約金の支払いに応じること。(例：市職員2名×1日対応の場合、1ポイント/日)

#### (2) 違約金ポイントを計上しない場合

市がやむを得ない事由と認めた場合には、違約金ポイントを計上しない場合がある。

市がやむを得ない事由として認めるものは、レベル1からレベル3状態となった要因が、運営権者の過失以外による場合、又は、過失の程度が著しく小さい場合、不可抗力等運営権者の責によらない場合等が挙げられる。

## 第4章 事業終了時のモニタリング

### 4.1 基本的な考え方

運営権者は、要求水準書や仕様書に定めるとおり、施設機能確認報告書及び引継書を作成し、市に提出する。市は報告書の内容について確認を行う。

### 4.2 確認方法

#### (1) 書類による確認

運営権者は、事業終了に際して以下に示す提出書類を市に提出して確認を受ける。

表 4-1 事業終了時のモニタリングに係る書類

提出書類	提出時期
施設機能確認報告書	確認完了後 10 日以内
引継書	事業終了日まで (ただし、暫定版を 180 日前までに提出)
その他市が必要とする書類等	事業終了日まで

#### (2) 会議体による確認

市と運営権者は要求水準書に定められる施設機能確認や技術指導、引継等に必要となる協議を適宜実施する。

#### (3) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

### 4.3 モニタリングの手順

市及び運営権者は、書類及び会議体における決定事項に基づき、モニタリングを行う。

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 審査講評

平成31年2月8日

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に関して、優先交渉権者選定基準（平成 30 年 8 月 15 日公表）に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評をここに報告します。

平成 31 年 2 月 8 日

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会  
委員長 藤原 拓

## 目 次

1 審査委員会の構成.....	1
2 審査委員会の開催経過.....	1
3 審査の方法.....	2
4 審査の結果.....	2
(1) 参加資格審査.....	2
(2) 競争的対話.....	2
(3) 提案審査.....	3
5 審査講評.....	6
(1) 技術審査評価の講評.....	6
(2) 総評.....	8

## 1 審査委員会の構成

審査委員会の構成は、以下のとおりである。

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授
副委員長	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部 下水道経営企画課長
委員	片岡 裕明	高知県 土木部 公園下水道課 課長
委員	横畠 浩治	須崎市 副市長
委員	西森 茂幸	須崎市 環境保全課 課長
委員	岡村 茂	須崎市 建設課 課長

## 2 審査委員会の開催経過

審査委員会の開催経過は、以下のとおりである。

日程	委員会	主な協議・実施事項
平成30年8月8日	第1回審査委員会	・優先交渉権者選定基準
平成31年1月9日	第2回審査委員会	・応募者へのヒアリング ・提案審査
平成31年1月31日	第3回審査委員会	・提案審査 ・最優秀提案者の選定 ・審査講評作成



### 3 審査の方法

審査は、事業者の参加資格を審査する「参加資格審査」及び、提案内容等を審査する「提案審査」に分けて実施した。

「参加資格審査」では、応募者の参加資格について、市が募集要項（平成30年8月15日公表、一部修正版平成30年9月21日公表）の参加資格要件に基づき審査を行った。

「提案審査」においては、市が基礎審査及び提案価格の確認を行い、審査委員会が優先交渉権者選定基準に基づき、具体的な提案内容の審査及び評価を行った。

なお、審査及び評価に際し、審査委員会には応募者名を提示せずに実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 参加資格審査

平成30年9月14～21日に、応募者として1グループから参加表明書（参加資格確認申請書等を含む）の提出があり、募集要項に示す参加資格の要件の具備について審査した結果、同グループが参加資格を有していることを確認し、平成30年9月27日付けで、参加資格の審査結果を市から同グループへ通知した。

#### (2) 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市の方針と応募者の理解との間に齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求水準未達成を防ぐこと、応募者からの提案（要求水準書の変更提案、附帯事業の提案、任意事業の提案等）の妥当性を確認すること等を目的として競争的対話を行った。

第1回競争的対話は平成30年10月5日、第2回競争的対話は平成30年10月29日に開催した。各回の協議事項は次のとおりである。

回	主な議題等
第1回 (平成30年10月5日)	要求水準書の変更提案受付対象部分（赤枠）に対する変更提案 附帯事業に対する提案 任意事業に対する提案 提案概要書その他の項目 事業の安定性に関する確認事項 クリーンセンターの人員配置について 財務確認事項 モニタリング基本計画 仕様書発注について その他
第2回 (平成30年10月29日)	第1回競争的対話内容の確認 その他

### (3) 提案審査

#### ア 提出書類の確認

平成30年12月17日付で、参加資格を有するグループから提案書が提出された。同グループの提出書類が、すべて募集要項の指定どおりであることを市で確認した。

#### イ 基礎審査

基礎審査の対象となったグループの提案内容が要求水準をすべて満たしていることを市が確認し、第2回審査委員会で報告した。

#### ウ 技術審査

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、応募者名を伏せて、技術審査を行った。技術審査については、以下の3段階の基準により評価を行った。

評価	評価指標	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.50
C	優れている点が認められない(要求水準を満たす程度)	配点×0.00

技術審査の結果は、以下の通りである。

別表1 技術審査の結果

評価項目	評価項目と配点		応募者
	評価の視点	配点	得点
. 運営権事業の基本方針に関する内容			
1.1 事業実施方針	SPCの経営方針について評価する	5	5
1.2 事業実施体制	SPC側における役割分担と、関係者間の連携・統括力について評価する	5	5
1.3 収支計画等の妥当性	下水道事業の安定化について収支計画の前提条件と収支内容の妥当性について評価する	10	7.5
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	経営上の主なりスクに対する認識と対応方針の妥当性について評価する	10	10
小計		30点	27.5点
. 運営権事業経営に関する内容			
2.1 経営目標達成に関する妥当性	経費回収率達成のための考え方について評価する(要求水準書 2.1)	10	10
2.2 計画関連業務等に関する実効性・実現性	要求水準書 2.2 に示す業務の実効性について評価する	10	7.5
小計		20点	17.5点
. 施設運営に関する内容			
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	要求水準書 4.2 に示す目標値達成のための考え方や工夫について評価する	10	10
3.2 終末処理場施設に関する運営の工夫	終末処理場の運転管理及び維持管理に関する工夫について評価する	5	5
小計		15点	15点
. 附帯事業経営に関する内容			
4.1 附帯事業に関する有効性	収益増加及び支出減少に資する提案について評価する	10	7.5
小計		10点	7.5点
. 包括的民間委託業務に関する項目			
5.1 漁業集落排水処理施設	同種業務における実績について評価する	3	1.5
5.2 クリーンセンター等	同種業務における実績について評価する	2	2
小計		5点	3.5点
. 競争的対話による提案項目			
6.1 要求水準の変更提案	低廉な事業計画と持続的運営の観点から要求水準書の修正提案の有無及び内容について評価する	10	5
小計		10点	5点
. 地域貢献に関する項目			
7.1 下水道事業における地域貢献	下水道事業における、地元企業の関与等と地域に根差して本事業に対して取り組もうとする姿勢について評価する	4	4
7.2 任意事業における地域貢献	任意事業における、地域貢献に資する提案について評価する	4	2
7.3 クリーンセンター等における地域貢献	クリーンセンター等における、市への社会貢献と、地域経済への波及効果について評価する	2	1
小計		10点	7点
合計		100点	83点

## エ 総合審査

総合審査は、技術審査に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と、応募者の提案したサービス対価及び運営権対価を基に、次の方法によって求めた。

- ・標準点（100点）に技術評価点を加えたものを、当該応募者の評価価格（消費税相当額を除いた額。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。
- ・評価値 = (標準点 + 技術評価点) / 評価価格 × 1,000,000,000（小数点第5位以下切り捨て）
- ・評価価格 = 提案されたサービス対価 - 提案された運営権対価（0円以上）

審査の結果は次のとおりである。

項目	応募者
標準点	100点
技術評価点	83点
評価価格 （消費税及び地方消費税を含まない）	1,082,835,000円 （提案されたサービス価格：1,082,835,000円） （提案された運営権対価：0円）
評価値	169.0008点

## オ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、下記応募者を最優秀提案者として選定した。

なお、応募者が1者であった場合は、本事業における市のメリットを考慮して、160以上の評価値である場合に最優秀提案者として決定することとしていたが、応募者は当該条件を満たしていた。

- ・代表企業 株式会社NJS
- ・構成員 株式会社四国ポンプセンター  
日立造船中国工事株式会社  
株式会社民間資金等活用事業推進機構  
株式会社四国銀行

## 5 審査講評

### (1) 技術審査評価の講評

#### ア 運営権事業の基本方針に関する内容

評価項目	審査講評
1.1 事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の下水道事業が厳しい経営状況にあることや、本事業の特徴が認識された上で、運営権導入により全国初の先導的モデルとすることが示されている。</li> </ul>
1.2 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部署別の配置人数や責任者が明示されており、事業者側における役割分担が明確である。</li> <li>・事業を実施するための組織運用等が示され、関係者間における連携・統括力が期待できる。</li> </ul>
1.3 収支計画等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理計画や資金調達条件との整合性があり、市の財政負担の平準化に配慮した計画となっている。</li> <li>・各年度の累積資金収支ベースの資金繰りと当該年度の費用を比較した場合の余裕度は小さい。</li> </ul>
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支不測発生時における構成員の支援方針が示されている。</li> <li>・構成員や業務受託者が履行能力低下等に事態に対して、早期に問題を把握する仕組みや、当該事態が発生した場合の他の構成員の支援方針が示されている。</li> <li>・不可抗力発生について、BCP作成や、その中での事前対策の明確化等が示されている。</li> <li>・コンプライアンスについて、マニュアル策定や、その周知方法等が示されている。</li> </ul>

#### イ 運営権事業経営に関する内容

評価項目	審査講評
2.1 経営目標達成に関する妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費回収率について、現時点で考えられる設定条件の基、基準以上の目標値が示されている。</li> <li>・目標とする経費回収率を達成するための建設改良費、維持管理費、増収の具体的な提案が示されている。</li> </ul>
2.2 計画関連業務等に関する実効性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画関連業務について、下水道の事業経営を頂点として、実現化の手段、分野計画、実施計画等のピラミッド構造が示されており、計画業務に関する全体像としての合理的な提案があった。</li> <li>・PDCAサイクルを回す達成目標の提案があったが、提案書に具体的な数値は示されていない。</li> <li>・法手続きに関する各種計画に対するスケジュール及び関連性示されており、実現性について評価できる。</li> </ul>

#### ウ 施設運営に関する内容

評価項目	審査講評
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須項目を達成するための様々な具体的手法について示されており、評価できる。</li> <li>・ 不明水対策について、総合的な提案があった。</li> <li>・ 要求水準に示された項目に関して関連性を明示したうえで、概ね目標値が示されている。</li> </ul>
3.2 終末処理場施設に関する運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理について、各設備に管理する内容と新技術による効率化が示されている。</li> <li>・ 維持管理について、情報管理とストックマネジメントの関連性を示し、今後の財政負担の軽減について示されている。</li> <li>・ エネルギー管理について、処理場の特性にあわせた具体的な内容が示されている。</li> <li>・ 危機管理については、職員の安全を前提に具体的な行動計画が示されている。</li> </ul>

#### エ 附帯業務に関する内容

評価項目	審査講評
4.1 附帯事業に関する有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面整備の推進による収入増加方策について示されている。</li> <li>・ 水洗化促進、下水道資産の有効利用についての具体的な内容が示されている。</li> <li>・ 支出削減については複数の提案はあったが、経費削減額に対する根拠が十分ではなかった。</li> </ul>

#### オ 包括的民間委託業務に関する内容

評価項目	審査講評
5.1 漁業集落排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同類業務の実績はあるが、漁業集落排水処理施設維持管理業務の実績はない。</li> </ul>
5.2 クリーンセンター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同種業務の実績がある。</li> </ul>

#### カ 競争的対話による提案項目

評価項目	審査講評
6.1 要求水準の変更提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各項目について、複数の変更提案があったものの、低廉な事業計画の提案はなかった。</li> </ul>

キ 地域貢献に関する項目

評価項目	審査講評
7.1 下水道事業における地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業の参画、地元雇用、地元企業からの調達についての提案があった。</li> <li>・地域に根差した活動として情報開示を積極的に行うとの提案があった。</li> </ul>
7.2 任意事業に関する地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の提案はあったが、具体的な目標値などが示されておらず、全体的に構想レベルのものが多い。</li> </ul>
7.3 クリーンセンターに関する地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元雇用について、明記されている。</li> <li>・災害時応援等に係る市との連携についての提案がなかった。</li> </ul>

(2) 総評

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、応募者を最優秀提案者として選定した。応募者は1企業体であったが、限られた期間の中、様々な条件をクリアすることを求めたため、提案にあたっては困難な作業であったと推察され、提案書作成にあたる努力に対し高く評価している。応募者からの提案は、須崎市公共下水道事業の経営改善に向けた提案内容であるとともに、本事業に対する意気込みを感じさせるものであった。この度、改めて応募者の方々に敬意を払うとともに感謝する次第である。

本事業は、地方の小規模自治体が試みる国内で初めての下水道における公共施設等運営権制度を活用するPFI事業（コンセッション事業）である。そのため、市と最優秀提案者が経験とノウハウを持ち寄り、適切な意思疎通のもと、他の小規模自治体のモデルとなるような、新たな公共下水道事業を築いていくことを期待している。

今後、最優秀提案者として選定された応募者が、市と実施契約を締結し、本事業を実施するにあたり、審査委員会から評価された具体的な提案内容を確実に実行することは当然のこと、本事業をさらにより良いものとするため、特に以下の点について留意されることを要望する。

- ・須崎市及び地域の関係者と、緊密で良好な協力関係を構築すること。
- ・須崎市内在住者の優先的雇用と、地元（県内）企業の参画や積極的な活用を図ること。
- ・本事業は、公共下水道の污水管渠を含むコンセッション事業の第一号案件として、注目度の高い事業である。今後、国内の地方公共団体が公共下水道の污水管渠を含むコンセッション事業を実施する際の、参考事例となるよう情報発信に努めること。
- ・本事業は、コンセッション事業と包括的民間委託等の業務を組み合わせることにより、効率化できる事業となっているため、その効果が最大限発揮されるよう留意すること。
- ・提案のあった附帯事業及び任意事業については、早期に具体的な調整に着手し、できるものから事業化を進めること。

最後に、最優秀提案者は須崎市公共下水道事業の経営改善のため、優れた事業運営能力を遺憾なく発揮し、須崎市民のニーズに合致した質の高い公共サービスを提供するために尽力されるよう期待して、総評とする。





*Management Revolution*

# 須崎市 公共下水道施設等運営事業

－ 提案の概要 －

平成31年2月

【代表企業】 株式会社NJS

【構成企業】 株式会社四国ポンプセンター

日立造船中国工事株式会社

株式会社民間資金等活用事業推進機構

株式会社四国銀行

# 本事業の意義と運営の方針

Management Revolution

## ■ 本事業への取り組み姿勢

須崎市は平成22年度に過疎市町村に指定されました。下水道は、人口減少に起因する使用料収入減や職員の減少に加え、老朽化施設の改築や地震・津波・豪雨対策等の多くの課題に直面しています。平成25年度には「高知県下水道経営健全化検討委員会（内閣府支援事業）」において、「現在のまま推移すると下水道事業の持続が困難になる」と指摘されました。これを受けて須崎市では、処理場のダウンサイジングに係る共同研究（B-DASH事業）等に着手しています。

私たちは、須崎市の先進的な取り組みをさらに加速させ、「下水道資産を最大限に活用した多様な収入増加策の導入」と「維持管理体制見直し等による経費削減」を柱とした様々な施策を実践し、下水道の経営改善を実現するとともに、地域インフラを長期的に担いうる企業と人材を育て、地域づくりに貢献してまいります。

## ■ 経営方針 Management Revolution

- **下水道事業の持続性を長期的に担保**するための「あらゆる取り組み」を実践
- 須崎から発する**リバース・イノベーション**  
（地域創発のマネジメント手法、地域貢献、技術等）

経費回収率：24.5%（2018）⇒ 50%超\*（2038）を目指し運営

※要求水準(必達目標)：30%以上  
汚水処理原価500円/m<sup>3</sup>超を半減させ実現（使用料体系の見直しは提案に含んでいません。）

## ■ 本事業の特徴 過疎地域下水道の先導的モデル

- 公共下水道周辺のインフラ管理業務を組み合わせた**バンドリング型**事業
- **コンセッション、包括委託(性能発注)、仕様委託を組み合わせた**複合型契約
- 民間事業者の収益：利用料金とサービス対価からなる**混合型コンセッション**事業\*
- 下水道管渠を含む**汚水系施設の全てに運営権を設定**するコンセッション事業

※公費支出を伴う混合型コンセッション事業のため、運営権対価=0円としました。

# 経営方針を実現する主な方策

## ■ コンソーシアム構成

公共事業の品質や市民サービスの向上、経営目標達成等のため、調整・事業企画を自ら行い、須崎市と一体となってインフラ経営の一端を担う覚悟で取り組みます。このため、義務的事業に含まれる計画系業務やモニタリング業務の実績を多く有する株式会社N J Sが代表企業を務め、各施設のO&M業務に精通する株式会社四国ポンプセンターおよび日立造船中国工事株式会社が構成企業となりインフラ管理を担います。さらに株式会社民間資金等活用事業推進機構と株式会社四国銀行を構成企業に加え、経営のガバナンスと地域貢献事業の推進力の強化を図ります。

## ■ 義務的事業の提案概要：バンドリング+新技術の活用

- 事業の効率化
- サービス向上
- コストセーブ
- 地域貢献
- 事業の透明性確保

【複数インフラの管理を行う複合型事業】

対象事業・業務範囲		事業方式	
下水道	事業全体	企画	コンセッション
	管渠(汚水)	維持管理	〃
	終末処理場	維持管理	包括⇒コンセッション
	雨水ポンプ場	保守点検	仕様委託
	管渠(雨水)	維持管理	〃
漁集	浄化槽	維持管理	包括委託
	中継ポンプ場	維持管理	〃
	グリーンセンター	維持管理	〃



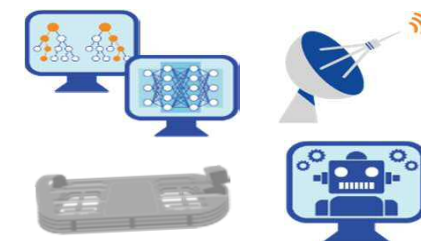
【O & M業務のバンドリング】



- ◎ O & M業務の効率化
- ◎ 多様なインフラ管理を長期的に担う地域企業・人材の育成
- ◎ リスク対応力向上



【AI・IoT・ロボティクス活用】

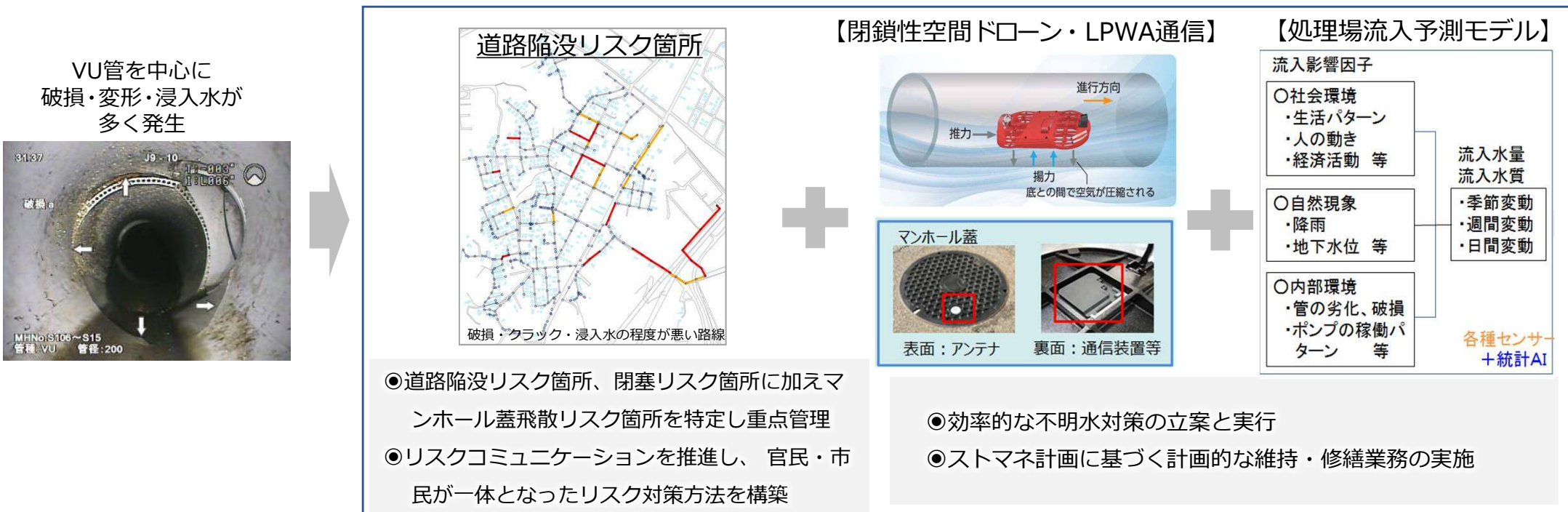


- ◎ 品質向上やコスト削減、付加価値創造等に新技術の活用
- ◎ 情報共有・公開性の確保

# 経営方針を実現する主な方策

## ■ 義務的事業（下水道污水管渠）の提案概要：リスク箇所重点管理＋新技術の活用

- 道路陥没
- 詰まり事故
- 応急措置 ➡ 5箇所/5年以下（要求水準）



## ■ 附帯・任意事業：資産活用＋地産地消事業＋地域貢献事業＋一部面整備事業（企画計画支援まで）

- 収益の増加
- 支出減少
- 域内生産の創出
- 継続的な地域貢献事業の検討

### 【附帯事業の提案例】下水道資産の活用

- ① 下水道管内空間の研究等活用
- ② 終末処理場の命名権売却

### 【任意事業の提案例】地域貢献事業等

- ① DHSの地産地消
- ② DHSシステムの広報・研修の場利用
- ③ 管理棟への防災資材備蓄

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 客観的な評価の結果

平成31年2月8日

須 崎 市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、須崎市公共下水道施設等運営事業を実施する民間事業者を選定したので、P F I 法第 11 条の規定により、客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 31 年 2 月 8 日

須崎市長 楠瀬 耕作

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

須崎市公共下水道施設等運営事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

須崎市長 楠瀬 耕作

### (3) 事業目的

市の公共下水道は、昭和 51 年度に約 289ha の事業認可を受け、単独公共下水道として事業に着手し、漁業集落排水事業においても 2 地区を平成 5 年度に事業に着手している。

その後、市は公共下水道事業に関し、急激な社会状況の変化や、市の財政状況並びに人口減少等により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、平成 22 年度に全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。さらに、平成 25 年度に開催された「高知県下水道経営健全化検討委員会(内閣府支援事業)」において、須崎市公共下水道事業は、「現在のまま推移すると事業の持続が困難になる」ことが指摘されている。

市では、平成 28 年度に国土交通省国土技術政策総合研究所の「下水道革新的技術実証事業(B-DASH)」に応募し、終末処理場のダウンサイジング事業に着手した。また平成 28 年度より管渠等既存ストックの計画的保全管理の実施に向けた現状調査を開始するなど、抜本的な経営改善に向けて歩みをはじめている。

平成 28 年 6 月、公共下水道等の運営事業について、PFI 法第 6 条に基づく民間提案を受け、国土交通省の先導的官民連携支援事業(地方公共団体等による調査実施への補助)を活用し、提案内容を検討した結果、有効性を確認したところである。

本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものである。特に、下水道事業(汚水)の実施に当たっては、市は PFI 法に基づく運営権を設定し、公共施設等運営事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

### (4) 本事業の対象施設と概要

#### ア 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

公共下水道管渠(汚水)

終末処理場  
 雨水ポンプ場  
 公共下水道管渠（雨水）  
 漁業集落排水処理施設浄化槽（池ノ浦地区、中ノ島地区）  
 漁業集落排水処理施設中継ポンプ施設  
 クリーンセンター等

上記の を「運営権設定対象施設【事業開始時】」とする。

なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、上記 に含まれるものとする。

また は、国から市に B - DASH 実証研究施設の所有権が移転された後に、運営権が設定されるものとする（国から市に B - DASH 実証研究施設の所有権が移転された後（平成 36 年度以降を予定）は、上記 と を「運営権設定対象施設」とする）。

#### イ 対象施設の概要

公共下水道管渠（污水）

##### 【供用区域の既設下水管渠】

- ・ 污水管：約 10km

終末処理場

場所：須崎市潮田町

- ・ 供用開始：平成 7 年 10 月
- ・ 処理能力：500 m<sup>3</sup>/日（日最大）
- ・ 処理方式：生物膜ろ過併用 D H S ろ床法
- ・ 汚泥処理方式
  - 濃縮方式：重力濃縮
  - 脱水方式：スクリュープレス脱水

雨水ポンプ場

(1) 名称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部ポンプ場	処理場内ポンプ場	浜町ポンプ場
(2) 位置	須崎市潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市潮田町	須崎市浜町一丁目
(3) 排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 計画時間最大排水量 (m <sup>3</sup> /秒)	4.62	4.54	4.93	13.63	0.66
(5) 供用開始	昭和 48 年	昭和 51 年	昭和 48 年	昭和 51 年	平成 25 年



下水道管渠（雨水）

- ・ 公共下水道管渠（雨水）：約 12km

漁業集落排水施設浄化槽（池ノ浦地区、中ノ島地区）

a 池ノ浦漁業集落処理施設

- ・ 処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					汚泥汲み取り
	人槽数 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	設置 年月日	放流水質(mg/ℓ以下)		
				BOD	SS	
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7	H12.3.1	20	30	20m <sup>3</sup>

b 中ノ島漁業集落排水処理施設

- ・ 処理方式：接触ばっ気方式

場 所	規模・規格					備 考
	人槽数 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	設置 年月日	放流水質 (mg/ℓ以下)		
				BOD	SS	
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00	H6.3.24	20	30	20m <sup>3</sup>
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30	H6.3.24	20	30	20m <sup>3</sup>
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77	H6.11.25	20	30	20m <sup>3</sup>
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77	H6.11.25	20	30	- 海上輸 送あり

クリーンセンター等

a クリーンセンター横浪

項 目	内 容
場所	須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
用途	再資源化処理施設
処理方式	磁選・手選別・圧縮・減容梱包・貯留
処理能力	6.2t/日(5H)
竣工年月	平成 16 年 3 月

b 須崎市一般廃棄物最終処分場

項目		内容
場所		須崎市浦ノ内東分フカウラ 2238-1
竣工年月		平成 15 年 3 月
埋立 処分場	埋立地面積	11,000m <sup>2</sup>
	埋立容積	91,000m <sup>3</sup>
	埋立方法	サンドイッチセル構造
	処理対象物	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残さ
	埋立量	(平成 27 年度実績)3,158m <sup>3</sup> /年(覆土含む) 697 トン/年(覆土含まない)
	施工	大林・須工ときわ・八幡建設工事共同企業体
閉鎖 処分場	閉鎖方法	地中連続壁 + 覆土 + 透気性防水シート
	面積	23,500m <sup>2</sup>
浸出水 処理施設	処理方法	【水処理】 前処理 + カルシウム除去 + 生物脱窒素処理(接触ばっ気法) + 凝集沈殿処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理 + キレート吸着処理 + 消毒 【汚泥処理】 濃縮処理 + 脱水処理 + 埋立処理
	処理能力	140m <sup>3</sup> /日(調整槽 8,000m <sup>3</sup> )
	計画水質	【処理水の水質】 pH:5.8 ~ 8.6 BOD:10mg/ SS:10mg/ T-N:10mg/ Ca <sup>2+</sup> :100mg/ その他項目:水質汚濁防止法に規定する排水基準値以下

(5) 運営権設定対象施設の立地

本事業のうち、運営権設定対象とする施設が立地する所在地は、以下のとおりである。

運営権対象施設	所在地
終末処理場 (平成 36 年度以降)	須崎市潮田町 3 - 13
下水道管渠(汚水)	下分甲の一部
	池ノ内の一部
	港町
	原町 1 丁目
	原町 2 丁目
	鍛冶町

東糺町
西糺町
新町1丁目
新町2丁目
青木町
東古市町
西古市町
浜町1丁目
浜町2丁目
南古市町
横町
栄町
幸町
中町1丁目
中町2丁目
西町1丁目
西町2丁目
泉町
須崎
多ノ郷甲の一部
神田の一部
押岡の一部
大間西町
山手町
潮田町
大間本町
大間東町
赤崎町
緑町
西崎町
妙見町
土崎町
桐間西
桐間東
桐間南
吾井郷乙の一部

(6) 事業方式

本事業のうち、運営権設定対象施設については、P F I法第16条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。その他、運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民

間委託等により、選定された民間事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社である事業者が一体的に管理運営するものとする。

#### 対象事業の事業方式

対象事業		事業方式	
公共 下水道 施設	下水道管渠 (汚水)	経営、企画、維持管理(巡視・ 点検、清掃、修繕)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH実証研究施設含 む)	経営、企画、維持管理(維持、 修繕)	包括的民間委託 公共施設等運営事業[平成36年度以降 を予定]
	雨水ポンプ場	保守点検	委託(仕様発注)
	下水道管渠 (雨水)	維持管理(維持)	委託(仕様発注)
漁業集落 排水処理 施設	浄化槽	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理(維持、修繕)	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理(維持)	包括的民間委託

#### (7) 業務範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、契約(公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む)に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)、実施契約書(案)に示す。

#### ア 公共施設等運営事業

##### (ア) 経営に関する業務

- a 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】
- b 終末処理場ストックマネジメント計画関連業務
- c 雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務
- d 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- e 雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務
- f 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】
- g 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】

- (イ) 運営事業計画書の作成
  - (ウ) 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する業務
    - a 計画的維持管理業務
    - b 管路ストックマネジメント計画関連業務
  - (エ) 終末処理場の運転管理に関する業務（平成36年度以降を予定）
    - a 技術管理
    - b リスク管理
    - c 地域貢献
    - d 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
    - e 処理場設備機器の運転操作及び記録
    - f 水処理設備の保守運転
    - g 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
    - h 水質等の監視
    - i 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
    - j 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
    - k 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
    - l 法定水質分析
    - m 沈砂、しさ、スカムの搬出、脱水ケーキの運搬、処分
    - n 環境の保持
    - o 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
    - p 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
    - q 場内の清掃、環境整備
    - r 臭気、騒音等に関する巡視
- イ 終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務（事業開始～平成35年度）
- (ア) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
  - (イ) 終末処理場設備機器の運転操作及び記録
  - (ウ) 水処理設備の保守運転
  - (エ) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
  - (オ) 水質等の監視
  - (カ) 終末処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
  - (キ) 終末処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
  - (ク) 終末処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
  - (ケ) 法定水質分析
  - (コ) 沈砂、しさ、スカムの搬出
  - (サ) 環境の保持
  - (シ) 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃

- (ス) 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
- (セ) 場内の清掃、環境整備
- (ソ) 臭気、騒音等に関する巡視

#### ウ 雨水ポンプ場保守点検業務

- (ア) 保守点検業務
- (イ) ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (ウ) 保全管理業務
- (エ) 施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保全計画の策定及び設備関連台帳の作成及び管理
- (オ) 物品管理業務
- (カ) 設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

#### エ 下水道管渠（雨水）の維持管理業務

- (ア) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
  - ・維持管理計画策定業務
  - ・月間維持管理計画策定業務
- (イ) 計画的維持管理業務
  - ・巡視・点検・調査業務
  - ・清掃業務
  - ・修繕業務

#### オ 漁業集落排水処理施設の包括的民間委託業務

- (ア) 浄化槽の維持管理
- (イ) 浄化槽への薬剤投入
- (ウ) 中継ポンプ場の維持管理
- (エ) 臨時点検

#### カ クリーンセンター等の包括的民間委託業務

- (ア) 受付等業務
- (イ) 運転等業務
- (ウ) 管理等業務
- (エ) その他業務

#### キ 附帯事業

附帯事業とは、公共施設等運営事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境

負荷低減、地域経済の活性化等の効用が発揮される事業のことをいう。

応募者が提案審査において附帯事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に提案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。市は提案概要書のうち附帯事業について、政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

## ク 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、また事業期間中に事業者が提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、本事業の対象施設の機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において必要と考える業務、特に地域振興に資する業務等を行うことができる。

応募者が提案審査において任意事業を提案する場合、参加資格審査後に、事前に提案概要書を市に提出し、競争的対話を行うこと。

なお、事業者が本事業以外の事業を任意で行うに当たっては、本事業に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるものとする。

区分	運営権	施設所有者	設置費・改築費負担	維持管理費負担
附帯事業	設定対象	市	市	事業者
任意事業	設定対象外	事業者	事業者	事業者

## (8) 事業期間

### ア 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)より、下水道管渠(汚水)に対して運営権の設定を受けた日(以下「運営権設定日」という。)から19年を経過する日が属する事業年度末までとする。

事業期間：平成31年10月1日～平成51年3月末日 1

- 1 下水道(運営権設定対象) : 平成31年10月1日～平成51年3月末日
- 下水道(運営権設定対象外) : 平成31年10月1日～平成36年3月末日
- 漁業集落排水処理施設 : 平成31年10月1日～平成36年3月末日
- クリーンセンター等 : 平成31年10月1日～平成36年3月末日

イ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から 19 年を経過する日が属する事業年度末までとする。

(9) 運営権対価

事業者は、下水道事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は0円以上とし、民間事業者の提案は以下のとおりである。

(10) サービス対価

市は、事業者に対して、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる費用の一部をサービス対価として支払う。

提案時におけるサービス対価の上限金額は次のものとする。

提案時におけるサービス対価の上限金額

¥1,082,960,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）



## 2 事業者選定までの経緯

時期	内容
平成29年12月26日	実施方針の策定の見通しの公表
平成30年2月16日	実施方針の公表
平成30年2月16日～2月27日	実施方針に関する質問の受付
平成30年3月30日	実施方針に関する質問への回答
平成30年5月17日	事業スケジュールの変更の公表
平成30年8月15日	特定事業の選定
平成30年8月15日 (平成30年8月16日追記、平成30年8月22日修正)	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表
平成30年8月16日～8月22日	説明会及び現地見学会への申し込み受付
平成30年8月27日	説明会及び現地見学会の開催
平成30年8月27日～8月30日	募集要項等に関する質問の受付
平成30年9月14日	募集要項等に関する質問への回答
平成30年9月14日～9月21日	参加表明書(資格確認申請書を含む。)の受付
平成30年9月21日	募集要項等の一部修正
平成30年10月5日	競争的対話(第1回)の実施
平成30年10月29日	競争的対話(第2回)の実施
平成30年12月17日	提出書類(提案書)の受付
平成31年2月8日	優先交渉権者の選定結果公表
平成31年3月(予定)	基本協定の締結
平成31年6月(予定)	運営権設定、契約の締結
平成31年10月1日(予定)	公共施設等運営事業開始

### 3 優先交渉権者の決定

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会は、優先交渉権者選定基準（平成30年8月15日公表）に基づき、提案内容等の審査を行い最優秀提案者を選定した（別紙「審査講評」参照）。市は、その結果を踏まえ、株式会社NJSを代表企業とするグループを、本事業を実施する民間事業者として選定し、優先交渉権者として決定した。

本事業の優先交渉権者は、次のとおりである。

代表企業 株式会社NJS  
構成員 株式会社四国ポンプセンター  
日立造船中国工事株式会社  
株式会社民間資金等活用事業推進機構  
株式会社四国銀行

### 4 事業価格及び、運営権対価

事業価格は、下記のとおりである。

¥1,082,835,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

また運営権対価は、¥ 0円である。

### 5 財政負担額の削減効果

落札者の入札価格に基づき、本事業をPFI事業で実施する場合の市の財政支出について、市が従来どおりの手法で実施する場合の財政支出と比較したところ、事業期間中の財政負担額が現在価値換算で、約5%程度削減されるものと見込まれる。

詳細なVFMは精査後、後日改めて公表する。

須崎市公共下水道施設等運営事業  
公共施設等運営権基本協定書

2018年9月

須崎市

須崎市公共下水道施設等運営事業に関して、須崎市と【代表企業】、【その他のコンソーシアム構成員】は、次のとおり基本協定を締結する。

(定義)

第1条 本協定において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「運営権」とは、本事業に関し実施契約に基づき SPC に設定される予定の PFI 法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号)をいう。
- (4) 「事業期間」とは、実施契約で定められる本事業の期間をいう。
- (5) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し須崎市と SPC との間で締結される須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約をいう。
- (6) 「代表企業」とは、構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された【           】をいう。
- (7) 「提案書類」とは、本事業の事業者公募事項において候補者が2018年 月 日付で須崎市に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して須崎市が候補者に対して確認した事項に対する候補者の回答(書面による回答(須崎市に提出された書類を含む。))及び口頭による回答を含む。)をいう。
- (8) 「募集要項」とは、須崎市が2018年 月 日付で公表した本事業の事業者募集に係る提案募集要項をいう。
- (9) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料(参考資料集を除く。)(いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに須崎市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して須崎市が応募者に対して示した書類(基本協定書(案)及び実施契約書(案)を除く。)をいう。
- (10) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(会社法第108条第1項第3号)をいう。
- (11) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。
- (12) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (13) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (14) 「本事業」とは、須崎市公共下水道施設等運営事業をいう。
- (15) 「本施設」とは、本事業で運営権の設定対象である下水道管渠(汚水)をいう。
- (16) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

(17)「候補者」とは、募集要項等に基づく選定手続において候補者として選定されたコンソーシアムをいう。

(18)「構成員」とは、候補者を構成するコンソーシアム構成員であり、本議決権株主となる【                    】、【                    】をいう。

(趣旨)

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続により、候補者がSPCを通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、構成員が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立するSPCをして、第7条に基づき須崎市との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、須崎市と構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 須崎市及び構成員は、候補者が、募集要項等に定める手続により、SPCを設立し、SPCをして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守の上、須崎市に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(SPCの設立)

第4条 構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し、SPCの設立登記完了後速やかにSPCに係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を須崎市に提出しなければならない。

(1) SPCは、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

(2) SPCは、設立時及び運営事業開始日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても円以上であること。

(3) SPCの定款に、SPCが発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。

(4) SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定、又は、会社法第2条第12号に定める委員会を設置する規定のいずれかの規定があること。

(5) SPCの定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。

(6) SPCはPFI法第29条第1項第1号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

2 構成員は、SPCの設立登記完了後速やかに、SPCをして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を須崎市に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、別紙 1 に構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、係る出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

2 構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、別紙 2 記載の様式の誓約書を提出するものとする。

(1) 本議決権株主は、本議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。)について、他の本議決権株主又は 須崎市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)先として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするとき(保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合を除く。)は、書面による須崎市の事前の承認を受けるものとする。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行する場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。)について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。なお、本議決権株式の譲渡においては、当該譲渡後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならなければならない。構成員は保有する本議決権株式の全部を譲渡することはできない。

(2) 本議決権株主は、前号の規定に従い須崎市の承認を得た上で、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、別紙 2 に記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ須崎市に提出せしめるものとする。

(3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、須崎市の事前の書面による承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。なお、本議決権株式の発行のときは、発行後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならなければならない。また、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は 完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

(4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分してはならない。

PF1 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立て

がなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 本議決権株主は、株主間契約(2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。)を締結した場合、その写しを須崎市に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨を須崎市に通知する。
- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分について前項第 1 号の須崎市の事前の承認を求めた場合において、本議決権株式の処分先が前項第 4 号に定める要件を満たしており、本議決権株式の譲渡後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大であり、かつ当該本議決権株式の処分者及び処分先が、( )当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び( )当該処分が SPC の事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、須崎市は、必要に応じ関係行政機関と協議した上で、原則として当該株式処分を承認する。

#### (運営権の設定)

- 第 6 条 須崎市は、募集要項に記載された日程により運営権設定に係る議会の議決を得るよう努める。
- 2 運営権に基づく本施設の運営事業は、実施契約が定める運営開始予定日から開始するものとする。
- 3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、候補者又は SPC がこれを負担するものとする。

#### (実施契約の締結)

- 第 7 条 須崎市及び構成員は、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、須崎市と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、須崎市は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書(案)の修正には、原則として応じない。
- 2 実施契約の締結は、須崎市と運営権者が実施契約の仮契約を[ ]を目途に締結し、前条第 1 項の議会の議決があったときに本契約を締結する手続による。
- 3 構成員は、須崎市から請求があった場合には速やかに、須崎市に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として須崎市が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報(以下「資料等」という。)を提供する。
- 4 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、須崎市が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載され

た条件に合致するよう訂正する。

- 5 構成員は、SPC の設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、須崎市は、必要かつ可能な範囲で係る準備行為に協力するものとする。なお、構成員は、SPC 設立に際して、それ以前に構成員が行った準備行為を SPC に引き継ぐものとする。
- 6 須崎市は、実施契約の本契約の締結がなされる前に構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき(第 8 号に定める事由については、当該事由が判明したとき)は、実施契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。
  - (1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
  - (2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (3) 構成員(法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき。
  - (4) 納付命令又は排除措置命令(これらの命令が構成員又は構成員が構成事業者である事業者団体(以下この号及び次号において「構成員等」という。)に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 32 条第 1 項第 1 号において同じ。)において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、実施契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に提案書提出(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該



当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によって実施契約を特定できる場合に限る。 )。

- (6) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
  - (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく参加資格の制限又は須崎市の指名停止要項に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。
  - (8) 偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において候補者として選定されたとき。
- 7 前項第 7 号の場合において、代表企業が須崎市の指名停止要項に掲げる措置要件のいずれかに該当した構成員(代表企業を除く。 )の変更(当該構成員の役割を他の構成員が引き受けることを含む。 )を申請し、須崎市が候補者と協議の上当該変更が本事業の実施に支障を与えないものとして認め、本協定の変更その他必要な手続を経たときは、須崎市は実施契約を締結することができる。
- 8 須崎市及び構成員は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

#### (実施契約の不成立)

第 8 条 候補者の責めに帰すべき事由により、実施契約の本契約の締結(以下「実施契約の締結」という。 )に至らなかった場合、以下のとおりとする。

- (1) 既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用は、候補者が連帯して負担する。
  - (2) 須崎市は、前項の費用のほか、実施契約の締結に至らなかったことによる損害を受けたときは、候補者に対してその損害の賠償を請求することができる。候補者は、係る損害賠償の請求を受けたときは、連帯してこれを支払わなければならない。
- 2 須崎市の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、須崎市と候補者の協議によって決定されるものとする。
- 3 須崎市及び候補者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、実施契約の締結に至らなかった場合は、既に須崎市及び候補者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### (賠償の予定)

第 9 条 構成員は、第 7 条第 6 項各号のいずれかに該当するときは、須崎市が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、[提案金額]の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定

めがある場合を除き、須崎市が納入の通知(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 7 条第 6 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売である場合その他須崎市が特に認める場合
  - (2) 第 7 条第 6 項第 3 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、須崎市は、須崎市に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、候補者に対してその超過した損害金に、須崎市が指定した納付期限の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年 5 パーセントの割合で計算した額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
  - 3 前二項の場合において、すべての構成員は、賠償金並びに損害金及び遅延利息を共同連帯して須崎市に支払わなければならない。

(違約罰としての違約金)

- 第 10 条 候補者は、構成員のいずれかが第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、須崎市が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、[提案金額]の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、候補者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号(複数該当する場合はそれぞれの号)に定める額を違約金額から減額した額とする。
    - (1) 候補者の構成員中に、第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する構成員(以下この条において「違約罰対象構成員」という。)以外の構成員がある場合

違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の SPC に対する出資割合(第 3 号において「出資割合」という。)を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- (2) 違約罰対象構成員がこの契約に関し独占禁止法第 7 条の 2 第 11 項又は第 12 項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。)である場合

違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- (3) 候補者の構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合

違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の SPC に対する出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- 3 前二項の場合において、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帯して須崎市に支払わなければならない。

- 4 前項の場合において、代表企業が第 7 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しないときは、須崎市は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、須崎市が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、須崎市に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。

#### (運営権者の文書提出義務)

- 第 11 条 候補者(その構成員並びにその構成員の役員及び使用人を含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この協定書の規定により須崎市から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを須崎市に提出しなければならない。

#### (秘密保持)

- 第 12 条 須崎市及び候補者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、候補者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、須崎市が情報公開条例等に基づき開示する場合、当該情報を知る必要のある須崎市若しくは構成員の従業員、代理人、請

負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、須崎市及び候補者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、及び本事業の公表その他須崎市が必要と認めるものは、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から実施契約により終末処理場に運営権が設定されるときまでとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと須崎市が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条及び第 15 条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて須崎市と候補者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は高知地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書【 】通を作成し、須崎市並びに代表企業、各構成員は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 月 日

須崎市	
住 所	
須崎市長	【           】
代表企業	【           】
住 所	【           】
代表取締役社長	【           】
構成員	【           】
住 所	【           】
代表取締役社長	【           】

構成員 【 】  
住 所 【 】  
代表取締役社長 【 】

別紙 1 SPC 設立時の構成員の出資一覧

## 別紙2 株主誓約書の様式

### 株 主 誓 約 書

年 月 日

須崎市長 殿

住 所

氏 名

代表取締役

(以下「当社」という。)は、本日付けをもって、須崎市に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【須崎市及び、との間の基本協定/須崎市及び (以下「SPC」という。)間で締結される須崎市公共下水道施設等事業 公共施設等運営権実施契約】に定めるとおりとします。

1. SPC が、年 月 日に【会社法上の株式会社】として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。)について、他の本議決権株主、又は、須崎市との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)先として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするとき(保有する本議決権株式の全部を譲渡する場合を除く。)は、書面による須崎市の事前の承認を受けること。係る義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。なお、本議決権株式の譲渡後の SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が本議決権株主のうちで最大とならない場合は、当該譲渡若しくは譲渡に係る須崎市への承諾の申請を行いません。また、保有する本議決権株式の全部の譲渡は行いません。
3. 当社は、前号の規定に従い、須崎市の承認を得た上で、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ須崎市に提出せしめるものとする。

4. SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、須崎市の事前の書面による承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。なお、本議決権株式の発行後においても SPC の株主総会における代表企業の議決権保有割合が最大とならないときは、発行に係る議案に賛成しません。
5. 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。

PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
6. 当社は、株主間契約(2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。)を締結又は締結後に変更した場合、その写しを須崎市に提出する(また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨須崎市に通知する)ものとする。
7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は 当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、須崎市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
8. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は高知地方裁判所とすること。



## 公共施設等運営権の設定について

須崎市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）に須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定したので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。

令和元年 12 月 19 日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

### 1 公共施設等の名称

須崎市公共下水道事業に係る污水管きよ及び須崎市終末処理場

### 2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

本事業の対象となる施設は、運営権者が本市から運営権の設定を受けた日以降に本市が所有し管理する公共下水道施設のうち、污水管きよ（本市において、現に公共下水道事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体及び須崎市終末処理場（以下「運営権設定対象施設」という。）である。ただし、須崎市終末処理場内雨水ポンプ場の施設を除く。

運営権設定対象施設	立地	敷地面積
污水管きよ	本市において、現に公共下水道事業の用に供し、又は供することを決定した資産の総体	—
須崎市終末処理場	須崎市潮田町4番2他	約 37,520 m <sup>2</sup>

### 3 公共施設等運営権者

所在地 高知県須崎市西崎町3番10号

名称 株式会社クリンパートナーズ須崎 代表取締役社長 村上雅亮

#### 4 公共施設等運営事業に係る公共施設等の運営等の内容

##### (1) 義務事業

- ア 経営に関する業務
- イ 運営事業計画書の作成業務
- ウ 下水道管きょ運営に関する企画、調整及び実施に関する業務
- エ 終末処理場の運転管理に関する業務（B-DASH実証研究施設の移管後）

##### (2) 附帯事業

#### 5 公共施設等運営権の存続期間

- (1) 汚水管きょについては、令和元年12月19日から令和21年9月30日まで。
- (2) 須崎市終末処理場については、国からB-DASH実証研究施設が移管された日から令和21年9月30日まで。
- (3) (1) 及び (2) にかかわらず、以下に定める場合、市及び運営権者は、存続期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により5年以内で両者が合意した日まで存続期間を延長することができる。
  - ア 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
  - イ 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、本事業が中断又は遅延した場合
  - ウ 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

須崎市公共下水道施設等運営事業  
公共施設等運営権実施契約書

1	事業名	須崎市公共下水道施設等運営事業
2	事業の場所	高知県
3	事業期間	契約締結の日から令和21年9月30日まで
4	業務委託費	別表に示すサービス対価のとおり

上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は仮契約とし、以下の条項に規定する下水道管渠(汚水)の公共施設等運営権の設定に係る須崎市の議決を経たときに本契約とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月20日

	所在地	高知県須崎市山手町1番7号
市	名称	須崎市
	代表者	須崎市長 楠瀬 耕作
	住所又は所在地	高知県須崎市西崎町3番10号
運営権者	商号又は名称	株式会社クリンパートナーズ須崎
	代表者	代表取締役社長 村上 雅亮

別表

サービス対価

業 務	サービス対価	(サービス対価に含まれる 消費税及び地方消費税)
経営に係る業務	413,478,450	(37,588,950)
下水道管渠運営業務	100,714,900	(9,155,900)
終末処理場運転管理業務	—注	—注
終末処理場運転維持管理等 包括的民間委託業務	99,999,460	(9,090,860)
漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理 包括的民間委託業務	21,188,200	(1,926,200)
クリーンセンター等運転維持管理等 包括的民間委託業務	240,656,790	(21,877,890)
雨水ポンプ場保守点検業務	32,509,730	(2,955,430)
下水道管渠(雨水)維持管理業務	28,968,280	(2,633,480)
合 計	937,515,810	(85,228,710)

(注) 終末処理場運転管理業務に係るサービス対価は、原則として提案書類に記載された金額に基づき、終末処理場に運営権が設定されるときに、市と運営権者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

## 第1章 総則

### (目的及び解釈)

- 第1条 この契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本事業は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等の管理運営事業等について一体的に実施するものであり、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されること及び事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られていることが期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 この契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。
- 4 この契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、この契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

### (本事業の実施)

- 第2条 運営権者は、この契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

### (契約の構成及び適用関係)

- 第3条 この契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれもこの契約の一部を構成する。
- 2 前項の基本協定書等の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、この契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の基本協定書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議の上、係る記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 4 市及び運営権者は、要求水準書の定めるところに従い、合意により要求水準書を変更することができる。

### (資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、この契約に別段の規定がある場合を除き、すべて

運営権者の責任において行うものとする。

(許認可等及び届出等)

第5条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。

2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、この契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。

3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。

5 運営権者は、この契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

第6条 運営権者は、この契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、この契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

2 運営権者は、この契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなるこの契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(法令上の責任)

第7条 運営権者は、運営権者の従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)及びその他法令上のすべての責任を負って従業員を管理し、市に対し責任を及ぼさないものとする。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、この契約の本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
  - (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
  - (3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
  - (4) 運営権者は、この契約を締結し、履行する完全な能力を有し、この契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
  - (5) 運営権者がこの契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
  - (6) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又はこの契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼし得る訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
  - (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
  - (8) この契約の締結及びこの契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (9) 運営権者はPFI法第29条第1項第1号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 運営権者は、この契約の本契約の締結日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が30,000,000円以上であることを表明し、保証するものとする。
- 3 運営権者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、運営権の譲渡及びその他の処分については、約款Aの定めるところによる。
- 4 運営権者は、成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保権の目的に供してはならない。ただし、運営権者が業務を委託している者に対して成果物の貸与が必要なときは、この限りでない。

(監督職員及び監督職員に対する協力等)

- 第9条 市は、本業務の履行について監督職員を置いたときは、その氏名を運営権者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督職員に委任したもの並びに要求水準書に定めるところによるほか、次の掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての運営権者又は運営権者の管理技術者、総括責任者及び業務総括責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) この契約に基づく履行状況の管理、立会、業務の履行状況の検査又は本業務に用いる材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
  - (3) 市の意図する成果物を完成させるための運営権者又は運営権者の管理技術者、総括責任者及び業務総括責任者に対する業務に関する指示
  - (4) この契約書及び要求水準書の記載内容に関する運営権者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 3 市は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、運営権者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 市が監督職員を置いたときは、この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 6 市が監督職員を置かないときは、この契約に定める監督職員の権限は、市に帰属する。
- 7 運営権者は、業務の履行について、須崎市契約事務規則(平成18年須崎市規則第19号)第62条に規定する監督職員の業務に協力し、その指示に従わなければならない。

(総括責任者)

- 第10条 運営権者は本業務全体を統括する総括責任者及び各業務を統括する業務総括責任者を定め、遅滞なく市に書面をもって通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 総括責任者は、この契約の履行に関し、本業務全体の運営・管理を行うほか、この契約に基づく運営権者の一切の権限(サービス対価の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除く。)を行使することができる。



- 3 各業務の業務総括責任者は、この契約の履行に関し、担当する業務について、作業時は現場に常駐し、その運営・管理を行う。
- 4 市は、前項の規定に関わらず、業務総括責任者の作業現場における運営・管理に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認められた場合には、業務総括責任者について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 運営権者は第2項の規定に関わらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって市に通知しなければならない。

(本業務に従事する者に対する措置請求)

第11条 市は、総括責任者、業務総括責任者、又はその他本業務に従事する者が本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、運営権者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

## 第2章 業務の実施

(各業務の実施)

第12条 運営権者は、次の表の左欄に掲げる業務及び事業を同表右欄に示すこの契約に添付の約款に基づいて実施する。

経営に係る業務 下水道管渠運営業務 終末処理場運転管理業務 附帯事業 任意事業	約款 A
終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務 漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務	約款 B
雨水ポンプ場保守点検業務 下水道管渠(雨水)維持管理業務	約款 C

- 2 終末処理場運転管理業務については、終末処理場に運営権が設定された日以降より実施することとし、本事業開始予定日(終末処理場)は、市と運営権者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(善管注意義務)

第13条 運営権者は、本業務を善良なる管理者の注意義務をもって実施しなければならない。

(準備及び引継ぎ)

- 第 14 条 運営権者は、運営期間の初日から業務を実施できるよう、運営準備期間において本業務(終末処理場運転管理業務を除く。以下本条で同じ。)の実施に必要な人員を確保し、教育・訓練を実施するほか、その他必要な準備を実施しなければならない。
- 2 運営権者は、運営準備期間において、本業務に関し既存業務受託者(本契約締結時点において本施設に係る業務の受託を市から受けている者をいう。次項で同じ。)からの引継ぎを受けるものとする。
  - 3 市は、運営権者への引継ぎが円滑に行われるよう、既存業務受託者に対して必要な指示を行うものとする。
  - 4 第 2 項の業務の引継ぎについては、運営権者は、事業期間開始の日の 30 日前までに引継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成して市の承諾を得るものとし、係る計画書に従って実施するものとする。

(グリーン購入等)

- 第 15 条 運営権者は、本業務の実施において物品等を調達する場合は、市の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成 13 年 3 月 26 日作成)に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(モニタリング実施計画の作成)

- 第 16 条 市は、この契約締結後、モニタリング基本計画及び提案書類に示された運営権者のセルフモニタリングに関する提案等に基づき、運営権者との協議を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成し、事業者に交付する。
- 2 市は、モニタリング基本計画第 1 章 1.6 に定められた事由が生じたときは、必要に応じ、モニタリング実施計画書の内容を変更し、その内容を速やかに事業者へに通知するものとする。

(運営権者によるセルフモニタリング)

- 第 17 条 運営権者は、本事業期間中、モニタリング実施計画に基づき業務の点検・確認等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。
- 2 運営権者は、前項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、モニタリング実施計画に定める公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
  - 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画に従うものとする。

(市及び第三者によるモニタリング)

第 18 条 市は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準(モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング実施計画に従ってモニタリングを実施する。

2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとする。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング実施計画に従うものとする。

### 第 3 章 対価の支払

(サービス対価の支払)

第 19 条 市は、事業者の本業務の実施に対する対価として、別紙 2 に規定する対価の支払い方法に従いサービス対価を支払う。

(サービス対価の改定)

第 20 条 サービス対価は別紙 3 に従い改定されるものとする。

2 市は、約款 B 及び約款 C の履行期間が満了するまでに、原則として約款 B 及び約款 C と業務内容を同じくし、約款 B 及び約款 C の履行期間の満了日の翌日を始期とし、提案書類に基づくサービス対価を対価とする契約を運営権者と締結するものとする。当該条件は以後、本事業期間の終了まで同様とする。ただし、本事業期間において運営権者に重大な契約違反又は不履行若しくは著しい要求水準の未達があった場合はこの限りではない。

3 前項に定める契約の締結がなされなかった場合(ただし書きの場合を除く)、又は前項に定める始期より当該契約の開始日が遅れた場合は、市は運営権者の申し出により本事業のサービス対価の増額及び要求水準書の経営必達目標の見直しについて協議を行う。

4 終末処理場運転管理業務に係るサービス対価は、原則として提案書類に記載された金額に基づき、市と運営権者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(サービス対価の減額)

第 21 条 第 18 条に基づくモニタリングの結果、本業務について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、モニタリング実施計画の定めるところに従って、サービス対価を減額することができる。

## 第4章 知的財産権

### (著作権の帰属等)

第22条 市が、本事業の事業者募集段階又はこの契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等(市が著作権を有しないものを除く。)の著作権等は、市に帰属する。

### (著作権の利用等)

第23条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限はこの契約の終了後も存続するものとする。

2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、この契約終了後、市の指定する者も有するものとする。

3 成果物のうち著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(次条において「著作者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

4 運営権者は、市(第2項における市の指定する者を含む。)が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者(運営権者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。

(2) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、この契約で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に著作者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

### (著作権等の譲渡禁止)

第24条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第 25 条 運営権者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項はこの契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 26 条 運営権者は、この契約の履行に当たり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権(以下、本条において「知的財産権等」という。)を侵害しないこと並びに運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

- 2 運営権者がこの契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何に関わらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、この契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

第 27 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## 第 5 章 契約の解除

(各業務の解除)

第 28 条 市は、添付の各約款の規定に従い、本業務の各業務に係る契約関係を解除することができる。個別の業務の解除は他の業務の契約関係に影響を与えない。

(暴力団排除措置による解除)

第 29 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部を解除することができる。この場合において、解除により運営権者に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団(須崎市暴力団排除条例(平成 23 年須崎市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 役員等(次に掲げる者をいい、運営権者の親会社等(PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。)の役員を含む。)が暴力団員等(須崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等をいう。第 43 条において同じ。)であると認められるとき。
  - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第 43 条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第 30 条 構成員のいずれかが基本協定書第 7 条第 6 項各号に該当したときは、市は、この契約の全部を解除することができる。

(その他の契約違反による解除)

第 31 条 第 8 条第 1 項各号又は第 2 項の表明が事実と反することを市が運営権者に通知し運営権者が相当な期間内にこれを治癒し又はその他の適切な措置を執らなかったとき、運営権者が第 10 条第 1 項の総括責任者を定めないうとき、運営権者が第 36 条第 8 項の勧告に従わないとき、若しくは運営権者が第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 23 条第 4 項、同条第 5 項、第 24 条、第 38 条第 1 項、同条第 2 項、第 40 条、又は第 41 条各項に違反し、市が催告しても相当な期間内に当該違反を治癒し又はその他の適切な措置を取らないときは、市は、この契約の全部を解除することができる。

2 第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める本事業のサービス対価及び要求水準書の経営必達目標の見直しについての協議がまとまらない場合は、運営権者は、この契約の全部を解除することができる。

(解除の効果)

第 32 条 市が第 29 条、第 30 条、又は第 31 条第 1 項によりこの契約の全部を解除したときは、各業務について運営権者の責めに帰すことのできる事由により解除されたものとみなし、各業務を終了するものとする。

2 第 31 条第 2 項の規定により運営権者がこの契約の全部を解除したときは、市の責めに帰すことのできる事由により解除されたものとみなし、各業務を終了するものとする。

3 この契約の解除後の処理については、市と運営権者間で協議するものとするが、協議がまとまらないときは、第 34 条第 1 項に基づき設置する須崎市公共下水道施設運営事業協議会において協議を行うものとする。

(運営権者の文書提出義務)

第 33 条 運営権者(運営権者が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により市から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを市に提出しなければならない。

らない。

- 2 前項の規定は、本業務が完了した後においても適用する。
- 3 前二項の規定は、本事業期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

## 第6章 その他

### (協議会の設置)

第34条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、須崎市公共下水道施設運営事業協議会を設置することができる。

- 2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者2名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名、これらの者が多数決で選定する者1名の計5名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

### (公租公課)

第35条 この契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、この契約に関連するすべての公租公課についてこの契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

### (個人情報の保護)

第36条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に開示し、又は不当な目的に使用してはならず、本事業期間が終了した後においても同様とする。

- 2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。
- 3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾を得ることなしにこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。



- 7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。
- 9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本事業期間が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、須崎市個人情報保護条例(平成 17 年須崎市条例第 3 号)の趣旨に沿った個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるに当たっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。
- 12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第 10 項に定める個人情報の取扱規程等に定めなければならない。

#### (情報公開)

- 第 37 条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であつて、運営権者が管理しているものの公開については、須崎市情報公開条例(平成 9 年須崎市条例第 24 号)の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

#### (秘密保持義務)

- 第 38 条 市及び運営権者は、本事業を実施する上で相手方から提供された情報で提供の際に秘密情報と明示されたもの(以下「秘密情報」という。)を他の者に開示してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、市及び運営権者は、以下の場合に限り、秘密情報を開示することができる。ただし、開示の方法について市が指示した場合には、当該指示に従い開示する。
    - (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
    - (2) ①当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護

士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

(3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合

(4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合

(5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合

3 前二項の規定は、市及び運営権者によるこの契約の完全な履行又はこの契約の終了に関わらず、有効に存続する。

#### (実施契約の期間)

第 39 条 この契約は、別段の定めがある場合を除き、契約締結日を始期とし、本事業終了日まで効力を有する。

2 この契約に基づく各業務の業務期間は添付の約款にそれぞれ規定されたとおりとし、業務終了時の取り扱いは各約款及び要求水準書に定めたとおりとする。

#### (兼業禁止等)

第 40 条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定によらず、地方自治法「事務の委託」(第 252 条の 14～第 252 条の 16) 等の規定にしたがい、市が市以外の地方公共団体のインフラ管理等の事務事業(以下「他団体インフラ事業」という)を行う場合にあっては、市は当該他団体インフラ事業を本事業と一体をなすものとして運営権者に委託し行わせることができる。この場合の契約の条件は、市及び運営権者が協議して決定する。

#### (運営権者に対する制約)

第 41 条 運営権者は、事業期間中、市の事前の承諾を得ない限り、株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行せず、また、運営権者が発行する株式を引き受ける権利を第三者に対して与えないものとする。

2 運営権者は、市の事前の承諾なく、資本金を減じてはならない。

3 運営権者は、他の会社と合併してはならず、株式会社以外の組織となる組織変更をしてはならない。

#### (遅延利息)

第 42 条 市又は運営権者が、この契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日(以下、本条において「履行期日」という。)の翌日(同日を含む。)

から当該金銭債務の支払いが完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年大蔵省告示第 991 号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 市は、この契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第 43 条 運営権者は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(管轄裁判所)

第 44 条 この契約に関連して発生したすべての紛争(須崎市公共下水道施設運営事業協議会における協議によっても解決できなかった紛争を含む。)は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 45 条 この契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除(次項で「請求等」という。)は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び運営権者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 4 市及び運営権者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、この契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関する期間の規定については、この契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び商法の定めるところによるものとする。

- 9 この契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第 46 条 この契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又はこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

- 2 前項の協議が整わない場合、市及び運営権者は、第 34 条第 1 項に基づき設置した須崎市公共下水道施設運営事業協議会を設置して協議を行い決定することができる。

## 別紙1 定義集

- (1) 「雨水ポンプ場」とは、要求水準書に定める雨水ポンプ場をいう。
- (2) 「雨水ポンプ場保守点検業務」とは、雨水ポンプ場の維持管理に関し要求水準書別紙E-1に定める業務をいう。
- (3) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に列挙された業務をいう。
  - (ア) 経営に係る企画・管理業務
    - (a) 経営方針、事業計画策定
    - (b) 収支状況の管理
    - (c) 調達管理
    - (d) 関係行政機関との調整・協議
    - (e) 危機管理、環境対策
    - (f) 地域住民、見学者の対応(広報の企画、実施)
- (4) 「運営権」とは、運営権設定対象施設について運営権者に設定されたPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (5) 「運営権業務」とは、経営に係る業務、下水道管渠運營業務、終末処理場運転管理業務、付帯事業、及び任意事業をいう。
- (6) 「運営権(管渠)」とは、運営権のうち下水道管渠(汚水)に係るものをいう。
- (7) 「運営権(終末処理場)」とは、運営権のうち終末処理場に係るものをいう。
- (8) 「運営権者」とは、株式会社クリンパートナーズ須崎をいう。
- (9) 「運営権者貸与対象資産」とは、約款Aの別紙1-1記載の手續において運営権者への無償貸付の対象となる動産をいう。
- (10) 「運営権設定対象施設」とは、終末処理場に運営権が設定されるまでは下水道管渠(汚水)をいい、それ以降は下水道管渠(汚水)及び終末処理場をいう。
- (11) 「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号)をいう。
- (12) 「基本協定書」とは、市と優先交渉権者構成員との間で平成31年3月29日に締結された須崎市公共下水道施設等運営事業 基本協定書をいう。
- (13) 「行政手続法」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)をいう。
- (14) 「漁業集落排水処理施設」とは、要求水準書で定める漁業集落排水処理施設をいう。
- (15) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (16) 「クリーンセンター等」とは、要求水準書で定めるクリーンセンター等をいう。
- (17) 「クリーンセンター等運転・維持管理業務」とは、クリーンセンター等に関し要求水準書別紙D-3に定める業務をいう。
- (18) 「経営に係る業務」とは、要求水準書第2章及び第3章に規定する業務をいう。
- (19) 「下水道管渠(雨水)」とは、要求水準書で定める下水道管渠(汚水)をいう。
- (20) 「下水道管渠(雨水)維持管理業務」とは、下水道管渠(雨水)に関し要求水準書

別紙E-2に定める業務をいう。

- (21) 「下水道管渠(汚水)」とは、要求水準書で定める下水道管渠(汚水)をいう。
- (22) 「下水道管渠運營業務」とは、要求水準書第4章及び第9章(下水道管渠(汚水)に係るものに限る。)に規定される業務をいう。
- (23) 「下水道条例」とは、須崎市公共下水道条例(平成6年須崎市条例第14号)及び須崎市公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(平成29年須崎市条例第36号)をいう。
- (24) 「下水道法」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)をいう。
- (25) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)をいう。
- (26) 「サービス対価」とは、この契約に従った業務の履行に対して市が支払うべき対価であり、別紙2に規定するものをいう。
- (27) 「事業計画書」とは、約款Aに定める全体事業計画書、短期事業計画書及び単年度事業計画書をいう。
- (28) 「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (29) 「年度」とは、運営権者の事業年度として定められる、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間(この契約締結年度にあつては、契約締結日から次に到来する3月31日までの期間)をいう。
- (30) 「終末処理場」とは、要求水準書に定める終末処理場をいう。
- (31) 「終末処理場運転管理業務」とは、要求水準書第5章、第6章及び第9章(下水道管渠(汚水)に係るものを除く。)に規定される業務をいう。
- (32) 「終末処理場運転・維持管理業務」とは、終末処理場の運転・維持管理に関し要求水準書別紙D-1に定める業務をいう。
- (33) 「終末処理場運営開始日」とは、運営権者による終末処理場運転管理業務が開始された日をいう。
- (34) 「使用者」とは、須崎市公共下水道の利用者をいう。
- (35) 「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が市に対して支払う使用料をいう。
- (36) 「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であつて、下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるものをいう。
- (37) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者がこの契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (38) 「全体事業計画書」とは、19.5年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (39) 「短期事業計画書」とは、4.5年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (40) 「単年度事業計画書」とは、単年度の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (41) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成30年12月17日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式(審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答(書面による回答(市に提出された書類を含む。))、口頭による回答及び本事業期間開始予定日までに市との協議により市の承諾を得て提

案書の修正を行った場合は当該修正を含む。)をいう。

- (42) 「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更をいう。
- (43) 「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更(ただし、特定条例等変更を除く。)をいう。
- (44) 「排水処理施設」とは、要求水準書に定める漁業集落排水処理施設をいう。
- (45) 「不可抗力」とは、この契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象(あらかじめ市と運営権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。)のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (46) 「物品無償貸付契約」とは、約款A第3条第1項の規定に基づき、市と運営権者の間で運営権者貸与対象資産の無償貸付に関して締結される約款Aに添付の別紙1-2の様式による契約をいう。
- (47) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドラインをいう。
- (48) 「募集要項」とは、市が平成30年8月15日付で公表した、須崎市公共下水道施設運営事業 募集要項をいう。
- (49) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類(参考資料集を除く。修正があった場合は、修正後の記述による。)並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書(須崎市公共下水道施設等運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。)、その他これらに関して市が公表又は開示した書類(基本協定書(案)、実施契約書(案)及び要求水準書(案)を除く。)をいう。
- (50) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式をいう。
- (51) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (52) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (53) 「本事業」とは、須崎市公共下水道等運営事業をいう。
- (54) 「本業務」とは、要求水準書に規定する業務で運営権者が実施すべきものをいう。
- (55) 「本事業開始日」とは、運営権者による下水道管渠運営業務が開始された日をいう。
- (56) 「本事業開始予定日」とは、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する下水道管渠運営業務の開始予定日である令和2年4月1日又はこの契約の規定に従って延期された日

をいう。

- (57) 「本事業開始予定日(終末処理場)」とは、終末処理場運転管理業務の開始予定日をいう。
- (58) 「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
- (59) 「本事業終了日」とは、第39条第1項に定める本事業期間の終了日である令和21年9月30日をいう。
- (60) 「本施設」とは、下水道管渠(汚水)、終末処理場、雨水ポンプ場、下水道管渠(雨水)、漁業集落排水施設、及びクリーンセンター等をいう。
- (61) 「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って市及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。
- (62) 「モニタリング基本計画」とは、市が募集要項と同時に公表した須崎市公共下水道施設等運営事業モニタリング基本計画(修正されたときは修正後のもの)及びこれに関する質問回答をいう。
- (63) 「モニタリング実施計画」とは、市が第16条第1項に従い作成したモニタリング実施計画(同条第2項により変更されたときは変更後のもの)をいう。
- (64) 「優先交渉権者」とは、市が本事業の運営権者選定手続で優先交渉権者として選定された株式会社N J Sを代表企業とするグループをいう。
- (65) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人である株式会社N J S、株式会社四国ポンプセンター、日立造船中国工事株式会社、株式会社民間資金等活用事業推進機構、及び株式会社四国銀行をいう。
- (66) 「要求水準」とは、この契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準及び業務仕様をいう。
- (67) 「要求水準書」とは、須崎市公共下水道施設等運営事業 要求水準書(要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。)をいう。
- (68) 「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいい、使用料等に対して、利用料金設定割合を乗じて算定されるものをいう。
- (69) 「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
- (70) 「利用料金収受代行業務委託契約」とは、約款A第37条の規定に基づき、市と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される約款Aの別紙4の様式による契約をいう。
- (71) 「利用料金設定割合」とは、運営権設定対象施設に係る業務の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。
- (72) 「BCP」とは、運営権者が要求水準書に基づき作成する対象施設に対する事業継続計画である須崎市公共下水道施設等運営事業 業務継続計画書(略称：須崎BCP)をいう。
- (73) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。



要求水準書の別紙Aの用語集による用語の定義はこの契約に適用する。

別紙2 サービス対価の支払い方法

[募集要項の別紙6のとおり]

別紙3 サービス対価の改定

[募集要項の別紙7のとおり]

## 約款 A

### 第 1 章 総則

#### (目的及び解釈)

第 1 条 この約款 A (以下「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本業務のうち本件業務(同実施契約で、この約款に従い運営権者が実施すべきとされる業務及び事業をいう。以下同じ。)に適用される。

2 第 1 項の公共施設等運営事業実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款 A から C を除いたものを、以下「実施契約本文」という。

3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙 1 に定めるとおりとする。

#### (契約の保証)

第 2 条 運営権者は、実施契約の締結から事業終了日までの各事業年度について、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度に当たっては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第 3 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、運営権者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

## 第2章 業務の承継等及びその他準備

(業務の承継等)

- 第3条 運営権者は、別紙1-1に従い、市から、①運営権設定対象施設の引渡及び②運営権者貸与対象資産の引渡を完了しなければならない。各引渡の時期については、別紙1-1に記載のとおりとし、運営権者貸与対象資産の引渡については別紙1-2の様式に従って物品無償貸付契約を締結する。
- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の下水道管渠(汚水)の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、実施契約締結後30日以内に、下水道管渠運營業務に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。終末処理場については、本事業開始予定日から運営権(終末処理場)の効力発生までの間、市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託していることから、事業承継計画書の作成を要しない。
  - 3 運営権者は、第1項に規定する業務の承継等のほか、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日まで、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力(市から運営権者に対して第1項に定める業務の承継及び実施に必要な行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。)するものとする。
  - 4 本条による業務の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。
  - 5 経営に係る業務については業務の承継を要せず、この契約の締結後直ちに業務を開始することができる。

(本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

- 第4条 市は、実施契約締結日から各運営権設定対象施設の運営権の効力発生までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理のみを行う。

(運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等)

- 第5条 市は、運営権設定対象施設の瑕疵担保責任についてはこれを一切負担しない。

(協定書の締結等)

- 第6条 市は、本事業開始日において締結している別紙2記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が本業務に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

(業務実施体制)

第7条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体制を確保する。

(市職員の派遣)

第8条 運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。

### 第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

第9条 市及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権(管渠)が、第10条第1項及び第2項に定める下水道管渠運營業務の開始条件(同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて満たされたことを条件として、本事業開始予定日からその効力が発生することを確認する。係る効力発生により、当該効力発生時点における下水道管渠(汚水)の運営等に関する権利及び責任は、本約款で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

2 市は、終末処理場の所有権が国から市に移管された後議会の議決を経た上で運営権者のために運営権を設定する。運営権(終末処理場)の登記は運営権者がその費用で行い、市は必要な書類等を提供する。

3 市及び運営権者は、前項により設定された運営権(終末処理場)が、第11条第1項に定める終末処理場運転管理業務の開始条件(同条第2項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて満たされたことを条件として、本事業開始予定日(終末処理場)からその効力が発生することを確認する。係る効力発生により、当該効力発生時点における終末処理場の運営等に関する権利及び責任は、本約款で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

4 運営権の存続期間については第53条の定めに従う。

### 第4章 本件業務

(業務の開始条件)

第10条 運営権者は、本事業開始予定日までに、次に掲げる下水道管渠運營業務の開始条件を充足しなければならない。

(1) 運営権者の①定款の原本証明付写し、②商業登記簿謄本、③代表印の印鑑証明書及び④株主名簿の写しの市への提出(いずれも、実施契約締結日から10日以内に提出する。)

- (2) 第 3 条に規定する下水道管渠運営業務の承継等の完了
  - (3) 第 7 条に規定する下水道管渠運営業務に係る実施体制が確保されていることの市による確認
  - (4) 第 17 条第 1 項に規定する下水道管渠運営業務に係る契約書の写しの提出
  - (5) 第 18 条第 1 項に規定する下水道管渠運営業務に係る従事職員の一覧表の提出(ただし、市が求めた場合に限る。)
  - (6) 第 19 条第 2 項に規定する下水道管渠運営業務に係る保険の付保証明の提出
  - (7) 第 22 条から第 24 条に規定する全体事業計画書、当初 5 事業年度の短期事業計画書及び当初年度の単年度事業計画書の提出
  - (8) 下水道管渠運営業務の実施に必要な許認可等の充足
  - (9) 第 26 条に規定する BCP の作成及び市による確認
- 2 市は、本事業開始予定日までに、次の下水道管渠運営業務の開始条件を充足しなければならない。
- (1) 実施契約の履行のために必要な下水道条例の改正の終了
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか 1 つでも充足されない場合又は運営権者に実施契約上の義務不履行がある場合には、下水道管渠運営業務を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合(前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。)には、運営権者は、下水道管渠運営業務を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に実施契約上の義務不履行がない場合であって、第 1 項及び第 2 項に定める開始条件(第 3 項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて充足されたことを条件として、本事業開始予定日より下水道管渠運営業務を実施する。

(終末処理場運転管理業務の開始条件)

第 11 条 終末処理場運転管理業務は、市及び運営権者の協議により、実施契約本文第 20 条第 4 項に定めるサービス対価の決定がなされた後に開始するものとする。

- 2 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)までに、次に掲げる終末処理場運転管理業務の開始条件を満たさなければならない。
- (1) 第 7 条に規定する終末処理場運転管理業務に係る実施体制が確保されていることの市による確認
  - (2) 第 17 条第 1 項に規定する終末処理場運転管理業務に係る契約書の写しの提出
  - (3) 第 18 条第 1 項に規定する終末処理場運転管理業務に係る従事職員の一覧表の提出(ただし、市が求めた場合に限る。)

- (4) 第 19 条第 2 項に規定する終末処理場運転管理業務に係る保険の付保証明の提出
- (5) 終末処理場運転管理業務の実施に必要な許認可等の充足
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか 1 つでも充足されない場合、運営権者に実施契約上の義務不履行又は市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託する契約の期間満了前の解除がある場合には、終末処理場運転管理業務を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合には、運営権者は、終末処理場運転管理業務を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に実施契約上の義務不履行及び市が運営権者に終末処理場の運転管理を包括的に委託する契約の期間満了前の解除がない場合であって、第 1 項及び第 2 項に定める開始条件(第 3 項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。)がすべて充足されたことを条件として、本事業開始予定日(終末処理場)より終末処理場運転管理業務を実施する。

#### (業務の開始遅延)

- 第 12 条 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。
- 2 運営権者は、前項に規定する対応方針において、下水道管渠運營業務の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払を運営権者に請求することができる。
- 4 市の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
- 5 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合の措置については、第 43 条乃至第 46 条の規定に従う。
- 6 前五項の規定は、「本事業開始日」を「終末処理場運営開始日」とし、「本事業開始予定日」を「本事業開始予定日(終末処理場)」とする読み換えを行った上で、終末処理場運転管理業務に適用する。

#### (本件業務の内容)

- 第 13 条 運営権者は、本事業期間中、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、次の業務を実施するものとする。



- (1) 経営に係る業務
- (2) 下水道管渠運營業務
- (3) 終末処理場運転管理業務

(附帯事業)

第14条 運営権者は、本事業期間中、実施契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。附帯事業の実施期間は提案書類に記載のとおりとする。

- 2 附帯事業については、市が事業費を負担する。また、附帯事業を行うにあたって必要となる建設若しくは改築に係る業務は、実施契約とは別途に市が発注して実施する。

(任意事業)

第15条 運営権者は、本事業期間中、実施契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。任意事業の実施期間は提案書類に記載のとおりとする。

- 2 運営権者が任意事業の実施のために本事業用地及び運営権設定対象施設の使用を必要とする場合、市は運営権者と協議の上、可能な範囲で任意事業実施の場所を提供する。提供の方法は市が定める。
- 3 運営権者は、本事業期間中、新たな任意事業の実施を市に提案できるものとする。市は、運営権者から提案を受けたときは、その可否及び内容について運営権者と協議を行う。
- 4 前項の協議が調ったときは、運営権者は、協議の結果に従い任意事業を実施するものとする。

(その他)

第16条 本事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。

- 2 運営権者は、募集要項等に従い、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続を経て併置(自主改善)を行うことができる。

## 第5章 その他の事業実施条件

(第三者への委託)

第17条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、本件業務(委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。)を第三者に

委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。))が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、要求水準書に従って事前に市に届け出なければならない。なお運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本件業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

#### (従事職員)

第 18 条 運営権者は、各業務の開始日までに、本件業務の実施のために配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。

- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
- 3 市は、従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者は係る請求に対して誠実に対応しなければならない。

#### (保険)

第 19 条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙 3 に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。ただし、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置をとることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結(又は従来契約を継続)したときは、本事業開始予定日までに、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

#### (要求水準の変更等)

第 20 条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。

(市による新たな施設の建設又は増築)

第 21 条 市は、公共下水道に係る新たな施設の建設又は増築(排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限られない。)を運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、180 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。

## 第 6 章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第 22 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、本事業期間の終期までの本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 本事業期間が、第 1 項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の 30 日前までに、要求水準書に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(短期事業計画書)

第 23 条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から 5 事業年度目まで(当該事業年度を含む。)の期間についての本事業に係る短期事業計画書を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の翌 5 事業年度についての本事業に係る短期事業計画書を、当該 5 事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、短期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しな

なければならない。

- 3 運営権者は、短期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、短期事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)について市の確認を得た後、速やかに当該短期事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、次条に基づき当該短期事業計画書の対象期間に係る単年度事業計画書が公表されている期間、公表を維持しなければならない。

#### (単年度事業計画書)

第 24 条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業に係る単年度事業計画書を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業に係る単年度事業計画書を、当該事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、単年度事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、単年度事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、単年度事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)について市の確認を得た後、速やかに当該単年度事業計画書(変更した場合には変更後の計画書)についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、公表日を含む事業年度から 5 事業年度日(当該事業年度を含む。)までの期間、公表を維持しなければならない。

#### (その他の報告・提出義務)

第 25 条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本件業務に関し市が必要と認めて(固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。)報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに(報告又は提出の期限が定められていない場合には遅滞なく)市に報告又は提出しなければならない。

- 2 運営権者は、下水道管渠運営業務について維持管理計画書及び月間維持管理計画書を、終末処理場運転管理業務について運転管理計画書、保全管理計画書、年間維持管理作業計画書、月間維持管理作業計画書、保守点検計画及び修繕計画を、それぞれ要求水準書に従い作成し、市に提出しなければならない。また、運営権者は、保守管理計画及び修繕計画について要求水準書に従った見直しを行うものとする。

(BCP の作成等)

第 26 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、運営権設定対象施設に係る BCP を作成し、市の確認を得なければならない。BCP について変更が必要となった場合も同様とする。

2 前項に規定する BCP の様式、記載事項等については、市が別途指定する。

3 運営権者は、災害、事故などにより運営権設定対象施設に故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。

4 運営権者は、災害、事故等の緊急時には BCP に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。

## 第 7 章 業務の実施

(経営に係る業務)

第 27 条 運営権者は、この契約の締結日から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書及び提案書類に基づき、経営に係る業務を実施する。

(下水道管渠運営業務)

第 28 条 運営権者は、本事業開始予定日から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第 25 条第 2 項に従い作成し市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。)に基づき、下水道管渠運営業務を実施する。

(終末処理場運転管理業務)

第 29 条 運営権者は、本事業開始予定日(終末処理場)から事業期間の終了まで、実施契約本文、この約款、要求水準書、募集要項等、提案書類、事業計画書、及び運営権者が第 25 条第 2 項に従い作成して市に提出した計画書(見直しが行われたときは見直し後のもの。但し修繕計画を除く。)に基づき、終末処理場運転管理業務を実施する。

(ユーティリティー等の調達)

第 30 条 運営権者は、自己の責任及び費用において、本件業務の実施に必要な電力、上下水、ガス、電話等のユーティリティー及び薬品等の消耗品、部品等を調達するものとする。

2 終末処理場の運転に必要な電力については、市が電力供給事業者と契約し、運営権者がその費用を負担する(終末処理場運転・維持管理業務及び終末処理場運転管理業務の実施期間中に限る)。

(修繕)

第 31 条 運営権者は、下水道管渠(汚水)に係る管路修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による下水道管渠(汚水)引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 3 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

2 終末処理場の修繕(別紙 1 - 1 第 1 項による終末処理場引渡し時に存した瑕疵の修繕を含む。第 4 項で同じ。)は、要求水準書に定める額を上限として実施するものとする。

3 第 1 項の上限額を超える下水道管渠(汚水)の管路修繕は市が実施する。

4 第 2 項の上限額を超える終末処理場の修繕は市が実施する。

5 前四項に関わらず、運営権者の業務の要求水準の未達その他運営権者の責めに帰すべき事由により下水道管渠(汚水)又は終末処理場の修繕が必要となったときは、運営権者がその費用で実施するものとし、当該修繕の費用は第 1 項及び第 3 項で規定する要求水準書に定める額に算入しない。

(廃棄物の処理)

第 32 条 終末処理場から排出される汚泥(以下、本条で「発生汚泥」という。)その他の廃棄物については、運営権(終末処理場)の効力発生以降、運営権者が排出者として、法令に従い適正に処理するものとする。

2 前項の廃棄物の処理に要する費用は運営権者が負担し、発生汚泥の売却等により収入があるときは、当該収入は運営権者に帰属するものとする。

3 発生汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加があるときは、運営権者がこれを負担する。

4 発生汚泥の発生量及び品質の変化に伴う処分費用の増加は、事業者が負担する。ただし、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化が生じた場合に、市と運営権者が第 41 条に従って行う協議において別途定めることを妨げない。

(業務報告書の提出)

第 33 条 運営権者は、本件業務について、モニタリング実施計画に従い報告書を作成し、市の確認を受けなければならない。

## 第 8 章 利用料金の設定及び収受及び対価の支払等

(本事業の収入)

第 34 条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

(利用料金の設定)

第 35 条 運営権者は、本事業期間にわたり、実施契約、募集要項、要求水準書及び提案

書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を収受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

第 36 条 実施契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が収受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

2 市は、前項に定める場合のほか、下水道条例に従って使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。

3 市は、前項に基づく検討を行う場合、あらかじめ運営権者にその旨を通知し、運営権者の意見を聴取する。

4 運営権者は、5年に1回、使用料等の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。

5 市は、第2項又は第4項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。

6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うに当たっては、本利用料金構成内容(本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。以下本条で同じ。))の実施に必要な経費を含むものとする。)をもとに協議を行う。

7 前各項の規定に関わらず、以下に定める期間に、本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、臨時的に市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことができる。係る協議を行う場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

(1) 直近事業年度(当該時点において終了していない事業年度を含まない。以下本号において同じ。)、直近2事業年度又は直近3事業年度の間、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、当該期間に運営権者が収受する利用料金の合計額が、市が募集要項等において示した当該期間の利用料金見込額の合計額から著しく増減し、更に継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合(ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近事業年度、直近2事業年度及び直近3事業年度には、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。)

(2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)が、直近3年以内の任意の月における日

本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)から著しく増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合(ただし、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づき直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)

- 8 前各項の規定に関わらず、法令等の変更又は市の計画変更に伴う本件業務の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として次に列举する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。
  - (1) 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
  - (2) 本件業務に直接関係する税制等の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
  - (3) 事業内容の変更等の市側の事由により計画が変わることで、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- 9 前各項の規定に関わらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。

#### (利用料金の収受等)

- 第37条 運営権者は、市との間で締結する別紙4の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から収受する使用料及び水道料金と併せて利用料金の収受を行う。
- 2 市は、収受した利用料金を、第68条第1項に定める解約違約金に充当することができる。

#### (サービス対価の支払)

- 第38条 市は、実施契約本文第18条によるモニタリングにより、運営権者が適正に本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)を実施したことを確認したときは、実施契約本文の別紙2に従い運営権者にサービス対価を支払う。

#### (サービス対価の返還)

- 第39条 運営権者が市に提出した報告書について、サービス対価の支払後に虚偽の記載があることが判明したときは、運営権者は市に対して、当該虚偽記載がなければ市が減額し得たサービス対価相当額を返還しなければならない。



## 第9章 リスク分担

### (リスク分担の原則)

第40条 市は、運営権者による業務の実施に対してこの約款で定めるサービス対価を支払うほか、実施契約本文及びこの約款で別途定める場合を除き、運営権者による本件業務の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

- 2 実施契約本文、この約款又は要求水準書で別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本件業務を実施するものとし、本件業務において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。

### (流入量及び流入水質の変動)

第41条 運営権設定対象施設への流入水の水質又は水量の変化については、運営権者がその費用で対応する。ただし、流入量の著しい増加又は流入水質の著しい変化が生じたときは、市と運営権者が協議を行い、その取り扱いを定める。

### (第三者損害)

第42条 運営権者が本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施により第三者に損害を及ぼした場合、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたもの(第31条第2項及び第4項により市が実施すべき修繕が適切に実施されないことにより生じたものを含む。)、及び運営権者が実施契約本文、この約款、要求水準書に従い業務を行い、善良なる管理者の注意義務をもってしても避けることのでない損害を補償する費用は、市が負担する。

- 2 運営権者の付帯事業又は任意事業の実施により第三者に損害を及ぼしたときは、運営権者は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものは市が負担する。

### (法令等の変更)

第43条 運営権者は、実施契約締結日以降の法令等の変更(特定法令等変更及び特定条例当変更を含むが、これに限られない。)により実施契約本文、この約款及び要求水準書に従った本件業務の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本件業務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該法令等の変

更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 市が運営権者から第1項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかにこの約款及び要求水準の変更について協議する。係る協議にも関わらず変更された法令等の公布日から60日以内に実施契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第44条 実施契約締結日以降の法令等の変更により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、市と事業者の双方により増加費用及び損害の内容を確認したうえで、市が当該増加費用又は損害を負担する。

- 2 法令等の変更によって付帯事業又は任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。ただし、市と運営権者が協議して、別途定めることを妨げない。

(不可抗力事象の発生)

第45条 実施契約締結日以降、不可抗力に該当する事象の発生により本件業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCPに従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。
- 3 第1項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本件業務への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本件業務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第1項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力に該当する事象が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 46 条 不可抗力により本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)の実施について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、市及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに実施契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項(ただし、同項第 4 号及び第 5 号を除く。次号で同じ。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力に該当する事象による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 2 条第 2 項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第 3(一)から(六)までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が 20mm 程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(3) 前二号の規定に関わらず、第 1 号イ及び第 2 号イに定める場合において、不可抗力により損壊等した下水道管渠(汚水)の管路修繕については第 31 条第 1 項及び第 3 項が、不可抗力により損壊等した終末処理場の修繕については同条第 2 項及び第 4 項が、それぞれ適用されるものとし、前二号の規定は適用しないものとする。

2 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの約款等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定に関わらず、不可抗力によって付帯事業及び任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。

(損害賠償責任)

第 47 条 実施契約に別段の定めがある場合を除き、市又は運営権者が実施契約に定める義務に違反した(以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。)ことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

## 第 10 章 適正な業務の確保

(運営権の行使の停止)

第 48 条 市は、PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したとき(要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。)は、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。)を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力(運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。)を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

- 2 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、運営権の行使が停止されたことに伴い事業者が実施できなくなった業務に相応するサービス対価は支払わない。
- 3 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失(運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。)を補償する責任を負う。

(その他必要な措置)

第 49 条 市は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、か

かる費用は運営権者の負担とする。

## 第 11 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

第 50 条 運営権者は、運営権者についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面(ただし、定款については原本証明付写しとする。)を、当該変更から 10 日以内に市に対して提出する。

- (1) 定款
  - (2) 商業登記簿謄本
  - (3) 代表印の印鑑証明書
  - (4) 株主名簿
- 2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び実施契約本文並びにこの約款の各規定を遵守するほか、次の各号の事項を遵守しなければならない。
- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が須崎市内であること。
  - (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券(以下、本号において「本議決権株式等」という。)を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。ただし、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当て新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。
  - (3) 運営権者は、第 52 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に報告すること。
  - (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
  - (5) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
  - (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
  - (7) 前各号のほか、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
- 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後 30 日以内に市に提出しなければならない。

(運営権等の運営権等の処分)

第 51 条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他実施契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分(以下、本条及び次条において「処分」という。)を行ってはならない。

2 前項の定めに関わらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、以下の内容を含む許可の条件を付すことができる。

- (1) 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、実施契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
- (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
- (3) 譲受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。

(本議決権株主の異動等)

第 52 条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主に係る当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかに係る状態を解消しなければならない。

- (1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

## 第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

### 第 1 節 実施契約の期間

(契約の有効期間)

第 53 条 実施契約は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、実施契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第 54 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、令和 21 年 9 月 30 日（又は実施契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本件業務を実施する。

2 前項の規定に関わらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 4 項の規定の範囲内で両者が合意した日まで本事業期間を延長することができる（係る期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。

(1) 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合

(2) 市側の事由による本件業務(付帯事業及び任意事業を除く。以下、本号及び次号で同じ。)の内容の変更により、本件業務が中断又は遅延した場合

(3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本件業務が中断又は遅延した場合

3 本事業期間(前項により合意延長された場合は、合意延長後の本事業期間)は、いかなる理由によっても本事業開始日から 24.5 年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

4 本事業終了日前に付帯事業又は任意事業が終了している場合を除き本事業終了日をもって付帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

### 第 2 節 期間満了による本事業終了手続

(事業引継)

第 55 条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の内容を含む事業引継をしなければならない。

(1) 運営権者は、要求水準書に規定される次期評価業務を本事業終了日までに実施する。

(2) 運営権者は、本事業終了日前 180 日から 90 日までの間に、運営権設定対象

施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。

- (3) 運営権者は、本事業終了日 180 日前までに、引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (6) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (7) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術(知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。)に関するすべての最新文書(運営権者が本事業期間の以前から有している知的財産権及び本事業を通じて自主的かつ独自に知得、創出又は開発した知的財産権に関連する文書で企業秘密を含む文書は含まない。)を市又は市の指定する者に電子媒体(市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。)で送付しなければならない。

(実施契約終了による資産の取扱い)

第 56 条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡さなければならない。

- 2 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、市又は市の指定する者が必要と認めたときは、運営権者は、市又は市の指定する者と協議の上、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は市と運営権者が協議して定める。

- 3 前項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から 6 ヶ月を経過した日以降速やかに(運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市



の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに)行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第 58 条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、買取対価の支払を拒むことができる。

(原状回復費用等)

第 57 条 運営権者は、第 55 条第 2 号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項(第 31 条第 3 項及び第 4 項により市が実施すべき修繕にかかる事項を除く。)が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第 3 項に基づく買取対価の支払額から控除することができる。

(瑕疵担保責任)

第 58 条 市又は市の指定する者は、第 56 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵(なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。)があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の瑕疵は第 31 条第 2 項又は第 4 項で市が実施すべき修繕の対象部分を含まない。

## 第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

### 第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による実施契約の解除)

第 59 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく実施契約のうちこの約款に係る部分(以下、「本契約部分」という。)を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由によりこの約款に基づく業務の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(運営権者の取締役を含む。)によってその申立てが

なされたとき。

- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より3ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI法第29条第1項第1号イ乃至トのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第13条第2項に該当し又は同条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング実施計画に定める場合。
- (10) 基本協定書の当事者が、基本協定書第7条第6項各号のいずれかに該当したとき。
- (11) 運営権者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。運営権者の親会社等(PFI法第9条第4号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。)の役員についても同様とする。
  - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取  
り扱われている者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これ  
と同様に取  
り扱われている者
  - ③ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令等による刑を含む。)に処せ  
られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から  
起算して5年を経過しない者
  - ④ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
  - ⑤ PFI法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者  
で、その取消しの日前30日以内に当該取り消された者の役員であった  
者で、その取消しの日から5年を経過しない者
  - ⑥ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代  
理人が上記のいずれかに該当する者

- 2 市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約部分を解除することができる。

- (1) 運営権者がこの約款上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由によりこの約款上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者が法令等に違反したとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第 60 条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由(不可抗力の場合を除く。)により、本事業開始日が本事業開始予定日より 6 ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約部分を解除することができる。

(市の任意による解除)

第 61 条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6 ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約部分を解除することができる。

(市の事由による実施契約の解除又は終了)

第 62 条 市の責めに帰すべき事由により、市がこの約款が定める市の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにも関わらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は市の責めに帰すべき事由により実施契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約部分を解除することができる。

- 2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合(不可抗力により滅失した場合を除く。)は、PFI 法第 29 条第 4 項に基づき、運営権は消滅し、本契約部分は当然に終了する。

(不可抗力による実施契約の終了又は解除)

第 63 条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約部分は当然に終了する。

- 2 第 45 条第 4 項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、運営権設定対象施設の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく運営権設定対象施設の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は本契約部分を解除する。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による実施契約の解除)

第 64 条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更(運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は特定条例等変更が行われた場合を

除く。)により、本件業務(附帯事業及び任意事業を除く。)の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約部分を解除することができる。

(合意解除)

第 65 条 市及び運営権者は、合意により本契約部分を終了させることができる。この場合、この約款に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

## 第 2 節 解除又は終了の効果(全事由共通)

(本事業開始日前の解除又は終了の効果)

第 66 条 本事業開始日前に、第 59 条から第 64 条に基づき本契約部分が解除又は終了した場合、第 53 条から第 58 条の規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第 3 条に基づき業務の承継等を実施していた場合には、承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、実施された業務の承継等及び資料・資産の返還等の措置に要した費用は、各自が負担する。

(本事業開始日後の解除又は終了の効果)

第 67 条 本事業開始日後に、第 59 条乃至第 64 条に基づき本契約部分が解除又は終了した場合、第 55 条から第 58 条の規定につき、「本事業終了日」を「本契約部分の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、次の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

(1) 第 55 条柱書については、次のとおり読み替える。

「本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の内容を含む事業引継をしなければならない。」

(2) 第 55 条第 1 号は適用しない。

(3) 第 55 条第 2 号については、次のとおり読み替える。

「(2)運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。」

(3) 第 55 条第 3 号については、次のとおり読み替える。

「(3)運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

2 前項に規定する場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本件業務の実施に協力するため、本契約部分が解除又は終了した後合理的に必要な期

間、市又は市の指定する者の行う業務について合理的な範囲で協力を行うものとする。経営に係る業務については、運営権者が収集したデータ及びその他の情報等を整理し、作成した成果物(未完成のものを含む。)を市又は市の指定する者に引き継ぎ、十分な説明を行うものとする。

- 3 第 1 項に規定する場合において、運営権者は、本契約部分の解除又は終了日以降の期間にかかる利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、市が収受した利用料金について、市と協議の上清算を行う。
- 4 本件業務について履行済みの部分に対する未払いのサービス対価があるときは、市は、業務の履行確認の上、未払いの部分に相応する金額のサービス対価を運営権者の請求により支払う。なお、各業務の支払期間の途中で本契約部分が解除されたときは、サービス対価は解除の日までの日割り計算により未払い部分を算出するものとする。

### 第 3 節 解除又は終了の効果(運営権者の事由による解除又は終了)

(契約解除違約金等—運営権者事由解除又は終了)

第 68 条 第 59 条各項又は第 62 条第 2 項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)の規定により本契約部分が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に定める契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、収受し保管している利用料金相当額を、第 37 条第 2 項に基づき運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。

- 2 前項に定める契約解除違約金の額は解除の日が属する事業年度におけるすべての業務履行に対して市が支払うものと規定されるサービス対価の総額の 10 パーセントに相当する金額(1 円未満切り捨て)とし、運営権者は、当該実施契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。

(運営権取消等—運営権者事由解除)

第 69 条 第 59 条各項の規定により本契約部分が解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号ホに定める重大な違反があったものとして、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に基づく聴聞手続を執った上で(同条第 2 項に該当するときは直ちに)、市は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第 62 条第 2 項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

#### 第4節 解除又は終了の効果(市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了)

(運営権取消等及び損失の補償－市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了)

第70条 第60条、第61条又は第62条第1項により本契約部分が解除された場合、市は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で(同条第2項に該当するときは直ちに)、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第62条第2項(運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項に規定する本契約部分の解除又は終了の場合(第60条により本契約部分が解除された場合を除く。また、第62条第2項による本契約部分の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。)、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。

#### 第5節 解除又は終了の効果(特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)

(運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除)

第71条 第64条により本契約部分が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合において、特定法令等変更により本件業務の継続が不可能となった場合には、本契約部分の解除により生じた損失については、市と運営権者が各自の損失を負担するものとし、特定条例等変更により本件業務の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市が負担する。

#### 第6節 解除又は終了の効果(不可抗力による解除又は終了)

(運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除)

第72条 第62条第1項により本契約部分が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第63条第2項により本契約部分が解除された場合、市は自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。

- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。

## 第 14 章 その他

### (公租公課)

第 73 条 本件業務に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、運営権者に対して支払うサービス対価については、業務実施時に適用のある消費税相当額(消費税(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める税をいう。))及び地方消費税(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 2 章第 3 節に定める税をいう。)相当額をいう。)を付して支払うほか、この約款に関連するすべての公租公課についてこの約款に別段の定めのある場合を除き負担しない。

### (疑義に関する協議)

第 74 条 本件業務について、実施契約本文及びこの約款に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約本文若しくはこの約款の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。下水道管渠(汚水)については本事業開始予定日に、終末処理場については本事業開始予定日(終末処理場)に、それぞれ市から運営権者に引き渡される。

2. 運営権者貸与対象資産

運営権者貸与対象資産の貸与手続は、実施契約締結日以降に市と運営権者が物品無償貸付契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って運営権者貸与対象資産の引渡を受けるものとする。

運営権者貸与対象資産のリストについては、市が貸与手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

3. 引渡の時期

運営権者貸与対象資産の引渡の時期は、下水道管渠運営業務に係るものについては本事業開始予定日まで、終末処理場運転管理業務に係るものについては、本事業開始予定日(終末処理場)までに、それぞれ運営権者への引渡を行うものとする。



## 別紙1-2 物品無償貸付契約書

件 名：須崎市公共下水道等運営事業に係る物品の無償貸付

品名・規格・数量：別紙のとおり

引 渡 場 所：須崎終末処理場

須崎市公共下水道等運営事業の実施に当たって、上記の物品(以下「貸与物品」という。)を無償で貸し付けるため、須崎市公共下水道等運営事業 公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)添付の約款A第3条第1項に基づき、須崎市(以下「貸付人」という。)と運営権者である株式会社クリンパートナーズ須崎(以下「借受人」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な物品無償貸付契約(頭書を含み、以下「本契約」という。)を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。なお、実施契約及び約款Aにおいて定義されている用語は、本契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

### (総則)

第1条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、実施契約が本契約に優先して適用される。

### (契約の成立及び貸与期間)

第2条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約書への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

2 本契約による貸与物品の貸与期間は、第5条第1項による引渡のときから実施契約の期間満了又は解除による終了のときまでとする。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (無償貸付)

第4条 本契約による貸与物品の貸付は無償とする。

### (貸与物品の引渡及び引取等)

第5条 貸付人は、[本事業開始日/終末処理場運営開始日]に該当する貸与物品を借受人に引き渡すものとし、借受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 貸付人は、貸与物品の引渡に当たり、適正な履行を確認するため貸付人の職員を立ち

会わせるものとする。

- 3 借受人は前項の引渡を受けたときは、受領書を貸付人に提出するものとする。

#### (危険負担)

第6条 貸付人は、実施契約締結時から貸与物品の引渡時までにおいて、当該物品が貸付人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、借受人に対し当該物品の補修、代替品の提供等の義務を負わない。

#### (瑕疵担保)

第7条 貸付物品の引渡は第5条に定める引渡時の現状有姿で行うものとし、借受人は、実施契約締結後、貸与物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、補修、代替品の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

#### (貸与品の維持管理、更新等)

第8条 貸与品の補修その他の維持管理及び更新は、すべて借受人の責任と費用で行わなければならない。

- 2 前項の更新、業務方法の変更、陳腐化その他の理由で不要となった貸与品は、借受人の責任と費用において廃棄その他の処分をしなければならない。借受人は、貸与品の廃棄その他の処分をしたときは、速やかに対象貸与品及び廃棄その他の処分の内容を貸付人に報告しなければならない。
- 3 実施契約が期間満了又はその他の理由により終了するときは、貸与品のうち貸付人が返還を請求するものを除き、借受人がその費用と責任において廃棄その他の処分をしなければならない。貸付人が返還を請求するものについては、実施契約の終了時の現状有姿で返還すれば足りるものとし、貸付人または貸付人が指定する者に対して引き渡す。
- 4 借受人が貸与品の更新に際し調達した物品は借受人の所有（リースによる調達にかかるものを除く。）とし、本契約の適用はないものとする。

#### (契約の解除)

第9条 貸付人及び借受人は、相手方が実施契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、実施契約が解除された場合を除き本契約を解除することはできないものとし、実施契約が解除された場合の貸与物品の取扱いは前条の規定に従うものとする。

#### (返還金等)

第10条 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した本契約の費用を返還しない。

- 2 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人が貸与物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第11条 貸付人及び借受人は、第9条に定める契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生したすべての紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第14条 本契約に定めのない事項については、実施契約の定めに従うほか、必要に応じて貸付人と借受人とが協議して定める。

この契約締結の証として本書2通を作成し、貸付人及び借受人が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人

名称	須崎市
住所又は所在地	高知県須崎市山手町1番7号
代表者	須崎市長 楠瀬 耕作

借受人

名称	株式会社クリンパートナーズ須崎
住所又は所在地	高知県須崎市西崎町3番10号
代表者	代表取締役社長 村上 雅亮

## 別紙

## 貸与物品の品名、規格、数量

## 須崎終末処理場 分析機器一覧(1)

No.	機器名	規格	製造社名	購入先	数量
分析-01	BOD フラン器(20℃)	FMU-133I	福島工業株式会社	水 ing 株式会社	1
分析-02	COD 測定電機湯煎器	CD-3	宮本理研互株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-03	pH 計卓上型	HM-30V	東亜電波工業(株)	四国ポンプセンター	1
分析-04	pH 計携帯型	HM-20p	東亜ディーケーケ株式会社	EES	1
分析-05	純水製造装置	RDF240NC	株式会社 東洋製作所	水 ing 株式会社	1
分析-06	ピペット洗浄器	AW-31	ヤマト化学株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-07	超音波洗浄器	BRASON 8210R-MTH	株式会社ウォータ科学	四国ポンプセンター	1
分析-08	電気電導率計	CM-30V	東亜電波工業(株)	四国ポンプセンター	1
分析-09	DO 計携帯型	DO-31P	東亜ディーケーケ株式会社	水 ing 株式会社	1
分析-10	薬品庫	279L、NR- B282B-S	パナソニック	EES	1
分析-11	MLSS 計	SS-32Z	笠原理化工業株式会社	EES	1
分析-12	電子上皿天秤	AG204	メトラー	四国ポンプセンター	1
分析-13	乾熱滅菌器(170℃)	MOV-2125	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-14	理研式 SS ろ過器	1A	理研	四国ポンプセンター	1
	真空ポンプ	D50-4	島津	四国ポンプセンター	1
分析-15	エアーポンプ	APN-085V-1	イワキ	四国ポンプセンター	1
分析-16	スターラー	M-66	ヤマト化学株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-17	デシケータ	LH	井内	四国ポンプセンター	1
分析-18	デシケータ	LL	井内	四国ポンプセンター	1
分析-19	細菌培養フラン器(37℃)	MIR-262	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1

須崎終末処理場 分析機器一覧（2）

No.	機器名	規格	製造社名	購入先	数量
分析-20	生物顕微鏡 1式	BH-2	オリンパス	四国ポンプセンター	1
	顕微鏡写真撮影装置	PM-10-M	オリンパス	四国ポンプセンター	1
	顕微鏡ビデオ撮影装置	DXC-108-MD	オリンパス	四国ポンプセンター	1
分析-21	恒温乾燥器(105℃)	MOV-212	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-22	電気マッフル炉(600℃)	KM-280	三洋電機株式会社	四国ポンプセンター	1
分析-23	電子分析天秤	PB3002DR	メトラー	四国ポンプセンター	1
分析-24	超音波洗浄器	8210MTH	ブランソン	四国ポンプセンター	1
分析-25					
分析-26					
分析-27					
備考					

別紙2 市が維持する協定等

相手方	文書名	締結日
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新
地方共同法人 日本下水道事業団	災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協約	平成25年7月23日 毎年3月更新
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	平成25年7月23日 毎年3月更新

### 別紙3 保険

第19条第1項に基づき、運営権者の責任と費用負担により付する保険の種類及び金額は以下のとおりとする。ただし、以下に列挙する保険は、最小限度加入すべき保険であり、運営権者の判断に基づきその他の保険契約を締結することを妨げるものではない。

1. 運営権設定対象施設について付保することを義務づける保険

- ① 第三者賠償責任保険(填補限度額：対人 1 億円/1 名・3 億円/1 事故以上、対物 3 千万円/1 事故以上)

別紙4 利用料金収受代行業務委託契約

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称 (仮称)須崎市公共下水道施設等運営事業に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所
- 3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額
- 4 履行期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 そ の 他 契約金額の支払については、請求を受けたとき、委託者は請求書に記載された期限までに請求された金額を受託者に支払う

上記業務委託について、株式会社クリンパートナーズ須崎を委託者とし、須崎市を受託者として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、委託者と受託者の間の令和 年 月 日付須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)において定義されている用語は、この契約において別段の規定がない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、この契約においても同じ意味を有するものとする。

令和 年 月 日

	住所又は 所在地	高知県須崎市西崎町3番10号
委託者	商号又は 名称	株式会社クリンパートナーズ須崎
	代表者	代表取締役社長 村上 雅亮
	所在地	高知県須崎市山手町1番7号
受託者	名称	須崎市
	代表者	須崎市長 楠瀬 耕作



## 条 項

### (業務委託)

第1条 委託者は、受託者に対し以下の業務を委託し、受託者は当該業務を受託する。

- (1) 調定業務
  - ア 検針業務
  - イ 検算業務
  - ウ 納入通知業務
  - エ 調定更正業務
  - オ 減免に関する業務
- (2) 収納業務
  - ア 口座振替業務
  - イ 納付業務
  - ウ 還付業務
- (3) 滞納整理業務
  - ア 督促・催促等案内業務
  - イ 未納者徴収業務(ただし、未納徴収業務の対象からは、①委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、②破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び③市が徴収困難と判断し、水道料金及び下水道使用料の徴収を停止した者又は市が水道料金又は下水道使用料に係る債権を放棄した者に関するものを除く。)
- (4) システム関連業務
- (5) (1)から(5)までの業務に附帯する業務

### (委託料)

第2条 委託者は、受託者に対し、業務の対価として、別紙委託料算定表に基づき算出される金額(以下「委託料」という。)を支払う。

- 2 委託者は、前項の委託料を年間4回に分けて支払うものとする。支払方法は、別紙委託料算定表に定めるとおりとする。

### (再委託)

第3条 受託者は、業務の処理を第三者(以下「再委託先等」という。)に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関する契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

### (管理義務)

第4条 受託者は、業務着手から完了にいたるまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、業務を再委託した場合、再委託先等を指導・管理する。

(関係法令の遵守)

第5条 業務の実施に当たっては、須崎市個人情報保護条例(平成17年須崎市条例第3号)、須崎市下水道条例(平成6年須崎市条例第14号)その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

(事業所及び営業時間)

第6条 受託者が、この業務を実施する場所及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 場所

須崎市及び関連の区域

(2) 営業時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までを含む、受託者が業務内容により設定した営業日の営業時間とする。ただし、この営業日の営業時間外であっても、柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(届出書等の処理)

第7条 受託者は、業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等(以下「届出書等」という。)を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

(業務に関する書類の提出及び報告等)

第8条 受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者に次に掲げる届出等を行わなければならない。

(1) 業務予定表の提出

各事業年度において業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該各事業年度に係る業務予定表を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。ただし、年間を通じての日常的な業務については、業務予定表の提出を省略することができる。

(2) 業務完了報告書の提出

各事業年度において業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(3) 業務責任者の届出

業務の実施に当たり、委託者に業務責任者を届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、受託者は、業務を実施するに当たっては、委託者と受託者が別途合意により定める内容及び形式の報告書を、別途合意により定める期限までに提出しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、受託者は、業務に関し報告が必要と判断したときは、適宜の方法で遅滞なく報告しなければならない。

(業務に関する調査等)

第9条 委託者は、必要に応じ、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(収受した利用料金の支払)

第 10 条 受託者は、委託者に対し、年 4 回、使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

(検査)

第 11 条 委託者は、第 8 条第 1 項第 2 号の業務完了報告書を受領したときは、直ちに検査をし、検査の結果を受託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定による検査の結果、不合格とされたときは、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(業務内容の変更)

第 12 条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、係る協議においてこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第 13 条 履行期間は、実施契約に定める事業期間が延長された場合には、当該事業期間の末日まで当然に延長されるものとする。

(損害の負担)

第 14 条 受託者は、業務の実施上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。なお、その損害に対して賠償しなければならない。ただし、その損害が、委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

- 2 受託者は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により事故による損害の発生を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、この業務の実施に当たって使用する物品等について、故意又は過失によって生じたと認められる故障、損傷又は紛失により委託者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(費用の負担)

第 15 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務調整会議)

第 16 条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

(機密保持)

第 17 条 受託者は、業務の実施において知り得た利用者等についての情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

2 受託者は、業務を実施する上で取得又は保有した個人情報の漏洩を防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとらなければならない。

- (1) 個人情報を取扱う者を必要最低限の者に限定し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置し、並びに取扱う業務責任者等に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
- (2) 業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
- (3) 業務の実施において不要となった一切の個人情報は、受託者が自己の責任において処分しなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 受託者は、業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、細心の注意をもって個人情報の保護及び管理にあたらなければならない。

(天災その他)

第 19 条 受託者は、実施契約に定める不可抗力により、業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、業務の提供を停止し、業務提供に関するこの契約上の義務を一切免れるものとする。

2 前項の規定により、業務の一部が停止されたときも、委託者は出来高に応じて所定の委託料を支払うものとする。業務の全部が停止した場合の業務停止期間中の委託料については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(契約の終了)

第 20 条 実施契約の約款 A に定める本件業務(附帯事業及び任意事業を除く。)の全部が解除により終了した場合又は本事業期間が満了した場合、この契約は当然に終了する。

2 前項に基づきこの契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、この契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第 10 条に従って支払う。

3 この契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 受託者と委託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約に関連して発生したすべての紛争は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(規則等の遵守)

第 24 条 この契約書に定めるもののほか契約の履行に当たっては、実施契約及び須崎市契約事務規則を遵守しなければならない。

須崎市下水道利用料金収受代行業務委託料算定表

1 委託料の算定方法

(1) 算定期間

毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年間を 1 事業年度として算定する。

(2) 算定方法

利用料金収受代行業務委託料 = 須崎市下水道事業徴収業務委託料

× 利用料金設定割合<sup>1</sup>

(3) 支払手続

委託者は、前項の委託料を年間 4 回に分けて、市が指定する銀行口座に一括して支払うものとする。

---

<sup>1</sup> 令和元年 月 日付須崎市公共下水道施設等運営事業 公共施設等運営権実施契約書に定める利用料金設定割合(同契約に従って変更された場合には、変更後の利用料金設定割合とし、この場合、日割計算により委託料を計算します。)とします。

## 約款 B

(この約款の適用範囲等)

- 第1条 この約款B(以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「甲業務」という。)漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務(以下「乙業務」という。)及びクリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務(以下「丙業務」という。)に適用される。
- 2 第1項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款AからCを除いたものを、以下「実施契約本文」という。
- 3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙1に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

第2条 前条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 甲業務

委託業務名	終末処理場運転維持管理等包括的民間委託業務 (令和2年度 市単独 第2-16-101)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和2年4月1日から令和6年9月30日まで
サービス対価	金 99,999,460円 (うち消費税額及び地方消費税額 9,090,860円)
契約保証金	要

### (2) 乙業務

委託業務名	漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 (令和2年度 市単独 第2-16-102)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和2年4月1日から令和6年9月30日まで
サービス対価	金 21,188,200円 (うち消費税額及び地方消費税額 1,926,200円)
契約保証金	要

### (3) 丙業務

委託業務名	クリーンセンター等運転維持管理等包括的民間委託業務 (令和2年度 市単独 第2-16-103)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和2年4月1日から令和6年9月30日まで
サービス対価	金 240,656,790円 (うち消費税額及び地方消費税額 21,877,890円)
契約保証金	要

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

#### (契約の保証)

第3条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、運営権者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1を下限として保証の額の減額を請求することができる。

#### (第三者への委託)

第4条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事



前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。

- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

#### (業務計画書の提出)

第5条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。

- (1) 甲業務に係る業務実施計画書、年間業務実施計画書及び月間業務実施計画書
- (2) 乙業務に係る年間業務実施計画書
- (3) 丙業務に係る年間業務実施計画書

- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。

- 3 運営権者は、第1項により市に提供した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

#### (業務内容の変更等)

第6条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は履行期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

#### (事情変更)

第7条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの約款に定める条件が不相当となったときは、協議してこの約款を変更することができる。

#### (市の請求による契約期間の短縮)

第8条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第9条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責に帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

3 市は、運営権者が要求水準書別紙D-1の第7.6項の(1)から(5)に該当する事由により同第3.2項に定める放流水質に示されている基準を遵守できないときは、運営権者に対してその責任を求めない。

(臨機の措置)

第10条 運営権者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、必要があると認めるときは、運営権者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

2 前項の場合、運営権者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知する。

3 市は、事故、災害防止その他運営業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、運営権者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 運営権者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、運営権者が当該措置に要した費用のうち、運営権者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市がこれを負担する。

(乖離請求)

第11条 運営権者は、本施設に係る募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見したときは、乖離の状況、対処方法、対処にかかる増加費用等を市に報告しなければならない。

2 市は、前項の報告を受けたときは、その内容について速やかに確認し、確認の結果を運営権者に通知するものとする。

3 運営権者は、前項の通知において報告に係る乖離が確認されているときは、その対処方法、費用負担等を市に請求できるものとする。

4 乖離請求期間を各施設の習熟開始の日から6か月間とし、前項の請求は乖離請求期間内に行わなければならない。ただし、第1項の報告が乖離請求期間内に行われたものについては、乖離請求期間経過後6か月以内においても請求できるものとする。

5 市は、前項の請求を受けたときは、乖離の対処方法、費用負担等について運営

権者と協議を行うものとし、協議が整ったときは、市は協議の結果に従い必要な措置をとるものとする。

- 6 市が第 3 項の請求を受けたときから 30 日以内に協議が整わないときは、対処方法について市が定め、運営権者はこれに従い運営業務を実施する。なお、市が定めた対処方法に従った業務の実施により、運営権者に業務実施の費用が増加するときは当該増加分は市が負担し、業務実施の費用が減少するときは、減少分をサービス対価から減額する。
- 7 第 4 項の習熟開始の日とは、業務の習熟訓練を開始する日として運営権者が市に通知した日をいう。
- 8 前七項の規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が終末処理場の設備の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 15 条及び第 16 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 9 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告が排水処理施設の設備の修繕の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 17 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。
- 10 第 1 項から第 7 項までの規定に関わらず、第 1 項の乖離の報告がクリーンセンター等の瑕疵又は不具合に係るものであるときは、当該瑕疵及び不具合の補修については第 18 条を適用し、第 3 項から第 7 項の規定は適用しない。

(履行の報告)

第 12 条 運営権者は、要求水準書に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

(費用負担)

第 13 条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第 14 条 市は、実施契約の別紙 2 に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価は実施契約の別紙 3 により改訂される。
- 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(甲業務に関する特約)

第 15 条 運営権者は終末処理場の施設の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

- 2 前項の上限額に含まれない終末処理場の設備の修繕は市が対応する。
- 3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

第 16 条 終末処理場のうち下水道革新的技術実証事業の対象施設に不具合が生じ、これに対応するために運営権者に増加費用が生じたときは、市がこれを負担する。

- 2 運営権者の責めに帰すことのできない事由により終末処理施設に支障(不可抗力によるものを含み、前項の不具合を除く。)が生じたときは、運営権者は要求水準書に従い市に対して改善要求を行うことができる。
- 3 市は、前項の改善要求を受けたときは、運営権者と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、第 1 項の不具合又は第 2 項の支障により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、市は、業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(乙業務に関する特約)

第 17 条 運営権者は、排水処理施設の設備の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)については、要求水準書で定める上限額の範囲で業務を実施するものとする。

- 2 前項の上限額に含まれない排水処理施設の設備の修繕は市が対応する。
- 3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(丙業務に係る特約)

第 18 条 クリーンセンター等の修繕(計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。)は、市がその費用で実施する。

- 2 運営権者は前項による市の修繕の実施に協力しなければならない。
- 3 第 1 項による市の修繕が適時になされず運営権者に増加費用が生じたときは、市が増加費用を負担し、市の修繕の遅れ又は不具合により運営権者が業務の全部又は一部を実施できなかったときは、当該業務の不実施により免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(要求水準等の未達)

第 19 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容に適合しないことが契約期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも契約期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。

3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(法令等の改正)

第 20 条 市は、この契約締結後に法令等の変更が行われたときは、必要に応じ、協議の上要求水準書の変更を行い、若しくは、業務計画書の変更を運営権者に指示する。また、この契約締結後の法令等の変更により運営権者の業務の実施に追加費用が生じるときは、次の各号の区分に従い、市及び運営権者が当該追加費用を負担する。

(1) 関係法令及び許認可の変更等の場合は、市

(2) 運営権者の利益に課される税負担に係る法令改正及び新税の新設の場合は、運営権者

(3) 前号以外の税制度の変更、新税の新設の場合は、市

2 法令等の改正により、要求水準書、又は業務計画書の変更が可能となり、係る変更により運営権者の運営業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、又は業務計画書の変更を行い、サービス対価を減額するものとする。

(不可抗力)

第 21 条 不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

2 当該通知を行った当事者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。なお、市及び運営権者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 市は、前項に基づき履行義務を免れた業務及び期間に対応するサービス対価の支払において、運営権者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

- 4 市及び運営権者は、相手方から第1項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議する。当該協議にも関わらず、不可抗力が発生した日から60日以内にこの契約の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い業務を継続する。
- 5 市は、前項により市が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、又は業務計画書の変更を運営権者に指示することができる。また、市は、必要と認められるときは、サービス対価を変更するものとする。

(不可抗力による負担等)

第22条 不可抗力が生じた場合において前条第4項の協議が整わないときは、業務につき当該不可抗力により運営権者に生じた損害額及び増加費用額(不可抗力により損壊等したものの修繕で第15条第1項及び第17条第1項により運営権者が実施するものの費用を除く)の合計額が、一事業年度につき、不可抗力に該当する事由が発生した事業年度の業務履行に対し市が支払うべきサービス対価の総額の100分の1に至るまでは運営権者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

- 2 市及び運営権者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(市の解除権及び違約金)

第23条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
  - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
  - (6) 前5号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、運営権者は、解除に係る本契

約部分の解除の日が属する事業年度の全ての業務履行に対して支払われるものと定められているサービス対価総額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により本契約部分の全部又は一部が解除された場合
  - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第2項に該当する場合とみなす。
- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第1項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

#### (その他の解除)

第24条 市は、契約期間中、前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第1項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (運営権者の解除権)

第25条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 市が契約に違反し、その違反によってこの約款の履行が不可能となったとき。

- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 運営権者は、第 1 項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

#### (不可抗力による解除)

第 26 条 第 21 条第 4 項の協議が調わないとき、運営権者による運營業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過分なときは、市は本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が第 1 項により本契約部分の一部を解除するときは、甲業務、乙業務、又は丙業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 第 1 項により市が本契約部分の全部又は一部を解除したときは、運営権者が契約を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

#### (解除の効果)

第 27 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かって消滅する。ただし、損害賠償請求に関することについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

#### (損害賠償)

第 28 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 23 条の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 23 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

#### (疑義の決定等)

第 29 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めのない事項については必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。



## 約款 C

(この約款の適用範囲等)

第1条 この約款C(以下、「この約款」という。)は、この約款が添付される本事業の公共施設等運営事業実施契約と一体をなし、本事業のうち雨水ポンプ場保守点検業務及び下水道管渠(雨水)維持管理業務に適用される。

2 第1項の公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)のうち添付の約款AからCを除いたものを、以下「実施契約本文」という。

3 この約款における用語の定義は、この約款で特に定めるもののほか、実施契約の別紙1に定めるとおりとする。

(委託業務の内容等)

第2条 前条第1項に規定する業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 雨水ポンプ場保全点検業務

委託業務名	雨水ポンプ場保守点検業務 (令和2年度 市単独 第2-16-104)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和2年4月1日から令和6年9月30日まで
サービス対価	金 32,509,730円 (うち消費税額及び地方消費税額 2,955,430円)
契約保証金	要

### (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務

委託業務名	下水道管渠(雨水)維持管理業務 (令和2年度 市単独 第2-16-105)
委託業務実施場所	募集要項のとおり
履行期間	令和2年4月1日から令和6年9月30日まで
サービス対価	金 28,968,280円 (うち消費税額及び地方消費税額 2,633,480円)
契約保証金	要

2 運営権者は、前項に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を履行期間(以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。

3 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(要求水準書等に関する通知義務)

第3条 運営権者は、実施契約本文、この約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類

又は前条に定める市の指示若しくは通知(以下「要求水準書等」という。)によることができないとき、又は要求水準書等に明示されていない事項があるときは、直ちに市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、運営権者に対して必要な指示を与えなければならない。

#### (契約の保証)

第4条 運営権者は、実施契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、各事業年度の開始までに(契約締結事業年度においては契約締結と同時に)市に納付しなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この約款による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(3) この約款による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) この約款による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、各事業年度について当該事業年度の業務履行に対して支払われる予定のサービス対価の総額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、運営権者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、運営権者は、変更後の当該事業年度のサービス対価の10分の1を下限として保証の額の減額を請求することができる。

#### (第三者への委託)

第5条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業に係る業務を受託した者(以下「受託者」という。)、又は請け負った者(以下「請負者」という。)が再委託し、又は下請負を使用する場合、事

前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。

- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(業務計画書の提出)

第6条 運営権者は、各委託業務について要求水準書に従い次に掲げる業務計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。

- (1) 雨水ポンプ場保守点検業務に係る年間業務実施契約書及び月間業務実施計画書
- (2) 下水道管渠(雨水)維持管理業務に係る維持管理計画書及び月間維持管理計画書

- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。
- 3 運営権者は、第1項により市に提出した計画書(前項により変更したときは変更後のもの)に従い、委託業務を実施するものとする。

(要求水準等と業務内容が一致しない場合の是正の義務)

第7条 運営権者は、委託業務の内容が要求水準書、前条により運営権者が市に提出した計画書、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容(以下「要求水準書等」という。)に適合しない場合において、市がその是正を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第8条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は契約期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

る。

- 2 市は、前項により委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止させたときは、必要と認められるときは運営権者の業務の増減に応じたサービス対価の変更を行わなければならない。

#### (事情変更)

第9条 市及び運営権者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由によりこの契約に定める条件が不相当(運営権者が要求水準書等に従った業務の実施ができない場合を含む。)となったときは、協議して契約を変更することができる。

#### (市の請求による契約期間の短縮)

第10条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

#### (危険負担)

第11条 委託業務を行うにあたり生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由によるものについては、市が負担する。

- 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

#### (履行の報告)

第12条 運営権者は、要求水準書及びモニタリング実施計画に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

#### (費用負担)

第13条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

#### (サービス対価の支払)

第14条 市は、実施契約本文の別紙2に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

- 2 サービス対価は実施契約本文の別紙3により改訂される。
- 3 サービス対価はモニタリング実施計画による減額措置を受ける。

(要求水準書等の未達)

第 15 条 市は、運営権者の実施した業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議に定めた内容に適合しないことが履行期間終了後に判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも履行期間の末日から 12 か月以内に行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、業務の内容が要求水準書等に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(市の解除権及び違約金)

第 16 条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のうち委託業務に係る契約関係(以下「本契約部分」という。)の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
  - (3) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - (4) 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - (5) モニタリング実施計画で本契約部分を解除することができるとする条項に該当するとき。
  - (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、この約款に違反し、その違反によりこの約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、運営権者は、解除に係る本契約部分の解除の日が属する事業年度の全部の業務履行に対して支払われると定められているサービス対価総額の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により本契約部分が解除された場合
  - (2) 運営権者がその責務の履行を拒否し、又は、運営権者の責めに帰すべき事由によって運営権者の債務について履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約部分を解除した場合は、第 2 項に該当する場合と

みなす。

- (1) 運営権者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 運営権者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 運営権者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 市が第1項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかの全部を解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。

(その他の解除)

第17条 市は、契約期間中、前条第1項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- 2 市が前項により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又は下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 市は、第1項の規定により本契約部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

第18条 運営権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約部分の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務内容を変更したためサービス対価が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第8条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 市がこの約款に違反し、その違反によって本契約部分の履行が不可能となったとき。
- 2 運営権者が前項の規定により本契約部分の一部を解除するときは、雨水ポンプ場保守点検業務又下水道管渠(雨水)維持管理業務のいずれかを解除するものとし、解除されない業務に係るこの約款に基づく契約関係は存続する。
- 3 運営権者は、第1項の規定により本契約部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

(解除の効果)

第 19 条 本契約部分の全部又は一部が解除された場合には、この約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かい消滅する。ただし、損害賠償請求に関するものについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本契約部分の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。
- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

(損害賠償)

第 20 条 運営権者は、この約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

- 2 市は、第 16 条第 1 項の規定により本契約部分を解除したときにおいて、第 16 条第 2 項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(疑義の決定等)

第 21 条 この約款に関し疑義のあるとき、又は実施契約本文若しくはこの約款に定めのない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。

# 実施契約変更契約書（第1回）

令和元年12月19日付けで須崎市（以下「市」という。）と株式会社クリンパートナーズ須崎（以下「運営権者」という。）との間で締結した須崎市公共下水道施設等運営事業公共施設等運営権実施契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

（表現の変更）

第1条 原契約書の約款A第36条9を「前各項の規定に関わらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。」に改める。

（業務委託内容の変更）

第2条 原契約書の「別紙4 利用料金収受代行業務委託契約 業務委託契約書」第1条（3）イを「未納者徴収業務（ただし、未納徴収業務の対象からは、①委託者自らが滞納整理を行った方が合理的であると判断したもの、②破産、競売等の事件に至った使用者に関するもの及び③市が徴収困難と判断し、下水道使用料の徴収を停止した者又は市が下水道使用料に係る債権を放棄した者に関するものを除く。）」に改める。

2 原契約書の「別紙4 利用料金収受代行業務委託契約 業務委託契約書」第1条（5）を「（1）から（4）までの業務に附帯する業務」に改める。

（契約の費用）

第3条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、市及び運営権者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 3月 31日

委託者 須崎市

代表者 須崎市長 楠瀬耕作

受託者 住所 高知県須崎市西崎町3番10号

商号又は

名称 株式会社クリンパートナーズ須崎

代表者 代表取締役社長 村上雅亮



# 須崎市公共下水道施設等運営事業

## 要求水準書（案）

2018（平成30）年9月20日公表版

須 崎 市



## 目 次

第1章 総則	1
1.1 本書の位置づけ	1
1.2 事業の背景・目的	1
1.3 要求水準書における変更可能項目の整理	2
1.4 業務範囲	2
1.5 事業期間	2
1.6 関係法令等	2
1.7 用語の定義	2
第2章 経営に関する要求水準	4
2.1 経営に関する要求水準の基本的な考え方	4
2.2 業務項目	5
2.3 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】	6
2.3.1 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】の目標値	6
2.3.2 業務内容	7
2.4 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	7
2.4.1 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務の目標値	7
2.4.2 業務内容	8
2.5 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	8
2.5.1 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値	8
2.5.2 業務内容	9
2.6 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】	10
2.6.1 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】の目標値	10
2.6.2 業務内容	11
2.7 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】	11
2.7.1 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】の目標値	11
2.7.2 業務内容	11
2.8 運営事業計画書の作成	12

2.9	実施体制の確保	12
2.10	委託等に関する事項	13
2.11	リスク分担に関する事項	15
2.12	財務管理	15
2.13	内部統制	15
2.14	情報公開	15
2.15	資産・維持管理情報管理	15
第3章	技術管理およびリスク管理に関する要求水準	16
3.1	技術管理に関する事項	16
3.2	リスク管理（広義）に関する事項	16
3.3	リスク管理（狭義）	16
3.4	危機管理	18
3.5	環境対策及び地域貢献	20
第4章	下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準	22
4.1	下水道管渠の企画、調整、実施の基本的な考え方	22
4.2	計画的維持管理業務	22
4.2.1	計画的業務の目標値	22
4.3	汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）	29
4.3.1	汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値	29
4.3.2	業務内容	29
第5章	終末処理場における運転管理に関する要求水準（2024年度以降）	30
5.1	前提条件	30
5.2	運転操作および監視業務	30
5.3	廃棄物処理管理業務	34
5.4	ユーティリティ等の調達・管理業務	34
第6章	終末処理場における維持管理に関する要求水準（案）（2024年度以降）	35
6.1	基本的事項	35
6.2	保守管理計画及び維持管理計画	35
6.3	保守業務	35
6.4	修繕業務	36

6.5 電気工作物に係る業務 .....	37
<b>第7章 附帯事業</b> .....	<b>38</b>
7.1 目的 .....	38
7.2 業務範囲 .....	38
7.3 附帯事業の目標値 .....	38
7.4 提案内容に関する支払 .....	38
<b>第8章 任意事業</b> .....	<b>39</b>
8.1 目的 .....	39
8.2 業務範囲 .....	39
8.3 提案内容に関する支払 .....	39
<b>第9章 契約終了時の措置</b> .....	<b>40</b>
9.1 施設機能確認 .....	40
9.2 技術指導 .....	40
9.3 引継事項 .....	40
9.4 その他引継事項 .....	40
<b>【添付書類】</b>	
別紙A 用語集 .....	別紙-1
別紙B リスク分担 .....	別紙-2
<b>【委託業務標準仕様書等】</b>	
別紙C - 1 計画設計関連業務委託業務標準仕様書 .....	別紙-6
別紙C - 2 処理場・ポンプ場ストックマネジメント計画委託業務標準仕様書 .....	別紙-9
別紙C - 3 管路ストックマネジメント計画関連業務委託業務標準仕様書 .....	別紙-14
別紙C - 4 会計関連業務委託業務標準仕様書 .....	別紙-18
別紙C - 5 事務支援業務委託業務標準仕様書 .....	別紙-24
<b>【包括的民間委託業務仕様書】</b>	
別紙D - 1 須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託 特記仕様書 .....	別紙-25
別紙D - 2 漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理委託包括的民間業務仕様書 .....	別紙-33
別紙D - 3 クリーンセンター運転維持管理等包括的民間業務仕様書 .....	別紙-40
<b>【仕様発注委託事業仕様書】</b>	

別紙 E - 1 公共下水道雨水ポンプ場保守点検業務委託 特記仕様書…………… 別紙-49

別紙 E - 2 下水道雨水管渠維持管理業務 特記仕様書 …………… 別紙-55

**【水質管理項目】**

別紙 F - 1 下水道処理場施設 水質管理項目 …………… 別紙-60

## 第1章 総則

### 1.1 本書の位置づけ

本要求水準書は、須崎市（以下「市」という）が「須崎市公共下水道施設等運営事業」（以下「本事業」という）の実施にあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（1999（平成11）年法律第117号。以下「PFI法」という）に基づき本事業を実施する者として選定された者（以下「事業者」という）に、本事業において要求する業務の水準を示すものであり、募集要項と一体のものとして位置づけるものである。

本要求水準書は、本事業のうち公共施設等運営権（以下「運営権」という。）が設定された範囲の基本的な内容について定めるものであり、目的達成に必要な業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において遂行するものとする。

また、本要求水準書記載内容の理解を促進する観点から、委託業務標準仕様書等（別紙C）を添付している。その内容も踏まえた上で、事業者選定段階では提案書類を作成し、事業契約後においては業務を遂行するものとする。

その他、本事業のうち業務委託による部分については、包括的民間委託業務仕様書（別紙D）及び仕様発注委託事業仕様書（別紙E）に基づいて事業者による業務の実施を求める。

### 1.2 事業の背景・目的

本事業は、市の公共下水道、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等（以下総称して「対象施設」という。）を一体的に管理運営するものである。

本事業の管理運営に当たって、市は、PFI法に基づく事業として実施することとした。民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の管理運営等を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

表 1-1 事業概要

対象事業		事業方式	別紙番号
下水道	下水道管渠（污水）	経営、企画、維持管理（巡視・点検、清掃、修繕）	公共施設等運営事業
	終末処理場（B-DASH 施設実証実験施設含む）	経営、企画、維持管理（維持、修繕）	【～2023年度末】包括的民間委託 【2024年度～】公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理（維持）	委託（仕様発注）
漁業集落排水処理施設	排水処理施設（中継ポンプ場含む）	維持管理（維持、修繕）	包括的民間委託
クリーンセンター等		運転管理、維持管理（維持）	包括的民間委託

上表のうち、下水道管渠（汚水）を運営権設定対象施設【事業開始時】とする。なお、下水道管渠を新設した場合は、工事ごとに完工したものから、同施設に含まれるものとする。また、終末処理場（B-DASH 施設実証実験施設含む）は、国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後に運営権が設定されるものとする。国から市に B - DASH 実証実験施設の所有権が移転された後（2024 年度以降（予定））は、下水道管渠（汚水）と終末処理場を合わせて「運営権設定対象施設【所有権移転後】」とする。

### 1.3 要求水準書における変更可能項目の整理

本要求水準書に記載された内容については、事業者選定段階において、後述の赤枠内について、民間事業者からの提案に基づき変更可能とする。

変更可能項目については、事業者側からの合理的根拠に基づく提案内容にて、競争的対話の形式を用いて審査し、妥当であると判断された場合にのみ、その内容を変更したものを提案書提出時に提出するものとする。

事業期間中においては、下水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、市または事業者は、必要に応じて、相手方に要求水準変更の協議を申し入れることができ、両者が合意すれば要求水準を変更することができる。

### 1.4 業務範囲

本事業の対象事業と事業方式を表 1-1 事業概要に示す。

下水道管渠と終末処理場については、PFI 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設として運営権を設定し、運営権設定対象施設として運営等を行う公共施設等運営事業とする。

なお、改築に係る設計・工事については、事業者の提案を受けて市が別途実施する。

### 1.5 事業期間

本事業は、原則として事業契約締結の日から 2039 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

### 1.6 関係法令等

本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守する。なお、関係法令等は特に市の指定のない限り、最新版を使用する。

また、事業者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、事業者の責任と負担において行う。

### 1.7 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、別紙 A に示す次の通りとする。



表 1-2 須崎市運営事業対照表

	終末処理場		污水管	雨水管	雨水ポンプ	漁業集落排水 (施設)	クリーン センター
企画・計画	-						
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年				
経営	-						
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年				
運転							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年			2019～2023年	2019～2023年
維持管理							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年	2019～2023年	2019～2023年	2019～2023年
点検							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年	2019～2023年		
修繕							
	2019～2023年	2024～2038年	2019～2038年	2019～2023年		2019～2023年	

上段：対象業務 運営権、 包括的民間委託、 仕様委託

下段：期間（年度）

## 第2章 経営に関する要求水準

### 2.1 経営に関する要求水準の基本的な考え方

本事業は、市の対象施設を一体的に管理運営するものである。そのうち、下水道管渠及び終末処理場（終末処理場に関しては2024年度以降予定）を公共施設等運営事業の対象として位置づけ、事業者がその運営にあたる。

下水道事業の経営を行うにあたり必要となる基本業務については、事業を持続可能なものとするための「計画関連業務」、将来の経営状況を把握し計画的な改築を進めるための「終末処理場、雨水ポンプ場、污水管渠、雨水管渠のストックマネジメント計画関連業務」、「会計関連業務」、「事務支援業務」を想定する。

上記に示す業務を事業期間内で効果的に組み合わせることによって、下水道事業における現状と将来像のギャップを把握、並びに段階的な見直しを行い、下記に記す【経営必達目標】に向けて効率的に事業を運営することを期待する。

さらに、事業者が自ら下水道施設（資産）の有効利用を高めるための事業企画を行い、実践することを前提として、企画を具体化する手段となる各種計画の策定業務等を運営事業の範囲に含んでいる。については、ここに掲げる業務項目に限らず事業企画に必要な業務を自主的に遂行し、市公共下水道事業の収支向上に寄与するよう期待するものである。

市が策定すべき法定計画等については、事業者は市と協議・調整のうえ、その案を作成し市に提示するものとする。

また、経営に関する業務については、国の補助制度を活用して実施する部分があり、補助内容が当初想定と異なることも想定される。その場合には、市と事業者の協議により、実際の補助内容を踏まえた業務内容とする。

下水道事業を運営するにあたっての経営目標は以下に示すものとし、民間事業者の創意工夫による附帯的な事業の提案と、それを実現するための本基本業務の組み合わせによって、より早期の目標達成を期待する。

#### **【経営必達目標】**

2018年度末の経費回収率（使用料収入を污水处理費（維持管理費+資本費）で除して得た数値）を基準に、使用料を変更しなかったことを前提に、5ヵ年毎に（2019年度～2023年度、2024年度～2028年度、2029年度～2033年度、2034年度～2038年度）前期の5ヶ年平均を上回ること。

その結果として、2018年度末の経費回収率が24.5%であったものを最終年度に30%以上とすることを目標とする。

なお、管渠施設については当初より公共施設等運営事業として位置づけられるため、第4章にて記載する。

## 2.2 業務項目

以下に本事業に含まれる業務項目を示す。

NO.	業務項目	事業期間内想定回数	別紙番号
	計画関連業務 【（汚水処理構想）（全体計画）（下水道法事業計画）（都市計画法事業計画）（都市計画決定）】	計画関連：【3回/事業期間】	C-1
	終末処理場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-2
	雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-2
	汚水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 （注）：修繕・改築計画は第4章を参照	C-3
	雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務	基本計画：【2回/事業期間】 修繕・改築計画：【1回/事業期間】 （2回目の基本計画の後を想定）	C-3
	会計関連業務 【（移行支援）（経営戦略）（料金検討）】	移行支援：【1回/事業期間】 経営戦略・料金検討：【2回/事業期間】	C-4
	事務支援業務 【（予算）（統計処理）（調査資料支援）】	事務支援：【毎年/事業期間】	C-5

想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。

2.3 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】

2.3.1 計画関連業務【(汚水処理構想)(全体計画)(下水道法事業計画)(都市計画法事業計画)(都市計画決定)】の目標値

(1) 業務目的

計画関連業務は、下水道事業を継続的に建設・管理していくために必要となる諸手続きに加え、将来の土地利用形態、諸数値などの見通しを明らかにしたうえで、維持修繕も含めた持続的な運営を実現するための方針策定が含まれている。

本業務の目的は、市が法的に遵守すべき事項（区域変更、事業期間延伸、施設諸元変更など）とそれらを決定するための中長期的な方策について、効果的・効率的な時期に検討し、下水道事業が持続的に運営可能となる内容について各計画関連業務を策定することである。

(2) 業務目標

市公共下水道は、1976（昭和51）年度に約289haの事業認可を受け、単独公共下水道として事業着手した。その後、1995（平成7）年度には2002（平成14）年度までの期間延伸、2000（平成12）年度には約54haの事業認可区域を拡大し予定処理区域を約343haとしたが、2006（平成18）年度に当面は雨水整備を先行する市方針に従って、認可区域を約57haに縮小した。

近年の状況としては、2010（平成22）年度に急激な社会状況の変化により各種諸元値が現計画と乖離してきていることや区域内の事業が完了していないことを勘案し、全体計画の見直しを行い、事業計画を変更している。

そこで、本業務は須崎市公共下水道事業等の運営権及び包括管理事業等の事業期間の中で、必要となる計画設計関連資料を作成するものである。

各計画策定をするにあたり特記すべき目標について以下に示す。

計画名	目標とする内容	備考
汚水処理構想	<ul style="list-style-type: none"><li>市における汚水処理形態について持続可能な観点から、現状（計画策定前年度）よりも経営指標（人・モノ・金・情報の視点で設定）を改善するため、時間軸を踏まえた各種汚水形態の組み合わせについて長期的な視点から検討を行う。</li><li>各種処理形態における改築更新需要をふまえ、建設費、維持管理費、財産処分等をふまえ市にとって最適な構想を策定する。</li></ul>	

計画名	目標とする内容	備考
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水処理構想を受け、必要となる処理区域の見直し（拡大・縮小・統廃合）を速やかに行い、事業計画に反映するための基礎的数値について、実態を考慮して算定する。</li> <li>・ 見直しに伴い、長期的な（約 20 年後）視点から、改築更新需要をふまえ、基幹となる施設の効率的な整備方針について検討し計画に反映する。</li> <li>・ また、雨水計画についても、近年の降雨形態と浸水実績を十分把握し雨水管理総合計画を踏まえた実態に即した計画とする。</li> </ul>	
下水道法事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画を受け、必要となる処理区、主要な施設の見直し、新規・改築更新整備方針、維持修繕方針、財政計画について、5～7年の事業期間中の事業計画を策定する。</li> <li>・ 事業計画の策定については、現状の課題を整理し、長期的な経営指標を改善するために必要な理由を施設ごとに整理して効果的な施設整備、施設管理の実現を行う。</li> </ul>	
都市計画法事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道法事業計画変更を踏まえ、都市計画法に基づく都市施設に関して、5～7年の事業期間中の事業計画を策定する。</li> </ul>	
都市計画決定図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水処理構想の見直しに伴い排水区域の拡大・縮小等、都市施設の変更による都市計画決定変更手続き図書の作成を行う。</li> <li>・ 都市計画決定については、法的必須施設に加え、住民に公告すべき施設について、市と協議して位置づける。</li> </ul>	

### 2.3.2 業務内容

別紙 C - 1 に基づくものとする。ただし別紙に示す数量については、市の上承を得てから実施すること。

## 2.4 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務

### 2.4.1 終末処理場・雨水ポンプ場ストックマネジメント計画関連業務の目標値

#### (1) 業務目的

ストックマネジメント基本計画（終末処理場・雨水ポンプ場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

#### (2) 業務目標

市長寿命化計画は 2017（平成 29）年度に延伸計画を策定し申請したところである。そのうち、対象となる施設には時間計画管理施設及び予防保全管理施設があり、財政的な観点から計画的に改築ができていない状況であることから、点検・調査計画を再点検するとともに、不測の事態も踏まえた対応策、長期的な財政負担の平準化を考慮し、経営的な観点からストックマネジメント計画を策定する。

計画名	目標とする内容	備考
終末処理場 ストックマ ネジメント 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終末処理場については、B-DASH 施設以外の主要な既存施設として、中央監視装置、汚泥処理施設がある。それらの施設の関し、現在の状況を整理し、実態に即した計画を策定する。</li> <li>・また、B-DASH 施設は今後の包括的民間委託及び運営権事業において実施するストックマネジメントの基本方針に従い、主に施設の点検調査計画をとりまとめる。</li> <li>・従来 of 長寿命化計画を踏襲しつつ、経営的な観点から効率的な改築を行うための基本方針を策定する。</li> </ul>	
雨水ポンプ 場ストック マネジメン ト計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水ポンプ場については、従来 of 長寿命化計画を踏襲しつつも、安全・安心な観点から他施設との優先順位も考慮し、効率的な改築を行うための基本方針を策定する。</li> </ul>	

#### 2.4.2 業務内容

別紙 C - 2 に基づくものとする。ただし別紙に示す施設能力については、実施する前に市の上承を得てから実施すること。

### 2.5 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務

#### 2.5.1 汚水・雨水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値

##### (1) 業務目的

ストックマネジメント基本計画（汚水・雨水管渠）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

##### (2) 業務目標

管渠施設のうち、汚水管渠については、2017（平成 29）年度に全管渠、TV カメラ調査を実施し、現在の管渠の劣化状況が明らかになっている。そのため、その調査点検結果を基に各種観点から分析を行い、優先順位を整理したうえで点検・調査計画を策定するとともに、不測の事態も踏まえた対応策、長期的な財政負担の平準化を考慮し、経営的な観点からストックマネジメント計画を策定する。

また、雨水管渠については、調査が行われていないことから、台帳データ等を基に当初の調査点検計画を策定することとし、その後、定量的なデータに基づきストックマネジメント計画を策定する。

計画名	目標とする内容	備考
汚水管渠ストックマネジメント計画	・汚水管渠については、2017（平成 29）年度に TV カメラ調査を実施していることから、実態に即した管渠の修繕計画並びに将来的な改築需要を明らかにしたうえで、経営的な観点から効率的な改築を行うための基本方針を策定する。	
雨水管渠ストックマネジメント計画	・雨水管渠については、効率的な点検調査計画を策定するとともに、下水道事業全体を見通したうえで、現実的な基本方針を策定する。	

#### 2.5.2 業務内容

別紙 C - 3 に基づくものとする。ただし別紙 C - 3 の 2.4 に示す詳細調査については、市の了承を得てから実施すること。

## 2.6 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】

### 2.6.1 会計関連業務【(移行支援)(経営戦略)(料金検討)】の目標値

#### (1) 業務目的

本業務は、下水道事業における経営の健全化、財政状況の明確化及び下水道施設の効率的な維持管理を図るために、地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）への移行を目的とする。なお、公営企業への移行後における将来の財政シミュレーション等（歳入・歳出を考慮した）の検討を行い、各分析結果を踏まえ総務省が提示している様式に準拠した須崎市公共下水道事業等経営戦略を作成するものである。

また、各種検討を踏まえ下水道使用料金改定の検討を行うこととする。

#### (2) 業務目標

本業務は、企業会計への移行に向けた諸手続きの支援を実施し、市下水道会計への企業会計を実現する。また、使用料金改定の便宜にあつては、使用料金の改定検討ならびに調整用資料の作成を行い、市を補完すること。

使用料金改定は、「須崎市公共下水道審議会」に諮る。

計画名	目標とする内容	備考
公営企業会計 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度当初を目途に公営企業会計移行に必要な下記業務を必要な時期に行う。</li> <li>a 基本計画</li> <li>b 固定資産調査・評価</li> <li>c 企業会計移行支援</li> </ul>	
須崎市公共下 水道事業等経 営戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業会計移行を前に、ストックマネジメント関連業務がとりまとまった段階で、将来の改築需要を見据え、経営戦略を策定する。</li> <li>・総務省に提出すべき様式に整えることは前提とし、人、モノ、カネの視点から現状の分析を基に、本業務の目的である経営改善の内容について、適切な経営指標に基づいた実行計画を策定する。</li> <li>・さらに経営指標を達成するためのプログラムを策定し、事業期間内におけるチェック項目と目標が達成できない場合の改善内容を明確に示し、市と事業者双方が確実な履行ができるようにする。</li> </ul>	
下水道使用料 金改定検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記経営戦略に基づき、事業期間内における適正な使用料金の改定の検討を行う。</li> <li>・現状の使用料金の定量評価をふまえ、同規模地方公共団体と比較し、客観的な事実に基づき評価を行う。</li> <li>・その評価に基づき、段階的な料金の改定について、市の政策に加え、事業者の提案内容を十分踏まえ、市からの繰り入れ金額を減じるように検討する。</li> </ul>	



・評価にあたっては、須崎市公共下水道審議会に諮る。
---------------------------

## 2.6.2 業務内容

別紙C - 4に基づくものとする。ただし別紙に示す対象資産及び調査数量については、市の了承を得てから実施すること。

## 2.7 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】

### 2.7.1 事務支援業務【(予算)(統計処理)(調査資料支援)】の目標値

#### (1) 業務目的

本業務は、現在市職員により行われている各種事務事業等についてコンセッション事業期間中(20年間)の各種事務事業について民間事業者により作成支援を行うことを目的とする。

#### (2) 業務目標

本業務は、会計に係る専門知識や日常業務で把握した業務情報等を活用し、予算・会計処理や各種の統計調査等の事務支援を行い、市職員の事務負担を軽減する。

計画名	目標とする内容	備考
予算・会計処理支援 (予算会計に関する事務支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・会計処理については年間の計画及び提出期限が決定されていることから、年間計画を把握し、遅滞なく作業をするため実施計画を市に提出し作業を進めることとする。</li> <li>・年間の会計処理に係る事務作業補助(決算書作成等)を行う。</li> </ul>	
統計処理事務支援業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度の経営情報(人、モノ、金)について、整理し、経営改善状況について確認を行う。</li> <li>・確認の結果についてはベンチマーク化を図るとともに改善が図られていない項目については改善策について市に提案する。</li> </ul>	
調査資料作成事務支援 (関係機関からの調査資料支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、関係機関(国、県、その他関係機関)からの調査資料作成に関し、市の支援を遅滞なく行う。(概ね50件程度を想定)</li> </ul>	

#### 2.7.2 業務内容

別紙C - 5に基づくものとする。

## 2.8 運営事業計画書の作成

事業者は、以下の計画書を作成し市に提出すること。

各計画書は、計画開始年度が開始する前年までに変更箇所を明らかにして市に提出することを基本とする。

なお、各計画書の詳細内容および前年度の提出時期については、市と協議の上決定すること。

計画書の名称	内容
全体事業計画書	20年間の経営、維持管理に対する計画
短期事業計画書	5年間の経営、維持管理に対する計画
単年度事業計画書	単年度の経営、維持管理に対する計画

### (1) 全体事業計画書に関する事項

提案書を踏まえ、運営体制、収支計画、改築及び維持管理の実施方針等を含む20年間の計画とすること。

### (2) 短期事業計画書に関する事項

全体事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む5年間の計画とすること。

- ・経営は、今後5年間の運営体制及び収支計画について記載すること。
- ・維持管理は、「第5章 5.2 運転管理計画書」及び「第6章 6.2 保守管理計画書の概要」を取りまとめること。

### (3) 単年度事業計画書に関する事項

短期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む1年間の計画とすること。

- ・経営は、当該事業年度の取締役等会社役員の構成、組織体制及び有資格者の配置状況、予定される委託等、収支計画、環境対策及び地域貢献に関する計画等について記載すること。
- ・維持管理は「第6章 終末処理場における維持管理に関する要求水準(案)(2024年度以降)」の年間維持管理計画書の概要を取りまとめること。

## 2.9 実施体制の確保

事業者は、事業期間を通じて以下に示す(1)(2)の業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整える。また、実施体制を構築するための基本的な考え方を～に示す。

各業務責任者の役割分担が明確となつているとともに、適切なりスクの分担を図る。各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施する。業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となつており、確実かつ機能的な業務体制となつている。

- ( 1 ) 経営に係る業務
  - ・ 経営方針、事業計画策定
  - ・ 収支状況の管理
  - ・ 関係行政機関との調整・協議
  - ・ リスク管理、環境対策
  - ・ 地域住民、見学者の対応（広報の企画、実施）
- ( 2 ) 維持管理に係る業務
  - ・ 維持管理方針、管理基準の検討
  - ・ 処理状況の把握、運転管理、緊急時・異常時の対応
  - ・ 施設状況の把握、対応
  - ・ エネルギー管理、環境保守への対応
  - ・ 調達管理

#### 2.10 委託等に関する事項

事業者は、本事業に係る業務のうち、契約図書に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、事前に市に通知した上で、第三者に委託又は請負わせることができる。その際、事業者は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。

委託等を行う場合には、以下に掲げる事項を満たすことを必須とする。

- ( 1 ) 事業者等（事業者から本事業にかかる業務を受託又は請負った者）が地方自治法施行令（1947（昭和22）年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であることを確認する。
- ( 2 ) 物品の購入、修繕又は業務委託、賃貸借若しくは役務の提供に係る委託等を行う場合は、市の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等に関する告示（2017（平成29）年須崎市告示第31号から第33号まで）の規定により、委託等を行おうとする当該事業年度において有効な競争入札参加資格の認定を受けている須崎市内に事務所等を有する事業者の優先的な活用に配慮するよう、毎年度、その活用目標を設定すること等により必要な措置を行う。
- ( 3 ) (2)における競争入札参加資格の認定を受けている場合、契約時において市から指名停止等の措置を受けていないこと。また、須崎市工事請負約款等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないことを確認する。
- ( 4 ) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）でないことを確認する。
  - 健康保険法（1936（大正11）年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - 厚生年金保険法（1954（昭和29）年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - 雇用保険法（1974（昭和49）年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

なお、委託等を行う場合には、以下の内容に留意すること。

- ・ 計画的に発注を行うとともに、適切な期間設定とするよう努める。
- ・ 業務の実施にあたっては関係法令を遵守して、事業者等と十分な調整を図るとともに、事業者等は事業者が自らの責任において適切に管理する。また、市は業務の実施にあたって、著しく不相当であると認められる再委託先については、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。事業者は、その請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果、請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。

### 2.1.1 リスク分担に関する事項

市及び事業者が負うべきリスク分担に関する基本的な考え方を別紙Bに示す。

なお、市及び事業者の緊急事態における具体的な負担については、事業者が策定・提出する危機管理マニュアル、事業継続計画等を基に市及び事業者との協議により定める。

### 2.1.2 財務管理

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況を確保する。

- ・事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されている。
- ・収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっている。

### 2.1.3 内部統制

業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制）を構築する。

内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、秘密保持、資産の保守である。

上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保守等に関する基本方針を明確にし、確実に機能させる。なお、内部統制に関する秘密保持については、事業終了後も同様に対応する。

### 2.1.4 情報公開

下水道事業は、市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努める。業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努める。継続的で分かり易い情報公開に努める。

### 2.1.5 資産・維持管理情報管理

事業者は、運転管理、保守管理で発生した情報（異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報）を電子データにて保管すること。なお、電子データの保管方法については市と協議を行い決定すること。

## 第3章 技術管理およびリスク管理に関する要求水準

### 3.1 技術管理に関する事項

- (1) 事業者は、教育・研修により、適正に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図る。また、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮する。
- (2) 本事業は、効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、品質を確保する。
- (3) 委託する場合は、委託しようとする相手方について委託しようとする業務の経験、当該業務に予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査を行う。
- (4) 事業者は、従業者を変更する場合は、当初の従業者と同じレベルで業務を遂行できるよう教育を行った上で配置する。

### 3.2 リスク管理（広義）に関する事項

災害、事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、緊急事態が発生した場合には、被害を最小限に抑制できるよう適切な対応を行うため、リスク管理（狭義）危機管理及び業務継続計画を策定する。また、業務継続計画を策定する際には、市と災害協定を締結することを盛り込む。

### 3.3 リスク管理（狭義）

#### (1) 運営・維持管理上のリスク管理（狭義）

通常の運営・維持管理業務において、想定されるリスクに関して事前に整理を行い、ハザード毎（潜在的危険性毎）に対応方針を整理することにより、リスク対策の検討（顕在化抑制対策）を行う。

なお、リスク管理の検討では、以下の事項について検討する。

#### 一般事項

事業者は、公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずる。

事業者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図る。

事業者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行う。

#### リスクアセスメント

事故防止等を図るため、以下方法によりリスク管理を実施する。

#### ➤ リスクの特定

施設・設備、ユーティリティ、環境等についてリスクを特定して、分析対象とする被害の種類・規模をあらかじめ定めて、事故進展シナリオ分析を行い、リスクが顕在化した場合の被害規模と発生確率を推定する。ここでのハザードとは施設・設備を運

営・維持管理する上で存在するものをいう。

➤ リスク算定

対応すべきリスクの優先順位を決める手掛かりとするため、リスク発生確率(発生可能性の度合)及びリスクが顕在化した場合の被害規模(事業への影響度)を推定し、リスク算定を行う。

➤ リスク評価

特定した全てのリスクについてリスク評価を行い、組織やプロジェクトとして対策を実施すべきリスクを明らかにするとともに、その優先順位を決める。なお、特定したリスクの中で対策が必要でないと判断した場合には、その理由とそれに対する監視方法を文書化し、記録する。

➤ リスク対策

リスク評価の結果を踏まえ、リスクの高いものから順次、次の優先順位によりリスク対策(保有、低減、移転、回避)の内容を検討し実施する。

- ・ 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更等
- ・ 機械・設備の防護囲い、安全装置の設置、作業台の使用等の物的対策
- ・ 教育訓練、作業管理、マニュアルの整備等の管理的対策

労働災害防止における留意事項

事業者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具及びその他の設備は、常時点検して作業に従事する者の安全を図る。

危険箇所などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備する。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従う。

作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずる。

資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置する。

(2) 点検・調査及び改築・修繕計画に向けたリスク管理(狭義)

点検・調査及び改築・修繕の優先順位等を設定するため、本事業の対象施設の破損・故障等に対するリスク検討を行う。なお、リスク管理の検討では、以下の事項について検討する。

リスクアセスメント

点検・調査及び改築・修繕計画の策定に向けて、以下の方法によりリスク管理を実施する。

➤ リスクの特定

運営・維持管理期間中のリスクを抽出し、本事業の対象施設の点検・調査あるいは

改築・修繕で対応するリスクを特定する。

➤ リスク算定

本事業の対象施設における故障の発生確率は、施設情報の蓄積状況を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。また、併せて、故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を特定した上で被害規模の検討を行い、故障に係るリスク算定を行う。

➤ リスク評価

維持管理情報及び被害規模の検討と発生確率の検討結果（リスク算定結果）を基に点検・調査及び改築・修繕計画等の優先順位付けに必要なリスク評価を行う。

➤ リスク対策（点検・調査及び改築・修繕計画へ反映）

リスク評価結果に対して、リスク対策を実施し、本事業の対象施設の点検・調査及び改築・修繕計画へ反映する。

### 3.4 危機管理

#### （1）危機管理対応フェーズ

業務の実施過程において、危機が顕在化した場合には、危機の進行状況に応じた適切な対応が求められることから、危機管理における対応を以下の3フェーズに分類する。

フェーズ	検討事項
事前準備段階	・ 被害想定は、最悪の場合を想定した上でハザード毎に危機を一つ一つ検討し、危機管理の対応、手順、情報収集及び被害想定を定める。 ・ 危機管理のカテゴリ、組織の対応方針や責務等の検討を踏まえ、作業資材の備蓄、教育訓練方法、連絡先の確定等を整理する。
緊急事態対応段階	・ 事前準備段階に基づき、発生したハザードに対して迅速な情報収集、処理や適切な意思決定方法を定める。 ・ 意思決定の過程において、正式なルールや手順によって実施が難しい場合は、非公式なプロセスによって迅速化する方法を事前に整理する。
事故復旧段階	・ 被害が顕在化したものと潜在するものの双方に対して復旧活動を行う必要があるため、危機管理の活動結果を自ら評価する方法を整理する。

#### （2）危機管理マニュアル

災害、事故等の緊急時対応として、危機管理マニュアルを策定する。

また、危機管理マニュアルは、上記(1)の3フェーズに応じたマニュアルを策定することにより、ハザード顕在化時の進行状況に応じた対応手順等を明確化する。

なお、同マニュアルの策定にあたっては、須崎市地域防災計画等との整合に留意する。

災害、事故等の緊急時には、危機管理マニュアルに従い対応する。また、発生後速やかに市へ口頭報告するとともに、対応中及び対応後は報告書等を作成し、市に報告する。なお、要求水準が未達成の可能性がある場合には、速やかに市へ報告する。



危機管理マニュアルには、以下の事項を記載する。

【主な事項例】

- ・ 緊急参集
- ・ 初動対応
- ・ 施設巡視
- ・ 広報活動に係る補助事項
- ・ 市関連部局との調整に係る補助事項
- ・ 被害状況調査及び報告
- ・ 応急復旧に係る事項
- ・ 応急支援に係る事項

また、危機管理マニュアルの作成にあたっては、以下の事項に留意する。

- ・ 危機管理マニュアルを定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議の上、各々の役割分担を定める。
- ・ 事業者は、緊急事態が発生した場合には、適切に対応しなければならない。特に、故障等により施設の全部又は一部の機能が停止した場合や、大雨等により施設の処理能力が不足する事態となった場合は、適切な応急措置により被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるよう努める。
- ・ 事業者は、設備の故障や不具合、システムトラブルにより、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに市に報告する。なお、緊急の措置には突発に発生した修繕も含める。
- ・ 緊急事態が発生した場合、緊急時対応体制の確立、市及び関係諸機関への通報・連絡等の初動対応を速やかに実施し、必要に応じて増員ができるように待機要員を確保する。
- ・ 事業者は、災害時等において本事業の対象施設に被災又は施設の被災による二次災害の恐れがある場合等は、市と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を実施し、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努める。
- ・ 災害及び事故等の緊急時には、緊急連絡体制、資機材の調達・管理・配備等、各事象への具体的な対応を行う。なお、対応後は報告書を作成し、市に報告する。

(3) 緊急事態を想定した訓練

緊急事態が発生した際、危機管理マニュアルに基づく対応が的確に実施されるよう訓練を行う。

事業者は市の一組織として、危機管理マニュアルに基づき以下の災害対策訓練に参画する。また、災害用機材(発電機等)の点検を同時に行う。

- ・ 市が実施する災害対策訓練
- ・ 下水道災害時の中国・四国ブロック情報連絡訓練に実施する訓練

#### (4) 業務継続計画書

本事業に対する「(仮称)須崎市公共施設等運営事業下水道事業業務継続計画書」(以下「下水道BCP」という)を市と協議を踏まえて作成し、市に提出する。

下水道BCP作成にあたっては、災害及び事故等の緊急時の対応を明確にするとともに、須崎市下水道事業業務継続計画(2018(平成30)年度改定)と十分整合を図ること。

### 3.5 環境対策及び地域貢献

#### (1) 環境対策に関する事項

事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、環境に配慮した対策に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載する。また、実施計画を策定して、短期事業計画書及び単年度事業計画書に盛り込み、市に提出する。

関係法令等に定められる環境に係る基準や要求事項を遵守し、現場労働者の作業環境の維持を図る。

「須崎市地球温暖化対策実行計画事務事業編(2017(平成29)年2月改定)」を踏まえ、省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理に努め、対象施設全体での温室効果ガス排出量を削減する。

リサイクル製品やグリーン調達を積極的に推進する。

悪臭等施設周辺の環境対策や施設に出入りする車両の交通安全対策を確実に講じる。

#### (2) 地域貢献に関する事項

本事業の実施に際し、以下に掲げる事項を考慮し、地域貢献に関する基本方針を定め全体事業計画書に記載する。また、実施計画を策定して、短期事業計画書及び単年度事業計画書に盛り込み、市に提出する。

地域経済に関する事項

地域活性化につながる地域連携や協働による事業展開

地元企業等との連携・協力

地元発注、地域住民の雇用

#### (3) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

広報活動に関する事項

地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上の広報活動を行う。年度毎に広報活動実施計画書を作成し、市に提出する。

見学者等の対応

市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行う。特別な事由により対応できなかった場合は、市に報告する。また、事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意する。

- ・ 高齢者、小学生、障害者等の施設見学の立場にたち、見学者用に安全なルートを確保する。

- ・ 転落防止等の安全施設やバリアフリーにも十分配慮し全ての人が利用しやすい施設とする。
- ・ 説明用パンフレット、DVD、パネル等、判りやすく、興味を持ってもらえるよう工夫を凝らして作成する。
- ・ 見学者の受け入れ対応可能人数は、1日当たり最大で60人を見込む。
- ・ 日程やタイムスケジュール調整については市と協議を行う。
- ・ 見学者がみだりに作業・運転区域に立ち入らないよう、開放する空間、ルート、集会室、トイレ等見学者利用施設等は明確にし、区画しておく。
- ・ 対応した日付・人数・団体名を記録し、月次業務報告書にて報告する。

#### 地域住民とのコミュニケーション

事業者は、常に適切な運営を行うことに加え、対象施設周辺の清掃活動、地域で実施される社会活動等に積極的に取り組むことで、地域住民の信頼と理解、協力関係を構築する。

#### 苦情等への対応

地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、速やかに市に報告する。

事業者は、住民対応及び事故対応業務における体制を定め、市に届け出なければならない。

事業者は、住民対応及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、市と事前に調整・確認を行う。

事業者は、窓口電話を24時間受付可能な体制をとり、住民対応及び事故対応について、速やかに対応できる体制を整える。

事業者は、住民対応及び事故対応の結果を速やかに市に報告する。

## 第4章 下水道管渠運営に関する企画、調整、実施に関する要求水準

### 4.1 下水道管渠の企画、調整、実施の基本的な考え方

本事業では、下水道管渠に対し当初より公共施設等運営事業として位置づけ、事業者がその運営にあたる。

下水道管渠の運営(企画、調整、実施)を行うにあたり必要となる基本業務については、日常的な「計画的維持管理業務」に加え、持続的な運営を行うための「污水管渠ストックマネジメント計画関連業務(修繕・改築計画)」を想定する。

上記に示す業務の前提として、第2章 2.5 で実施する「污水・雨水管渠ストックマネジメントの基本計画」において効率的な点検・調査計画を策定し、その基本計画に従って下水道管渠の運営に関する企画、調整、実施を行う。

下水道管渠の運営においては、日常点検結果を効率的に把握し、調査・改築と適宜修繕を適切に仕分けすることによって、未然に故障・事故を防ぎ、将来的な経営改善に寄与することを期待する。

以下に本事業に含まれる業務項目を示す。

NO.	業務項目	事業期間内想定回数	別紙番号
	計画的維持管理業務	計画関連：【毎年/事業期間】	-
	管路ストックマネジメント計画関連業務	修繕・改築計画：【1回/事業期間】 (2回目の基本計画の後を想定)	C-3

に関しては想定される標準業務内容及び特記内容は別紙を参照のこと。

### 4.2 計画的維持管理業務

#### 4.2.1 計画的業務の目標値

##### (1) 業務目的

污水管渠ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画を実施し、施設の劣化の有無、劣化の状況を把握し、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

##### (2) 業務目標

計画的な点検・調査計画において、目標とする業務指標は、基本業務指標、不明水に対する業務指標、その他業務指標として分類し、基本業務指標は必須目標とする。

また、事業者は本契約期間内における計画目標値を自ら設定し、毎年度、市へ報告する。なお、以下の業務指標は5か年毎に評価・確認を実施する。

### 基本業務指標

基本業務指標は評価の必達目標の対象とする。

分類		指標の名称	目標値	単位	
管理 状況	機能障害と 劣化状況	-1-1	道路陥没箇所数	0.1	箇所/km/年
		-1-2	管渠等の詰まり事故 発生件数	0.1	件/km/年
		-2-9	応急措置実施数	0.1	件/年

### 不明水に関する業務指標

不明水に関する業務指標は必達目標ではないが評価の対象とする。

管渠を適切に運営管理することによって、不明水の削減に寄与し、ひいては経営改善につながることを期待し、基本業務指標とは別に以下の目標を定める。

業務内容	指標	目標値
不明水対策による支出減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間における晴天時における日平均汚水量に対する雨天時における浸入水量率の減少率(5か年平均)</li> <li>対象降雨としては5年確率降雨を超過したものは除外する。</li> </ul>	過去5か年(2017年度~2013年度)平均不明水量(全処理水量-有収水量): m <sup>3</sup> /年を、5カ年毎に(2019年度~2023年度、2024年度~2028年度、2029年度~2033年度、2034年度~2038年度)10%ずつを減らすこと。(最終年度:約35%削減)

その他業務指標

その他目標値は事業者自らが設定し努力するものであって、年度毎に評価するものではなく、確認を行う。

分類		指標の名称	単位		
管理状況	1 機能障害と劣化状況	- 1 - 3	管路の老朽化率	%	
		- 1 - 4	マンホール蓋の老朽化率	%	
		- 1 - 5	管きよの損傷率	%	
		- 1 - 6	マンホールの損傷率	%	
		- 1 - 7	公共汚水樹の損傷率	%	
	2 実施業務量	- 2 - 8	管きよのテレビカメラ調査実施率	%	
		- 2 - 9	マンホールの目視調査実施率	%	
		- 2 - 10	取付管のテレビカメラ点検・調査実施率	%	
		- 2 - 11	清掃の実施率	%	
	3 施設の安全性	- 3 - 12	管きよの改善率	%	
		- 3 - 13	マンホール蓋の改善率	%	
		- 3 - 14	取付管の改善率	%	
		- 3 - 15	第三者への事故発生件数	件	
	使用者サービスと情報公開	使用者サービス	- 1 - 1	連絡・相談・苦情件数	件 / k m
			- 1 - 2	連絡・相談・苦情の内、公共施設に関する件数	件 / k m
- 1 - 3			連絡・相談・苦情の処理率	%	
- 1 - 4			悪臭に関する苦情件数	件 / k m	
- 1 - 5			マンホール蓋に関する苦情件数	件 / k m	
- 1 - 6			工事・作業に対する苦情件数	件 / k m	
への環境配慮	環境への配慮	- 1	悪質下水流出報告回数	回	

#### 4.2.2 業務内容

##### (1) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務

###### 維持管理計画書

ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- ア) 維持管理方針と目標の設定
  - a 維持管理の目的
  - b 計画期間
  - c 目標指標・目標値の設定
- イ) 現状維持管理状況の把握と課題整理
  - a 対象施設の概要の整理
  - b 現状の管路施設の維持管理状況
- ウ) 本管管路の点検調査計画
  - a 重点路線の選定
  - b 優先度の設定
  - c 点検調査頻度の設定
  - d 短期的な点検調査計画の策定
- エ) 上記以外の維持管理計画
  - a 清掃計画
  - b 苦情・事故発生時の対応計画
  - c 緊急時対応計画書
  - d 維持管理体制の確保

###### 月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

##### (2) 巡視・点検、調査等業務

###### 巡視・点検、調査箇所

巡視・点検、調査の実施箇所は、業務位置図による。

###### 作業時間

巡視・点検、調査における作業時間は、道路使用許可に示された条件を厳守すること。

###### 調査機材

巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

###### TV カメラ調査

- ア) 調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- イ) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットすることなく連続撮影を行うこと。
- ウ) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。
- エ) 本管調査の調査項目及び判定基準は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下

水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）2013（平成25）年9月」〔国土交通省水管理・国土保全局下水道部〕に基づき実施すること。

- オ) 管内及び取付管の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- カ) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。
- キ) 調査区間内のマンホール調査項目は、内径800mm未満の目視調査内容によること。

#### 目視調査

##### ア) 内径800mm以上

- a 調査する場合は、本管内に作業員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- b 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- c 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。
- d 調査内容は、テレビカメラ調査に準ずるものとする。

##### イ) 内径800mm未満

- a 調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。
- b 写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

#### 取付管調査

ア) 調査に先立ち、調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

イ) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。

ウ) 不良箇所の位置表示は、公共汚水柵の中心からの距離とする。

#### マンホール蓋調査

ア) マンホール蓋の設置環境・設置基準不適合・損傷劣化・周辺舗装等の現状把握を行う。



#### 巡視・点検

- ア) 管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、計画的且つ効率的に実施すること。
- イ) 写真撮影(カラー)は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、異常個所は全て写真撮影すること。

#### 異常時の処置

施設の機能障害及び事故等が発生する恐れが予測され調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

#### 作業記録写真

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。

- ア) 撮影は、地区当り 2 箇所程度に対して、1 箇所の保安施設の状況、TV カメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。
- イ) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- ウ) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- エ) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

#### 管路修繕の限度額

修繕の限度額は、年 50 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

#### 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の別途負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

- ア) 沈砂、しさ、汚泥の搬出処分費
- イ) 特殊工具類
- ウ) その他業務上必要と認められるもの

#### 事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

#### 清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

#### 施設の改善要求

事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

ア) 改善が必要な理由

イ) 正常な管理を行ってきた証拠

ウ) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

#### 4.3 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務（修繕・改築計画）

##### 4.3.1 污水管渠ストックマネジメント計画関連業務の目標値

###### （１）業務目的

本業務では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討する。

###### （２）業務目標

（計画的維持管理業務の結果をふまえ適切な業務延長を設定）

##### 4.3.2 業務内容

本業務の内容としては、別紙C-3に基づく。ただし別紙に示す詳細調査項目については、市の上承を得てから実施すること。

## 第5章 終末処理場における運転管理に関する要求水準（2024年度以降）

### 5.1 前提条件

(1) 本業務の施設の規模、概要は以下のとおりとする。

終末処理場

- ・ 排除方式 : 分流式
- ・ 処理方式 : 生物膜ろ過併用DHSろ床法
- ・ 現有施設能力 : 日最大処理水量 500 m<sup>3</sup>
- ・ 汚泥処理方式
  - 濃縮方式 : 重力濃縮
  - 脱水方式 : スクリュープレス脱水

(2) 流入量及び流入水質は次のとおりとする。なお、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合は、別途協議とする。

- ・ 流入量 400 m<sup>3</sup>/日
- ・ 流入水質
  - BOD 190 mg/L
  - SS 160 mg/L
  - pH 5.0 ~ 9.0

(3) 放流水目標値は次の通りとする。

項目	放流目標値
PH	5.0 ~ 9.0
BOD	15 mg/L 以下
SS	30 mg/L 以下
大腸菌群数	3000 個/cm <sup>3</sup> 以下

(4) 配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- ・ 業務総括責任者 下水道処理施設管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- ・ 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

### 5.2 運転操作および監視業務

終末処理場を効率的かつ継続的に運転管理するため、目標を定め、エネルギー管理、リスク管理、水質管理、汚泥管理を盛り込んだ計画を、5年毎に運転管理計画として市と協議の上策定し、市に提出し実行すること。

### 5.2.1 エネルギー管理に関する事項

事業者はエネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく管理を行うこと。現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

#### (1) エネルギー管理計画の内容

水質管理目標値への影響評価など水質管理計画及び汚泥管理計画との調整を行ったうえで、次の事項を盛りこむこと。

##### エネルギー管理目標の設定

対象施設である終末処理場は、大幅なコスト縮減や省エネルギー・創エネルギー効果の増大に寄与ことを目的として、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)の革新的技術の1つであるDHSシステムを用いた水量変動追従型水処理技術を導入している。そのため2023年度までにおける実証研究の成果を踏まえて、エネルギー管理目標を市と事業者で策定するものとする。

ただし本施設が上記目的で導入されたことを鑑み、目標値については効率的な数値となるように定める。

##### エネルギー削減方法及び運転操作方法

目標を達成するため有効と考えられるエネルギー削減方法と、その実現のための設備の運転操作方法を検討すること。

##### エネルギー管理の実施

終末処理場の処理フローを十分に理解し、エネルギー管理を行うこと。放流水質の確保等、施設本来の機能を損なわないように注意すること。

##### 評価と見直し

エネルギー管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて見直しを行うこと。

##### エネルギー管理記録の情報提供

エネルギー管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に情報提供すること。

#### (2) 評価と見直し

エネルギーに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度、運転管理計画の見直しを行うこと。

### 5.2.2 リスク管理に関する事項

運転管理上想定される各種リスクについて対応計画を策定すること。実際のリスク顕在化時には、計画に沿った適切な対応を行い、終末処理場の機能低下・停止を防止するとともに、公共用水域や周辺環境への影響を抑制すること。

#### (1) リスク対応計画の内容

終末処理場で発生する可能性のある以下のリスクに対して、運転管理計画に対応策を盛り込んで策定すること。

停電・施設故障による機能低下・停止  
薬品等の散逸、流出  
有害物質の流入による活性汚泥等の死滅  
局所的大雨による異常流入  
その他想定されるリスク

(2) 評価と見直し

リスクに対応した結果を踏まえ、その結果が適正であったか評価し、必要に応じて毎年度、運転管理計画の見直しを行うこと。

5.2.3 水質管理に関する事項

事業者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質を維持するとともに、適切に汚泥を処理し、公共用水域の水質保全や水辺環境の改善等に寄与すること。下水道施設全体にわたって水質・水量等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された水質管理情報を運転操作等にフィードバックし、適切な管理を行うこと。

(1) 水質管理計画の内容

水質管理計画は次の事項を盛り込み策定すること。

水質管理目標

放流水質基準を遵守するため、流入水量・水質等の情報に基づき運転操作上設定する基準を事業者自ら設定すること。

水質試験

以下に掲げる水質試験について、「別紙 F-1 下水道処理場施設 水質管理項目」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。ただし、法定試験の箇所及び頻度は市と協議の上定め、記録は 15 年間保存するものとする。

- ・ 法定試験（放流水）
- ・ 施設管理のための水質試験
- ・ 水質監視のための水質試験（流入水及び放流先）

運転操作方法

水質管理目標を達成するため、各施設の運転操作と水質試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。

水処理の各施設・設備の関連性を把握し、各施設・設備に対する水質試験項目、運転指標と運転条件及び操作指標と操作量に基づく管理方法を確立し、適切な運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

(2) 水質管理の実施

処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

水質管理記録の情報提供

水質管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必

要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

流入基準を満たさない場合等の対応

事業者が、悪質排水の流入等（流入水量が「水量に関する流入基準（5.1（2）参照）」を上回った場合や流入水質が「水質に関する流入基準（5.1（2）参照）」を満たさない場合、不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができない場合。）の事実を確認した場合は、市及び事業者は以下の措置を講じるものとする。ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準を満たさなくとも事業者は責を負わないものとする。

- ・ 事業者は、放流水質の達成、未達成に関わらず、速やかに市に報告する。
- ・ 市は、事業者の情報に基づき悪質排水の流入等の原因究明に努めるものとする。
- ・ 放流水質基準の未達成が生じた場合、もしくは恐れが生じた場合、事業者は市と協議して緊急の改善措置を実施する。
- ・ 事業者は、放流水質が正常値になるまで、改善措置を実施し、その効果及び改善状況を市に報告する。

放流水質基準を満たさない場合等の対応

事業者は、自らの水質分析その他により、水質管理目標値が未達となった場合は、以下の措置を講じるものとする。なお、市はその認定レベルに加え、是正又は命令に対する事業者の対応が不適切であった場合については、モニタリング基本計画（案）に示す内容に準拠し対応を図る。

- ・ 市にすみやかに報告するとともに、その原因の究明を行う。
- ・ 原因が、悪質排水の流入等以外の場合は、事業者の負担により改善措置を実施する。
- ・ 放流水質が正常値になるまで、改善措置の効果、改善状況を市に報告する。
- ・ 改善措置の効果の確認にあたっては、計量証明によるものとし、その費用は事業者の負担とする。

### （3）評価と見直し

水質管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて運転管理計画の見直しを行うこと。

#### 5.2.4 汚泥管理に関する事項

事業者は、処理状況を調査・把握し、安定して良好な処理水質の維持につなげるため、適切に汚泥を処理すること。汚泥濃度、含水率等の監視、測定を実施し、これらの記録・蓄積された情報を運転操作等にフィードバックし、固形物収支が平衡状態を保つよう適切な管理を行うこと。

##### （1）水質管理計画の内容

汚泥管理計画の次の内容を盛り込み策定すること。

汚泥管理目標

汚泥処理施設を適正に管理するため、運転操作上設定する汚泥含水率等の基準を事業者自ら設定し、遵守すること。

汚泥試験

「別紙 F - 1 下水道処理場施設 水質管理項目」を参考にしつつ、施設の状況を考慮し適切に定めること。

#### 運転操作方法

汚泥管理目標を達成するため、各施設の運転操作と汚泥試験項目の相互関係を把握し、適切な運転監視頻度を設定すること。水処理及び汚泥処理方式の特性を踏まえ、処理工程に組み込まれた各施設・設備の運転指標と運転条件、操作指標と操作量及び監視頻度を設定すること。処理場においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水汚泥の低含水率化及び脱水効率の向上に加え、返流水による水処理施設への悪影響を避けること、電力・燃料等の省エネルギー化に努めること等に留意し、運転操作方法を設定すること。各施設の改築や修繕、点検の予定がある場合は、これを考慮した運転方法とすること。

#### (2) 汚泥管理の実施

処理場施設の処理フローを熟知し、個々の施設の能力を的確に把握して、バランスよく操作すること。

#### 汚泥管理記録の情報提供

汚泥管理により蓄積された情報は、施設等の増築・改築時の的確な計画・設計に必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に計画・設計担当に情報提供すること。

#### (3) 評価と見直し

汚泥管理計画は、実行した結果を踏まえ評価し、毎年度必要に応じて運転管理計画の見直しを行うこと。

### 5.3 廃棄物処理管理業務

事業者は、廃棄物の排出事業者として、下水道施設から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理を行うこと。汚泥等の産業廃棄物及び沈砂等の一般廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

### 5.4 ユーティリティ等の調達・管理業務

電力や、運転に必要な薬品及び燃料を調達し、適切に管理を行うこと。また、薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

業務を行う上で必要となる以下の物品等を調達し、適切に管理を行うこと。また、調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとし、設備及び機器等を劣化させないものとする。

運転に必要な消耗品、部品、付属品及び予備品等

その他運転に必要な全ての機械器具、計測機器、



## 第6章 終末処理場における維持管理に関する要求水準（案）（2024年度以降）

### 6.1 基本的事項

対象施設の仕組みや構造、機能等を理解し、関連する法令を遵守しながら、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な管理を行い、本要求水準を満足するとともに、事業者の創意工夫を十分に活かし、最適な維持管理方法を選択し、安定した維持管理を事業期間中継続して実現することを目的とする。

### 6.2 保守管理計画及び維持管理計画

#### (1) 保守管理計画書に関する事項

「下水道維持管理指針（日本下水道協会）」に準拠し、以下の事項を盛り込んだ5年間の計画書を作成し、市に提出すること。

- ・保守点検計画
- ・修繕計画

#### (2) 年間維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ当該年に係る年間維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・運転管理計画を踏まえた年間運転管理作業計画
- ・保守管理計画を踏まえた年間保守管理作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・安全衛生管理計画
- ・その他当該年における実施予定業務に関する年間計画
- ・四半期維持管理計画書

#### (3) 四半期維持管理作業計画書に関する事項

以下の事項を盛り込んだ四半期毎に四半期維持管理作業計画書を作成し、市に提出すること。

- ・運転管理に関する月間作業計画
- ・保守管理に関する月間作業計画
- ・廃棄物管理計画
- ・実施予定業務に関する月間作業計画

### 6.3 保守業務

#### (1) 保守管理に関する事項

保守管理にあたっては、中長期的な視点を踏まえた上で、PDCAサイクルを計画的に実践し、継続すること。

#### (2) 保守点検に関する事項

保守点検は、日常的に巡回を実施し、運転状態の日常的傾向や異常の有無、経過時間等を確認し、異常がある場合は保守で対応する。

保守点検の種類

保守点検は、以下の区分により適切に実施すること。

- ・日常点検業務

各機器の異常の有無及び作動状況を確認し、記録すること。

- ・ 定期点検業務

各機器の損傷、腐食及び摩耗状況等を確認し、修理等の対策の必要性、対策方法等を検討するために、定期的に点検を行い、その状況を記録すること。

- ・ 法定点検業務

関係法令等に定める点検及び検査を行うこと。

- ・ 保守業務

常に各機器が正常に稼働するよう、各機器に対して、定期的な油の補充・交換及び清掃 や、異常が発見された場合に行う調整・修理・取替等を行うこと。

保守点検計画の内容

次の事項を盛り込み、策定する。

- ・ 対象施設
- ・ 保守点検項目
- ・ 保守点検方法・判定基準
- ・ 保守点検周期

### (3) 評価と見直し

保守点検の実施結果等を踏まえ、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

保守点検記録の情報提供、保守点検により蓄積された情報は、調査の精度向上を図るために必要であるため、蓄積されたデータ及び知見は積極的に調査担当に情報提供すること。

## 6.4 修繕業務

### (1) 修繕に関する事項

揚水・水処理・汚泥処理に影響を与えないように、機能低下及び故障停止並びに事故を未然に防止するため、修繕を実施すること。

修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

- ・ 予防保全的修繕

事業者は、汚泥脱水機等の状態監視保守の設備について定期修繕を行うとともに、稼働時間・点検・調査結果に基づいた計画修繕を行うこと。

- ・ 事後保守的修繕

突発的に発生した故障・事故に対しては、被害を最小限に抑えるための対策を講じ、すみやかに復旧修繕を行うこと。

### (2) 修繕計画の内容

改築計画の策定時において、修繕と判定した設備を対象として、上記において示した施設の修繕に関する以下の事項について、修繕計画を策定すること。

- ・ 予防保全的修繕

対象機器、施工時期、工事内容、概算工事費及び委託等の有無を記載すること。

- ・ 事後保守的修繕

経年劣化及び修繕履歴等から想定される故障事例を示し、それに対する具体的な対応策を記載すること。

### (3) 評価と見直し

状況の変化や改築計画との調整により、変更が生じた場合、毎年度必要に応じて計画の見直しを行うこと。

### 6.5 電気工作物に係る業務

事業者は、電気事業法に基づき保安規程を定め、これに基づき電気工作物の巡視、点検、測定、更には技術基準を遵守するための修理、改造及び移設等を実施すること。また、電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任するとともに、必要に応じて作業責任者を選任し、作業責任者は主任技術者の監督のもとに補助業務を行うこと。保安規程及び主任技術者の届出は、事業者が設置者として監督官庁へ行うこと。

## 第7章 附帯事業

### 7.1 目的

本事業の目的は、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減を図ることである。

本目的を達成するため、事業者の創意工夫を発揮し、公共施設等運営事業に関する内容について、附帯の事業を求める。

市が附帯事業として求める内容は下水道事業における経営、企画、維持管理に関する内容を前提に、経営改善に資する内容とし、収益増加または支出減少に関するものとする。

なお、事業者の創意工夫による提案については、その内容を協議し、市が有効と認めたものについては事業費の支出を含め採用する。

ただし附帯事業を行うにあたって必要となる建設、もしくは改築業務については本事業とは別に市が発注するものと考えている。

### 7.2 業務範囲

附帯事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、2024年度以降からの内容とする。

対象事業		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	企画・計画、経営、運転、維持管理、点検、修繕
	終末処理場 (B-DASH 施設実証 実験施設含む)	企画・計画、経営、運転、維持管理、点検、修繕
		公共施設等運営事業
		【2024年度～】公共施設等運営事業

### 7.3 附帯事業の目標値

附帯事業の提案にあたっては、市における経営改善を目的とすることから、附帯事業を実施後における収入増加または支出減少の見込み額を示すこと。

併せて、附帯事業を実施する場合の費用も事業毎に併せて提示すること。

### 7.4 提案内容に関する支払

附帯事業を採用した場合に、建設及び改築業務以外に必要な費用については、事業者が別に支払いを行うものとする。

具体については、実施契約書(案)に示す。

## 第8章 任意事業

### 8.1 目的

任意事業は、独立採算を基本とし、運営権を対象とした施設に対し下水道事業とは直接的に関連性のない事業を事業者自らが行うものとする。

なお、その経理に当たっては、運営権事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、常にその経営状況を把握できるようにしておくこと。

### 8.2 業務範囲

任意事業として対象となる事業は公共施設等運営事業に係る内容とし、終末処理場については、2024年度以降からの内容とする。

対象施設		事業方式
下水道	下水道管渠 (汚水)	公共施設等運営事業
	終末処理場 (B-DASH 施設実証実験施設含む)	【2024年度～】公共施設等運営事業

### 8.3 提案内容に関する支払

任意事業を採用した場合に、市は支払いを行わない。

具体については、実施契約書(案)に示す。

## 第9章 契約終了時の措置

### 9.1 施設機能確認

本事業期間終了時又は市あるいは事業者の事由により契約を解除・終了するときには、契約終了日前180日から90日までの間に、事業者は、全施設・設備を対象に、継続して運転管理することに支障のない状態（軽微な汚損・劣化、通常の経年変化によるものを含む）であることを確認すること。その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認の完了の日から10日以内に市へ提出すること。

### 9.2 技術指導

事業者は、事業期間終了時までの市が必要と認める期間、市又は市の指定する第三者に必要な技術指導を行うこと。

### 9.3 引継事項

事業者は事業期間を通じて、引継事項を記載した引継文書を作成し、本事業終了日180日前までに暫定版を、本事業終了日までに最終版を市に提出すること。

引継文書は、対象施設固有の運転管理、保守管理上の留意点を明確に把握できるような内容とし、以下の項目に沿って記載すること。

- ・ 水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の発揮状況
- ・ 各電気設備、機械設備、土木建築・附帯設備の留意点
- ・ 計装設備及び制御装置の調節状況
- ・ 運転上の特例的な操作
- ・ 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量
- ・ 市からの貸与品の一覧
- ・ その他留意事項

### 9.4 その他引継事項

- ・ 事業者は、事業者の従業員について次期運営主体が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を次期運営主体に送付すること。
- ・ 事業者は、事業者が締結している契約及び維持している許認可等について次期運営主体が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を次期運営主体に送付すること。
- ・ 事業者は、市又は次期運営主体に運営が引き継がれるまでに、市又は次期運営主体によって行われる事業や施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力すること。
- ・ 事業者は、市の指定する日までに、本事業に関して事業者が有する財務及び運営、技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に電子媒体（市又は次期運営主体が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付すること。
- ・ 事業者は、事業終了日に運営権設定対象施設が、要求水準に適合した状態で市又は次期運営主体に引き渡すこと。

## 別紙 A

## 用語集

用語	定義
経営	事業全体を管理・遂行すること。事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、モニタリング等のこと。
改築	設備等の償却資産が古くなり、使用に耐えられなくなったものを撤去・廃棄し、更新又は長寿命化対策により、所定の耐用年数を新たに確保するもので、更新、長寿命化及び附設の総称のこと。 更新：既存の施設を新たに取替えること。 長寿命化対策：既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。 なお、更新及び長寿命化対策に関する国の財政支援の扱いについて、別途、通知が定められている（付録 関連通知：2013（平成 25）.5.16 国水事第 7 号「下水道施設の改築について」(以下、改築通知という)）。
更新	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、設備等が劣化して使用に耐えられなくなったものを撤去・廃棄し、代わりに新しいものを設置すること。なお、「下水道長寿命化支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕を含むこと。
長寿命化	対象施設において、改築のうち、「小分類」以上の設備等に対して一部再建設あるいは取り替えを行うことであって、部分（「下水道の改築について」2003（平成 15）年 6 月 19 日付け国都下事第 77 号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知（以下、改築通知）に定める小分類未満の規模）取替え等により既存のストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与すること。
附設	附帯事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕、維持の総称であり、対象施設の保守・点検及び清掃等を実施して機能を保持するため継続的に管理する行為で改築工事を伴わないもののこと。
修繕	老朽化した設備又は故障若しくは損傷した施設を対象として、所定の耐用年数内において機能を維持させるため、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。なお、「下水道長寿命化支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕は含まない。
維持	対象施設等の運転、下水道施設の保守、点検、調査、清掃等下水道の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもののこと。（改築事業の効率化を目的として、計画的に実施する点検、調査、診断を含む）
承諾	契約図書で示した事項について、市又は事業者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と事業者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	市が事業者に対し、又は事業者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
確認	契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること。
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること。

別紙 B

リスク分担

本紙は、主に運営権事業における実施契約書と要求水準書本文における官民間のリスク分担の考え方を要約したものであり、詳細はそれらにおける規定による。

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
共通	制度関連	政策変更	政策転換による事業の中断・中止、追加費用の発生等			
		法令変更	当該事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更			増加費用は、原則各自の負担とする。
		税制変更	その他広く一般的に適用される法令等の変更			増加費用は、原則各自の負担とする。
		許認可の取得	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの			
	運営権者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの					
	社会	住民対応	当該事業の推進、市の業務に関する住民の反対運動、訴訟、苦情等への対応			
			運営権者が行う維持管理等に関する住民反対運動等への対応			
		環境	運営権者の不備により発生した環境問題への対応			
			不可抗力その他やむを得ない事由による放流水質の逸脱			
	第三者賠償	運営権者の事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任				
		その他の事由による事故等を原因として第三者に損害を与えた場合の賠償責任				
	経済	資金調達	運営権者が調達すべき資金が、運営権者の責により、計画通りに調達できなかった場合			
			市が調達すべき資金が、市の責により、計画通りに調達できなかった場合			



段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
		金利変動	金利変動に係る費用の増減			
		物価変動	物価変動に係る費用の増減 (一定の範囲内)			
			物価変動に係る費用の増減 (一定の範囲を超えた部分)			サービス対価の変更等を想定
	情報管理	情報漏えい	市の帰責によるもの			
			運営権者の帰責によるもの			
	債務不履行	事業の中断、中止	市の事由による事業の中断、中止			政治リスク、法令変更リスク、不可抗力リスクに起因する事業の中断、中止は各々のリスク分担に従うものとする。
			運営権者の事由による事業の中断、中止			
	不可抗力	天災発生等による費用増加	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する天災			天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天災現象)、人為的(戦争、テロ、暴動等)その他(放射能汚染、放火、第三者の悪意および過失など)等、通常の見込み可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象。
			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の範囲外の損害で、運営権者の負担とすることが適切でないもの。			
			軽微な損害の場合(軽微な損害の内容は協議事項あるいは提案事項とする。例えば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用除外となっている規模の損害。)			
	施設の瑕疵	瑕疵による費用増加	事業開始後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合			下水道管渠(汚水)の瑕疵の修補については、補修費の班内である50万円以下(税抜)/年は、事業者が負担。終末処理場については、包括委託が先行して行われるため、資料の瑕疵も包括委託の乖離請求で対応される。
			事業終了後に運営権設定対象施設に隠れたる瑕疵があった場合			終了後6カ月の請求期間
募集要項等、市が運営権者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合					募集要項、開示書類等から推測困難であるものは市が負担	

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考	
				市	運営権者		
契約締結前	応募	提示資料不備等	募集要項等および附属書類の誤り、手続きの遅延等				
		応募費用負担	応募費用の負担				
	契約締結	契約の未締結、遅延	市の事由による契約の未締結				
			運営権者の事由による契約の未締結				
調査計画	用地	用地の確保	資材置き場等の確保				
	計画	与条件不備等	市が提示した与条件の不備				
			運営権者が実施した計画の不備				
		計画変更	市の事由による計画策定費の増加				
			運営権者の事由による計画策定費の増加				
国庫補助金額変動	国庫補助金の要望額に対して、国からの交付額が相違する場合			市と運営権者は協議の上、業務計画の見直しを行う。			
維持管理運営	維持管理運営	流入水質の変動	流入水質の変動に伴う処理費用の増減				
			流入水質の変動に伴う処理費用の著しい増減（要求水準書で設定した範囲を長期間にわたり継続的に超える場合）			既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる恒常的な水質の変化は、原則は市が負担する。	
		流入水量の変動	人口減少・節水による流入水量の減少に伴い、事業収入が減少する場合			事業者収入に占める利用料金収入の割合が少ないことから、事業者が負担する。	
			施設能力を超えて流入水量が増加した場合				
		汚泥処理条件の変動	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増加				
			汚泥の発生量及び品質の変化に伴う処分費用の増加				
		事業開始の遅延	事業開始の遅延	市の事由による事業開始の遅延			
				運営権者の事由による事業開始の遅延			
要求水準未達	運営権者の行う運営業務の要求水準未達（書類の不備を含む）						

段階	リスク分類	リスクの種類	内容	リスク分担		備考
				市	運営権者	
		業務内容変更	市の指示による運營業務の変更			
		施設損傷	市の事由により施設が損傷した場合			水道管渠（汚水）は 50 万円（税抜）/年まで、終末処理場は 200 万円（税抜）/年まで、事業者が負担。
			運営権者の事由により施設が損傷した場合			
		管理運営費の変動	市の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動			
			運営権者の事由による事業内容等の変更等に起因する管理運営費の変動			
		施設の修繕	一定金額を超える修繕			
			一定金額までの修繕			下水道管渠（汚水）は 50 万円（税抜）/年まで。 終末処理場は 200 万円（税抜）/年まで。
		料金未払い	利用料金の滞納による減収			
事業終了時	移管	事業終了時の移管手続き	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、運営権者の精査手続きに伴う損益等			
		事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態の要求水準の未達			
その他	任意事業	費用負担等	任意事業についての費用負担、採算性の悪化			

リスク分担について、市と運営権者の両方に が付いているものは、両者での負担や協議等を行うことを示している。

計画設計関連業務委託業務標準仕様書

1. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

項目	数量	区分	備考	業務対象
対象人口	20,000 人 <sup>1</sup>	-	行政人口（社人研将来人口を参考に設定）	(1) 汚水処理構想
全体計画区域	260.5ha	汚水		(2) 全体計画
	415.0ha	雨水		
事業計画区域	56.6ha	汚水		(3、5) 下法事業計画、都計法認可
	342.6ha	雨水		
都市計画決定	260.5	汚水		(4) 都市計画決定

1：社人研の須崎市将来推計人口における 2028 年度人口（2025 年度と 2030 年度の間）を想定して設定

2. 汚水処理整備構想

2.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「汚水処理施設整備構想策定業務委託標準仕様書」第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 汚水処理施設整備構想

行政人口：20,000 人（内汚水処理人 11,000 人、汚水未処理人口 9,000 人）【2017（平成 29）年度末】

行政面積： ha

下水道全体計画面積： 260.5ha

集落排水事業： あり・なし ( 人)【 年度末】

汚泥処理計画： あり・なし

区域は別添図のとおり

2.3 その他特記事項

### 3. 全体計画

#### 3.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「公共下水道全体計画業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

#### 3.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 全体計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)  
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ~~)  
面積 汚水 (260.5) ha 区域は別添図のとおり  
面積 雨水 (415.0) ha 区域は別添図のとおり
- ~~(2) 測量 (あり、なし) 区域は別添図のとおり~~

#### 3.3 その他特記事項

汚水計画のみの場合、次の項目の検討

- ~~(1) 雨水計画関連資料収集整理 (あり、なし)~~
- ~~(2) 雨水流出量算定諸元 (計画降雨強度、流出係数) の算定 (あり、なし)~~
- ~~(3) 既設主要水路の概略流下能力 (あり、なし)~~

### 4. 事業計画

#### 4.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道法による事業計画業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

#### 4.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 事業計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)  
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ~~)  
面積 汚水 (56.6) ha 区域は別添図のとおり  
面積 雨水 (342.6) ha 区域は別添図のとおり
- ~~(2) 測量 (あり、なし) 区域は別添図のとおり~~
- (3) 幹線管きよの施設平面図作成(既存区域) (汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ、雨水計画のみ、なし~~) 区域は別添図のとおり
- (4) 施設の設置に関する方針 施策数 (終末処理場1箇所 ポンプ場5箇所) 施策
- (5) 施設の機能維持に関する方針 対象施設 (~~管きよのみ、管きよ・ポンプ場、管きよ・ポンプ場・水処理、管きよ・ポンプ場・水処理・汚泥処理~~)
- (6) 長期的な事業の見通し (あり、なし)

## 5. 都市計画決定図書作成

### 5.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「都市計画決定図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

### 5.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画決定 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)  
(汚水・雨水計画共、~~汚水計画のみ~~、~~雨水計画のみ~~)  
面積 汚水(260.5)ha 区域は別添図のとおり  
面積 雨水(342.6)ha 区域は別添図のとおり  
今後の状況により汚水区域削減を行う

### 5.3 その他特記事項

下水排除面積が1000ha以上の管きよを有する場合は、別途計画図を作成するものとする。

## 6. 都市計画法認可

### 6.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「都市計画事業認可申請図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

### 6.2 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画法に基づく事業認可 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)  
面積 汚水(56.6)ha 区域は別添図のとおり  
面積 雨水(342.6)ha 区域は別添図のとおり

別紙 C - 2

終末処理場・ポンプ場ストックマネジメント計画委託業務標準仕様書

1. 業務委託の対象

(1) 分流式雨水ポンプ場

(1) 名称	大間ポンプ場	須崎ポンプ場	須崎西部ポンプ場	処理場内ポンプ場
(2) 位置	須崎市潮田町	須崎市港町	須崎市栄町	須崎市潮田町
(3) 下水排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画時間最大汚水量	4.62m <sup>3</sup> /s	4.54m <sup>3</sup> /s	4.93m <sup>3</sup> /s
	既設能力 (注1)			13.6m <sup>3</sup> /s
(5) 供用開始年月	1973(昭和48)年	1976(昭和51)年	1973(昭和48)年	1976(昭和51)年

(2) 分流式雨水ポンプ場

(1) 名称	浜町ポンプ場			
(2) 位置	須崎市浜町一丁目			
(3) 下水排除方式	分流式			
(4) 能力 (m <sup>3</sup> /秒)	計画時間最大汚水量	0.66m <sup>3</sup> /		
	既設能力 (注1)			
(5) 供用開始年月	2013(平成25)年			

(3) 公共下水道終末処理場及び施設

(1) 名称	須崎終末処理場			
(2) 位置	須崎市潮田町			
(3) 下水排除方式	分流式			
(4) 処理 方式	水処理	生物膜ろ過併用 DHS る床法		
	汚泥処理	スクリーンプレス場外搬出		
(5) 能力 (m <sup>3</sup> /日)	計画1日最大処理水量	500m <sup>3</sup> /日		
	既設能力 水処理	1800m <sup>3</sup> /s		
(6) 供用開始年月	1995(平成7)年10月			
(7) 焼却炉(熔融炉)の有・無	無			
(8) コンポスト化施設の有・無	無			

<参考>

2. 作業内容

「作業の有・無」の欄に 印を付ける

作業内容	作業の有・無	備考
1.施設情報の収集・整理	有	
2.リスクの評価	有	
3.施設管理の目標設定	有	
4.長期的な改築事業シナリオ設定	有	
5.点検・調査計画の策定	有	
6.点検・調査の実施	有	
7.修繕・改築計画の策定	有	浜町ポンプ場無 B-DASH 施設無
8.関係機関への説明資料作成	有	
9.照査	有	
10.報告書作成	有	

2.1 ポンプ場施設「表 - - 3」の工種及び対策対象施設

「今回対策対象業務」

施設名	土木	建築	機械	電気	対策内容
流入きよ		-			大間、須崎、西部、場内、浜町
沈砂池・ポンプ室					大間、須崎、西部、場内
ポンプ室					浜町
流出きよ		-			大間、須崎、西部、場内、浜町
吐 口		-			大間、須崎、西部、場内、浜町

2.2 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(大間ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.62	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.62	2	4.62	1	4.62	3	4.62	3	
流出きよ	4.62	1		-					
吐 口	4.62	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量: 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

2.3 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(須崎ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	



				数量		数量			
流入きよ	4.54	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.54	2	4.54	1	4.54	3	4.54	3	
流出きよ	4.54	1		-					
吐 口	4.54	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

## 2.4 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(須崎西部ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備 考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.93	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.93	2	4.93	1	4.93	4	4.93	4	
流出きよ	4.93	1		-					
吐 口	4.93	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

## 2.5 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(処理場内ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備 考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	4.93	1	-	-					
沈砂池・ポンプ室	4.93	6	4.93	1	4.93	5	4.93	5	
流出きよ	4.93	1		-					
吐 口	4.93	1		-					

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

## 2.6 ポンプ場施設「表 - - 3」の対策数量

既設数量及び今回対策施設の数量(浜町ポンプ場)

施設名	土木		建築		機械		電気		備 考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	0.66	1	-	-					
ポンプ室	0.66	1	0.66	1	0.66	2	0.66	2	
流出きよ	0.66	1		-					
吐 口	0.66	1	-	-					

既 設 数 量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

3. 終末処理場施設「表 - - 7」の工種及び対策対象施設  
「今回対策対象業務」の欄に 印

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きよ		-	-	-	
ポンプ室					
導水きよ		-	-	-	
最初沈殿池		-	-	-	
反応タンク (DHS)		-			
生物膜ろ過槽		-			
最終沈殿池	-	-	-	-	
塩素消毒施設		-			
放流きよ		-	-	-	
吐口		-	-	-	
汚泥濃縮 (重力式)		-			
管理棟	-				
独立管廊		-	-	-	

3.1 終末処理場施設「表 - - 7」の対策数量  
既設数量及び今回対策施設の数量

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
スクリーンユニット	-	-	-	-	0	2	0	2	
ポンプ室	1	1	-	-	1	2	1	2	
導水きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
最初沈殿池 (濃縮槽)	0	1	-	-	0	1	0	1	
反応タンク (DHS)	0	1	-	-	0	1	0	1	
生物膜ろ過槽	0	1	-	-	0	1	0	1	
最終沈殿池	0	0	-	-	0	0	0	0	
塩素消毒施設	1	1	-	-	1	1	1	1	
放流きよ	1	1	-	-	-	-	-	-	
吐口	1	1	-	-	-	-	-	-	
汚泥濃縮 (重力式)	1	1	-	-	2	1	2	1	
管理棟	-	-	1	1	-	-	1	1	
独立管廊	1	500	-	-	-	-	1	1	

既設数量 : 既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量 : 今回の対策施設の設計水量、池数、台数等

4 . 補正

「補正項目の有・無」の欄に 印を付ける

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	有
複数施設に係る補正	無
沈砂池に係る補正	無
処理方式に係る補正	有
焼却炉（溶融炉）及び汚泥コンポスト化施設に係る補正	無

5 . 施設情報(台帳)

「今回業務対象」の欄に 印を付ける

施設情報(台帳)		今回業務対象	
施設情報(台帳)	有		-
施設情報(台帳)	無		

管路ストックマネジメント計画関連業務委託業務標準仕様書

1. 管路施設

1.1 管路施設ストックマネジメント基本計画策定業務（雨水・汚水共）

分流式下水道の雨水管路施設と汚水管路施設を対象にストックマネジメント基本計画策定業務に適用する。

1.2 修繕・改築計画の策定

管路施設における修繕・改築計画策定業務に適用する。なお、分流式雨水管路施設、汚水管路施設に適用できる。

2. 業務の対象

2.1 委託箇所

公共下水道事業計画区域

2.2 委託対象施設

(1) 管路施設ストックマネジメント基本計画

	汚水	雨水
管路施設	対象の有無等	対象の有無等
対象区域面積	59.9 h a	343 h a
管きよ	有	有
マンホール	無	有
マンホールふた	無	有
取付管	無	無
ま す	無	無

(2) (1)のうち修繕・改築計画

	汚水	雨水
管路施設	対象の有無等	対象の有無等
対象区域面積	59.9 h a	343 h a
幹線管渠延 長 (供用済)	0.6km	4.2 k m
マンホール	有	有
マンホールふた	有	有
取付管	無	無
ま す	無	無

## 2.3 設計条件項目

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	有
	施設情報の電子データ化	無
	現地踏査	有
	リスクの特定	有
	被害規模の検討	有
	発生確率の検討	有
	リスクの評価	有
施設管理の目標設定		有
長期的な改築 事業の シナリオ 設定	管理方法の選定	有
	改築条件の設定	有
	最適な改築シナリオの選定	有
	長期的な改築事業のシナリオ設定 のとりまとめ	有
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	有
	点検・調査頻度の検討	有
	優先順位の検討	有
	点検・調査における単位 ・項目の検討	有
	点検・調査対象施設 ・実施時期の設定	有
	点検・調査方法の検討	有
	概算費用の算定	有
	点検・調査計画のとりまとめ	有
点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり
関係機関への説明資料作成		有
報告書作成		有
設計協議		中間打合せ 3回
関係機関協議		1回
貸与資料	点検・調査データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））
	管路施設データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））
	維持管理データ	（貸与形式：紙・電子データ（一部有））

設計条件項目表（その2）（参考）

項 目		設 計 条 件	
点検・調査の実施 （汚水：点検調査実施済） 雨水		管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 無 無 無 無
診断	異常の程度の評価	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 有 有 無 無
	緊急度・健全度の判定	管きよ マンホール マンホールふた 取付管 ます	有 有 有 無 無
対策の必要性検討			有
修繕・改築の優先順位の検討			有
対策範囲の検討			有
長寿命化対策検討対象施設の選定			有
改築方法の検討	改築方法の選定		有
	ライフサイクルコスト改善額の算定		有
実施時期の設定及び概算費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定		有
	計画期間内の概算費用の算出		有
修繕・改築計画のとりまとめ			有

## 2.4 詳細調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査 (内径 800 mm以上)	有	4.2km(雨水幹線)
T Vカメラ調査 (内径 800 mm未満及び必要と判断される箇所)	雨水管のみ有	9.6km(汚水実施済) 雨水事業計画面積：343ha
取付管調査	無	385 箇所(汚水実施済)
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む) 1	雨水管のみ有	89 箇所(汚水実施済) 雨水事業計画面積：343ha
マンホール巡視・点検調査 (管口含む) 2	雨水管のみ有	雨水事業計画面積：343ha
マンホールふた巡視 ・点検調査	雨水管のみ有	雨水事業計画面積：343ha
測 量	無	基準点測量 - km 水準測量 - km 縦断測量 - km 管路施設断面・寸法 - 箇所

1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易 T Vカメラ調査する。

調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

## 会計関連業務委託業務標準仕様書

### 1. 業務の範囲及び内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。

#### 1.1 基本計画の策定（H26 年度成果に準拠する）

法適用業務を開始するにあたり、事前に検討が必要な内容について検討を行い、基本計画を策定する。

#### 1.2 固定資産調査・評価

下水道事業における現有資産を整理するとともに、各種固定資産情報(取得価額、帳簿価額、財源等)をとりまとめる。また、整理結果は、企業会計システム、資産管理システム等に取り込める形式で電子データ化する。

#### 1.3 企業会計移行支援（企業会計移行年度時）

法適用に伴い必要な事務手続きや作業等を円滑に進めるため、各種支援を実施する。また経営状況の把握を行なうとともに、下水道使用料及び受益者負担金(分担金)の分析検討を行なう。

### 2. 準拠する法令、規則等

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本提案書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法(1952(昭和27)年号外法律第292号)
- (2) 地方公営企業法施行令(1952(昭和27)年政令第403号)
- (3) 地方公営企業法施行規則(1952(昭和27)年総理府令第73号)
- (4) 地方公営企業資産再評価規則(1952(昭和27)年総理府令第74号)
- (5) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達1
- (6) 地方自治法(1947(昭和22)年法律第67号)
- (7) 地方財政法(1948(昭和23)年法律第109号)
- (8) 消費税法(1988(昭和63)年法律第108号)
- (9) 下水道法(1958(昭和33)年法律第7号)
- (10) 下水道事業に係る線出基準及び同運用通知
- (11) 下水道事業における企業会計導入の手引き(社団法人日本下水道協会編)
- (12) その他関係法令、規程、規則等

### 3. 基本計画の策定

法適用業務を開始するにあたり、課題や条件を整理し、具体的な対応策の検討を行い基本方針を示すことを目的とする。

### 4. 作業項目

基本計画策定における作業項目の主なものは、次の各号とする。

- (1) 移行に伴う課題の整理



- (2) 法適用に伴う準備作業及び日程の検討
- (3) 基本方針、年次計画工程表の作成
- (4) 法的化計画の策定

#### 5 . 移行に伴う課題の整理

- (1) 下水道事業の法適用にあたり、一般的な課題を整理するとともに、須崎市における関連部局との調整事項や課題を整理する。また、須崎市水道事業との将来的な組織統合を考慮した体制の検討を行なう。
- (2) 会計システム構築に必要な作業項目を整理する。

#### 6 . 法適化に伴う準備作業及び日程の検討

法適化に伴う課題にそって、必要な作業の洗い出しにより、項目別に整理し移行作業スケジュールを作成する。

#### 7 . 基本方針、年次計画工程表の作成

基本計画策定において、検討したものをとりまとめ、基本方針として整理するとともに法適用までの年次計画工程表を作成する。

#### 8 . 法的化計画の策定

下水道事業法適化推進要領に示される財政措置を適用するにあたり、必要となる下水道事業法適化計画を作成する。

#### 9 . 固定資産調査・評価

現有資産を把握するために、固定資産の整理・調査を実施し、法適用開始時の固定資産の帳簿価額算定を目的とする。

#### 10 . 対象資産及び調査予定数量

- (1) 終末処理場（未調査年度分） 設計書本数 20 本程度
- (2) 管路延長（未調査年度分） 設計書本数 10 本程度

#### 11 . 資産調査の方針

資産調査手法は、以下のとおりとし、資産調査スケジュールを作成する。

- 管路施設…………… 標準手法
- 処理場ポンプ場…………… 標準及び詳細手法

#### 12 . 固定資産評価マニュアルの作成

作業手順の明確化、作業レベルの統一化を図るため、資産評価マニュアルを作成する。

作成にあたっては、企業会計移行への基本方針、資料収集の状況、既存の資産台帳の状況等を踏まえ、次の事項について検討する。

- (1) 固定資産管理単位の検討
- (2) 資産調査項目(資産管理と施設・設備管理で必要な項目を整理し決定)
- (3) 取得価額及び財源の算定方法(間接費の配賦方法、財源構成の整理)

- (4) 帳簿価額の算定方法(減価償却計算に関する条件等の整理)
- (5) その他(除却資産、不明資産、受贈資産の取扱い)

### 1 3 . 資料の収集及び整理

資産評価に必要な基礎資料を収集し、設計書、工事関係資料及びその他関連資料等の整理を行なう。なお、調査に必要な資料については、発注者により貸与する。また、発注者から貸与される資料については、受注者は必ず「借用書」を提出し、その重要性を認識し、資料の汚損、滅失等の事故のないよう取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

### 1 4 . 資産の調査・整理

- (1) 設計書、工事関係資料、竣工図及びその他関連資料等から、資産調査を行なう。
- (2) 取得価額は、年度別事業費の総額と整合させる。
- (3) 管路工事については、工事単位にて、必要な属性情報を調査・整理する。
- (4) 処理場施設の資産は、必要な属性情報を調査整理する。設計書等がない場合は、現場調査を実施する。

### 1 5 . 受贈資産、除却資産の調査・整理

開発行為による寄贈を受けた受贈資産及び除却資産の調査は次のとおり実施する。

#### 1 5 . 1 受贈資産

民間開発等により、寄贈を受けた下水道施設等の受贈資産について、調査・整理を行なう。なお、必要な資料がない場合は、発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し、取得価額を決定する。また、調査結果を受贈資産一覧表としてとりまとめる。

#### 1 5 . 2 除却資産

設計書、工事関係資料及び竣工図をもとに、除却済みの下水道施設を抽出し、除却資産一覧表としてとりまとめる。

### 1 6 . 不明資産の調査

- (1) 設計書、工事関係資料、竣工図及び受贈関係資料等、確認できなかった資産については、不明資産として発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し取得価格を推定する。
- (2) 工事関係資料により、工事請負額が個別に把握可能な場合は、把握可能な資産単位の中で請負額に合わせて、工事毎に取得価格を決定する。また、調査結果は不明資産一覧表としてとりまとめる。

### 1 7 . 資産管理図の作成

- (1) 管路施設に係る資産の重複欠落等の防止及び現有資産の位置把握のため、下水道台帳をもとに資産管理図を作成する。
- (2) 設計書等に添付された設計図等をもとに、各工事の施コニ位置を特定し、資産管理図に、工事番号若しくは資産管理番号を記載する。工事位置が分かるように着色し、設計書の工事内容と図面の記載内容が相違ないか確認する。

- (3) 処理場及びマンホールポンプ設備についても、現有資産の位置把握のために資産管理図を作成する。

#### 18．間接費の把握

職員給与費や事務費等の間接費を整理する。

#### 19．資産評価及び減価償却費の算出

- (1) 調査整理された資産について、取得年度、取得価額、耐用年数による減価償却計算をもとに、企業会計開始時の2017（平成29）年4月1日時点の帳簿価額を算定する。また、2017（平成29）年度の減価償却費を算出する。

- (2) 減価償却計算は、関係法令に準拠する。

減価償却方法 定額法

残存価額取得価額の10%

耐用年数 法定耐用年数

地方公営企業法施行規則及び総務省通知準拠

減価償却対象額取得価額の95%

3年度別の資産一覧表を作成する。この際には、長期前受金として計上する財源内訳が把握可能とできるように留意する。

- (3) 企業会計システムに取込み可能な形式の資産データを作成し、データ移行を行なう。

#### 20．企業会計移行支援（移行年度時）

法適用に伴い、必要な事務手続きや作業等のすべてを円滑に進めるため、総合的な支援を目的とする。

#### 21．支援項目

受注者は、発注者に対し次の各号に掲げる支援を行なう。

- (1) 会計処理方針の決定支援(予算・勘定科目等の設定)
- (2) 打切り決算及び移行初年度予算調整の支援
- (3) 開始及び予定貸借対照表作成支援
- (4) 経営状況の把握
- (5) 下水道使用料等の分析検討
- (6) その他法適用に必要な支援
- (7) 条例、規則、規程の制定又は改廃支援
- (8) 職員研修

#### 22．会計処理方針の決定支援

市の下水道事業内容と資産内容に基づき、企業会計方式への移行後に必要な勘定目及び予算科目を検討する。

#### 23．その他法適用に必要な支援

受注者は、その他支援として、次の各号に掲げる必要な支援を実施する。

- (1) 出納及び収納取扱金融機関の指定

- (2) 審議会、庁内会議等会議資料の作成
- (3) 総務省への異動報告書の作成
- (4) 税務署への事業開始、廃止、異動届出書類作成等

#### 24．条例、規則、規程の制定又は改廃支援

下水道事業が、地方公営企業法を適用するために必要となる条例・規則・規程等の制定又は改廃等の整備を支援する。

#### 25．職員研修

官庁会計から企業会計に移行するにあたり、地方公営企業としての経営を行なうため、新たな経営組織に対応できるよう基礎知識習得等の職員研修を、下水道事業に携わる全職員を対象とした職員研修を行なう。研修は地方公営企業法及び企業会計の仕組みと実務に関する項目などとする。研修を行なう際は事前に発注者と内容、講師、及び実施日について打ち合わせを行う。

#### 26．業務報告書の作成

受注者は、本業務で支援した内容、移行業務の内容及び移行に伴う検討課題に対するまとめ等について、業務報告書に取りまとめ、発注者に成果品として納品する。

#### 27．打切り決算及び移行初年度予算調整

年度の打切り決算処理の支援及び 年度予算の原案に関する基礎資料の作成と予算調整を支援する。

#### 28．開始・予定貸借対照表作成

資産調査及び評価の結果と、 年度予算書、引継現金、未収金及び未払金等の把握に基づき、 年 月 日時点の予定開始貸借対照表及び 年 月 日時点の予定貸借対照表を作成する。

#### 29．経営状況の把握・【経営戦略】

総務省で整理されている下水道事業経営指標及び公営企業年鑑の財務指数を分析項目として財務分析を行なう。また、財政シミュレーションモデルを構築し、現況の経営状況を継続させた場合について財政収支予測を行なう。

#### 30．下水道使用料等の分析検討【経営戦略】

- (1) 維持管理費や資本費について整理し、汚水処理原価の検討を行なう。
- (2) 現行料金体系の調査・整理、他都市の事例整理を行なう。また、維持管理費の対象額と起債償還等の公費負担額の有無・割合について検討ケースを設定し、検討ケースに応じた処理原価に対する使用料単価を算出する。
- (3) 受益者負担金(分担金)未設定区域の受益者負担金(分担金)のあり方について、調査・整理、他都市の事例整理を行なう。
- (4) 受益者負担金(分担金)額等の設定算出方法など制度構築のための支援として分析検討を行なう。

### 3 1 . 照査・成果品

#### 3 1 . 1 照査

- (1) 受注者は、本業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、固定資産調査及び評価に誤りがないようつとめなければならない。
- (2) 照査技術者は、本業務全般にわたり次の各号に掲げる事項について照査を実施しなければならない。

基本条件の確認

業務計画の妥当性の確認

固定資産評価及び減価償却費算出結果の確認

成果品の確認

#### 3 1 . 2 成果品

業務の成果品は次の各号のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 固定資産一覧表
- (3) 受贈財産一覧表
- (4) 除却資産一覧表
- (5) 不明資産一覧表
- (6) 資産管理図
- (7) 企業会計システム
- (8) 打合せ記録簿
- (9) その他発注者の指示する資料
- (10) 上記データ等を記録した電子媒体

## 事務支援業務委託業務標準仕様書

### 1. 業務の目的

本業務は、現在市職員により行われている各種事務事業等についてコンセッション事業期間中（20年間）の各種事務事業について民間事業者により作成支援を行うことを目的とする

### 2. 業務の内容

- ・ 予算・会計処理支援（予算会計に関する事務支援）
- ・ 統計処理事務支援業務
- ・ 調査資料作成事務支援（関係機関からの調査資料支援）

## 別紙D-1

### 須崎市終末処理場運転維持管理等包括的民間業務委託 特記仕様書

#### 1. 目的

本仕様書は、須崎市終末処理場における運転維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

##### 1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 須崎市潮田町3 - 13  
須崎市終末処理場

##### 1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2023年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

##### 1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は以下のとおりとする。

終末処理場

- (1) 排除方式 : 分流式
- (2) 処理方式 : 生物膜ろ過併用DHSろ床法  
(下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト))
- (3) 現有施設能力 : 日最大処理水量 500 m<sup>3</sup>
- (4) 汚泥処理方式  
濃縮方式 : 重力濃縮  
脱水方式 : スクリュープレス脱水

#### 2. 運転に係る条件

##### 2.1 有資格者

業務に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法第22条第2項の資格者
- (2) 第2種電気工事士
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (4) 機械工又は電気工として実務経験を有する者
- (5) 下水処理場、排水ポンプ場又はし尿処理場の操作、整備点検に従事した実務経験を有する者

##### 2.2 有資格者の確保

法令上業務に直接必要とされる有資格者は、事業者において確保するものとする。

### 2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で事業者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、事業者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

### 2.4 従業員及び業務総括責任者等

事業者は、業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

事業者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、事業者の従業員で業務の履行上著しく不適格と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、事業者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

### 2.5 従業員の資質基準

事業者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1) 業務総括責任者 下水道処理施設管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2) 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

### 2.6 業務総括責任者の職務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故の防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

### 2.7 業務体制

処理場の業務体制は、次のとおりとする。

- (1) 業務時間 8時30分から17時10分まで
- (2) 運転業務 月曜日から金曜日まで
- (3) 監視業務 土曜日、日曜日、国民の祝日並びに夏季及び年末年始等で市の指示する日
- (4) 夜間は非常通報装置による体制とする。
- (5) (4)に定めるほか、必要な作業が発生した場合は、市及び事業者が協議して業務体制を変えることができるものとする。

### 2.8 緊急時の体制

事業者は、大雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急処置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場所に配置しなければならない。

### 2.9 安全の確保

事業者は、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、安全性の向上に努めなければならない。



### 3. 運転等の基準

#### 3.1 流入基準

流入量及び流入水質は次のとおりとする。なお、流入量の著しい増加及び流入水質の著しい変化があった場合、その処理に係る費用負担は別途協議とする。

(1) 流入量（2016（平成28）年度の流入水量±特殊要因で検討）

400 m<sup>3</sup>/日

(2) 流入水質

BOD	190mg/L
SS	160 mg/L
pH	5.0 ~ 9.0

#### 3.2 放流水質

放流水目標値は次の通りとする。ただし、下水道革新的技術実証事業の水処理施設を管理するため、放流水質は事業者の努力目標値とする。なお、下水道法における放流水質基準を超過したときのリスク分担は市とする。

項目	放流目標値
PH	5.0~9.0
BOD	15mg/L 以下
SS	30mg/L 以下
大腸菌群数	3000 個/cm <sup>3</sup> 以下

### 4. 業務の範囲

業務の範囲は、マンホールポンプ室以降放流までの水処理施設全体、污泥処理棟兼管理棟及びそれらの附帯施設とする。

#### 4.1 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 中央操作室における計器類の監視及び操作並びに記録
- (2) 処理場設備機器の運転操作及び記録
- (3) 既設水処理設備の保守運転
- (4) 各種機器の日常及び定期点検整備及び記録
- (5) 水質等の監視
- (6) 処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録
- (7) 処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理および調達
- (8) 処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）
- (9) 法定水質分析
- (10) 沈砂、しよ、スカムの搬出

- (11) 環境の保持
  - 汚泥棟兼管理棟の床、タイル、窓ガラスの定期的な清掃
  - 汚泥棟兼管理棟のワックス仕上げ
  - 場内の清掃、環境整備
- (12) 臭気、騒音等に関する巡視

## 5 . 業務対象の主要設備

業務対象となる主要な設備は、次のとおりとする。

- (1) 主ポンプ設備
- (2) 水処理設備
- (3) 送風機設備
- (4) 水処理電気設備
- (5) 汚泥棟兼管理棟の空気調和設備
- (6) 受配電設備
- (7) 汚泥処理設備

### 5 . 2 物品調達業務

4 . 1 (7)に規定する物品管理調達業務は、次のとおりである。

- (1) 物品管理調達業務は、運転管理に要する薬品、消耗品、油脂類等の管理及び調達である。
- (2) 対象品及び使用量は添付資料の「物品調達一覧表」に記載するとおりである。
- (3) 受領した納品書等の書類は事業者が保管するものとする。
- (4) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に支障がないようにしなければならない。
- (5) 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- (6) 保管場所及び保管物については、効率的な取扱いができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し、事故防止に心掛けること。
- (7) 事業者は、各物品管理調達品において、あらかじめ特記仕様書に記載した年間使用量に対し著しく変動する見込みがある場合は、その費用について市と協議することができる。(著しい変動とは特記仕様書に記載した年間使用量に対し $\pm 3\%$ を超えるものとする)ただし、事業者の故意又は重大な過失によって使用量が増大する場合の費用は事業者の負担とする。

### 5 . 3 設備修繕業務

4 . 1 (8)に規定する設備修繕業務は、次のとおりである。

- (1) 設備修繕業務については、その係る費用の上限を年度当初に市、事業者協議により決定する。
- (2) 修繕内容については、市、事業者協議によるものとする。

- (3) 事業者は、設備修繕業務を終了した場合は、速やかにその結果を記載した報告書を市に提出する。
- (4) 施工不良等、修繕業務に関して生じた損害及び修繕費の増大については、事業者の負担とする。
- (5) 突発的に発生した修繕の費用については年度当初に定めた修繕の限度額の範囲で市、事業者協議の上、振り替えることができるものとする。ただし、次年度以降の修繕計画に影響を及ぼさない範囲とすること。

#### 5.4 設備修繕の限度額

前項の設備修繕の限度額は、年 200 万円（消費税および地方消費税を除く）とする。

#### 5.5 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

- (1) 光熱費
- (2) 沈砂、しさ、脱水汚泥の場外搬出処分費
- (3) 特殊工具類
- (4) 下水道革新的技術実証事業に付随するもの
- (5) その他業務上必要と認められるもの

#### 5.6 事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

#### 5.7 機器の点検整備業務

事業者は、点検及び整備により発見した不良箇所又は故障の発生した破損箇所のうち、工具、支給材料等を用いて修理可能なものは、市と協議のうえ修理するものとする。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を行い、速やかに市に報告すること。

#### 5.8 下水道革新的技術実証事業の運転維持管理業務

事業者は、市が実施する下水道革新的技術実証事業の実証運転に伴う運転データの収集に協力するものとする。

下水道革新的技術実証事業の対象施設の不具合における対応費用については、市の負担とし別途精算する。

下水道革新的技術実証事業の対象施設が性能を担保できない事態が発生し、既設水処理施設を立ち上げることが必要となった場合の費用については、市の負担とし別途精算する。また、立ち上げにより発生した不具合については、市のリスク分担とする。

市又は下水道革新的技術実証事業実施者の指導・指示を受け、運転方法の変更等を行ったことにより発生した不具合については、市のリスク分担とする。

#### 5.9 火災の防止

事業者は、処理場施設の各箇所に火元責任者を定め、防火教育を徹底し、火災の防止に努めなければならない。

#### 5.10 清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

#### 5.11 施設の改善要求

事業者により策定された修繕計画に基づき、事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

- (1) 改善が必要な理由
- (2) 正常な管理を行ってきた証拠
- (3) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

### 6. 疑義の協議

本仕様書及び一般仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議して定めるものとする。

### 7. その他

#### 7.1 業務実施計画書

事業者は、事業期間全体の業務に関する業務実施計画書、年間の業務に関する年間業務実施計画書、月間の業務に関する月間業務実施計画書を作成し、市に提出すること。その際には次の事項を含めること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 緊急時等対応計画に関すること
- (6) その他必要事項

#### 7.2 業務報告書

事業者は、業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。

また、業務実施計画書と日誌を踏まえて、年間の業務に関する年間業務実施報告書、月間の業務に関する月間業務実施報告書を作成し、市に提出すること。

#### 7.3 盗難の防止

事業者は、業務場所における設備機器、工具、備品等の盗難及び不法侵入者を防止するために十分な監視と施錠を励行し、異常が発見された場合は、直ちに市に連絡すること。

#### 7.4 事務室等の使用

事業者が業務遂行上必要な事務室及び控室等については無償で使用できるものとする。  
ただし、清掃等の管理及び破損、汚損の弁償は事業者の負担とする。

#### 7.5 委託期間満了後の措置

事業者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、市の立会のもとで速やかに原形に復して返還すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

事業者は、翌年度当初業務の正常な運転管理ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

前段において、業務引継ぎ期間が契約期間外となった場合の費用は、市、事業者協議の上決定する。

#### 7.6 不可抗力

この業務は、5ヶ年の包括的維持管理を行うものである。事業者は業務範囲が拡大したことにより、創意工夫を行い維持管理の効率化に努めるものとする。

市は、次の条件下において3.2放流水質に示されている基準を遵守できなかった場合、事業者へ責任を求めないこととする。

- (1) 特記仕様書に示す終末処理場等の能力を超える水量が流入した場合
  - (2) 終末処理場の施設または水質に影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
  - (3) 天災に起因する場合
  - (4) 下水道革新的技術実証事業の対象施設に不具合が発生した場合
  - (5) その他事業者の責務に帰することができない外的要因によると公平に判断できる場合
- 前各号に示した事態が発生した場合、事業者は緊急措置を講じた上で、その事態の内容想定される終末処理場等への影響、緊急措置の内容を速やかに市へ報告すること。

D-1 添付資料

表 9-1 物品調達業務 一覧表

項目	区分	物品調達品	数量	参考単価	金額
薬品	薬品、試薬	固形塩素剤 (20kg / 箱)	7 箱	10,500	73,500
		脱水ポリマー	180 kg/年	950	171,000
		ろ布洗浄剤	15 kg	1,800	27,000
		硝酸、硫酸、塩酸、水酸化カルシウム、水酸化ナトリウム、テスオキシレート寒天培地、N/10シュウ酸ナトリウム、1Nチオ硫酸ナトリウム、硝酸銀、pH調整液、0.1%オルトリン溶液、過マンガン酸カルシウム、ヨウ化カルシウム、酢酸ナトリウム、洗浄液等	1 式		120,000
消耗品類	運転管理用消耗品	パッキン類、蛍光灯、乾電池 等	1 式		50,000
	水質試験用消耗器具	蒸発皿、駒込ビレット、キムワイプ、ビーカー、エカルビーカー、滅菌シャーレ、ガラス繊維ろ紙、イオン交換樹脂カートリッジ、自動ビュレットゴム球、フラスコ、薬包紙、沈殿管、分析計器類	1 式		120,000
	油脂類	オイル、グリス等	1 式		10,000
	施設保守用品	ハンキ・ハケ・接着剤等の保守材、ソケット等の配管材、バルブホルト・ナット・針金等の金物類	1 式		10,000
	衛生管理等用品	デッキブラシ・ほうき等の清掃用具 トイレトイレットペーパー・洗剤等の日用品	1 式		8,500
	補修用材料	木材、骨材、鉄管、塩ビパイプ、コンパネ等	1 式		10,000
水質分析	法定水質分析	生活環境項目(7項目)、有害物質項目(33項目)	2 回	250,000	500,000
合計					1,100,000

## 別紙 D-2

### 漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的民間委託業務 仕様書

#### 1. 目的

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理業務は、1984（昭和59）年3月30日厚生省令第17号環境省関係浄化槽法施行規則並びに契約書及び本仕様書に従い、次に定める内容及び基準等によるものとし、誠意ある業務を行うものとする。

##### 1.1 業務名

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理委託業務

##### 1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

#### 2. 業務場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

##### 委託場所

- (1) 池ノ浦漁業集落排水処理施設
  - ・須崎市浦ノ内 224
- (2) 中ノ島漁業集落排水処理施設
  - ・須崎市大谷 884 番地先
  - ・須崎市大谷 880 番地先
  - ・須崎市野見 155 番地 2
  - ・須崎市大谷 906 番地先

#### 3. 業務範囲

業務の範囲については、添付資料に示す地域の浄化設備に関する保守・点検業務を行うものである。

##### 3.1 点検回数

浄化槽の保守点検回数は、池ノ浦地区、中ノ島地区及び蜂ヶ尻地区、白浜地区は年26回（2週間に1回）とし、戸島地区は年12回（月に1回）以上とする。また、戸島地区は海上輸送とする。

##### 3.2 保守点検の報告

本管理については法律で定める有資格者1名を専任し、熟練された作業員と共に契約どおり定期的に巡回し、次に定める業務を確実にを行い、保守点検又は清掃の記録を2部作成

し、うち1部を委託者に提出して、5年間（業務期間内）保存しなければならない。

### 3.3 業務内容

浄化槽の保守点検業務の内容は次のとおりとする。

#### (1) 浄化槽の維持管理

水質管理 溶存酸素、PH、(SV%) 残留塩素、透視度測定、空気調整、水量、水温

機械管理 機器の電流、電圧、絶縁抵抗の測定

配管管理 配管の磨耗点検

その他必要に応じた管理

#### (2) 浄化槽への薬剤投入

多木化学ペースリッチ（有効塩素 90%）

4ppm 注入（処理水量 $m^3$ /日 × 30 日 × 4ppm × 100/90 × 0.8）

#### (3) 中継ポンプ場の維持管理（中ノ島地区・蜂ヶ尻地区・戸島のみ）

#### (4) 機器消耗品、油脂の管理

Vベルト交換・プロアオイル・グリス等の補給・プロアフィルター交換

#### (5) 汲み取り清掃業務

須崎市の一般廃棄物収集運搬許可業者とする。

#### (6) 臨時点検

異常が発生した場合及び異常が発生する恐れがある場合など、必要に応じて速やかに行うものとする。

## 4. 業務要領

### 4.1 保守点検の技術上の基準

#### (1) 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

流入管渠と槽の接続及び放流管渠と槽の接続状況

槽の水平の保持の状況

単位装置及び付属機器類の設置の位置の状況

スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成、その他単位装置及び付属機器類の機能の状況

#### (2) 流量調整タンク又は流量調整槽にあっては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。

#### (3) ばっ気装置にあっては、散気装置が目詰まりしないようにし、又は機械攪拌装置に異物等が付着しないようにすること。

#### (4) 駆動装置及びポンプ設備にあっては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。

#### (5) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、溶存酸素量が適正に保たれるようにし、及び死水域が生じないようにすること。

#### (6) ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽及び流路にあっては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。



- (7) 汚泥返送装置又は汚泥移送装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- (8) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようし、及び蚊、ハエ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- (9) 放流水は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- (10) 前各号の他、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

#### 4.2 清掃の技術上の基準

汚水管渠、インバート柵、スクリーン、移流管、移流口、越流せき、散気装置、機械攪拌装置、フロアフィルター、流出口及び放流管渠にあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、清掃等を行うこと。

#### 4.3 緊急の措置

作業中、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を行うとともに市に連絡し、その指示に従い復旧に努めなければならない。

#### 4.4 業務実施計画書等

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出すること。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおりとし、印刷物及びCD-R/RW（電子データの形式はPDFまたはドキュワークス）にて提出するものとする。

契約締結後1ヶ月以内に、次の書類を提出すること。

- ・ 総括責任者選任届
- ・ 法定資格者選任届
- ・ 従業員選任届
- ・ 業務実施計画書
- ・ 施設使用許可願
- ・ その他必要なもの

年間業務実施計画書一式（2019年度は契約後1ヶ月以内、次年度以降は新年度開始前10日以内に提出）

年間業務報告書一式（翌年度の4月5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出。

ただし、契約終了年度の業務報告書については、業務終了月の翌月の5日（休日の場合は、その翌日）までに提出すること。）

月間業務報告書一式（翌月の5日（休日等の場合はその翌日）までに提出）

- (2) 業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度、市と協議しなければならない。但し、軽微な変更はこの限りではない。
- (3) 業務報告書及び運転管理記録は、単に記録して保存するだけでなく、今後の施設建設や改修及び維持管理の改善のため、データベースとして整理しておくこと。

#### 4.5 年間業務実施計画書

受託者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 計画に関すること
- (6) 緊急時等対応計画に関すること
- (7) 安全衛生管理に関すること
- (8) 巡回・保守点検の年次計画
- (9) その他必要事項

#### 4.6 年間業務報告書

受託者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した年間業務報告書を提出すること。

- (1) 年間点検報告書
- (2) 故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告
- (3) 年間業務に関する考察

#### 4.7 月間業務報告書

受託者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した月間業務報告書を提出すること。

- (1) 年次計画による月別巡回・保守点検結果
- (2) 補修・修繕等措置報告
- (3) 故障時等緊急対応措置報告
- (4) 環境整備業務報告
- (5) 物品管理調達報告
- (6) 月間業務に関する考察

#### 4.8 業務完了検査

受託者は、年間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

### 5. その他

#### 5.1 設備修繕の限度額

設備制度の限度額は、委託期間内総額は中ノ島漁業集落排水処理施設 100 万円、池ノ浦漁業集落排水処理施設 25 万円とする。(ともに消費税及び地方消費税を除く。)

#### 5.2 受託者の負担経費

受託者の従業員の事務用品、衣服類等及び巡回点検等にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

#### 5.3 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 本業務に係る資料の提出を市が要求した場合は、速やかに応じること。
- (3) 契約期間満了又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、受託者が業務の遂行上設置又は搬入した装置及び備品については、市が指示する期間内に受託者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰するものとする。

#### 5.4 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、受託者協議をして定めるものとする。

D-2 添付資料

【池ノ浦漁業集落排水処理施設詳細】

場 所	規 模・規 格					
	人槽 (人)	処理水量	設置年月 日	放流水質 BOD	放流水質 SS	汚泥引 抜き
須崎市浦ノ内福良 224	210	56.7m <sup>3</sup> /日	H12.3.1	20ppm以 下	30 p p m 以 下	20 m <sup>3</sup>

- ・処理方式 接触ばっ気方式
- ・メーカー 日本化工(株)

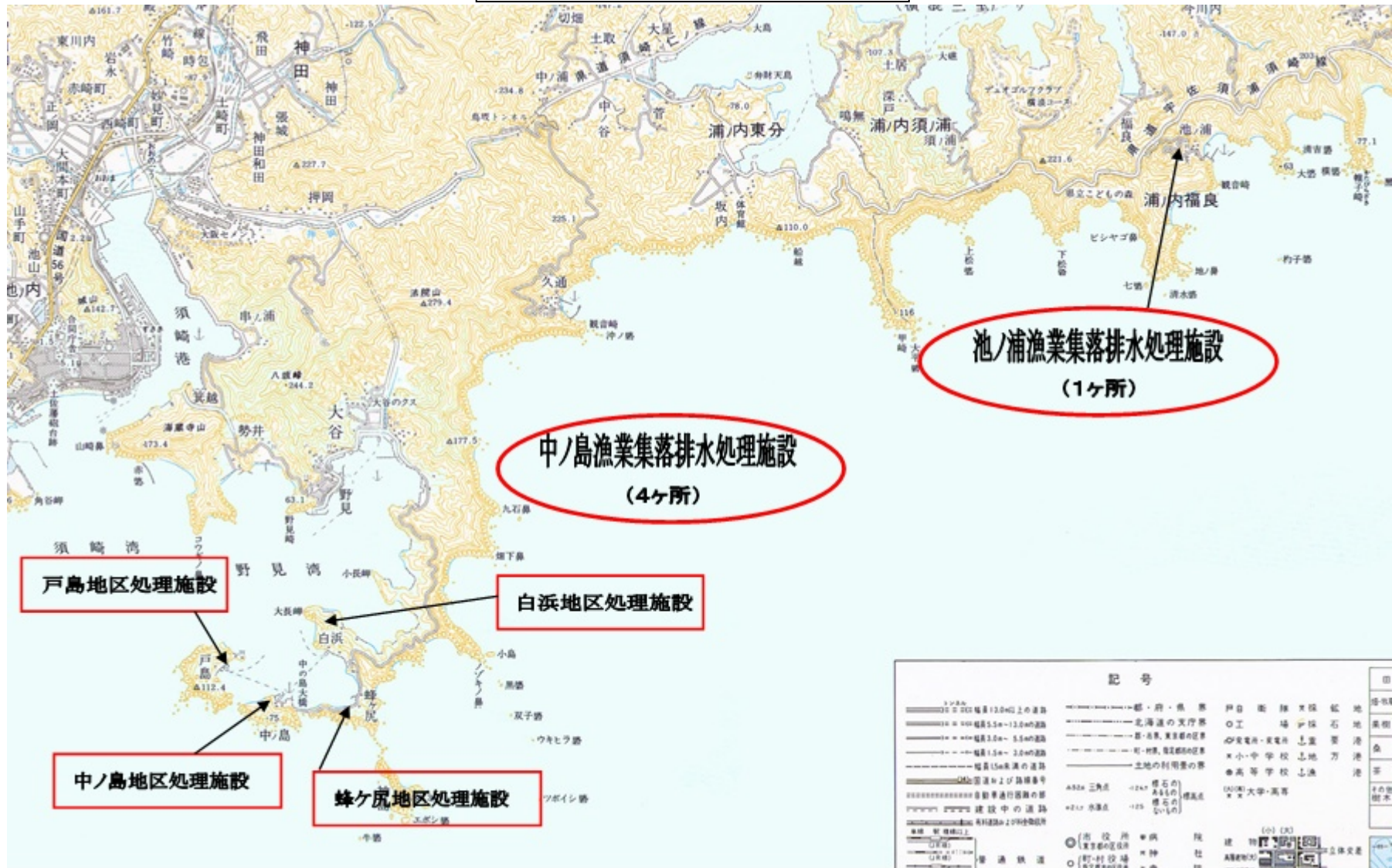
【中ノ島漁業集落排水処理施設詳細】

場 所	規 模・規 格						備 考
	人槽 (人)	処理 水量	設 置 年月日	放流水質 BOD	放流水質 SS	汚泥引 抜き	
(中ノ島地区) 須崎市大谷 888 番地先	100	27.00m <sup>3</sup> /日	H6.3.24	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m <sup>3</sup>	
(蜂ヶ尻地区) 須崎市大谷 880 番地先	90	24.30m <sup>3</sup> /日	H6.3.24	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m <sup>3</sup>	
(白浜地区) 須崎市野見 155 番地 2	51	13.77m <sup>3</sup> /日	H6.11.25	20ppm 以 下	30ppm 以 下	20 m <sup>3</sup>	
(戸島地区) 須崎市大谷 906 番地	51	13.77m <sup>3</sup> /日	H6.11.25	20ppm 以 下	30ppm 以 下		海上輸 送あり

- ・処理方式 接触ばっ気方式(4施設とも)
- ・メーカー ダイキ(株)(4施設とも)
- ・型式
 

中ノ島地区	VN2 - 27 - 0200CN
蜂ヶ尻地区	VN2 - 24.3 - 0200CN
白浜地区	N2 - 51A - 2720CN
戸島地区	N2 - 51A - 2720CN

須崎市漁業集落排水処理施設位置図



## 別紙D-3

### クリーンセンター横浪運転維持管理等包括的民間委託業務 特記仕様書

#### 1. 目的

本仕様書は、クリーンセンター横浪における運転維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

##### 1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 須崎市浦ノ内東分フカウラ 2 2 3 8 - 1  
クリーンセンター横浪

##### 1.2 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

##### 1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は、添付資料「施設一覧表」に記載するとおりである。

#### 2. 運転に係る条件

##### 2.1 有資格者

受託者は業務にあたり関係法令に基づく資格免許を有する者を配置しなければならない。

- (1) 浸出水処理施設の業務において必要な資格は次の から とし、実作業に従事する者は または に該当すること。

下水道法第22条第2項の資格者

第2種電気工事士

第2種酸素欠乏危険作業主任

機械工又は電気工として実務経験を有する者

下水道処理場等水処理施設の整備点検に従事した実務経験を有する者

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める技術管理者

##### 2.2 有資格者の確保

法律上業務に直接必要とされる有資格者は、受託者において確保するものとする。

##### 2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で受託者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、受託者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

#### 2.4 従業員及び業務総括責任者等

受託者は、業務に受託する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

受託者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、受託者の従業員で業務の履行上著しく不適格と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、受託者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

#### 2.5 従業員の資質基準

受託者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1)業務総括責任者 業務に関する有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2)主任 業務総括主任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断ができる者

#### 2.6 業務総括責任者の責務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

#### 2.7 業務体制

対象施設の業務体制は、次のとおりとする。

- (1)クリーンセンター横浪（浸出水処理施設を除く）  
運転業務等 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日並びに年末年始で市の指定する日を除く）
- (2)浸出水処理施設  
業務頻度 月曜日から金曜日までのうち週2回以上施設巡回点検
- (3)共通事項  
業務時間 8時30分から17時15分まで  
業務時間以外は非常通報装置による体制とする。  
必要な作業が発生した場合は、市、受託者が協議して業務体制を変えることができるものとする。

#### 2.8 緊急時の体制

受託者は異常気象、天変地異及び火災並びに重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急措置体制並びに連絡先を明確にし、直ちに対処できるよう勤務体制を確立しておかなければならない。また当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場

所に配置しなければならない。

## 2.9 緊急の措置

作業中設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、臨機の措置を行うとともに市に連絡し、その指示に従い復旧に努めること。

## 2.10 安全の確保

労働安全衛生については、次のとおりとする。

- (1)労働安全衛生法その他災害防止関係法の定めるところにより、常に安全衛生管理に必要な措置を講じること。
- (2)電撃、薬品類、有毒ガス、酸素欠乏空気、可燃性ガス等に対し必要な保安対策を施すとともに、適切な業務の方法の選択及び従業員の配置を行うこと。
- (3)業務に必要な安全管理は乙の責任において実施すること。
- (4)安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに応急措置を講じ、かつ速やかに市に連絡をすること。

## 3. 浸出水処理施設運転の基準

放流水質基準値は、次のとおりとする。

PH 5.8 ~ 8.6

BOD 20 mg / l 以下

COD 20 mg / l 以下

SS 20 mg / l 以下

T - N 20 mg / l 以下

大腸菌群数 3000 個 / cm<sup>3</sup> 以下

## 4. 業務の範囲

### 4.1 埋立処分場の業務

覆土の確保及び廃棄物の埋立て並びに覆土による転圧  
その他埋立てに関する業務

### 4.2 閉鎖処分場の管理

草刈り及び立木の伐採に関する業務

### 4.3 浸出水処理施設の業務

施設巡回点検業務（週2回以上）

水質分析業務（週1回以上）(PH、COD、DO、水温)

施設設備の運転操作、機器類の点検整備、水質の監視、維持管理に必要な水質試験及び記録

その他浸出水処理に関する業務



#### 4.4 リサイクルプラザの業務

(1) 廃棄物収集運搬業者が搬入する不燃ごみは、事業者が指定する箇所へ積み下ろしを行うため、廃棄物収集運搬許可業者以外の直接搬入される不燃ごみの廃棄物受入箇所への誘導、積み下ろし補助及び受け入れしないごみの確認を行うこと。

〔直接搬入される不燃ごみ搬入者の例〕

一般市民（直接搬入する不燃ごみのうち、カン、ビン及びペットボトルで分別されているものは無料）

市内事業者（直接搬入する不燃ごみのうち、カン、ビン及びペットボトルで分別されているものは無料）

不燃ごみ搬入許可書（手数料の減免）を持参する市の業務に関する各課等（保育園、市立小学校、中学校など）

不燃物処理許可証（手数料の減免）を持参する地元集落（8件）

クリーンキャンペーンなどボランティア回収ごみ

天災その他特別の理由があると認めるごみ（火災ごみなど）

(2) プラットホームでの不燃ごみ指定容器（袋）からの取り出し、破碎不適物及び危険物の除去、可燃物の除去等の手選別、減容等処理、破碎機運転、破碎物残渣の埋立処分場までの運搬

(3) 資源ごみの手選別による異物の除去、整形、保管、管理

アルミ缶、スチール缶の圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包各製品の保管

蛍光灯の破碎及び水銀を含むごみ（体温計、乾電池）の指定容器保管

ビンの貯留ヤードでの破碎、保管

破碎A（アルミ：破碎機において処理されたもの）貯留ヤードで保管

破碎B（スチール：破碎機において処理されたもの）貯留ヤードで保管

処理困難物（破碎機に投入しないアルミ、鉄類）抜き取り、保管

生ビン（リターナブルビン）の保管

〔リサイクル品の目標等〕

品名	
プレスA製品（アルミ）	異物の混入が無いことを常に心がけること
プレスB製品（スチール）	異物の混入が無いことを常に心がけること
ビン類	色別（透明、茶色、その他の色）に分別されていること 公益財団法人日本容器リサイクル協会の示す引き取り品質ガイドラインを上回ること
ペットボトル	公益財団法人日本容器リサイクル協会の示す引き取り品質ガイドラインにおいてAランクを満たすこと

ガラスびん、PETボトルについては、市と公益財団法人日本容器リサイクル協会との間で業務実施契約があり、予定引き渡し量の引き渡しを達成できるよう努力すること。

(4) その他不燃ごみ処理に関する業務

手選別コンベアライン等の手作業（異物、内容物の除去、廃棄、PETボトルのキャップ、ラベルの取り外し）

#### 4.5 共通事項

- (1)機械、設備、機器等の点検、調整及び整備並びに機能検査
- (2)備品の管理、薬品、部品、工具その他の在庫管理
- (3)施設内の整理整頓、清掃及び清潔の保持並びに植栽管理
- (4)臭気、騒音等に関する巡視
- (5)施設見学
- (6)業務記録

#### 4.6 業務記録

本業務については法律で定める有資格者を専任し、熟練された作業員と共に契約どおり業務を確実にを行い、業務の記録を2部作成し、うち1部を市に提出して、5年間保存すること。

### 5. 業務実施要領

業務実施要領は次のとおりとする。

#### (1)クリーンセンター横浪（浸出水処理施設を除く）

廃棄物の受入れ曜日、時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までとする。  
処理施設に搬入された廃棄物は飛散しないようにしなければならない。また、ねずみ及びハエ、蚊その他の害虫が発生しないよう必要な措置を講じること。

#### (2)浸出水処理施設

浸出水処理施設は各種分析を実施し、適正な運転を行い放流水質基準を達成すること。

#### (3)共通事項

運転管理において、維持管理費の節減に努めること。

各種設備を巡回し、異音、振動、発熱、臭気、損傷、腐食、漏水、油漏れ等の有無及び作動状況を点検し、その状況を記録しなければならない。

各種設備が正常に稼働するよう機器及び施設の錆止め、塗装、注油、漏水及び油漏れの防止、消耗部品等の交換を行うものとする。

備え付け工具、支給機材等を利用してできる修理及び応急修理を行うものとする。

非常通報装置が作動し、機器に異常が生じた場合には正常に復する作業を行うこと。

### 6. 職員の研修

受託者は従業員の研修及び教育を行い、技術知識の向上をはかり、適正な業務の推進及び事故防止に努めること。

### 7. 年間業務実施計画書

受託者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1)業務概要に関すること
- (2)管理体制に関すること
- (3)業務計画に関すること

- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 緊急時等対応計画に関すること
- (6) 安全衛生管理に関すること
- (7) その他必要事項

## 8．報告

受託者は業務状況を明確にするため、実施報告書を市の指定する書式でその内容を記録整理し、定期的に市の指定する期日までに提出しなければならない。提出書類は次のとおりとする。

- (1) 業務日誌及び業務月間実績報告書
- (2) 故障報告書
- (3) 水質分析試験結果
- (4) その他市が指示するもの

## 9．業務完了検査

受託者は、年間及び月間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

## 10．貸与品

- (1) 業務に必要な附帯設備及び備品類（以下「貸与品」という）の使用は無償とし、その使用に関しては善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。貸与品は次のとおりとする。

- 事務室
- 会議室
- ホール
- 作業員控室
- 湯沸室
- 更衣室
- 脱衣室
- シャワー室
- 便所
- 書庫・倉庫
- 備品
- 完成図
- 工具類
- その他市が必要と認めるもの

- (2) 受託者は貸与品の台帳を作成すること。

## 11．公用車

業務に必要な塵芥車、重機、その他車両（以下「物件」という。）は市が配置し、受託者は

その使用に関しては善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

- (1) 市は、その所有する物件を受託者に無料で貸し付け、受託者はこれを借り受けるものとする。
- (2) 貸付期間は2019年10月1日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前に市、受託者双方から何らかの意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。
- (3) 受託者は、物件を処理施設の業務以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、点検検査及び修理等については市の指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、物件が滅失し、または損傷したときは速やかにその状況を市に報告すること。
- (6) 物件が滅失し、または損傷したときは、市の負担において現状に回復しなければならない。ただし、市が物件を現状に回復することが適当でないとき認められたときは、この限りでない。
- (7) 物件の維持管理に要する次の経費は、市が負担する。ただし、任意保険（対人、対物、搭乗者、車両）は、乙が負担する。
  - 自動車損害賠償責任保険
  - 自動車重量税
  - 車検料及び検査時の修理費
  - 法定検査料及び検査時の修理費
  - 正常な使用中の故障に伴う修理費
  - 燃料その他油脂費用
- (8) 受託者は、市の承諾を得ないで物件を第三者に転貸してはならない。
- (9) 市は、必要があると認めるときは、物件の維持管理の状況について随時実地に調査し、または、受託者に対して所定の報告を求め、もしくは指示することができる。
- (10) 物件の使用に伴う事故について、自動車損害共済、自動車損害賠償責任保険における補償以外の事項については市、受託者協議によるものとする。ただし、重大な乙の過失に起因する事故については受託者が負担する。

## 12. 市の負担経費

業務に必要な経費のうち、次の経費は市が負担する。なお、その内訳は次のとおりとし、乙は利用にあたっては常に経済的な業務を目指すこと。

- (1) 処理施設に係る電気料
- (2) 処理施設に係る水道料
- (3) 貸与品に係る燃料費（LPガス）
- (4) 業務に係る通信費
- (5) 処理施設に係る維持費（消防設備等保守点検、浄化槽保守点検等）
- (6) 浸出水処理における処理薬品
- (7) 浸出水処理における沈砂、汚泥の場外搬出処分費
- (8) その他市が必要と認めるもの

### 1 3 . 受託者の負担経費

業務に必要な経費のうち、次の経費は受託者が負担する。

- (1) 一般廃棄物処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく項目及びダイオキシン類の測定分析に係る費用
- (2) 覆土の確保及び搬入に係る費用
- (3) 従業員にかかる事務用品及び衣服類（作業着、長靴等）
- (4) 作業で使用する消耗品（手袋、マスク、掃除用具等）
- (5) 貸与品で使用する消耗品（トイレトーパー、洗剤等）

### 1 4 . 市が実施する業務

市が実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の受入、計量、ごみ処理手数料の徴収及び領収書の交付、記録並びに収納。市民からの電話対応。ただし、甲において、収入金（ごみ処理手数料、資源化製品の売却収入）の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、その内容について甲乙協議して定めるものとする。
- (2) 廃棄物処理許可申請書（一般用、事業者用）、不燃ゴミ搬入許可書、ごみ処理手数料減免申請書の収受に関すること
- (3) 搬入、搬出量の報告（統計資料の作成）
- (4) 資源化製品の入札、契約に関する事務及び搬出する資源化製品の計量
- (5) 固形燃料化するごみの運搬
- (6) 不法投棄等の回収
- (7) 特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ等家電4品目）の指定取引場所への運搬
- (8) 市民等へのごみ分別に関する指導、啓発
- (9) その他市の責において実施する業務

### 1 5 . 委託期間満了後等の措置

受託者は、委託期間が満了した場合又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、貸与品及び業務の遂行上設置又は搬入した装置等について、市が指示する期間内に受託者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

受託者は受託者に変更が生じる場合、当初業務の正常な運転ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

### 1 6 . 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転維持管理上当然必要な業務は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 本業務に係る資料の提出を市が要求した場合は、速やかに応じること。

#### 17. 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、受託者協議して定めるものとする。

## 別紙 E - 1

### 公共下水道雨水ポンプ場保守点検業務委託 特記仕様書

#### 1. 目的

本仕様書は、須崎市 5 箇所のポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における保守点検業務委託に関し、事業者によるポンプ場の適正かつ円滑な稼働が行われることを目的とする。

##### 1.1 履行期間

- (1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。
- (2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

##### 1.2 勤務体制

事業者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 保守点検業務 計画による
- (2) 設備機器修繕業務 必要の都度
- (3) 物品管理業務 必要の都度
- (4) 緊急時対応業務 必要の都度
- (5) 市の指示による業務 必要の都度

#### 2. 業務の範囲

業務の範囲は、須崎市ポンプ場及びそれらの附帯施設の機械設備とする。

##### 2.1 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 排水ポンプ施設が、正常な機能を維持できるように、保守点検を行なうとともに、必要な調整をする。
- (2) 業務は、別紙スケジュール表に基づき行なうこととする。
- (3) 点検表の項目に基づき行なうこととする。  
なお、次回点検までに故障の恐れがあると判断した場合は、市に対して点検表にて報告し、市、事業者協議をするものとする。
- (4) 業務における一切の行為は、すべて事業者の負担とする。  
ただし、維持管理上必要な交換部品、消耗品及び機器故障、損傷による材料費、交換作業費等は市の負担とする。
- (5) 外的要因による不測の事態が発生した場合は、市の要請により随時行うものとし、費用については別途市、事業者協議をするものとする。
- (6) 保守点検業務  
ポンプ場施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、計装設備点検、軽微な補修及び塗装並びにそれらの記録及び報告書の作成
- (7) 保守管理業務

施設の設備・装置及び機器等の性能・機能を確保するための保守計画の策定及び設備  
 関連台帳の作成及び管理

(8) 物品管理業務

設備・装置及び機器等の油脂類及び消耗品の管理及び調達

2.2 点検回数

ポンプ場の点検頻度は下記に示す回数及び内容を実施する。

	奇数月				偶数月			
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
須崎ポンプ場	月点検				月点検	週点検	補機点検	週点検
須崎西部ポンプ場		月点検			週点検	月点検	週点検	補機点検
大間ポンプ場			月点検		補機点検	週点検	月点検	週点検
終末処理場内 雨水ポンプ場				月点検	週点検	補機点検	週点検	月点検
浜町ポンプ場		月点検				月点検		

2.3 有資格者

(1) 事業者は、下記 ~ に定めるとおり、業務の遂行のために要する有資格者を確保し、  
 必要な技術者を適正に配置すること。

下水道法施行令第15条の3に定める資格条件を有する者

乙種第4類危険物取扱者

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育修了者

その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格等を有する者

ただし、上記資格については兼務を認める。

(2) 前項により技術者を選任した場合は、速やかに市に通知するものとし、変更した場合  
 も同様とすること。

(3) 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の危険物の取り扱いにあたっては有資  
 格者以外の者が行ってはならない。

2.4 総括責任者の選任及び職務

(1) 事業者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて市に通知する。総括  
 責任者を変更したときも同様とする。

(2) 総括責任者は、現場の最高責任者として、技術の向上及び事故の防止に努めること。

(3) 総括責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により、業務の目的、内容を十分  
 理解し、監督員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

(4) 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処でき  
 る体制の構築に努めること。

(5) 総括責任者は、下水道法施行令第15条の3に記載する資格要件を有し、かつ10年  
 以上電気または機械に関する実務経験を有する者、または市がこれに相当するものと



認めたとする。

## 2.5 監督員の選任及び権限

(1) 市は、監督員を定め氏名その他の必要事項を書面にて事業者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

(2) 監督員の権限は、次のとおりとする。

契約の履行について事業者との協議

業務実施計画書の協議及び承認

業務の監督

## 2.6 臨機の措置

(1) 事業者は、大雨・地震・停電・その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、機器異常）等の緊急事態に備え、総括もしくは同等の能力のあるもの及び緊急度等に応じた必要人員が30分以内に非常呼び出しに応じられる体制にしておかなければならない。なお、非常招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

(2) 事業者は、重大な故障または状態の変化が発生したときは、速やかに市の職員に連絡を取り、その指示に従って必要な処置を取らなければならない。

(3) 事業者は、業務中に事故が発生したときは、直ちに、必要な措置を講じるとともに事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、逐次、市に文書により速やかに報告をしなければならない。

(4) 上記業務の処理に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため生じた経費は事業者が負担するものとする。ただし、その損害の理由が市、または、第三者の責に帰する場合には、この限りではない。

(5) 事業者は、地域防災計画に基づいて自主的にポンプ場施設等の点検を行い、その結果を市に連絡しなければならない。また市の復旧活動に協力し正常運転の確保に努めること。

## 2.7 業務の引継ぎ

(1) 契約の終了により事業者に変更が生じる場合、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、事業者は次の事業者へ業務の引継ぎを行うこと。この場合、事業者は、次の事業者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継文書を作成し引継ぐとともに技術指導を行うこと。

(2) 引継文書は対象施設固有の保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の各号に添って記載すること。

各施設設備の留意すべき特性や固有の状況

定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況

その他の留意事項

## 2.8 業務記録等の整備

(1) 事業者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な記録を常に整備し、市が提出を

求めた場合は、速やかに提出すること。

- (2) 事業者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検表に記録すること。
- (3) 事業者は、設備管理台帳を作成し、保守歴や整備・工事等の情報を保管し、また、必要時に引き出せるようにしておくこと。
- (4) 設備情報は、常に最新の情報がわかるよう、データを更新しておくこと。

### 3. 業務要領

#### 3.1 保守点検業務

- (1) 事業者は、ポンプ場の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。
- (2) 設備点検の対象機器は、ポンプ場施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。
- (3) 設備点検の内容・頻度は、仕様書に定めるものを除き、一定の点検要領及び規準を定めて実施すること。
- (4) 事業者は、仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたること。
- (5) 設備点検において、異常を発見した場合は、速やかに原因を調査し適切な措置を講ずること。
- (6) 設備点検によりポンプ場の施設運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに市に連絡すること。ただし、緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに市に報告を行うこと。

#### 3.2 補修及び修理

- (1) 事業者は、点検整備により発見した不良箇所、又は事故、故障の発生箇所のうち備え付け工具、支給材料等を用いて現場で補修可能なものについては、補修内容を市と協議したうえで補修すること。ただし、緊急を要する場合は、応急処理を行うと共に市に報告すること。
- (2) 設備機器等（足場を必要としない高さ限定）の錆・腐食等の防止を目的とした局所的な塗装を行うこと。

#### 3.3 業務実施計画書等

- (1) 事業者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出すること。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容は次の各号のとおりとし、印刷物及びCD-R/RW（電子データの形式はPDFまたはドキュワークス）にて提出するものとする。

契約締結後1ヶ月以内に、次の書類を提出すること。

- ・ 総括責任者選任届
- ・ 法定資格者選任届
- ・ 従業員選任届
- ・ 業務実施計画書

- ・ 施設使用許可願
- ・ その他必要なもの

年間業務実施計画書一式（2019年度は契約後1ヶ月以内、次年度以降は新年度開始前10日以内に提出）

月間業務実施計画書一式（当月分を前月の25日までに提出）

年間業務報告書一式（翌年度の4月5日（休日等の場合は、その翌日）までに提出。

ただし、契約終了年度の業務報告書については、業務終了月の翌月の5日（休日の場合は、その翌日）までに提出すること。）

月間業務報告書一式（翌月の5日（休日等の場合はその翌日）までに提出）

- (2) 業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度、市と協議しなければならない。但し、軽微な変更はこの限りではない。
- (3) 業務報告書は、単に記録して保存するだけでなく、今後の施設建設や改修及び維持管理の改善のため、データベースとして整理しておくこと。

### 3.4 年間業務実施計画書

事業者は、年間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること
- (2) 管理体制に関すること
- (3) 業務計画に関すること
- (4) 業務実施方法に関すること
- (5) 点検計画に関すること
- (6) 緊急時等対応計画に関すること
- (7) 安全衛生管理に関すること
- (8) その他必要事項

### 3.5 月間業務実施計画書

事業者は、月間業務実施計画を作成し、次の事項について記載すること。

- (1) 巡回点検計画
- (2) 保守点検計画
- (3) 環境整備計画

### 3.6 年間業務報告書

事業者は、年間業務実施計画に基づき業務を完了したときは、次の事項について記載した年間業務報告書を提出すること。

- (1) 各ポンプ場の点検報告（点検年報、雨量年報）
- (2) 故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告
- (3) 年間業務に関する考察

### 3.7 業務完了検査

事業者は、年間及び月間業務を完了したときは市の業務完了検査を受けること。

#### 4. その他

##### 4.1 経費の負担区分

- (1) 事業者が業務履行上で負担する経費は、事業者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費とする。市が負担する経費についても委託内容明細書に定める。
- (2) 3.2 補修及び修理により、市との協議によって事業者が補修・修理等の復旧を行った場合で、その内容が支給材料以外の場合は、これに要した費用は市の負担とする。

##### 4.2 物品管理業務

- (1) 事業者は、施設の保守に要する消耗品、油脂類の在庫を管理するとともに的確に調達し、在庫不足により設備運転に影響を与えないこと。
- (2) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響を与えないこと。

##### 4.3 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は良識ある判断に基づいて行うこと。
- (2) 保守等に係る資料の提出を、市が要求した場合は、速やかに応じること。
- (3) 契約期間満了又は契約書に定めるところにより契約解除がなされる場合、事業者が業務の遂行上設置又は搬入した装置及び備品については、市が指示する期間内に事業者の責任で撤去し、受託前の原状に復帰するものとする。

##### 4.4 疑義等

本仕様書に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市、事業者の両者が協議のうえ定めるものとする。

##### 4.5 疑義の協議

本仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議をして定めるものとする。

須崎市雨水管渠維持管理委託業務 特記仕様書

1. 目的

本仕様書は、須崎市雨水管渠における維持管理等業務委託（以下「業務」という。）の必要な細目を定めることを目的とする。

1.1 委託場所

本業務における委託場所は以下のとおりとする。

委託場所 別添図面参照

1.2 履行期間

(1) 履行期間は、2019年10月1日から2024年3月31日までの4年6ヶ月とする。

(2) 業務引継ぎ期間は、契約締結日から業務開始の前日までをいう。

1.3 対象施設の概要

本業務における対象施設は以下のとおりとする。

延長 : 約 12km【別添図面参照】

2. 維持管理に係る条件

2.1 有資格者

業務に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(2) 下水道管渠の巡視、点検、調査に従事した実務経験を有する者

2.2 有資格者の確保

法令上業務に直接必要とされる有資格者は、事業者において確保するものとする。

2.3 監督員

市は、監督員を定め、その氏名等を書面で事業者に通知しなければならない。監督員を変更した場合も同様とする。

監督員は、事業者が業務を円滑に履行するために、指導監督を行う。

2.4 従業員及び業務総括責任者等

事業者は、業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けなければならない。

事業者は、業務総括責任者及び主任を定めるものとする。

業務総括責任者と主任は、これを兼ねることができる。

市は、事業者の従業員で業務の履行上著しく不適格と認められる者があったときは、その理由を明示し、必要な処置を求めることができる。その場合において、事業者は業務に支障をきたさないよう速やかに処置しなければならない。

## 2.5 従業員の資質基準

事業者が配置する従業員の職種による資質は、次の基準によるものとする。

- (1) 業務総括責任者 下水道管路管理技士有資格者若しくはそれと同等以上の能力を有し、業務全体の責任者として職務を総括する管理能力を有する者
- (2) 主任 業務総括責任者を補佐及び代行し、業務についての的確な判断のできる者

## 2.6 業務総括責任者の職務

業務総括責任者は、業務の目的及び内容等を十分理解して職務を履行し、従業員の指揮、監督、教育及び事故の防止に努め、日常の業務履行にあたっては、状況を的確に把握したうえで、市との連絡及び協議を行うものとする。

## 2.7 緊急時の体制

事業者は、大雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、応急処置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて、所要の人員を所定の場所に配置しなければならない。

## 2.8 安全の確保

事業者は、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、安全性の向上に努めなければならない。

## 3. 業務の範囲

業務の範囲は、市が下水道雨水管渠として管理しているものとして、管渠は起点部から雨水ポンプ場の流入地点までとし、附帯施設としてマンホールを含む。

## 4. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務
  - 維持管理計画策定業務
  - 月間維持管理計画策定業務
- (2) 計画的維持管理業務
  - 巡視・点検・調査業務
  - 清掃業務
  - 修繕業務

### 4.2 維持管理計画策定業務及び月間維持管理計画策定業務

#### (1) 維持管理計画書

ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- 1) 維持管理方針と目標の設定
  - 維持管理の目的
  - 計画期間

- 目標指標・目標値の設定
- 2) 現状維持管理状況の把握と課題整理
  - 対象施設の概要の整理
  - 現状の管路施設の維持管理状況
- 3) 上記以外の維持管理計画
  - 清掃計画
  - 苦情・事故発生時の対応計画
  - 緊急時対応計画書
  - 維持管理体制の確保

#### (2) 月間維持管理計画書

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

### 4.3 計画的維持管理業務

#### (1) 巡視・点検等業務

##### 1) 巡視・点検箇所

巡視・点検の実施箇所は、業務位置図による。

##### 2) 作業時間

巡視・点検に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

##### 3) 調査機材

巡視・点検に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

##### 4) 巡視・点検

管路施設は、地下構造物または開水路構造物であり、地下構造物の場合は、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。

写真撮影(カラー)は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行き、異常箇所は全て写真撮影すること。

##### 5) 異常時の処置

施設の機能障害及び事故等が発生する恐れが予測され調査の続行が困難になった場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

##### 6) 作業記録写真

事業者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して市に提出すること。

撮影は、地区当り2箇所程度に対して、1箇所の保安施設の状況、TVカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。

写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び事業者の名称を明記した黒板を入

れて撮影すること。

一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。

写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

#### 4.4 管路修繕の限度額

修繕の限度額は、委託期間内総額 50 万円（消費税および地方消費税を含まない）とする。

#### 4.5 市の負担経費

業務上必要とする次の経費は、市の負担とする。ただし、その受け渡し及び取り扱いについては、市の指示により事業者が行う。

(1) 特殊工具類

(2) その他業務上必要と認められるもの

#### 4.6 事業者の負担経費

事業者の従業員にかかる事務用品及び衣服類等は、事業者が負担するものとする。

#### 4.7 清掃等

事業者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

#### 4.8 施設の改善要求

事業者により策定された修繕計画に基づき、事業者は管理する上で、事業者の責任に帰さない理由により、施設、設備に支障がある場合、市に対し、その改善要求を行うことができる。

事業者は、施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。

(1) 改善が必要な理由

(2) 正常な管理を行ってきた証拠

(3) 必要な改善措置案

市は、事業者から提出された改善要求書に基づき、両者を協議で行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとする。

### 5. 疑義の協議

本仕様書及び一般仕様書に明記されていない事項について疑義を生じた場合は、市、事業者協議して定めるものとする。

### 6. その他

#### 6.1 業務報告

事業者は、業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。

#### 6.2 委託期間満了後の措置

事業者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、市の立会のもとで



速やかに原形に復して返還すること。ただし、正当な理由がある場合には除外する。

事業者は、翌年度当初業務の正常な運転管理ができるよう、市の指示に従い、引継ぎに必要な期間、業務に係る熟練者を配置すること。

前段において、業務引継ぎ期間が契約期間外となった場合の費用は、市、事業者協議の上決定する。

### 6.3 不可抗力

市は、次の条件下において不測の事態が発生した場合、事業者へ責任を求めないこととする。

- (1) 天災に起因する場合
- (2) 必要な巡視・点検・調査、及び修繕・改築以前
- (3) その他事業者の責務に帰することができない外的要因によると公平に判断できる場合

別紙 F - 1

下水道処理場施設 水質管理項目

< 現状の水質管理項目 >

分析項目	対象流体									
	水処理							污泥処理		
	流入下水	最初沈殿池流出水	最初沈殿池引抜汚泥	DHSろ床処理水	生物膜ろ過処理水	生物膜ろ過洗浄排水	放流水	脱水機供給汚泥	脱水ケーキ	脱水ろ液
水温										
pH										
Mアルカリ度										
残留塩素濃度										
電導度										
透視度										
SS										
COD <sub>Mn</sub>										
BOD										
蒸発残留物										
溶解性物質										
強熱残留物										
強熱減量物										
VSS										
大腸菌群数										
含水率										

:1回/1日、 :1回/1週、 2回/1週、 :1回/2週、 :1回/1ヶ月

< 将来的な水質管理項目 (案) > 赤字箇所は現状からの変更点

分析項目	対象流体									
	流入下水	最初沈殿池流出水	最初沈殿池引抜汚泥	水処理			汚泥処理			
				DHSる床処理水	生物膜ろ過処理水	生物膜ろ過洗浄排水	放流水	脱水機供給汚泥	脱水ケーキ	脱水ろ液
水温			不要							
pH			不要							
Mアルカリ度			不要				不要			
残留塩素濃度										
電導度	不要	不要	不要	不要	不要		不要			
透視度										
SS			不要							
COD <sub>Mn</sub>										
BOD										
蒸発残留物							不要			
溶解性物質							不要			
強熱残留物							不要			
強熱減量物							不要			
VSS										
大腸菌群数										
含水率										
C-BOD										
DO										
NH <sub>4</sub> -N										
NO <sub>3</sub> -N										
T-N										

:1回/1日、 :1回/1週、 2回/1週、 :1回/2週、 :1回/1ヶ月

< 現状の有害物質測定項目 >	
分析項目	対象流体
	水処理
	放流水
水温	
pH	
BOD	
COD <sub>Mn</sub>	
SS	
大腸菌群数	
T-N	
T-P	
カドミウム及びその化合物	
シアン化合物	
有機リン化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム及びその化合物	
ヒ素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
PCB	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
n-ヘキサン抽出物質	
フェノール類	
銅	
亜鉛	
溶解性鉄	
溶解性マンガン	
クロム含有量	
ふっ素及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
1,4-ジオキサン	
	:2回/1年
この項目は、全て年間2回の法定検査で対応。	

# 須崎市公共下水道施設等運営事業

モニタリング実施計画書

20200604版

令和 2年 6月

高知県須崎市

## 目 次

第1章 総論.....	1
1.1 モニタリング実施計画の位置付けと目的.....	1
1.2 モニタリングの基本的事項 .....	1
1.2.1 モニタリングの対象業務 .....	1
1.2.2 モニタリングに要する費用負担.....	1
1.2.3 モニタリング実施計画書の変更.....	1
1.3 モニタリングの体制.....	2
(1) 運営権者によるセルフモニタリング .....	2
(2) 市によるモニタリング .....	2
(3) 紛争の調整 .....	2
第2章 モニタリングの実施方法.....	3
2.1 モニタリング方法 .....	3
(1) 書類による確認及び資料の閲覧 .....	3
(2) 会議体による確認 .....	4
(3) 現地における確認 .....	5
第3章 契約内容未達時の措置 .....	7
3.1 是正レベルの認定 .....	7
3.2 契約内容未達時における措置.....	8
第4章 事業終了時のモニタリング .....	9

## 第1章 総論

### 1.1 モニタリング実施計画の位置付けと目的

モニタリング基本計画書においては、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき選定された運営権者が、須崎市公共下水道施設等運営事業実施契約（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行し、かつ、須崎市公共下水道施設等運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準を安定的に充足すること（以下「実施契約等の履行」という。）を確認するため、須崎市（以下「市」という。）が行うモニタリングについて、基本的な考え方及び内容を示した。

本モニタリング実施計画書は、基本計画書に基づき、以下の事項等に係る詳細を加えるものである。

- (1) モニタリングを行う体制
- (2) モニタリングの方法
- (3) モニタリングを行う時期
- (4) モニタリングの内容
- (5) モニタリングの様式

### 1.2 モニタリングの基本的事項

モニタリング基本計画において整理された基本的事項は以下の通りである。

#### 1.2.1 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下の通りとする。

- (1) 経営に関する業務
- (2) 汚水管きょ運營業務
- (3) 終末処理場運營業務（運営権設定後）
- (4) 包括的民間委託業務
- (5) 事業終了にあたっての資産引継ぎ業務

#### 1.2.2 モニタリングに要する費用負担

市が行うモニタリングに要する費用については、市が負担する。

運営権者が行うセルフモニタリングに要する費用については、運営権者が負担する。運営協議会に要する費用については、市及び運営権者が等しい割合で負担する。

#### 1.2.3 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、事業実施契約後に、本モニタリング基本計画と運営権者のセルフモニタリングに関する提案等を踏まえて初版を作成するが、その後においては以下の事由により変更する。

- (1) 実施契約が変更された場合
- (2) 要求水準書が変更された場合
- (3) 運営権者がセルフモニタリング実施計画書を変更した場合
- (4) その他、市が必要と認められた場合

### 1.3 モニタリングの体制

モニタリングは、①運営権者によるセルフモニタリング、②市によるモニタリングで構成される。

市によるモニタリングの結果について、運営権者と市との間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された運営事業協議会(以下「運営協議会」という。)において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

#### (1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

#### (2) 市によるモニタリング

市はモニタリング事務局を、建設課に置く。モニタリング事務局は、市モニタリングの取りまとめの窓口を担う。

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、運営権者が作成した書類や会議体での報告を基にモニタリングを行う。

市が必要と判断した場合は、市は書面、会議による確認のみではなく、現地確認（備品確認等も含む）を行う場合がある。

#### (3) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、運営協議会において中立的第三者（専門家）が関与し、当該紛争の解決方法の調整を行う。

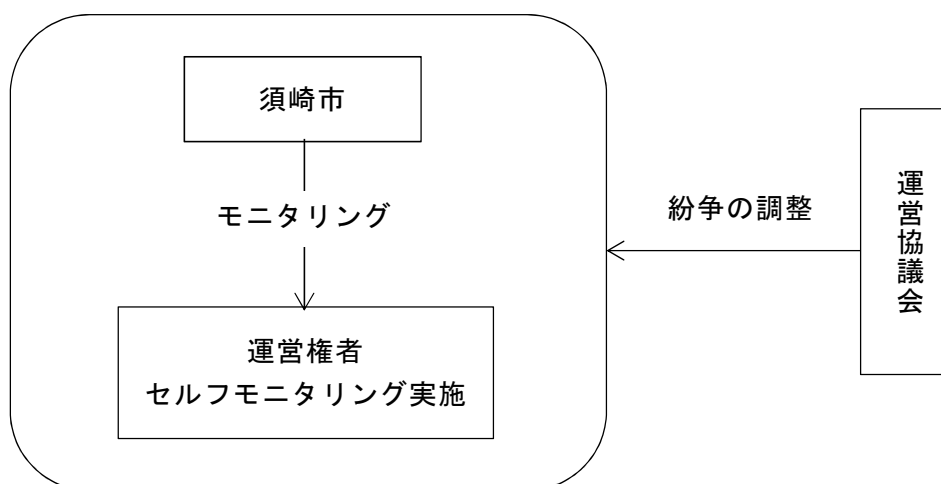


図 1-1 モニタリング体制

※終末処理場の包括的民間委託終了前に、須崎市が第三者に委託し、第3者モニタリングを実施する可能性がある。



## 第2章 モニタリングの実施方法

### 2.1 モニタリング方法

#### (1) 書類による確認及び資料の閲覧

運営権者は、セルフモニタリングの結果をセルフモニタリング結果報告書として市に提出する。市はセルフモニタリング結果を踏まえ、運営権者から提出された書類を閲覧又は確認することで、対象業務が実施契約及び要求水準書に規定する内容を充足しているかをモニタリングする。提出されたセルフモニタリング結果報告書のみでは判断できない場合、市は評価の根拠となる資料の提出を別途求める場合がある。

以下に、運営権事業、包括的民間委託業務のモニタリング実施フローを示した。

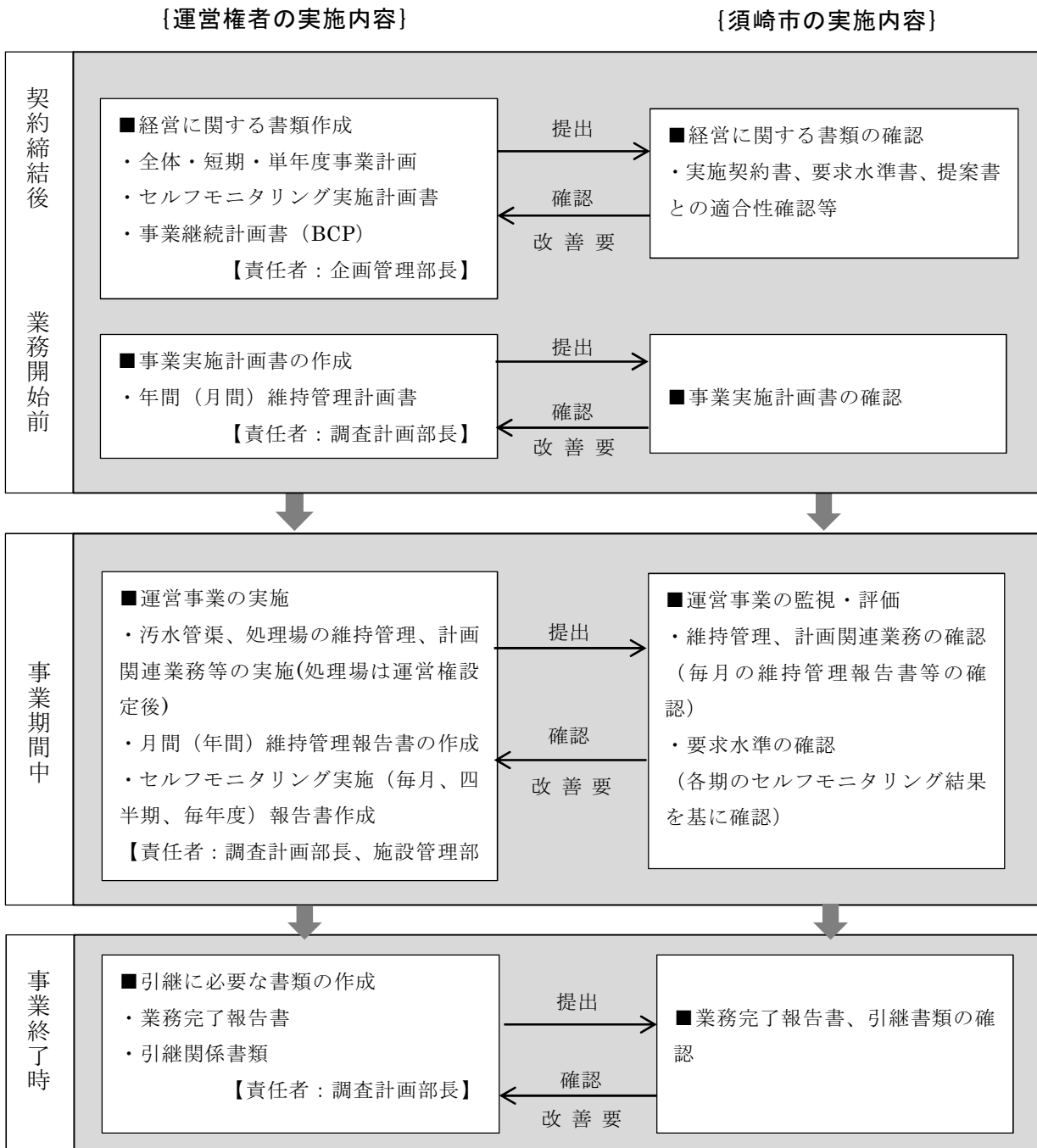


図 2-1 モニタリング実施フロー（運営事業）

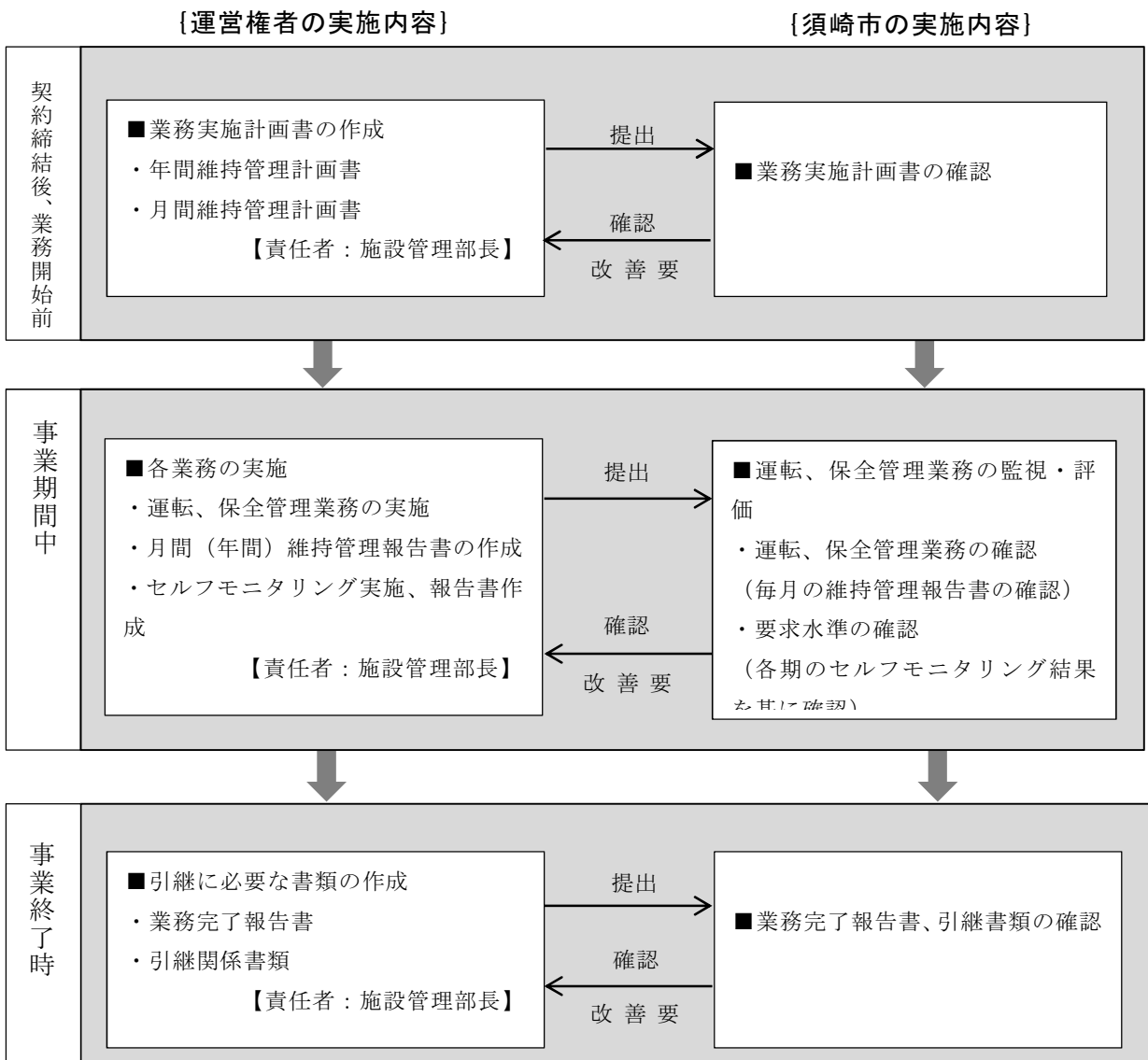


図 2-3 モニタリング実施フロー（包括的民間委託業務）

(2) 会議体による確認

市と運営権者は、次表に示す会議体を設置する。市はこれらの会議体等の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、財務状況、課題等を確認し、対応方針について運営権者と協議を行う。なお、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

運営権者は、当該会議体のほか、市議会や地元住民との協議会等において、市がモニタリングについての説明を行う場合、市に必要な協力を行うものとする。

表 2-1 会議体の設置

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認</li> <li>・ 課題の確認</li> <li>・ 次年度事業計画の確認</li> </ul>	1 回／年
四半期事業報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認</li> <li>・ 課題の確認</li> </ul>	1 回／四半期
定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認</li> <li>・ 課題の確認</li> </ul>	1 回／1 ヶ月

### (3) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、又は運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。また、市は立会が必要とされている場合、その他事業の各段階で市が必要と認めるときは、現地における確認を行う。

なお、市が現地における確認を行う場合には、運営権者は立ち合うものとする。

## 2.2 運営権者によるセルフモニタリングの時期及び内容、様式

運営権者はセルフモニタリングの実施計画書に基づき、セルフモニタリングを行う。セルフモニタリングの対象、チェック項目、書類、頻度、確認者および合否判定基準は、セルフモニタリング確認様式において具体化する。運営権者は、セルフモニタリング確認様式を事業年度単位で更新し、当該事業年度開始日の 30 日前までに市による確認を得る。

セルフモニタリング確認様式（チェックリスト）のフォーマットを別紙 1 に示す。

## 2.3 市によるモニタリングの時期及び内容

市は、運営権者から提出されるセルフモニタリング確認様式で具体化された内容に対して、市モニタリングの時期・内容及び事業年度単位の予定を定める。

## 2.4 モニタリング結果の記録

運営権者は、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画書に基づき記録する。

市は、モニタリング結果について、市モニタリング確認様式に記録するほか、モニタリング結果月次報告書及びモニタリング結果年次報告書を作成する。

## 2.5 モニタリング結果の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果等を市民に対して積極的に公表する。

### (1) 実施計画書の公表

市は、本モニタリング実施計画書を、市ホームページにおいて公表する。

### (2) モニタリング結果の月次公表

市は、維持管理業務に係るモニタリング結果のうち、市が必要と認めた事項を、月次で市ホームページにおいて公表する。

### (3) モニタリング結果の年次公表

市は、市が作成したモニタリング年次報告書を、市ホームページにおいて公表する。

### (4) 契約内容未達時の措置の公表

市は、契約内容未達時の措置のうち、是正勧告、警告及び命令について、市が必要と判断した場合には、その内容を公表する。また、市は、要求水準違反違約金の請求について、その内容を公表する。

### 第3章 契約内容未達時の措置

#### 3.1 是正レベルの認定

実施契約及び要求水準書で規定する内容を充足していないと判断される状態（以下、「契約内容未達」という）が発生した場合、市は、表 3-1 に従い是正レベルの認定を行い、運営権者に通知する。

表 3-1 市の是正レベルの認定基準

認定レベル	事 象
レベル 1 全業務対象	<p>事故、法令違反につながる可能性が低く、かつ改善までに一定の時間が許容される事象。（軽微な不備）</p> <p>（事象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類、備品等の整理整頓不足</li> <li>・不衛生状態の放置</li> <li>・ユーティリティ備蓄の不足</li> </ul>
レベル 2 全業務対象	<p>事故、法令違反につながる懸念があり、速やかな改善が求められる事象。（重大事故の発生、法令違反につながる恐れがある事象）</p> <p>（事象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理、運転管理の過失による事故発生（影響が対象施設内に留まるもの）</li> <li>・必要な点検（法定点検を除く）の未実施</li> <li>・頻発する設備の故障の放置</li> <li>・合理的理由の無い工期遅延の発生</li> </ul>
レベル 3 運営権業務対象	<p>契約内容未達の状態が継続し、又は繰り返し発生した場合等で、事故、法令違反が発生している事象。（故意、過失による市への信用失墜行為、法令違反、その他影響が第三者又は終末処理場外に及ぶもの）</p> <p>（事象例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理、運転管理の過失による事故発生（影響が対象施設外に及ぶもの）</li> <li>・不可抗力事象発生時<sup>※1</sup>を除く事故、火災等の発生</li> <li>・法定点検の未実施</li> </ul>

※1：暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、津波、有毒ガス発生等の自然災害に属するもの並びに、騒乱、暴動、テロ行為等の人為災害によるもの。

### 3.2 契約内容未達時における措置

レベル毎の契約内容未達時における措置の手続きをフロー図に示す。

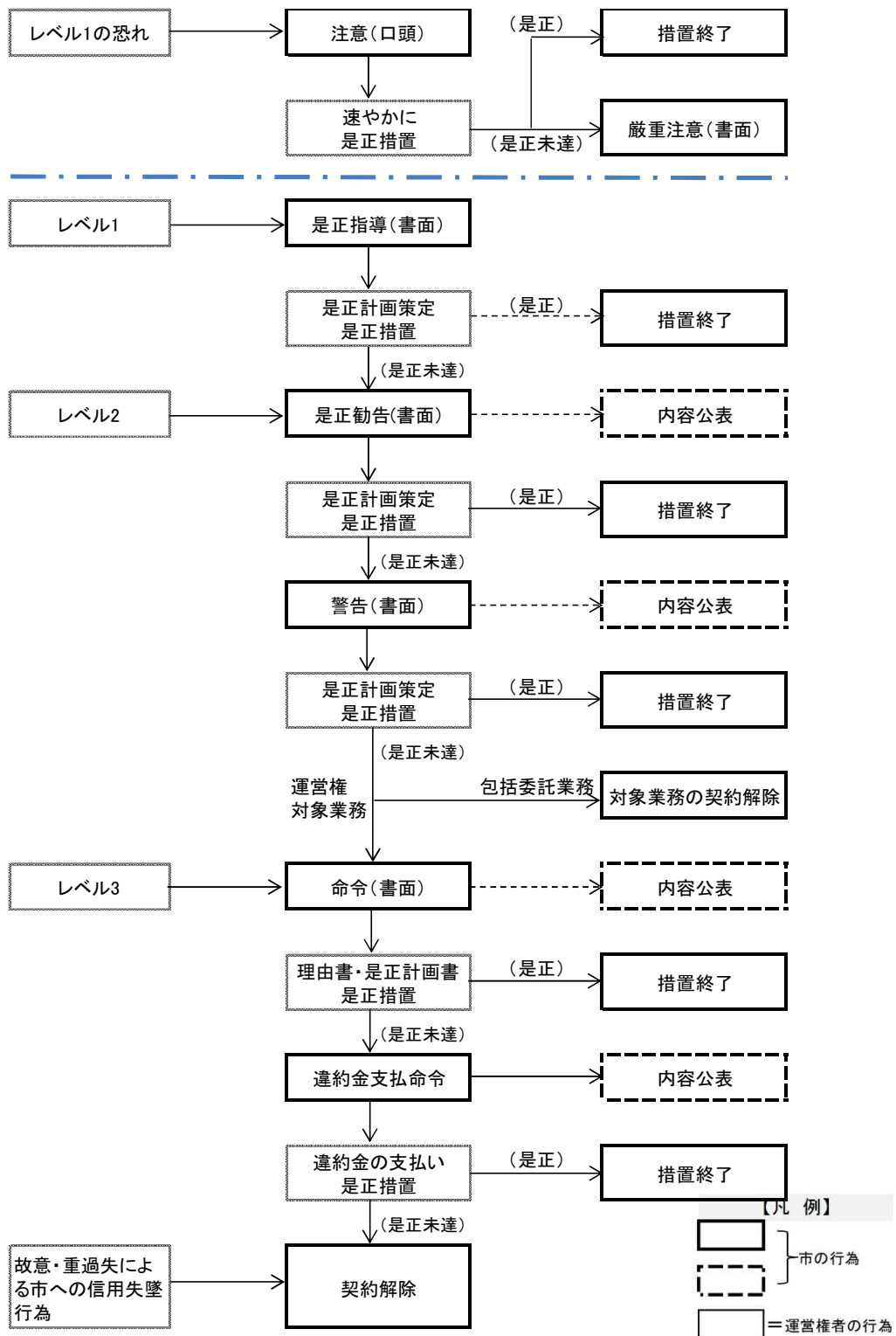


図 3-1 契約内容未達時における措置の概要

## 第4章 事業終了時のモニタリング

運営権者は、要求水準書や仕様書に定めるとおり、施設機能確認報告書及び引継書を作成し、市に提出する。市は報告書の内容について確認を行う。市は報告書の内容について確認を行う。なお、事業終了時における具体的なモニタリングの手法については、運営権者との協議により定めるものとする。

■【別紙1】 モニタリングチェックリスト（20200604版）

着色部: 毎月確認項目

1. 経営に関する業務に係るモニタリング

No	項目	細目	要求水準	チェック項目	書類	頻度
1-1	実施体制	各業務における実施体制の確保	<p>事業期間を通じて経営に係る業務、維持管理に係る業務を効率的に実施し、持続可能な事業運営が可能となる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各業務責任者の役割分担が明確となっており、適切なリスクの分担が図る。</li> <li>各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施する。</li> <li>業務全体の効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な実施体制となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各業務責任者の役割分担、リスク分担は明確か</li> <li>適任者(有資格者)が当該業務に従事しているか</li> <li>確実かつ機能的な実施体制となっているか</li> <li>実施体制に起因する要求水準未達は無い</li> </ul>	月次業務報告書(見直し時) 年度事業報告書	見直し時・毎年
1-2	経営必達目標	経費回収率の改善	<p>平成30年度末の経費回収率を基準に原則として、5か年毎（初年期は4か年毎）に（令和2～5年度、令和6～10年度、令和11～15年度、令和16～20年度）前期の期間平均を上回ることを目標とする。</p> <p>その結果として、平成30年度末の経費回収率が24.5%であったものを令和20年度に30%以上とすることを目標とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度末に経費回収率の改善状況を確認しているか</li> <li>5か年毎の経費回収率は前期を上回っているか</li> <li>最終目標の達成見込みについては確認しているか</li> </ul>	経費回収率計算報告書	毎年度
1-3	第三者への委託	委託等に関する事項	<p>事業者は、事前に市に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。その際、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲について届け出なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務を市に通知したか</li> <li>再委託届を遅滞なく市に提出したか</li> </ul>	委託・請負事前通知書	事業開始日まで、その後発生月



## 1. 経営に関する業務に係るモニタリング

No	項目	細目	要求水準	チェック項目	書類	頻度
1-4	第三者への委託	委託等に関する事項	有効な競争入札参加資格の認定を受けている須崎市内に本店を有する事業者の優先的な活用に配慮するよう、毎年度、その活用目標を設定すること等により、必要な措置を行う。	<input type="checkbox"/> 活用目標を設定すること等により必要な措置を講じているか	年度事業報告書	毎年度
1-5	第三者への委託	委託等に関する事項	<p>(1) 受託者等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4の規定に該当しない者であることを確認する。</p> <p>(2) 競争入札参加資格の認定を受けている場合、契約時において市から指名停止等の措置を受けていないこと。</p> <p>また、須崎市上下水道部工事請負約款等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないことを確認する。</p> <p>(3) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がないものを除く。）でないことを確認する。</p> <p>① 健康保険法第48条の規定による届け出の義務</p> <p>② 厚生年金保険法第27条の規定による届け出の義務</p> <p>③ 雇用保険法第7条の規定による届け出の義務</p>	<p>委託者等が;</p> <p><input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であるか</p> <p><input type="checkbox"/> 入札参加停止中、もしくは入札排除期間中に該当しない者か</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の規定による届け出の義務を履行しているか</p>	<p>月次業務報告書(発生月)</p> <p>年度事業報告書</p>	発生月・年度

# 1. 経営に関する業務に係るモニタリング

No	項目	細目	要求水準	チェック項目	書類	頻度	
1-6	財務状況	収入状況	<p>(1) 事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。</p> <p>(2) 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道利用料金額の調定額、収納率の管理	月次業務報告書 四半期業務報告書	毎月、四半期	
1-7	財務状況	支出状況		<input checked="" type="checkbox"/> 正確な資金計画の立案を目的として、前月支出額、当月支出予定額の管理 <input checked="" type="checkbox"/> 請求金額に対する支払実行額の管理	月次業務報告書 四半期業務報告書	毎月、四半期	
1-8	財務状況	資金残高		<input checked="" type="checkbox"/> 前月末現預金残高・借入残高・借入計画及び借入可能枠の管理	月次業務報告書 四半期業務報告書	毎月、四半期	
1-9	財務状況	ユーティリティ費用		<input type="checkbox"/> 消費者物価指数、人件費、ユーティリティコストの単価の市場動向	国内消費者物価指数 人件費・ユーティリティコスト単価市場動向	毎年度	
1-10	財務状況	決算		<input type="checkbox"/> 単年度事業計画に対する進捗状況・差異説明	四半期業務報告書 年度事業報告書	四半期、年度	
1-11	内部統制	業務活動の有効性・効率性		<input checked="" type="checkbox"/> 業務の有効性・効率性を継続的に監視しているか <input checked="" type="checkbox"/> 発生した課題への対応は適切か	セルフモニタリング結果報告書 年度事業報告書	毎月及び年度	
1-12	内部統制	業務活動の有効性・効率性		<p>対象は業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、資産の保全であり、上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保全等に関する基本方針を明確にし、確実に機能すること。</p>	<input type="checkbox"/> 内部統制に関する諸規程は組織に適切に伝えられることを確保しているか	年度事業報告書	発生月(規程改定)及び年度
1-13	内部統制	法令遵守			<input type="checkbox"/> 法令遵守を確保・促進しているか。 <input type="checkbox"/> 倫理及びコンプライアンス教育は計画・実施され、教育の有効性は確認されたか	四半期業務報告書	発生月(法令違反発生、教育実施)及び四半期
1-14	内部統制	法令遵守			<input type="checkbox"/> 個人情報保護法の違反件数0件	四半期業務報告書	発生月(法令違反発生)及び四半期
1-15	内部統制	財務報告			<input type="checkbox"/> 財務報告の信頼性は確保されているか	会計監査報告書	毎年度
1-16	情報公開	情報公開	<p>業務執行体制、収支、環境対策、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、施設の改築、維持管理に関する情報の積極的な公開に努めること。</p> <p>継続的で分かり易い情報公開に努めること。</p>		<input checked="" type="checkbox"/> 継続的で分かり易い積極的な情報公開がなされているか	月次業務報告書	毎月

## 1. 経営に関する業務に係るモニタリング

No	項目	細目	要求水準	チェック項目	書類	頻度
1-17	技術管理	教育体制	適切に事業を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保を図ること。	<input type="checkbox"/> 個人別力量・能力評価書の作成 <input type="checkbox"/> 個人別年間教育訓練計画の策定 <input type="checkbox"/> 教育訓練計画の履行状況	年間教育訓練実施記録(履行確認) 結果反映した力量・能力評価書 次年度の年間教育訓練計画 四半期業務報告書	発生月(教育実施)
1-18	環境対策	調達推進	リサイクル製品やグリーン調達を積極的に推進すること。	<input type="checkbox"/> リサイクル製品・グリーン調達を推進したか	年度事業報告書	毎年度
1-19	地域貢献	基本方針	地域貢献に関する基本方針を定め事業全体計画書に記載する。また、実施計画を策定し単年度事業計画書に盛り込み市に提出する。 ・ 地域経済に関する事項 ・ 地域活性化につながる地域連携や協働による事業展開 ・ 地元企業等との連携・協力 ・ 地元発注、地域住民の雇用	<input type="checkbox"/> 基本方針を事業全体計画書に記載したか <input type="checkbox"/> 実施計画を単年度事業計画書に盛り込み市に提出したか	全体事業計画書 単年度事業計画書	毎年度
1-20	地域貢献	広報活動	地域住民等の公共下水道事業への認識を深め、日常の事業活動を広く理解してもらうため、年1回以上広報活動を行うこと。	<input type="checkbox"/> 年1回以上の広報活動を実施したか	年度事業報告書	発生月(広報活動実施時)及び年度
1-21	地域貢献	見学者対応	市の要請及び市民からの要望に応じて当該施設への見学者の受け入れを行う。特別な事由により対応できなかった場合は市に報告する。 また、対応した日付・人数・団体名を記録し月次業務報告書にて報告する。	<input type="checkbox"/> 見学者の受け入れを行ったか <input type="checkbox"/> 対応に不備はなかったか <input type="checkbox"/> 月次業務報告書で報告したか	月次業務報告書	発生月
1-22	地域貢献	苦情等への対応	地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、速やかに市に報告する。	<input type="checkbox"/> 苦情・要望への適切な対応 <input type="checkbox"/> 市への速やかな報告(苦情内容や件数含む)	月次業務報告書及び速やかな市への報告 年度事業報告書	発生月(広報活動実施時)及び年度

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
2-1	リスク管理	P.18	施設管理部	○運営・維持管理上のリスク管理	事故防止を図るため、リスクアセスメントを実施する。	<input type="checkbox"/> リスクの特定 <input type="checkbox"/> リスク算定 <input type="checkbox"/> リスク評価 <input type="checkbox"/> リスク対策	各施設運転管理計画書等	事業開始予定日の30日前まで変更時
2-2	リスク管理	P.19	施設管理部	○労働災害防止	・転落の恐れのある開口部に対し、適切な安全対策をとる。 ・危険個所の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、事故防止に必要な措置を講じ、硫化水素等の測定結果は記録する。 ・作業中、有毒ガス等が発生した場合には、市及び関係機関に緊急連絡を行い、適切な措置を講ずる。	<input checked="" type="checkbox"/> 開口部の安全対策は実施されたか <input type="checkbox"/> 測定記録の確認 ⇒ <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 有毒ガス発生時の対応は適切か ⇒ <input type="checkbox"/> 該当なし	報告書等	適宜
2-3	リスク管理	P.19	施設管理部	○安全衛生パトロール	「安全衛生推進者養成講習」受講者が、年1回以上の施設内安全衛生状況の巡回点検を行い、点検結果を市に報告する。	<input type="checkbox"/> 巡回点検は実施したか <input type="checkbox"/> 巡回点検結果は報告したか	報告書等	適宜
2-4	リスク管理	P.19	施設管理部	○点検・調査及び改築・修繕計画に向けたリスク管理	本事業の対象施設の破損・故障などに対するリスクアセスメントを行う。	<input type="checkbox"/> リスクの特定 <input type="checkbox"/> リスク算定 <input type="checkbox"/> リスク評価 <input type="checkbox"/> リスク対策	各施設運転管理計画書等	事業開始予定日の30日前まで変更時
2-5	危機管理	P.21	施設管理部	○危機管理マニュアルの作成	・常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議の上、各々の役割分担を定める。 ・ハザード顕在化時の進行状況に応じた対応手順を明確化し、「須崎地域防災計画」等との制帽に留意する。	<input type="checkbox"/> 市と協議のうえ作成・提出 <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制表の整備	危機管理マニュアル	事業開始予定日の30日前まで変更時
2-6	危機管理	P.21	施設管理部	○災害、事故等の緊急時の対応	緊急時には危機管理マニュアルに従い対応すること。発生後速やかに市へ口頭報告すると共に対応中及び対応後は報告書等を作成し、市に報告すること。また、要求水準未達の可能性がある場合には、速やかに市に報告すること。	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルに従った対応 <input type="checkbox"/> 発生後速やかに市へ口頭報告 <input type="checkbox"/> 報告書による市への報告 <input type="checkbox"/> 要求水準未達可能性の場合の、速やかな市への報告	報告書等	適宜

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
2-7	危機管理	P.21	施設管理部	○緊急事態を想定した訓練の実施	緊急事態が発生した際、緊急時の対応が確に実施されるよう訓練を行うこと。	<input type="checkbox"/> 市主催の災害対策訓練に参加 <input type="checkbox"/> 中国・四国ブロック情報連絡訓練で実施される訓練に参加 <input type="checkbox"/> 災害用機材の点検(毎年度確認)	月間維持管理報告書 年間維持管理報告書	適宜
2-8	危機管理	P.21	施設管理部	○下水道BCPの作成	・市と協議を踏まえ作成し、市に提出する。 ・平成30年度改定版と十分整合を図ること。 ・業務継続計画を策定する際には、市と災害協定を締結することを盛り込む。	<input type="checkbox"/> 市と協議のうえ作成・提出 <input type="checkbox"/> 平成30年度改定版との整合性 <input type="checkbox"/> 災害協定締結の記載	下水道BCP	事業開始予定日の30日前まで変更時
2-9	下水道管渠運営に関する要求水準	P.25	調査計画部	○計画的維持管理	【基本業務指標】 ①道路陥没箇所数：目標値_0.5、単位_箇所/km/5年 ②管渠等の詰まり事故発生件数：目標値_0.5、単位_件/km/5年 ③応急措置実施数：目標値_5件/5年 ※①、②は目標値に管渠延長を乗じ小数点以下切り上げた整数値を目標値と読み替える。	<input type="checkbox"/> 必達目標を遵守しているか	報告書等	5年毎見直時
2-10	下水道管渠運営に関する要求水準	P.25	調査計画部	○雨天時侵入水対策	観測手法を考案するとともに発生源対策目標を自ら設定し、侵入率の低減を計画的に進めること。最終的に雨天時侵入水の25~35%削減を目標とすること。	<input type="checkbox"/> 侵入率の低減は行われているか	報告書等	年1回 または 2回
2-11	下水道管渠運営に関する要求水準	P.26	調査計画部	○計画的維持管理	要求水準書4.2.1【③その他業務指標】の達成を目指して業務を実施すること。	<input type="checkbox"/> 業務指標値は達成されているか	報告書等	年1回
2-12	下水道管渠運営に関する要求水準	P.26	調査計画部	○維持管理計画書作成 ○月間維持管理計画書作成	ストックマネジメント計画に基づき、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。	<input type="checkbox"/> 維持管理方針と目標の設定 <input type="checkbox"/> 現状維持管理状況の把握と課題整理 <input type="checkbox"/> 本館管路の点検調査計画 <input type="checkbox"/> 上記以外の維持管理計画	維持管理計画書 月間維持管理計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時
2-13	下水道管渠運営に関する要求水準	P.27	施設管理部	○巡視・点検、調査等	巡視・点検、調査は、【4.2.2業務内容(2)巡視・点検、調査等業務】の①~⑤までの内容に従い行うこと。	<input type="checkbox"/> 作業時間、手順は適切か <input type="checkbox"/> 異常時の処置は適切か <input type="checkbox"/> 作業記録写真を含む報告書は提出したか	報告書等	適宜

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
2-14	下水道管渠運営に関する要求水準	P.30	施設管理部	○汚水管渠ストックマネジメント計画	点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、概ね5~7年における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討する。	<input type="checkbox"/> ストマネ計画の内容が、【要求水準書別紙C-3】の設計条件書に合致しているか	汚水管渠ストックマネジメント計画書	策定時 見直し時
終-1	終末処理場	別紙-26	施設管理部	○有資格者の配置	①下水道法第22条第2項の資格者 ②第2種電気工事士 ③酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ④機械工又は電気工として実務経験を有する者 ⑤下水処理場、排水ポンプ場又はし尿処理場の操作、整備点検に従事した実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 有資格者の配置は適切か	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで 変更時
終-2	終末処理場	別紙-27	施設管理部	○従業員及び業務総括責任者の届出	業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けでること。	<input type="checkbox"/> 従業員の氏名、分担等を事前に届けでたか	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで 変更時
終-3	終末処理場	別紙-27	施設管理部	○緊急時の体制	緊急事態の発生に備えて応急措置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて、所要人員を所定の場所に配置すること。	<input type="checkbox"/> 応急措置体制の設定内容は適切か <input type="checkbox"/> 緊急時の人員配置は適切に行われたか	危機管理マニュアル	事業開始予定日の30日前まで 発生時
終-4	終末処理場	別紙-27	施設管理部	○安全の確保	・常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、安全性の向上に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 現場でのヘルメット着用等、適切な安全対策を行っているか <input checked="" type="checkbox"/> 危険箇所の周知、ハザード表示物設置等は適切か	維持管理報告書等	毎月
終-5	終末処理場	別紙-28	施設管理部	○放流水質	・放流水質の目標値は以下の通りとする。ただし、下水道革新的技術実証事業のため、放流水質は努力目標とする。 PH : 5.0~9.0 BOD : 15mg/ℓ以下 SS : 30mg/ℓ以下 大腸菌群数 : 3,000個/cm以下	目標値は達成されているか <input checked="" type="checkbox"/> PH : 5.0~9.0 <input checked="" type="checkbox"/> BOD : 15mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> SS : 30mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> 大腸菌群数 : 3,000個/cm以下	維持管理報告書等	毎月

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
終-6	終末処理場	別紙-28	施設管理部	○維持管理業務内容	<p>・業務内容は次の通りとする。</p> <p>①中央操作室における計器類の監視及び操作及び操作並びに記録</p> <p>②処理場設備機器の運転操作及び記録</p> <p>③既設水処理設備の保守運転</p> <p>④各種機器の日常及び定期点検整備及び記録</p> <p>⑤水質等の監視</p> <p>⑥処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録</p> <p>⑦処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理及び調達</p> <p>⑧処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）</p> <p>⑨法定水質分析</p> <p>⑩沈砂、しさ、スカムの搬出</p> <p>⑪環境の保持（汚泥棟、管理棟、場内の清掃等）</p> <p>⑫臭気、騒音等に関する巡視</p>	<p>・業務は適切に行われたか</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①中央操作室における計器類の監視及び操作及び操作並びに記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ②処理場設備機器の運転操作及び記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③既設水処理設備の保守運転</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ④各種機器の日常及び定期点検整備及び記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑤水質等の監視</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑥処理場の維持管理に必要な水質試験業務及び記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑦処理場の運転用薬品、消耗品、油脂類等の管理及び調達</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑧処理場の設備修繕（設備修繕計画に従い限度額を定めて行うもの）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨法定水質分析</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑩沈砂、しさ、スカムの搬出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑪環境の保持（汚泥棟、管理棟、場内の清掃等）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫臭気、騒音等に関する巡視</p>	維持管理報告書等	毎月
終-7	終末処理場	別紙-28	施設管理部	○物品調達業務	<p>・物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転に支障が生じないようにすること。</p> <p>・物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにすること。</p> <p>・保管場所及び保管物については、効率的な取り扱いができるよう消耗品類の位置を定めるとともに、整理整頓に心がけ、特に重量物の保管には注意し、事故防止に心掛けること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 調達した物品の品質・規格は適切なものであるか</p> <p><input type="checkbox"/> 在庫管理は適切に行われているか</p> <p><input type="checkbox"/> 消耗品類等の保管場所の整理整頓はされているか</p>	<p>調達品見積仕様書等</p> <p>在庫管理整理表</p> <p>（現地確認）消耗品設置場所</p>	毎月
終-8	終末処理場	別紙-30	施設管理部	○設備修繕	<p>・設備修繕業務を終了した場合は、速やかにその結果を記載した報告書を市に提出すること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 設備修繕の報告書を提出したか</p>	報告書等	発生月
終-9	終末処理場	別紙-30	施設管理部	○火災の防止	<p>・処理場施設の各箇所にて火元責任者を定め、防火教育を徹底し、火災の防止に努めること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 火元責任者は定めているか</p> <p><input type="checkbox"/> 防火教育は実施しているか</p>	維持管理計画書	事業開始予定日の30日前まで 適宜

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
終-10	終末処理場	別紙-31	施設管理部	○業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。</li> <li>・業務実施計画書と日誌を踏まえて、年間業務実施報告書、月間業務報告書を作成し市に提出すること。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 日報、月間報告書の内容は適切か <input checked="" type="checkbox"/> 日報、月間報告書は提出したか <input type="checkbox"/> 年間業務報告書の内容は適切か <input type="checkbox"/> 年間業務報告書は提出したか	日報、月間業務報告書 年間業務報告書	毎月 年1回
漁-1	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-34	施設管理部	○点検回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の保守点検回数は、池ノ浦地区、中ノ島地区及び蜂ヶ尻地区、白浜地区は年26回（2週間に1回）とし、戸島地区は年12回（月に1回）以上とすること。</li> </ul>	点検回数の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 池ノ浦地区 <input checked="" type="checkbox"/> 中ノ島地区 <input checked="" type="checkbox"/> 蜂ヶ尻地区 <input checked="" type="checkbox"/> 白浜地区 <input checked="" type="checkbox"/> 戸島地区	点検報告書	毎月
漁-2	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-34	施設管理部	○保守点検の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律で定める有資格者1名を選任し、熟練された作業員と共に定期的に巡回し、保守点検又は清掃の記録を2部作成し、うち1部を市に提出して5年間保存すること。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 有資格者を選任し、定期的な巡回を行ったか <input checked="" type="checkbox"/> 保守点検、清掃の記録を市に提出したか	点検報告書	毎月
漁-3	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-35	施設管理部	○業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の保守点検業務内容は次の通りとする。</li> <li>①浄化槽の維持管理（水質管理、機械管理、配管管理、その他必要に応じた管理）</li> <li>②浄化槽への薬剤投入</li> <li>③中継ポンプ場の維持管理</li> <li>④機器消耗品、油脂の管理</li> <li>⑤汲み取り清掃業務</li> <li>⑥臨時点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務は適切に行われたか</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ①浄化槽の維持管理（水質管理、機械管理、配管管理、その他必要に応じた管理）</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ②浄化槽への薬剤投入</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ③中継ポンプ場の維持管理</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ④機器消耗品、油脂の管理</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤汲み取り清掃業務</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ⑥臨時点検</li> </ul>	点検報告書	毎月



## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
漁-4	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-35	施設管理部	○保守点検の技術上の基準	※詳細は要求水準書参照 ①点検項目（管渠と槽の接続状況、槽の水平保持状況、装置、機器類の設置位置、スカム発生、汚泥の堆積等の状況） ②流量調整タンクの状況 ③ばっ気装置の状況 ④駆動装置、ポンプ設備の状況 ⑤接触ばっ気室の状況 ⑥ばっ気タンク等の状況 ⑦汚泥返送装置等の状況 ⑧悪臭、騒音、振動の状況 ⑨放流水の消毒の状況	<input checked="" type="checkbox"/> ①点検項目（管渠と槽の接続状況、槽の水平保持状況、装置、機器類の設置位置、スカム発生、汚泥の堆積等の状況） <input checked="" type="checkbox"/> ②流量調整タンクの状況 <input checked="" type="checkbox"/> ③ばっ気装置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ④駆動装置、ポンプ設備の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤接触ばっ気室の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ばっ気タンク等の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦汚泥返送装置等の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧悪臭、騒音、振動の状況 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨放流水の消毒の状況	点検報告書	毎月
漁-5	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-36	施設管理部	○清掃の技術上の基準	・汚水管渠、インバート柵、スクリーン、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、フロアフィルター、流出口及び放流管渠にあつては、付着物、沈殿物等を引出し、洗浄、清掃等を行うこと。簡易な清掃業務は、保守点検と同一回数実施すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 各施設の洗浄、清掃は適宜行ったか <input checked="" type="checkbox"/> 簡易な清掃は保守点検と同時に行ったか	点検報告書	毎月
漁-6	排水処理施設 (浄化槽)	別紙-36	施設管理部	○緊急の措置	・設備の異常、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場に行き、臨機の措置を行い市に連絡し、その指示に従い復旧に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 設備等の異常連絡時の対応は適切か	故障報告書	適宜
漁-7	維持管理	別紙-36	施設管理部	○業務実施計画書	・次の書類を提出すること ①総括責任者選任届 ②法定資格者選任届 ③従業員選任届 ④業務実施計画書 ⑤施設使用許可願 ⑥年間業務実施計画書 ⑦年間業務報告書 ⑧月間業務報告書 ・業務報告書及び運転管理記録は、デジタルデータとして整理、保持すること。	・書類の提出、データの確認 <input type="checkbox"/> ①総括責任者選任届 <input type="checkbox"/> ②法定資格者選任届 <input type="checkbox"/> ③従業員選任届 <input type="checkbox"/> ④業務実施計画書 <input type="checkbox"/> ⑤施設使用許可願 <input type="checkbox"/> ⑥年間業務実施計画書 <input type="checkbox"/> ⑦年間業務報告書 <input type="checkbox"/> ⑧月間業務報告書 <input type="checkbox"/> 業務報告書及び運転管理記録は、デジタルデータ化したか	各計画書、保管データ	事業開始予定日の30日前まで 変更時

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
漁-8	維持管理	別紙-37	施設管理部	○年間業務実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間業務実施計画書には次の事項を記載すること</li> <li>①業務概要</li> <li>②管理体制</li> <li>③業務計画</li> <li>④業務実施方法</li> <li>⑤計画</li> <li>⑥緊急時等対応計画</li> <li>⑦安全衛生管理</li> <li>⑧巡回・保守点検</li> <li>⑨その他必要事項</li> </ul>	年間業務実施計画書に次の事項を記載したか <input type="checkbox"/> ①業務概要 <input type="checkbox"/> ②管理体制 <input type="checkbox"/> ③業務計画 <input type="checkbox"/> ④業務実施方法 <input type="checkbox"/> ⑤計画 <input type="checkbox"/> ⑥緊急時等対応計画 <input type="checkbox"/> ⑦安全衛生管理 <input type="checkbox"/> ⑧巡回・保守点検 <input type="checkbox"/> ⑨その他必要事項	年間業務実施計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時
漁-9	維持管理	別紙-37	施設管理部	○年間業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間業務報告書には次の事項を記載すること</li> <li>①年間点検報告書</li> <li>②故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告</li> <li>③年間業務に関する考察</li> </ul>	年間業務報告書に次の事項を記載したか <input type="checkbox"/> ①年間点検報告書 <input type="checkbox"/> ②故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告 <input type="checkbox"/> ③年間業務に関する考察	年間業務報告書	年1回
漁-10	維持管理	別紙-37	施設管理部	○月間業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月間業務報告書には次の事項を記載すること</li> <li>①年次計画による月別巡回・保守点検結果</li> <li>②補修・修繕等措置報告</li> <li>③故障時等緊急対応措置報告</li> <li>④環境整備業務報告（実施された場合）</li> <li>⑤物品管理調達報告</li> <li>⑥月間業務に関する考察</li> </ul>	月間業務報告書に次の事項を記載したか <input checked="" type="checkbox"/> ①年次計画による月別巡回・保守点検結果 <input checked="" type="checkbox"/> ②補修・修繕等措置報告 <input checked="" type="checkbox"/> ③故障時等緊急対応措置報告 <input type="checkbox"/> ④環境整備業務報告（実施された場合） <input type="checkbox"/> ⑤物品管理調達報告 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥月間業務に関する考察	月間業務報告書	毎月
CC-1	浸出水処理施設	別紙-41	施設管理部	○有資格者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①下水道法第22条第2項の資格者</li> <li>②第2種電気工事士</li> <li>③第2種酸素欠乏危険作業主任者</li> <li>④機械工又は電気工として実務経験を有する者</li> <li>⑤下水道処理場等水処理施設の整備点検に従事した実務経験を有する者</li> <li>⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める技術管理者</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 有資格者の配置は適切か	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
CC-2	浸出水 処理施設	別紙-42	施設管理部	○従業員及び業務総括 責任者の届出	・業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書 面で市に届けでること。	<input type="checkbox"/> 従業員の氏名、分担等を事前に届けでたか	単年度事業計画書	事業開始予定日 の30日前まで 変更時
CC-3	浸出水 処理施設	別紙-42	施設管理部	○緊急時の体制	・緊急事態の発生に備えて応急措置体制を確立し、当該 事態には、市の要請に応じて、所要人員を所定の場所に 配置すること。	<input type="checkbox"/> 応急措置体制の設定内容は適切か <input type="checkbox"/> 緊急時の人員配置は適切に行われたか	危機管理マニュアル	事業開始予定日 の30日前まで 発生時
CC-4	浸出水 処理施設	別紙-43	施設管理部	○安全の確保	・労働安全衛生法等に基づき、常に安全衛生管理に必要な 措置を講じること。 ・電撃、薬品類、有毒ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に 対し保安対策を施し、適切な業務方法、従業員の配置を 行うこと。 ・安全管理上の障害発生時は、直ちに応急措置を講じ、 速やかに市に連絡すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 現場でのヘルメット、安全帯の着用、防塵マスク使用 等、適切な安全対策を行っているか <input checked="" type="checkbox"/> 保安対策、業務方法、従業員の配置は適切か <input checked="" type="checkbox"/> 障害発生時の応急措置、連絡は適切に実施したか	維持管理報告書等	毎月 発生月
CC-5	浸出水 処理施設	別紙-43	施設管理部	○放流水質	・放流水質の基準値は以下の通りとする。 PH：5.0～8.6 BOD：20mg/ℓ以下 COD：20mg/ℓ以下 SS：20mg/ℓ以下 T-N：20mg/ℓ以下 大腸菌群数：3,000個/cm以下	基準値は達成されているか <input checked="" type="checkbox"/> PH：5.0～8.6 <input checked="" type="checkbox"/> BOD：20mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> COD：20mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> SS：30mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> T-N：20mg/ℓ以下 <input checked="" type="checkbox"/> 大腸菌群数：3,000個/cm以下	維持管理報告書等	毎月

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
CC-6	維持管理	別紙-43	施設管理部	○業務範囲	①埋立処分場の業務 ・覆土の確保、廃棄物の埋立て、覆土による転圧 ②閉鎖処分場の管理 ・草刈り及び立木の伐採 ③浸出水処理施設の業務 ・施設巡回点検業務（週2回以上） ・水質分析業務（週1回以上（PH、COD、DO、水温）） ・施設設備の運転操作、機器類の点検整備、水質の監視、維持管理に必要な水質試験及び記録 ④リサイクルプラザの業務（詳細は要求水準書参照） ・不燃ごみの積み下ろし補助、誘導等 ・プラットホームでの不燃ごみの処理、運搬等 ・資源ごみの手選別による異物の除去等 ・未収集ごみの収集運搬に関する業務 ⑤共通事項 ・機械・設備等の点検、調整、機能検査 ・備品、薬品等の在庫管理 ・施設内の整理整頓、清掃、植栽管理等 ・臭気、騒音等に関する巡視 ・施設見学補助 ・業務記録	<input type="checkbox"/> ①埋立処分場の業務 ・覆土の確保、廃棄物の埋立て、覆土による転圧 <input type="checkbox"/> ②閉鎖処分場の管理 ・草刈り及び立木の伐採 <input checked="" type="checkbox"/> ③浸出水処理施設の業務 ・施設巡回点検業務（週2回以上） ・水質分析業務（週1回以上（PH、COD、DO、水温）） ・施設設備の運転操作、機器類の点検整備、水質の監視、維持管理に必要な水質試験及び記録 <input checked="" type="checkbox"/> ④リサイクルプラザの業務（詳細は要求水準書参照） ・不燃ごみの積み下ろし補助、誘導等 ・プラットホームでの不燃ごみの処理、運搬等 ・資源ごみの手選別による異物の除去等 ・未収集ごみの収集運搬に関する業務 <input type="checkbox"/> ⑤共通事項 ・機械・設備等の点検、調整、機能検査 ・備品、薬品等の在庫管理 ・施設内の整理整頓、清掃、植栽管理等 ・臭気、騒音等に関する巡視 ・施設見学補助 ・業務記録	維持管理報告書等	毎月発生月
CC-7	維持管理	別紙-46	施設管理部	○職員研修	・従業員の研修、教育を行い、技術知識の向上をはかり、適正な業務の推進及び事故防止に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 職員研修を行い技術向上、事故防止に役立てているか	職員研修資料	四半期

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
CC-8	維持管理	別紙-46	施設管理部	○年間業務実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間業務実施計画書には次の事項を記載すること</li> <li>①業務概要</li> <li>②管理体制</li> <li>③業務計画</li> <li>④業務実施方法</li> <li>⑤緊急時等対応計画</li> <li>⑥安全衛生管理</li> <li>⑦その他必要事項</li> </ul>	年間業務実施計画書に次の事項を記載したか <input type="checkbox"/> ①業務概要 <input type="checkbox"/> ②管理体制 <input type="checkbox"/> ③業務計画 <input type="checkbox"/> ④業務実施方法 <input type="checkbox"/> ⑤緊急時等対応計画 <input type="checkbox"/> ⑥安全衛生管理 <input type="checkbox"/> ⑦その他必要事項	年間業務実施計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時
CC-9	維持管理	別紙-46	施設管理部	報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に市指定の期日までに次の書類を提出すること</li> <li>①業務日誌、業務月間実績報告書</li> <li>②故障報告書</li> <li>③水質分析試験結果</li> <li>④その他市が指示するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定期日までに次の書類を提出したか</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ①業務日誌、業務月間実績報告書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ②故障報告書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ③水質分析試験結果</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ④その他市が指示するもの</li> </ul>	維持管理報告書等	毎月
雨P-1	保守点検	別紙-50	施設管理部	勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。</li> <li>①保守点検業務 計画による</li> <li>②設備機器修繕業務 必要の都度</li> <li>③物品管理業務 必要の都度</li> <li>④緊急時対応業務 必要の都度</li> <li>⑤市の指示による業務 必要の都度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当月に発生した業務形態の確認</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> ①保守点検業務</li> <li><input type="checkbox"/> ②設備機器修繕業務</li> <li><input type="checkbox"/> ③物品管理業務</li> <li><input type="checkbox"/> ④緊急時対応業務</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤市の指示による業務</li> </ul>	維持管理報告書等	毎月発生月
雨P-2	保守点検	別紙-51	施設管理部	点検回数	雨水ポンプ場の点検頻度は、奇数月又は偶数月毎に特記仕様書に定められた回数及び内容を実施する。（詳細は要求水準書参照）	点検回数の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 須崎ポンプ場 <input checked="" type="checkbox"/> 須崎西部ポンプ場 <input checked="" type="checkbox"/> 大間ポンプ場 <input checked="" type="checkbox"/> 終末処理場内雨水ポンプ場 <input checked="" type="checkbox"/> 浜町ポンプ場	維持管理報告書等	毎月

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
雨P-3	保守点検	別紙-51	施設管理部	有資格者の配置	<p>①下水道法第15条の3に定める資格条件を有するもの</p> <p>②乙種第4類危険物取扱者</p> <p>③酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者</p> <p>④玉掛技能講習修了者又は玉掛業務の特別教育修了者</p> <p>⑤その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格等を有する者</p>	<input type="checkbox"/> 有資格者の配置は適切か	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時
雨P-4	保守点検	別紙-51	施設管理部	総括責任者の選任及び通知	<p>総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて市に通知する。</p>	<input type="checkbox"/> 総括責任者の氏名その他の必要事項を通知したか	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで変更時
雨P-5	保守点検	別紙-52	施設管理部	臨機の措置	<p>①大雨・地震・停電・その他重大事故等の緊急事態に備え、総括もしくは同等の能力のあるもの及び緊急度等に応じた必要人員が30分以内に非常呼び出しに応じられる体制にしておかなければならない（5～10月に限る）。</p> <p>②重大な故障又は状態の変化が発生したときは、速やかに市の職員に連絡を取り、その指示に従って必要な措置を取らなければならない。</p> <p>③業務中に事故が発生したときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた処置について、逐次、市に文書により速やかに報告をしなければならない。</p> <p>④上記業務の処理に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため生じた経費は事業者が負担するものとする。ただし、その損失の理由が市、または、第三者の責に帰する場合においては、この限りではない。</p> <p>⑤地域防災計画に基づいて自主的にポンプ場施設等の点検を行い、その結果を市に連絡しなければならない。また市の復旧活動に協力し正常運転の確保に努めること。</p>	<input type="checkbox"/> ①臨機の措置体制の設定内容は適切か <input type="checkbox"/> ②臨機の連絡は適切に行われたか <input type="checkbox"/> ③事故発生時の報告書を提出したか <input type="checkbox"/> ④経費負担の内容は適切か <input type="checkbox"/> ⑤自主的な施設点検、市の復旧活動への支援を実施し、正常運転の確保に努めたか	維持管理報告書等	発生月

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
雨P-6	保守点検	別紙-52	施設管理部	業務記録等の整備	<p>・業務記録など業務の履行・確認に必要な記録を常に整備し、市が提出を求めた場合は、速やかに提出すること。</p> <p>・設備機器の状態、点検結果について設備点検表に記録すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 点検報告書の内容は適切か <input checked="" type="checkbox"/> 点検報告書は提出したか	維持管理報告書等	毎月
雨P-7	保守点検	別紙-53	施設管理部	保守点検業務内容	<p>・業務内容は次の通りとする。</p> <p>①ポンプ場の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確認するために必要な点検・測定及び調査</p> <p>②ポンプ場施設の機能を維持するうえで必要な機器すべての点検</p> <p>③点検要領及び基準を定めた設備点検の実施</p> <p>④業務履行に必要な関係法令の順守及びその他関係書類の熟知</p> <p>⑤異常個所の原因調査及び異常個所への適切な措置</p> <p>⑥施設運営に重大な支障を及ぼす異常を発見した場合の連絡及び異常個所への適切な措置</p>	<input checked="" type="checkbox"/> ①ポンプ場の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確認するために必要な点検・測定及び調査 <input checked="" type="checkbox"/> ②ポンプ場施設の機能を維持するうえで必要な機器すべての点検 <input checked="" type="checkbox"/> ③点検要領及び基準を定めた設備点検の実施 <input checked="" type="checkbox"/> ④業務履行に必要な関係法令の順守及びその他関係書類の熟知 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤異常個所の原因調査及び異常個所への適切な措置 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥施設運営に重大な支障を及ぼす異常を発見した場合の連絡及び異常個所への適切な措置	維持管理報告書等	毎月
雨P-8	保守点検	別紙-53	施設管理部	補修及び修理	<p>・点検整備により発見した不良箇所、又は事故、故障の発生箇所のうち備え付け工具、支給材料等を用いて現場で補修可能なものについては、補修内容を市と協議したうえで補修すること。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うと共に市に報告すること。</p> <p>・設備機器等（足場を必要としない高さ限定）の錆・腐食等の防止を目的とした局所的な塗装を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 補修及び修繕の内容は適切か。 <input type="checkbox"/> 緊急を要した場合、応急処置の報告書を提出したか。 <input type="checkbox"/> 防腐塗装箇所は適切であったか。	維持管理報告書等	発生日
雨P-9	保守点検	別紙-53	施設管理部	業務実施計画書	<p>・次の書類を提出すること</p> <p>①総括責任者選任届</p> <p>②法定資格者選任届</p> <p>③従業員選任届</p> <p>④業務実施計画書</p> <p>⑤施設使用許可願</p> <p>⑥年間業務実施計画書</p> <p>⑦年間業務報告書</p> <p>⑧月間業務報告書</p> <p>・業務報告書は、データベースとして整理すること。</p>	<p>・書類の提出、データの確認</p> <input type="checkbox"/> ①総括責任者選任届 <input type="checkbox"/> ②法定資格者選任届 <input type="checkbox"/> ③従業員選任届 <input type="checkbox"/> ④業務実施計画書 <input type="checkbox"/> ⑤施設使用許可願 <input type="checkbox"/> ⑥年間業務実施計画書 <input type="checkbox"/> ⑦年間業務報告書 <input type="checkbox"/> ⑧月間業務報告書 <input type="checkbox"/> 業務報告書は、データベース化したか	業務実施計画書、保管データ	事業開始予定日の30日前まで変更時

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
雨P-10	保守点検	別紙-54	施設管理部	年間業務実施計画書	・年間業務実施計画書には次の事項を記載すること ①業務概要 ②管理体制 ③業務計画 ④業務実施方法 ⑤点検計画 ⑥緊急時等対応計画 ⑦安全衛生管理 ⑧その他必要事項	年間業務実施計画書に次の事項を記載したか <input type="checkbox"/> ①業務概要 <input type="checkbox"/> ②管理体制 <input type="checkbox"/> ③業務計画 <input type="checkbox"/> ④業務実施方法 <input type="checkbox"/> ⑤点検計画 <input type="checkbox"/> ⑥緊急時等対応計画 <input type="checkbox"/> ⑦安全衛生管理 <input type="checkbox"/> ⑧その他必要事項	年間業務実施計画書	事業開始予定日の30日前まで 変更時
雨P-11	保守点検	別紙-54	施設管理部	月間業務実施計画書	・月間業務実施計画書には次の事項を記載すること ①巡回点検計画 ②保守点検計画 ③環境整備計画	月間業務実施計画書に次の事項を記載したか <input checked="" type="checkbox"/> ①巡回点検計画 <input checked="" type="checkbox"/> ②保守点検計画 <input checked="" type="checkbox"/> ③環境整備計画	月間業務実施計画書	毎月
雨P-12	保守点検	別紙-54	施設管理部	年間業務報告書	・年間業務報告書には次の事項を記載すること ①各ポンプ場の点検報告（点検年報、雨量年報） ②故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告 ③年間業務に関する考察	年間業務報告書に次の事項を記載したか <input type="checkbox"/> ①各ポンプ場の点検報告（点検年報、雨量年報） <input type="checkbox"/> ②故障・不具合・修繕等の措置に関する年間報告 <input type="checkbox"/> ③年間業務に関する考察	年間業務報告書	年1回
雨P-13	保守点検	別紙-55	施設管理部	物品管理	・施設の保守に関する消耗品、油脂類の在庫を管理するとともに的確に調達し、在庫不足により設備運転に影響を与えないこと。 ・適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響を与えないこと。	<input type="checkbox"/> 調達した物品の品質・規格は適切なものであるか <input type="checkbox"/> 在庫管理は適切に行われているか <input type="checkbox"/> 消耗品類等の保管場所の整理整頓はされているか	調達品見積仕様書等 在庫管理整理表 (現地確認) 消耗品設置場所	発生月
雨管-1	維持管理	別紙-56	調査計画部	有資格者の配置	①酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ②下水道管渠の巡視、点検、調査に従事した実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 有資格者の配置は適切か	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで 変更時
雨管-2	維持管理	別紙-56	調査計画部	従業員及び業務総括責任者の届出	業務に従事する従業員の氏名及び分担等を前もって書面で市に届けでること。	<input type="checkbox"/> 従業員の氏名、分担等を事前に届け出たか	単年度事業計画書	事業開始予定日の30日前まで 変更時



## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
雨管-3	維持管理	別紙-57	調査計画部	緊急時の体制	大雨、台風及び重大事故等の緊急事態の発生に備えて、 応急処置体制を確立し、当該事態には、市の要請に応じて 所要の人員を所定の場所に配置すること。	<input type="checkbox"/> 応急措置体制の設定内容は適切か <input type="checkbox"/> 緊急時の人員配置は適切に行われたか	危機管理マニュアル	事業開始予定日 の30日前まで 変更時
雨管-4	維持管理	別紙-57	調査計画部	安全の確保	・常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生を防止し、 安全性の向上に努めること。	<input type="checkbox"/> 現場でのヘルメット着用等、適切な安全対策を行っているか <input type="checkbox"/> 危険箇所の周知、ハザード表示物設置等は適切か	維持管理報告書等	発生月
雨管-5	維持管理	別紙-57	調査計画部	維持管理業務内容	・業務内容は次の通りとする。 ①維持管理計画策定業務 ②月間維持管理計画策定業務 ③計画的維持管理業務 業務対象施設につき、必要に応じて年1~2回程度の調査を行う。 ・マンホール蓋の巡視・点検業務（圧力マンホール） ・マンホール内目視確認業務（圧力マンホール以外） ・清掃業務 ・修繕業務	・業務は適切に行われたか <input type="checkbox"/> マンホール蓋の巡視・点検業務（圧力マンホール） <input type="checkbox"/> マンホール内目視確認業務（圧力マンホール以外） <input type="checkbox"/> 清掃業務 <input type="checkbox"/> 修繕業務	維持管理報告書等	発生月
雨管-6	維持管理	別紙-57	調査計画部	維持管理計画書	・維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。 ①維持管理方針と目標の設定 ・維持管理の目的 ・計画期間 ・目標指標、目標値の設定 ②現状維持管理状況の把握と課題整理 ・対象施設の概要の整理 ・現状の管路施設の維持管理状況 ③上記以外の維持管理計画 ・清掃計画 ・苦情、事故発生時の対応計画 ・緊急時対応計画書 ・維持管理体制の確保	・維持管理計画書に、以下の内容を記載したか <input type="checkbox"/> ①維持管理方針と目標の設定 <input type="checkbox"/> ②現状維持管理状況の把握と課題整理 <input type="checkbox"/> ③上記以外の維持管理計画	維持管理計画書	事業開始予定日 の30日前まで 変更時
雨管-7	維持管理	別紙-58	調査計画部	月間維持管理計画書	月間維持管理計画書は、日単位で把握できるように作成 すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 計画書の記載内容は適切か	月間維持管理計画	毎月

## 2. 維持管理業務に係るモニタリング

No	項目	掲載ページ	担当部署	主な業務	要求水準	チェック項目	書類	頻度
雨管-8	維持管理	別紙-58	調査計画部	計画的維持管理業務内容	<p>・業務内容は次の通りとする。</p> <p>①巡視・点検箇所</p> <p>・巡視・点検の実施箇所は、業務位置図による。</p> <p>②作業時間</p> <p>・巡視・点検は、道路使用許可条件を厳守すること。</p> <p>③調査機材</p> <p>④巡視・点検</p> <p>・写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を用いて、異常箇所は全て撮影すること。</p> <p>⑤異常時の措置</p> <p>・調査の続行が困難な場合は、直ちに市に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど調査の完遂に努め、原因を把握すること。</p> <p>⑥作業記録写真</p> <p>・撮影は、地区当り2箇所程度に対して、1箇所の保安施設の状況、使用機械の設置状況、酸素・硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、市が指定する内容について行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> ①巡視・点検箇所は適切か <input type="checkbox"/> ②道路使用許可条件を遵守されていたか <input type="checkbox"/> ③調査機材の点検・整備は適切に行われているか <input type="checkbox"/> ④巡視・点検箇所の写真・記録は適切か <input type="checkbox"/> ⑤異常時の措置は適切に行われたか <input type="checkbox"/> ⑥作業記録写真帳を作成したか	維持管理報告書等	発生月
雨管-9	維持管理	別紙-59	調査計画部	施設の改善要求	<p>・施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出すること。</p> <p>①改善が必要な理由</p> <p>②正常な管理を行ってきた証拠</p> <p>③必要な改善措置案</p>	<p>・施設、設備の改善要求を行う場合、次の事項を明らかにした改善要求書を提出すること。</p> <p>①改善が必要な理由</p> <p>②正常な管理を行ってきた証拠</p> <p>③必要な改善措置案</p>	改善要求書	発生月
雨管-10	維持管理	別紙-59	調査計画部	業務報告書	<p>業務実績を明らかにした日誌により、市に業務内容を報告すること。</p>	<input type="checkbox"/> 維持管理報告書を提出したか	維持管理報告書等	毎月

### 3. 附帯、任意事業に係るモニタリング

No	項目	細目	要求水準	チェック項目	書類	頻度
3-1	附帯事業	面整備の促進 水洗化の促進	附帯事業の提案にあたっては、市における経営改善を目的とすることから、附帯事業実施後の収入増加、支出減少の見込み額を示すこと。	<input type="checkbox"/> 面整備検討スケジュールは適切か <input type="checkbox"/> 管渠、マンホールの既設状況調査は実施したか <input type="checkbox"/> 面整備の効率性、実現性についての検討内容は適切か（収入増加見込み額の整理等含む）	面整備検討書、 報告書	適宜
3-2	附帯事業	下水道資産の活用		<input type="checkbox"/> 下水道管渠空間の活用、終末処理場のネーミングライツ売却の可能性検討を行い、収入増加を実現したか	報告書等	適宜
3-3	附帯事業	支出減少		<input type="checkbox"/> 管路内調査に新技術（ドローン等）を活用することで支出減を実現したか <input type="checkbox"/> マンホール内の水位データ観測、中央監視装置の更新時における「維持管理情報共有システム」の構築において新技術の導入を図り、支出減少を実現したか	報告書等	適宜
3-4	任意事業	地域貢献	任意事業は独立採算を基本とし、運営権を対象とした施設に対し下水道事業とは直接的に関連性のない事業を事業者自ら行う。	<input type="checkbox"/> 管理棟の防災拠点化を行ったか <input type="checkbox"/> DHSシステムにおける材料調達等について地産地消、域外販売の検討を行い、地域貢献に貢献したか <input type="checkbox"/> 継続的な地域貢献事業の検討を行い、実施したか	報告書等	適宜